

平成 29 年第 4 回（12 月）

伊 豆 市 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 29 年 11 月 30 日 開会

平成 29 年 12 月 20 日 閉会

## 平成29年第4回(12月)伊豆市議会定例会会議録目次

### 第1号(11月30日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
行政報告.....	9
議案第95号～議案第99号の上程、説明.....	11
議案第100号～議案第103号の上程、説明.....	20
議案第104号、議案第105号の上程、説明.....	24
諮問第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決.....	26
散会宣告.....	27

### 第2号(12月4日)

議事日程.....	29
本日の会議に付した事件.....	29
出席議員.....	29
欠席議員.....	29
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	29
職務のため出席した者の職氏名.....	29
開議宣告.....	30
発言訂正について.....	30
議事日程説明.....	30
一般質問.....	30
杉山 誠 君.....	31
山口 繁 君.....	45

木村建一君.....	69
小長谷順二君.....	90
間野みどり君.....	106
波多野靖明君.....	118
延会宣告.....	128

### 第 3 号 (12月5日)

議事日程.....	129
本日の会議に付した事件.....	129
出席議員.....	129
欠席議員.....	129
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	129
職務のため出席した者の職氏名.....	129
開議宣告.....	130
一般質問.....	130
鈴木正人君.....	130
発言訂正について.....	146
永岡康司君.....	146
西島信也君.....	162
青木靖君.....	181
森良雄君.....	198
散会宣告.....	223

### 第 4 号 (12月7日)

議事日程.....	225
本日の会議に付した事件.....	225
出席議員.....	225
欠席議員.....	225
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	225
職務のため出席した者の職氏名.....	226
開議宣告.....	227
議事日程説明.....	227
議案第95号～議案第99号の質疑、委員会付託.....	227
議案第100号～議案第103号の質疑、委員会付託.....	258
議案第104号、議案第105号の質疑、委員会付託.....	269

散会宣告.....	273
-----------	-----

第 5 号 (12月20日)

議事日程.....	275
本日の会議に付した事件.....	275
出席議員.....	275
欠席議員.....	276
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	276
職務のため出席した者の職氏名.....	276
開議宣告.....	277
議案第95号～議案第99号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	277
議案第100号～議案第103号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	293
議案第104号、議案第105号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	303
日程の追加.....	305
議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	305
議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	308
発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	315
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	318
閉会中の所管事務調査の申し出.....	320
諸般の報告.....	320
発言訂正について.....	321
閉会宣告.....	321
署名議員.....	323

## 平成29年第4回(12月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成29年11月30日(木曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 議案第 95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算(第6回)  
日程第 6 議案第 96号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)  
日程第 7 議案第 97号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第2回)  
日程第 8 議案第 98号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第2回)  
日程第 9 議案第 99号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)  
日程第10 議案第100号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について  
日程第11 議案第101号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について  
日程第12 議案第102号 伊豆市営住宅条例の一部改正について  
日程第13 議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正について  
日程第14 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺総合会館)  
日程第15 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について(天城ふるさと広場)  
日程第16 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君

13番 西島信也君

14番 杉山誠君

15番 森良雄君

16番 木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総合政策部長	田村英樹君
総務部長	伊郷伸之君	防災監	佐野松太郎君
市民部長	梅原敏男君	健康福祉部長	村井克代君
産業部長	堀江啓一君	建設部長	山田博治君
教育部長	金刺重哉君	会計管理者	長谷川文子君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田博昭	次長	稲村栄一
主査	滝川和代		

開会 午前 9時30分

#### 開会宣告

議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成29年第4回伊豆市議会定例会を開会いたします。

#### 開議宣告

議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程説明

議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

#### 会議録署名議員の指名

議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。9番青木靖議員、10番永岡康司議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月20日までの21日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりでございますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程に記されたとおりとすることに決しました。

#### 諸般の報告

議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、11月22日に「リハビリテーション中伊豆温泉病院の市内存続についての要望書」を静岡県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会会長、鈴木様に提出してきました。

次に、去る9月定例会において可決されました「道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書」及び「森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書」並びに「小中学校におけるプログラミング教育必修化に対して支援を求める意見書」につきましては、関係方面に提出いたしました。

次に、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びに議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

続きまして、各常任委員会の行政視察報告を行います。

初めに、第1委員会委員長、青木靖議員、お願いします。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

第1委員会委員長（青木 靖君） おはようございます。

第1委員会委員長、青木です。

平成29年度の第1委員会行政視察の委員長報告を行います。

10月10日から10月12日まで、場所は熊本県山鹿市、南阿蘇村、熊本市、益城町に行っていました。

主な目的としまして、熊本地震の発災時の対応状況、被害状況及び復旧・復興状況について、また、歴史的建築などの観光資源の活用についてを目的として行ってまいりました。

主な視察内容について報告いたします。

初めに、熊本県山鹿市。

山鹿は豊後街道の宿場町で歴史的建設物が多く、古い町並みが観光に生かされておるところでした。明治43年築の芝居小屋の八千代座、それから370年前に端を発する大衆浴場のさくら湯、それぞれ一度は閉鎖、または大火に遭い消失などの経緯を経ながらも、現在は観光の拠点として活用、または教育にも生かされているというような活用のされ方をしております。また、景観事業として、完全な電線の地中化に比べコストを安く抑えることができる電線のソフト地中化という事業も見てまいりました。

続きまして、熊本地震関連です。

初めに、南阿蘇村。

熊本地震で崩落した阿蘇大橋周辺を地元ガイドの解説を聞きながら視察をいたしました。阿蘇地域は人が生活している世界最大のカルデラとの紹介でした。南阿蘇村での地震の被害

の大きかった地域は、噴火によってできたくぼ地を囲む阿蘇外輪山の切れ目に当たるところで、過去にも繰り返し崩落を繰り返していたことが、今回の崖崩れの現場から見てとれるとのことでした。崩れやすい崖の真下に重要な交通のかなめとなる橋がつくられていたということで、崩落した橋は、単に地震の揺れで落ちたのではなく、崩れた崖の大量の土砂の重みが合わさって破壊されたということのようでした。

しかし、近年の熊本県においては大きな地震が発生していなかったことから、地震に対する警戒や過去の教訓のようなものが薄れていたのかもしれないとのことでした。今回、地すべりで家屋が潰され被害が出た大変なだらかな丘陵の地域でも、通常では考えられない量の土砂が移動して被害が起きたということでした。住民の意識としても、まさか地震でこんなに被害が出るとは思っていなかった。そこに今回の地震が起きたということ、被害を避けることができるか、地震から逃げることができるかできないか、事前の備えがどこまでできるかなどの地震防災の難しさを感じたところです。

次に、熊本市役所にて地震当時の状況を伺いました。熊本市については、熊本県の県庁所在地、熊本市の人口は74万人、第3次産業従事者の多いまちであります。熊本市復興総室から概要を伺いました。

今回の地震の特徴としましては、震度7の大きな地震が2回続けて発生、また、震度6以上は7回、余震の累計は4,364回に上りました。最大の避難者数は11万人に及び、最大の避難所数も260カ所以上、その全避難所が閉鎖されるまでは5カ月を要しました。地震に対する警戒が薄かったということで、当初は混乱があったとのことでした。発災直後、大量の支援物資が外部から届けられたものの、道路が激しい渋滞を起し、避難所への再配布の際に物資の運搬システムが機能しなかったとのことでした。

避難所の運営についても、マニュアルがそもそも存在したものの、近くの職員が配置された避難所では、市民が当初、市の職員に依存し過ぎるという避難所の運営の難しさがあったとのことでした。

熊本市では、電気が6万8,600戸で停電したものの、電気については2日後に復旧、水道は最大で32万6,000軒が断水し、水道については完全に通水するまで15日もかかり、ガスも10万5,000戸が供給停止、供給再開まで半月を要したとのことでした。住宅を失った被災者への支援として住宅総数1万2,106戸が提供されました。うちプレハブの仮設については540戸余り、それに対して民間の賃貸住宅を借り上げたみなし仮設住宅は1万731戸と、特徴的であると感じました。みなし仮設については2年間、市が家賃補助を行うものです。

熊本城も大きな被害を受けており、復旧までには20年かかるとも言われておりました。

次に、熊本県益城町。

益城町は今回一番被害が多かったところですが、益城町は阿蘇熊本空港の一部も益城町に立地するなど、熊本市のベッドタウンとして人口が年々増加していたそうですが、今回2回の震度7の地震で大きな被害が発生。家屋の全壊が3,026、大規模半壊、半壊で3,233、ここ

までで全体の60%が全壊、半壊、さらに4,325戸が一部損壊、無被害はたったの158棟ということで、ほとんど全ての家が被害を受けたということです。

本震の前、3万4,500人の人口のうち、1万6,000人が公的避難所に避難したということです。ですが、それ以外に青空避難者、車中での避難者が多数いたこと、また、自宅や庭先のビニールハウスなどでも避難をしていた方が多数いましたので、実際に避難されていた方はさらに多く、実態の把握ができなかった状態だそうです。避難所では要配慮者の方などへの対応が次第に課題となり、トレーラーハウスやユニットハウスなどの活用も行われたということです。

今回の特徴的な出来事として、4月16日の二度目の本震で避難先とされていた総合体育館のメインアリーナのつり天井が全面的に崩落をしました。幸いにも2日前、14日の初めの震度7の避難の際に町長の判断で、このメインアリーナには入らないよう指示されていたため、避難者に被害はなかったのですが、万一このつり天井式の体育館アリーナに避難をしていたら、二度目の震度7のときに人的被害が出ていたことは間違いなかったとのことでした。

また、罹災証明の発行に際しても課題があったようです。自分の住宅が半壊なのか、全壊なのか、その判定によって補償の割合が違ってくるということ、基準があるとはいえ難しい一面であると感じました。

また、倒壊家屋約5,500棟が公費で撤去されていましたが、県の基準で災害瓦れきを17種類に分類する必要があったため、解体撤去作業にはかなりの時間を要したとのことでした。

益城町では、平成28年6月に復興課を新設、復興計画を策定しましたが、その際の町長の方針は、住民の声、思いを大事にし、その意見を反映させた計画を策定するというものでした。各地域の集会場や避難住宅で意見交換会を多数重ねたそうです。復興計画の策定に当たっては、次代を担う小学生へのアンケートも実施し、その後15歳から30歳の若い世代の意見を吸収するための取り組み、益城未来トークを行っています。

現在、各地区でまちづくり協議会が設立されつつあるとのところで、協働での復興を目指しています。町はまちづくりコンサルタントを派遣するなど、地区の話し合いを支援する体制をとっていました。何でもない毎日が宝物の姿を取り戻すため、復旧・復興に全力で取り組んでいるところだそうですとのことでした。

以上で第1委員会の行政視察委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） それでは次に、第2委員会委員長、木村建一議員、お願いいたします。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

第2委員会委員長（木村建一君） 第2委員会の行政視察報告を行います。

視察は10月10日から12日の3日間の日程であります。伊豆市としての重要な課題を委員会として整理し、その課題に見合う視察先に絞りました。報告するに当たり行政視察の総括会議を2日間行いましたが、そこで出された委員の意見を入れながら報告を行います。

伊豆市が方向性を打ち出さなければならない1つ目の課題、こども園と併設する児童発達

支援施設は喫緊の課題であります。視察先は、社会福祉法人みかり会が運営する神戸市幼保連携認定こども園、児童発達支援放課後デイサービス施設です。

駐車場はれんが敷き、外壁もれんがで覆い、神戸らしいカフェにでも行くようなしゃれたつくりで、こども園の看板がなければ、それとはわからない施設です。法人の教育・保育方針は、家庭的な雰囲気の中で幼児も障害者もお年寄りもともに生きる社会、幼老共、いわゆる幼児と老人も全ての人たちが共生社会を再構築することですという方針であります。

子供たちの自主性・主体性を育むための具体例として、こういう取り組みをしておりました。トイレタイムを一斉に取らせるのではなくて、一人一人が行きたいときに行かせます。また、ゼロ歳から5歳の異年齢保育を実施し、多様なかわりの中で自分と違う存在にかかわれるやりとりが日常的に行われているとのこと。障害児が障害のない子供の中にお客様ではなくて、当たり前存在として双方の子供たちにとって体験の幅が広がっています。

職員はどのように対応しているかということ、それぞれの専門性を持ちつつ、多職種への人事異動を可能にするために、複数の資格が取れるようにしているとのこと。私たちは、こども園・障害者支援のあるべき姿を探求する立場で研修してきましたが、さらに今後、近隣自治体の発達支援事業所への視察も取り組む予定であります。

2つ目の課題、今後中学校をどうするのかという問題であります。

京都市の東山泉小中一貫校。ここは一体型ではなくて施設分離型の一貫校であります。そこを視察しました。教育環境充実に努力する市民の会からの、これは伊豆市ですけれども、請願「遠くない期限を設け市民、議会、行政が一丸となって複数の方針」を受けての視察であります。請願から4カ月、議会組織としてその一步を踏み出したと感じております。これから中学校の教育環境の1つの選択肢となり得るのかどうかという目線の視察であり、さらには、小学校と中学校校舎を別々にして、どうして一貫教育が可能なのかという素朴な疑問を持ちながらの視察でした。

京都市は、平成16年に内閣府の小中一貫教育特区制度を活用し、小中一貫教育特区の認定を受け、全ての小中学校に小中連携主任を設置し、小中学校の連携強化を図る取り組みを開始しております。このような前提条件があったとはいえ、東山泉小中一貫校開校までに6年間の検討会議が行われたということです。

4小学校と1中学校が統合され、1年生から5年生までを西学舎に、6年生から9年生までを東学舎にと校舎を分離して一貫教育に取り組んでいます。小学校6年生が中学校校舎で学校生活を送れるのか。さまざまな検討いきさつがありましたが、新校舎に6年生を受け入れる、結果的には新校舎、新しく小学校をつくったんですが、スペースを取れなかったということでしたが、しかしながら、これらの条件を最大限に生かした一貫教育に取り組んでおります。

小学6年生の児童が中学1年生生徒になるときの大きな変化は、1つ目として、教科担任

制に移行することです。2つ目に、小学校と中学校の教師は子供たちへの接し方に違いがある。例えば、名前の　　さんから、中学生になると　　と呼び捨てで子供たちに違和感がある。そこで同じルールを適用しようと。3つ目に、中学生になると、テスト週間を体験することになります。6年生からいわゆる中学生並みのテスト、国語、算数、社会の3教科から予行演習を実施するなど、子供目線で学校改革に取り組んでいます。

また、義務教育9年間の指導體制を確立するというのが、小中一貫校の最大の特徴と位置づけていますが、それを教師だけが理解するのではなく、各教科の目標及び月ごとの学習内容を知らせる「学びの道しるべ」という冊子を保護者にも配布しております。教師は、東学舎、西学舎間の距離、直線距離にして750メートルですが、教師移動用として電動アシスト自転車を何台か備えつけていました。東山泉小中一貫校では、児童と生徒が頻繁に交流してはいませんでした。

第2委員会として一致した意見は、1つは、施設の一体・分離にかかわらず、義務教育9年間を見据えて小中一貫も考えられるということ。2つは、十分な説明と時間をかけて地域の住民の意見を取り入れること。現場の教師の意見を取り入れた計画にすることでした。また、今後、議会として視察先の様子なども含め、保護者や市民の皆さんを真ん中において、教育委員会とも連携した意見交換の場を設けようということも確認しました。

3つ目の課題、中伊豆温泉病院移転問題がありますが、地域医療のあり方について京都府舞鶴市を視察しました。

舞鶴市は人口8万2,000人、3万4,000世帯です。戦前から日本海軍とともに発展してきました。医療圏域として福知山市、綾部市を入れて中丹医療圏を構成しております。総合病院数を見ると福知山市は1病院、綾部市は1病院、舞鶴市には4病院があり、中丹医療圏の舞鶴市が中核を担っております。

しかしながら、これだけ病院があるとはいえ、どの地域でも医師不足は深刻な状況であります。一時期、医師不足で4病院の統廃合問題がありました。その課題を乗り越え、今4病院は存続しております。地域医療の再生を中丹地域医療再生計画の修正案を提示して、市内の4病院が1つの病院のような総合病院として機能する体制づくりをスタートさせています。

また、府立医科大学の関連病院と位置づけられ、医師の供給も行われてきていますが、内科医などが不足しております。そのために、舞鶴市では指導医、いわゆる若手医師ですけれども、それを確保するための対策事業の補助金や地域医療確保奨学金等貸付金など工夫を凝らしています。病院間の循環バスの運行や、診断画像の病院間共有ネットワークシステムの構築などの新たな取り組みも進められております。

伊豆市も中核の1つとして、病院が市内に存続できるかどうかの状況になっていますが、存続するための最大限の努力を続けることはもちろんのこと、地域医療圏全体で見たときに、まさに舞鶴市長が主張していること、このように記述がありました。「いまだかつて経験したことのない人口減少という課題に取り組むためには、地域が有する魅力、資源等のポテン

シャルを高める基礎固めと、『選択と集中、分担と連携』により、京都府北部5市2町があたかも1つの30万都市圏として機能し、発展することが不可欠であるとの考えのもと、広域連携の充実・強化に取り組む」ということについても、伊豆市にも反映をしていこうじゃないかということで第2委員会は一致しました。

そのために、市民とともに地域医療のあり方を検討すること。各病院・医師会との十分な合意形成を図り事業を進めること。行政と議会と市民が一体となり、医師の確保のための奨学金制度の創設も考慮してはどうかという意見がありました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 続きまして、一部事務組合議会議員から報告の申し出がありますので、これを許します。

伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の報告について、14番、杉山誠議員、お願いします。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

去る10月31日午前10時より伊豆市議会議場において、平成29年第2回伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会が開催されましたので報告をいたします。

この会議では、会議録署名議員の指名を行い、会期を当日1日間と決定した後、議案1件、請願1件が上程されました。

1件目の議案第10号 伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、提案理由の説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

2件目の請願第1号 伊豆市・伊豆の国市一般廃棄物処理施設建設に関する請願書については、紹介議員による説明の後、1人の議員より請願内容に対する紹介議員の認識について質疑があり、その後、討論はなく、採決が行われました。採決の結果、全会一致で請願第1号は採択され、管理者に送付することとし、また、その処理の経過及び結果の報告を請求することが決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で諸般の報告を終わります。

#### 行政報告

議長（三田忠男君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第4回伊豆市議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、第2次伊豆市総合計画改定作業状況について。

これまでの第2次伊豆市総合計画改定に関する作業の進捗状況について御報告申し上げます。

まず、市民のさまざまな意見や意向を把握するため、アンケートや意見交換を重ねてまいりました。6月から7月上旬にかけては、新たなまちづくりの方向性や施策に対する市民意見聴取のアンケートを行い、そこではまちのにぎわいや雇用に関する意見などがございました。

また、7月中旬から11月にかけて、子育てママを対象に意見交換会を5回実施するとともに、10月には伊豆総合高校の生徒代表と3回の意見交換を行い、子育て世代のママたちの居場所づくりについての意見や、高校生にとって魅力ある伊豆市についてのアイデアなど多くの御意見をいただきました。

このほか、市の若手職員の研修として、8月から9月にかけて「新しい伊豆市に必要なもの」をテーマに3回の議論を行いました。

さらに、8月に開催した関係部局で構成する専門部会を皮切りに、9月から11月にかけて課長級で構成する策定幹事会、部長級で構成する策定委員会を開催するなど、総合計画の改定に向けた作業を進めているところでございます。

なお、11月24日には伊豆市総合計画審議会を開催し、改定に向けての作業経過や今後の予定について御承認いただきました。

引き続き12月19日には2回目となる審議会を予定しておりますので、今後も年度内の総合計画改定を目指して取り組んでまいります。

なお、ここで、直接意見を聞いた皆さんの対象が若い方に限っているとお感じになるかもしれませんが、これまでの経験上、タウンミーティングやさまざまな集会等で、その他多様な意見をぜひ拝聴したいと、こう私もから訴えるわけですが、そのような場においてになる方々はほぼ例外なくシニアの方々です。タウンミーティングなどに来ていただきたいと申し上げても、やはり若い世代、特に若い女性の方々は、やはり参加に対して非常に高いハードルがあるということで、ここは以前、議会にお約束しましたとおり、多様な意見をいただくという観点から、ふだんそのような集会に出にくい方々に直接意見を伺う場を設定したわけでございます。

次に、修善寺東こども園の早期建てかえによる新こども園整備事業について。

加殿地内の候補地について、地権者及び近隣住民への説明の後、地元説明会を行いました。11月1日に日向区の役員の方々、9日には加殿地区、続いて12日には本立野地区の説明会を行いました。

参加いただいた方々からは、建設についての反対意見はなく、広々とした園庭の立派なこども園をつくってほしいなど建設的な意見をいただきました。また、児童発達支援事業所の

内容や、保護者及び業者が使用する駐車場などについて熱心な質問をいただき、皆様方の新こども園建設への大きな期待を感じました。そのほか、候補地に隣接する農地を活用して公園などをつくってはどうかなどの御意見もいただきました。

今後も、地権者を含めた関係者との話し合いを続け、平成32年4月開園を目指し、すなわち合併特例債の期限内に完成するように整備事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、東京2020大会 開催1000日前 月間について。

去る10月28日で、東京2020大会 開催1000日前となりました。静岡県内では、11月26日まで1000日前月間と位置づけ、さまざまなイベントが開催されました。

当市では、伊豆ベロドロームにおいて、「ジャパン パラサイクリングカップ2017」及び「2017全日本選手権 自転車競技 オムニアム・マスターズ」や「TRACK PARTY 2017 in IZU Velodrome」が開催され、多くの方々に御来場いただきました。

また、2019年トラック自転車競技世界選手権の開催地がポーランドに決定し、伊豆ベロドロームでほぼ決定と確信していた当市にとっては、非常に残念な結果になってしまいました。今後は東京2020大会の成功に専念し、スピードを緩めることなく、組織委員会や県との連携を密に万全の態勢で臨めるよう取り組んでまいります。

最後に、ふるさと文学2017「川端康成の伊豆」開催について。

10月8日に、ふるさと文学2017「川端康成の伊豆」が、日本ペンクラブ・河津町・伊豆市の共催事業として、伊豆市民文化ホールで開催されました。

文豪「川端康成」の生い立ちや代表作「伊豆の踊子」を書く舞台となった伊豆が、映像・語り・古典楽器等のコラボレーションにより紹介されました。

また、俳優の樹木希林さんによる短編小説の朗読、作家浅田次郎さんや「伊豆の踊子」ゆかりの地元関係者による座談会を通じ、川端康成の「人と作品」の魅力を御来場の皆様にお楽しみいただきました。

若き日の川端康成の「伊豆での生活と交流」が、後々の名作を生む原点となり、国内外の作家に影響を与え、ノーベル文学賞受賞につながったと紹介され、参加された多くの市民の皆様にも「文学の郷としての伊豆の魅力」を再認識していただくことができたと考えております。

以上、御報告申し上げます。

議長（三田忠男君） 以上で行政報告は終わりました。

#### 議案第95号～議案第99号の上程、説明

議長（三田忠男君） 日程第5、議案第95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第9、議案第99号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）の5議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第95号から議案第99号まで一括して提案理由を申し上げます。

議案第95号 一般会計補正予算（第6回）は、人事院勧告等による職員給与費579万円、新こども園建設のための設計委託料6,900万円、道の駅整備工事 1億3,190万円、Jアラート新型受信機導入工事2,943万円などを増額する一方、旧湯ヶ島小学校施設改修に係る年度内事業費の見直しにより3,820万円を減額するなど、総額 2億5,410万7,000円を増額し、歳入歳出予算額を173億9,179万2,000円とするものです。

歳入歳出予算のほか、道の駅整備事業など2件の継続費の補正、新こども園建設事業など2件の繰越明許費の設定、滞納者電話催告業務委託に係る債務負担行為の設定及び新こども園建設事業など4件の事業に充てるための地方債の補正をお願いするものでございます。

議案第96号 国民健康保険特別会計補正予算（第3回）は、人事院勧告による職員給与費51万9,000円を増額し、歳入歳出予算額を51億1,389万7,000円とするものです。

議案第97号 介護保険特別会計補正予算（第2回）は、介護保険制度の改正に伴う事務システムの改修費196万円を増額し、歳入歳出予算額を32億378万9,000円とするものです。

議案第98号 下水道事業特別会計補正予算（第2回）は、県道熱海大仁線交差点改良工事に伴う下水道管布設工事200万円、平成28年度分の確定に伴う消費税310万円などを増額する一方、人事院勧告や退職に伴う職員減に係る職員給与費468万円を減額するなど、総額109万2,000円を増額し、歳入歳出予算額を16億993万6,000円とするものです。

あわせて、特定環境保全公共下水道事業大平地区管渠工事について、繰越明許費の設定及び地方債の変更をお願いするものです。

議案第99号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）は、人事院勧告などによる職員給与費15万5,000円を増額し、歳入歳出予算額を1億4,130万6,000円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第95号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） 改めまして、おはようございます。

議案第95号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書と一緒にお配りしております12月補正予算資料もあわせてごらんいただければと思います。

先ほど市長申しましたとおり、今回の補正は2億5,410万7,000円を増額するものでございます。

議案書の2ページ、3ページにおきまして、それぞれの款項の補正額について記載をして

ございます。

続きまして、4ページの第2表、継続費の補正でございます。追加と変更がございます。

まず、継続費の追加の部分でございますが、7款1項道の駅整備事業、総額5億8,520万円を設定させていただきたいということと、年度割額を平成29年度に1億3,190万円、平成30年度4億5,330万円の年割額を設定してございます。5億8,520万円の内訳でございますが、道の駅の建物に4億2,500万円、水際公園に1億4,500万円、また、工事の管理業務に1,520万円でございます。

続きまして、変更の部分でございます。

2款1項旧湯ヶ島幼稚園・旧湯ヶ島小学校施設改修事業でございます。補正前2億7,800万円、年割額、平成29年度が1億9,800万円、平成30年度が8,000万円。今回この年割額と総額について変更をお願いするものでございます。補正後、総額を5,900万円増額し3億3,700万円。年割額を平成29年度につきましては減額し1億7,080万円、平成30年度を1億6,620万円でございます。5,900万円の増額の内容でございますが、もともと工事管理の委託料と備品購入費につきましては予算計上をしてございましたが、今回、継続費として設定をさせていただくものが1,200万円、工事費の増額として4,700万円、こちらはエレベーター関連の施設改修と、あと外構工事になります。

続きまして、5ページの第3表、繰越明許費の設定でございます。

3款2項新こども園建設事業につきまして、新こども園の園舎並びに造成工事の基本設計と実施設計の委託料となります。こちらが6,985万円、全額を繰り越しをお願いするものでございます。

9款1項Jアラート新型受信機等導入工事2,859万5,000円、こちらは来年度、平成30年度末までにJアラートを新型に変更するよう国からの通知、また、土肥地区以外の修善寺・天城・湯ヶ島・中伊豆にJアラートを新たに設置するものでございます。こちらは2,943万円のうち2,859万5,000円を繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、6ページ、第4表の債務負担行為補正でございます。こちらは滞納者等への電話催告等の業務委託の平成30年度から平成32年度までの委託について、債務負担行為をさせていただくものでございます。限度額を1,260万円。

7ページの第5表、地方債の補正でございます。こちら追加の分と変更がございます。

まず、新こども園の建設事業につきまして、先ほど明許費を設定させていただきました、うち合併特例債に限度額を4,730万円追加するものでございます。

変更につきましては、公有財産管理事業、補正前が1億7,780万円、これは年割額を変更したことに伴う減額となります。3,330万円を減額し1億4,450万円とするものでございます。

観光施設整備事業、こちらは道の駅関連の地方債の補正となります。こちら合併特例債の活用を見込んでおります。補正前につきましては、道の駅の実施設分としまして1億4,280万円を設定してございましたが、先ほどの継続費の補正でも申し上げましたとおり、

道の駅の整備事業として工事費等を継続費の設定をさせていただきました。そのうちの平成29年度分の継続費1億3,190万円に対する合併特例債1億2,530万円を増額しまして、補正後2億6,810万円とするものでございます。

続きまして、無線通信設備管理事業、こちらは先ほど繰越明許で申しましたJアラートの新型受信機の導入工事群、30年度へ繰り越す分の2,859万5,000円、こちら緊急防災減災事業債100%の充当率となっておりますので、端数調整した後2,850万円を追加し、総額4,590万円の補正をさせていただくものでございます。

続きまして、補正予算の主なもののうち、歳出でございます。

まず、人件費について御説明申し上げます。

議案書の54、55ページの給与費明細をお願いいたします。

今回の人件費につきましては、先ほどの提案理由で市長申しましたとおり、人事院勧告に基づく増額と職員の異動、また、退職等による減額、あわせて補正をお願いするものでございます。

まず、54ページの特別職等の給与費明細でございますが、市長、副市長、教育長、特別職の期末手当の率の引き上げがございます。こちらが総額で23万円、それに伴います共済費が1万8,000円、総額で24万8,000円の増額となります。

続きまして、55ページの一般職の補正でございます。こちら給料につきましては、人事院勧告に基づく給料は増額なんですけれども、先ほど申しました職員の退職や任期付短時間勤務職員が採用できなかったこと等により、給料につきましては1,284万9,000円の減額。職員手当につきましては、今回の人事院勧告が職員の勤勉手当の100分の10月分の引き上げでございます。そのほか下の表にございます各手当の増額等により、職員手当は1,888万5,000円の増額、合計で給与につきましては603万6,000円の増額、共済費につきましては給料減額分として94万6,000円の減額、合計としまして一般職の給与につきましては509万円の増額となっております。各増減の明細につきましては、下の表に給料、職員手当等、それぞれ記載してございます。

続きまして、人件費以外の歳出の主なものを説明させていただきます。

議案書を戻っていただきまして、16、17ページをお願いします。

1款1項の議会費の議会運営費の70万円の増額、こちらは会議の回数や時間が延びたことに伴います会議録の作成の委託料の増額でございます。

続きまして、18、19ページをお願いします。

まず、2款1項1目の2庶務一般事務事業の家屋借上料でございます。63万4,000円。こちらは平成30年度のオリンピックの組織委員会への派遣職員の増員の要請がございます。平成30年度からの派遣になりますと、平成29年度中に敷金や4月分の家賃等の先払いがございますので、その分を増額させていただきます。

続きまして、5目の財産管理費の本庁舎管理事業の修繕費でございますが、こちらは議会

の委員会室の北側の雨漏りがあります。こちらの修繕料としまして110万円。公有財産管理事業につきましてですが、こちらは継続費の補正で御説明させていただきました旧湯ヶ島幼稚園・旧湯ヶ島小学校の施設改修事業につきまして、年割額の変更を説明させていただきました。今回それぞれ計上してあります予算につきまして、減額をさせていただくものでございます。総額で3,820万円を減額し、平成30年度へ年割額を変更するものでございます。

8目の企画費の地域づくり推進事業でございます。50万円。こちらは月ヶ瀬地区で地域づくり協議会が設立されるということで、今年度の事業分50万円。また、バス路線維持事業の補助金でございますが、こちらは自主運行バスに係る平成28年度分の精算による増額ということで228万7,000円をお願いするものでございます。

続きまして、26、27ページをお願いいたします。

27ページの3款1項3目の障害者総合支援事業の委託料、こちらは障害者総合支援法の改正に伴うシステムの改修費の委託料でございます。81万円。

続いて、28、29ページ。

29ページの3款2項1目の放課後児童クラブ運営事業204万9,000円の増額。こちらは修善寺小学校と修善寺南小学校、修善寺小学校につきましては、現在、社会福祉法人により運営をされておりますが、来年度から修善寺小学校も市営、また、南小学校につきましては施設が手狭ということで、そちらの施設整備を設計するための委託料83万3,000円。13 - 40の放課後児童クラブの運営委託料につきましては、中伊豆クラブの利用者の増額によります委託料の増。施設備品購入費につきましては、現在、土肥の放課後児童クラブが平成30年度から小中一貫校の中に移るとということで、新たに必要な備品を購入するために51万6,000円を計上してございます。

2目の児童措置費、下の段でございます。児童扶養手当給付事業及び児童手当給付事業につきましては、前年度実績に伴う精算となっております。総額で989万5,000円でございます。

続きまして、次のページの30ページ、31ページです。

3款2項3目の保育園一般事業、こちらは私立こども園保育分の運営費の負担金609万4,000円。こちらは私立のあゆのさと、天城こども園、中伊豆こども園の3園に対する国の保育士等の処遇改善加算がございます。これに伴う増額でございます。

続きまして、4目のこども園費のこども園一般事務事業42万円、こちらは先ほどの処遇改善に伴うシステム改修の委託料でございます。新こども園建設事業、こちらは先ほど繰越明許のところで申しました新こども園の建設事業に伴う設計委託料が6,900万円。土地の鑑定業務委託料が85万円。合わせて6,985万円。全額これは繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

7款1項4目の道の駅整備事業、先ほどの継続費の設定で申しました道の駅の整備工事の平成29年度分として1億3,190万円でございます。

続きまして、43ページの8款6項4目、一番下にございます下水道会計繰出金、こちらにつきましては、下水道事業特別会計の人件費の減額と、新たに工事分として起債対象となったことにより、一般会計からの繰り出しを減額するものでございます。911万6,000円の減額。

続いて、45ページの9款1項4目の無線通信設備管理事業でございます。繰越明許のところで申しました土肥地区のJアラートの新型への更新と天城・中伊豆・修善寺の地区へのJアラートの設置ということで、総額で2,943万円をお願いするものでございます。

続いて、47ページの10款2項小学校管理費の小学校一般事務事業、こちらは電気料の当初の見込みに若干誤りがありまして、371万8,000円を増額。また、天城小学校管理運営事業につきましては、平成30年度特別支援学級を新たに開設することに伴う施設改修工事費170万3,000円と、それに伴う備品購入費255万円、総額425万3,000円をお願いするものでございます。

49ページの10款3項中学校管理費の中学校一般事務事業の電気料につきましては、小学校と同様でございます。131万7,000円を増額をお願いするものでございます。

歳出、最後の53ページになります。

11款1項1目の災害復旧関連でございます。

まず、農地災害復旧事業でございます。こちら北又と湯舟の2カ所の田んぼの畦畔の復旧事業でございます。2件合わせて500万円。

続いて、2目の農業用施設災害復旧費500万円、こちらは中伊豆地区の関野の農道の路肩の崩落ということで、1件500万円をお願いするものでございます。

また、11款2項の河川災害復旧費につきましては、牧之郷の準用河川田沢川の左岸の復旧工事ということで1,850万円、それに伴います土地の購入費15万円、合わせて1,865万円の復旧工事費をお願いするものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

それに対する歳入の説明をさせていただきます。

議案書を戻っていただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

まず、歳入の負担金でございます。放課後児童クラブの利用者増によります運営費の委託をお願いするものでございますが、それに伴う利用者増による負担金の歳入55万6,000円。

12款の分担金、農業水産業費の分担金、こちらは農地災害の受益者の方から2件、分担金をいただきます。事業費の10%を受益者負担として50万円。

14款の国庫支出金の民生費国庫負担金につきまして施設給付費負担金、こちらは保育士等の処遇改善加算609万4,000円を計上してございます。その2分の1を国費として見ております。304万6,000円。児童手当負担金、過年度分につきましては実績に伴うものでございます。

同じく国庫支出金の補助金でございます。障害者総合支援事業費補助金、こちら81万円のシステム改修費の2分の1、40万5,000円。処遇改善導入円滑化特別対策事業補助金、こちらシステム改修費42万円を支出計上してございます。全額を見込んでおります。

次の災害復旧費の補助金でございます。農地と農道の部分で、それぞれ農地部分が500万円の2分の1、250万円、農道につきましては325万円、合わせて575万円。公共土木災害復旧費につきましては1,600万8,000円、こちらは工事分と事前に応急工事を単独で実施しております。そちらも国庫の補助に該当するというので、事業費としましては2,400万円、これの66.7%の補助金で1,600万8,000円を見ております。

続きまして、14、15ページになります。

15款県支出金の県負担金でございますが、こちらは保育士の処遇改善加算の県費分、こちらは4分の1が県費となります。152万3,000円。

県補助金でございますが、県営事業の軽減交付金、こちらは県営事業に対する市の負担金について軽減をされる、その交付金が当初500万円を見込んでおりましたが、今回決定額が1,216万8,000円の決定がございました。その差額分716万8,000円。繰越金につきましては、財源調整のために5,059万9,000円。

21款の市債につきましては、第5表の地方債補正で申し上げましたとおり、湯ヶ島小学校等の改修の合併特例債の減額、道の駅の合併特例債の増額、Jアラートの設置のための緊急防災・減災事業債の増額、あと新こども園の建設事業につきまして合併特例債の増額で、合計で1億6,780万円の市債の補正をお願いするものでございます。

議案第95号につきましては、以上で補足説明を終わります。

議長（三田忠男君） 次に、議案第96号及び議案第97号について、健康福祉部長、お願いします。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

健康福祉部長（村井克代君） それでは、私のほうから議案第96号、議案第97号について補足説明をさせていただきます。

まず初めに、平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の66、67ページをごらんください。

初めに、歳出から説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費ですが、人事院勧告に伴い、職員給与等として51万9,000円を増額するものでございます。

68ページの給与費明細書をごらんください。

職員11名分ですが、内訳は2節給料が9万4,000円。3節職員手当等が27万3,000円。4節共済費が15万2,000円の増額となっております。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

議案書の64、65ページをごらんください。

ただいま説明しました歳出の財源として、9款1項1目一般会計繰入金ですが、職員給与等繰入金を51万9,000円増額するものでございます。

次に、議案第97号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の78、79ページをお開きください。

初めに、歳出から説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費ですが、平成30年度介護保険制度改正に伴い、介護保険事務システム改修業務委託料として196万円増額するものでございます。改正内容は処遇改善加算等を含む介護報酬改定等でございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

76、77ページをお開きください。

ただいま説明しました歳出の財源として、3款2項6目国庫補助金、介護保険事業費補助金ですが、介護保険システム改修事業補助金を補助率2分の1で98万円増額するものでございます。また、残りの2分の1につきましては、7款1項1目その他の一般会計繰入金の事務費繰入金として、市負担分98万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（三田忠男君） 続いて、議案第98号及び議案第99号について、建設部長、お願いします。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから議案第98号と議案第99号の補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第98号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）の補足説明を申し上げます。

議案書は81ページからになります。

歳入歳出をそれぞれ109万2,000円増額補正をお願いするものです。

まず、歳出について御説明いたします。

90ページ、91ページをお願いします。

公共下水道事業の臨時職員賃金等66万5,000円、あと単独事業の県道熱海大仁線の交差点工事に伴う下水道管布設工事200万円の増額をお願いするものです。公共下水道の市単独の200万円は、現在、県道熱海大仁線のちょうど醤油屋さんのクランクの部分のところ、県が改良を行っていますけれども、その関係で下水道を布設するものでございます。

続きまして、92、93ページをお願いします。

1款1項4目の13下水道事業の計画変更業務委託料の1,700万円を減額しまして、15工事請負費の管渠工事1,700万円に振りかえをお願いするものでございます。これは委託のほうの発注をしました、その発注の結果に基づきまして、その金額に差額が出たものですから、このお金は国庫事業をいただいていますので、今行っています大平の管渠工事を早急に完成するために振りかえをお願いするものでございます。また、その下の消費税の平成28年度分

の税額が確定したことに伴う平成29年度の間納付に係る不足分310万8,000円を増額するものでございます。

あと、給与等については、人事院勧告の職員の異動等に伴う所要調整のために468万1,000円を減額するものでございます。

歳入に関しましては、89ページをお願いします。

繰入金、繰越金及び市債の補正をお願いするものでございます。

まず、繰入金ですけれども、単独事業と臨時職員の任用による増額分から正規職員の減と追加起債借り入れによる減額分を差し引いた911万6,000円を減額します。

繰越金は、消費税増額分の補正分の310万8,000円の増額をお願いします。

市債は、振りかえを行った特定環境保全公共下水道工事の一部が、委託では起債に当たらないんですけれども、工事費については起債の対象になるものですから、710万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、84ページをお願いします。

繰越明許の設定についてです。工事請負費を平成29年度から平成30年度に繰り越しをお願いするもので、金額は1億4,900万円でございます。本工事は9月議会で議決をいただいた特定環境公共下水道事業管渠布設工事大平地区第1工区で、請負者は土屋建設株式会社伊豆営業所で、当時の請負金額は2億790万円になります。工期は当初は平成30年3月23日でしたけれども、工事の内容が推進工法といいましてマンホールを掘りまして、そこから推進で穴を掘っていくという工法でやっていたんですけれども、土質が多少想定していたものと変わりました、もともとは20センチぐらいの石ならば、その推進の工法でできますが、そこを掘ったときに80センチの大きな石が出てきましたので、ちょっとその工法を変えるということで、そこに工法検討に時間を要したということで、年度内に完成が困難となるために繰り越しをお願いするものでございます。

84 - 2 ページをお願いします。

地方債の補正になります。これは先ほど申しました特定環境公共下水道事業の限度額を当初は1億9,520万円でしたけれども、工事費が対象になるということで710万円を増額し2億230万円とするものでございます。

続きまして、議案第99号をお願いします。

議案書は97ページからになります。

歳入歳出をそれぞれ15万5,000円を増額補正するものでございます。

歳出に関しましては、107ページをお願いします。

人事院勧告や時間外手当等の調整に伴い、所要額の15万5,000円を増額するものでございます。歳出に関しましては、この財源としまして繰越金15万5,000円をお願いするものでございます。

104ページ、105ページに歳入に関しましてあります繰り越しでお願いしたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第100号～議案第103号の上程、説明

議長（三田忠男君） 日程第10、議案第100号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第13、議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第100号から議案第103号までの4議案について、提案理由を申し上げます。

議案第100号は、行政組織の見直しに伴い、所掌事務の所管がえをするために条例を改正するものです。

議案第101号は、人事院勧告に基づき、市の特別職と一般職などの給与に関する3条例を改正するものです。

議案第102号は、公営住宅法施行令及び同法施行規則の改正に伴い、引用条項が改正されたことによる所要の改正をするものです。

議案第103号は、下水道及び農業集落排水の使用料の料金改定のため改正するものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第100号及び議案第101号については、総務部長、お願いします。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から議案第100号と議案第101号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の109ページの伊豆市事務分掌条例の一部改正でございます。

110ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の見直しでございますが、現在、健康福祉部が所管しております国民健康保険と後期

高齢者医療保険、この2つの保険事務につきまして、生きいきプラザのほうで事務を執行しております。これを平成30年度から市民部の窓口のほうへ事務を移すことにいたします。それに伴いまして、健康福祉部の事務から国民健康保険と後期高齢者医療保険を削りまして、市民部へ新たに国民健康保険と後期高齢者医療保険を追加すると、そういう改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第101号の伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の改正でございますが、こちらにつきましては1枚だけの資料で、条例議案説明資料をお配りしてございます。その議案第101号のところをごらんいただきたいと思います。

今回の改正する条例ですが、表の下に から あります。特別職の職員の給与に関する条例と職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、この3本の条例を改正します。

今回の人事院勧告につきましては、まず、民間との給料格差、平均で0.15%を引き上げる、その中でも初任給や若年層を手厚くして平均で0.15%を引き上げるという、まず、給料の改正がございます。それと民間でいうボーナス、職員でいうところの特別職の期末手当、任期付職員の期末手当、一般職の勤勉手当、こちらを平成29年度分を0.1月分、100分の10引き上げるという改正で、その100分の10引き上げたものは、平成30年度は6月と12月にそれぞれ100分の5ずつ振り分けるという改正になります。ですので、それぞれ特別職、一般職、任期付職員の3条例につきまして、平成29年度分の改正と平成30年4月1日からの改正になっておりますので、今回の条例につきましては、6条、6本立てで改正をしております。

議案書の118ページを見ていただきたいと思います。

まず、1条と2条、こちらが特別職の給与に関する条例の改正でございます。

まず、1条で、今年度分の期末手当の率、こちらを100分の10引き上げる改正をいたします。100分の222.5を100分の232.5に引き上げる。2条で、平成30年度からの改正になります。100分の10引き上げたものをそれぞれ6月と12月に100分の5ずつ振り分けるという改正をするものでございます。6月につきましては100分の207.5を100分の212.5、12月は100分の232.5、この232.5というのは、1条のところでは100分の10引き上げた数字でございますので、条例上は100分の5下がった形にはなりません。実際には100分の227.5になるというのは、先ほどの100分の5ずつを振り分けるという趣旨でございます。

続きまして、3条と4条の関係が職員の給与に関する条例になります。

こちら27条の2項の1号で、6月、12月ともに100分の85の勤勉率、こちらを6月につきましては、既に100分の85で支給してございますので、12月分に限って100分の10引き上げる、よって100分の95に改めるものでございます。また、再任用につきましても、100分の5引き上げるというものでございます。それとあと給料表、先ほど平均で0.15%の引き上げがあるということで、今回も給料表も改正させていただきます。

続いて、126ページをお願いいたします。

先ほど一般職につきまして、12月分の期末手当率を100分の10引き上げたものを、6月と12月にそれぞれ100分の5ずつ振り分けるということになります。100分の95を100分の90に改めるわけなんです、この100分の95が既に100分の10引き上げたものになります。通常ですとこれは100分の85を100分の90に改めますので、100分の5ずつ、6月と12月に振り分けると、これを平成30年4月から適用するというものでございます。再任用につきましても、こちらは100分の2.5ずつを振り分けるというものでございます。

続きまして、127ページの任期付職員の採用等に関する条例、こちらにつきましては、まず、特定任期付職員の給料が1号から5号まででございます。そのうちの1号、2号につきまして給料を引き上げるものでございます。また、8条の改正で、こちらも期末手当の支給率を12月分について引き上げる改正になります。

次の28ページの6条は、平成30年4月から適用するもの、これを100分の2.5ずつ振り分けるための改正となっております。

特に、改正分の議案書の116ページの附則を見ていただきたいと思います。

施行期日につきまして、先ほど申しましたとおり、3条例のそれぞれ1条、3条、5条につきましては、平成29年度分ですので公布日の施行、あと2条、4条、6条につきましては、平成30年4月からの施行ですので、平成30年4月1日からの施行というふうに書いてございます。

2項につきましては、それぞれ適用日を書いてございます。給料表につきましては平成29年4月1日から遡及して適用する。また、12月の勤勉手当、期末手当につきましては、12月1日から適用するというのでそれぞれ書いてございます。

3項につきましては、それぞれ既に払った給料とか6月の勤勉期末手当、こちら給料の基礎額が上がりますので、いわゆるはね返り分ということで増額されます。それらの給与につきましては、新しい制度の内払いとしてみなすという附則になってございます。

議案第100号と議案第101号につきましては、以上でございます。

議長（三田忠男君） 次に、議案第102号及び議案第103号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから議案第102号と議案第103号の補足説明を申し上げます。

まず、議案第102号 伊豆市営住宅条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書129ページからになります。

このたびの条例改正でございますが、先ほど市長が申しあげましたとおり、条例で引用しております公営住宅法施行規則及び公営住宅法施行令の改正によるものでございます。

まず、市営住宅条例の第16条の中、130ページになりますけれども、16条の中の省令第8条、7条に条ずれが生じている部分がありますが、こちらは認知症患者、知的障害、精神障害等の理由により、毎年度、収入申告をすることが困難な事情にある方に対して、収入申告

の義務を免除し、市の調査により把握した収入に応じて家賃を決定できるように改正されました。その条文が省令第8条と第9条に追加され、省令第7条が削除となっておりますので、そこにももとの8条が7条に条ずれしたことによる改正となっております。

続きまして、市営住宅条例第39条と40条にあります第11条が12条に条ずれした部分ですが、こちらは公営住宅法施行令第10条に、市が地域の住宅事情や入居希望者の状況等を勘案し、低所得者の移住の安定を図るため、特に必要があると判断するときは政令で定める基準31万3,000円を適用せずに、公営住宅の明け渡し請求に係る基準を25万9,000円から31万3,000円の範囲内で別に定めることができることの条文が追加されたため、順次条ずれが生じたものになります。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落処理施設条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案書は131ページからになります。

条例の改正の理由でございますが、まず1点目としまして、平成30年度から狩野川東部流域下水道維持管理負担金の単価が改正されること。

2点目としまして、本来使用料で賄うべき維持管理費の経費回収率が県内市町と比較して低く、一般会計から繰入金が多額となっていること。

3点目としまして、4町合併に伴う平成22年の料金統一以降改定が行われていないことの以上3点が主となります。

料金改定に当たりましては、下水道事業審議会条例に基づき審議会を設置し、7月から11月までの間、全5回の審議会において御審議いただき、下水道使用料改定について答申をいただいたところでございます。

改定内容でございますが、伊豆市下水道条例第12条の表中の一般汚水の基本料金270円を345円60銭に、水量料金91円80銭を116円64銭に改定するものです。

なお、営業温泉汚水については、基本料金の270円を345円60銭に改定し、水量料金は現行料金に据え置きます。

また、伊豆市農業集落排水処理施設条例第16条の表中の133ページですけれども、一般汚水の基本料金、水道料金を下水道の一般汚水と同様に改定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は131ページにありますけれども、施行期日は平成30年4月1日から施行することとしたいと思っております。

下水道事業は生活環境の改善、公衆衛生の向上など住民生活に欠かすことのできない事業であります。適正な受益者負担のもとに、下水道を継続、維持していくために料金改定をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

以上で補足説明を終わります。

議案第104号、議案第105号の上程、説明

議長（三田忠男君） 日程第14、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）及び日程第15、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）の2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第104号及び議案第105号の提案理由を申し上げます。

議案第104号は修善寺総合会館について、議案第105号は天城ふるさと広場について、それぞれ平成30年3月31日をもって指定管理者による指定管理期間が終了しますので、それぞれ現在の指定管理者を引き続き指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

詳細について、産業部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 堀江啓一君登壇〕

産業部長（堀江啓一君） それでは、私から補足説明をさせていただきます。

議案書は135ページになります。

まず、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）について補足説明をさせていただきます。

本件は、指定管理者の期間満了に伴う次期指定管理者の指定にかかわるものでございます。指定管理者を指定する公の施設の名称は修善寺総合会館です。指定管理者となる団体は、修善寺総合会館運営委員会となります。指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間になります。

提案に至る経緯でございますが、業務実績に関しまして伊豆市指定管理者審査会の平成28年度の答申では、総合評価としてAマイナスの評価を受けております。Aマイナスの評価とは、協定等の内容を遵守し、協定等に定めるサービス、水準、経費、利用者等の目標には達しているが、一部に課題ありという評価になります。課題につきましては、総合会館全体の利用者をふやすように指摘されており、修善寺総合会館運営委員会より、旅館宿泊者等に活用していただくことやパンフレットを新規に制作し、各方面に配布して利用をPRしていくなどの回答を得ております。

これらのことから、先述した管理実績や同委員会が修善寺総合会館に入居している団体であることを考慮し、引き続き指定管理者として指定することが適当と認められ、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の公募によらない候補者の選定条文の第5条第

1項第3号によりまして、伊豆市指定管理者審査会へ諮問しました。その結果、今年度11月2日に開催されました同審査会において、指定管理者の候補者としての確であると判断するとの答申を受けましたので、同条例第6条の規定により、修善寺総合会館運営委員会を修善寺総合会館の指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、同会館運営委員会の概要につきましては、資料のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

以上で補足説明を終了させていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

続きまして、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）について補足説明をさせていただきます。

議案書は137ページになります。

本件は、指定管理者の危機管理マニュアルに伴う次期指定管理者の指定にかかわるものでございます。指定管理者を指定する公の施設の名称は天城ふるさと広場です。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人、伊豆市体育協会でございます。指定の期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間になります。

提案に至る経緯でございますが、業務実績に関しまして伊豆市指定管理者審査会の平成28年度の答申では、総合評価としてA評価を受けております。A評価とは、協定等の内容を誠実に遵守し、協定等に定めるサービス水準、経費、利用者等の目標を達成している場合で、妥当ということになります。また、意見や改善措置については、市に対するものは出されておりますが、指定管理者に対するものは特に出しておりません。

これらのことから、事業の継続性という観点や特定非営利活動法人、伊豆市体育協会の実績から、引き続き指定管理者として指定することが適当と認められ、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の公募によらない候補者の選定条文の第5条第1項第3号により、伊豆市指定管理者審査会へ諮問しました。その結果、今年度11月2日に開催されました同審査会で、指定管理者の候補者としての確であると判断するとの答申を受けましたので、同条例第6条の規定により、特定非営利活動法人伊豆市体育協会を天城ふるさと広場の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、同協会の天城ふるさと広場の指定管理者の指定は、今回で2回目になります。同体育協会の概要につきましては資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号から議案第105号までの11議案に対する質疑は、12月7日開催予定の本会議にて行います。

諮問第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決  
議長（三田忠男君） 日程第16、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、人権擁護委員は基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱します。

このたび、瓜島昌子氏、朝倉啓二氏、安藤裕夫氏が平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

退任されます瓜島昌子氏、朝倉啓二氏の後任に、伊郷圭子氏、塩谷美博氏を新たに推薦しようとするものでございます。

また、安藤裕夫氏は、就任1期で今後の活躍が期待されることから、再任して推薦しようとするものでございます。

3氏は人格識見高く、地域住民からの人望も厚く、広く社会の実情に通じており、本職に適任であると考えておりますので、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論につきましては、運営規定に従い、省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、諮問第2号は適任であることに決定いたしました。

#### 散会宣告

議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、12月4日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の杉山誠議員から発言順序6番の波多野靖明議員まで行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期間は、12月5日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時17分

## 平成29年第4回(12月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成29年12月4日(月曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(15名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
14番	杉山 誠君	15番	森 良雄君
16番	木村 建一君		

#### 欠席議員(1名)

13番 西島 信也君

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	防災監	佐野 松太郎君
市民部長	梅原 敏男君	健康福祉部長	村井 克代君
産業部長	堀江 啓一君	建設部長	山田 博治君
教育部長	金刺 重哉君	会計管理者	長谷川 文子君

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田 博昭	次長	稲村 栄一
主査	滝川 和代		

開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日、13番、西島議員より欠席の届け出がありますので、お知らせいたします。

ただいまから平成29年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 発言訂正について

議長（三田忠男君） ここで、執行機関から11月30日の会議における発言について、発言の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

去る11月30日、定例会初日の提案理由の補足説明における私の発言について、訂正をさせていただきます。

議案第95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）の中での補足説明の発言で、議案書の4ページの第2表、継続費の補正の説明の発言の訂正をお願いしたいと思います。7款1項道の駅整備事業の総額5億8,520万円の継続費の内訳の発言でございます。道の駅の建物関係で「4億2,500万円」と申しました、こちらを「4億8,300万円」に、水際公園など「1億4,500万円」、こちらを「8,700万円」に訂正をお願いしたいと思います。工事監理費の1,520万円は変更ございません。

以上、よろしく願いいたします。

議長（三田忠男君） 以上で総務部長からの発言を終了いたします。

#### 議事日程説明

議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 一般質問

議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は11名の議員より通告されております。質問の順序は議長への通告順序といたします。

本日は、発言順序1番の杉山誠議員から発言順序6番の波多野靖明議員まで行います。

なお、議会基本条例第14条第2項により、本会議における一般質問は、一問一答方式で実

施いたします。

これより順次質問を許します。

杉 山 誠 君

議長（三田忠男君） 最初に、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

14番（杉山 誠君） おはようございます。14番、杉山誠です。

通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

初めに、子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）の設置について伺います。

時代とともに家庭や地域のあり方が変化する中で、妊娠、出産、子育てと切れ目なく親を支える仕組みが求められています。「ネウボラ」とは、北欧のフィンランドで1920年代に始まった子育て支援拠点で、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味です。

日本版ネウボラでは、子育て支援策にワンストップで対応し、不安を抱えがちな子育て世代に対し、保健師やソーシャルワーカーなどが妊娠中から出産、産後までを継続して支援する安心の体制をつくるとしています。

国では、まち・ひと・しごと総合戦略の中で、2020年度までにフィンランドのネウボラを参考にした子育て世代包括支援センターの全国展開を目指していますが、本市における妊娠、出産、子育て支援の現状はいかがでしょうか。また、今後の展開と子育て世代包括支援センター設置についてどのように考えるでしょうか伺います。

次に、結婚新生活への支援について伺います。

厚生労働省によると、50歳までに一度も結婚したことがない生涯未婚率が年々増加傾向にあり、その要因の一つに、結婚したくても経済的な理由で踏み出せない若者が多いことが挙げられています。また、国立社会保障・人口問題研究所が2015年に行った調査では、結婚の障害として「結婚資金」が第1位で、男性43.3%、女性41.9%。第2位が「結婚のための住居」で、男性で21.2%、女性で15.3%となっています。

本市では、住宅取得や家賃に伊豆市若者定住促進補助金で支援を行ってきましたが、現在では県内でも多くの市町が同様の補助金制度を設けており、伊豆市若者定住促進補助金制度の優位性は失われてきました。今後は、結婚に踏み出す支援策として、家賃以外の敷金、礼金、共益費や引っ越し費用も対象となり、国から4分の3補助のある「結婚新生活支援事業」も導入してはいかがでしょうか。

次に、不妊治療費助成の拡充について伺います。

厚生労働省の調査では、専門家などが相談に応じる不妊専門相談センターへの相談件数は、1997年には1,891件だったのに対して、2015年には2万623件に上っているとのこと。

不妊治療費の助成として、国の助成のほか自治体ごとの助成制度がありますが、県内の他市町と比較すると、本市が手厚い助成を行っているとは言いがたい現状です。少子化の進行

が深刻な本市としては、治療費助成額や相談体制など、市独自の支援策についてさらなる拡充が必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、空き家を活用した住宅セーフティーネットについて伺います。

本年4月に公布された住宅セーフティーネット法の改正法が10月25日に施行され、高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティーネット制度が始まりました。

この制度では、家主が保有する空き家・空き室を住宅確保が困難な高齢者らのための賃貸住宅として登録し、低所得の高齢者らが入居する際、国などが最大月4万円の家賃補助を行い、家賃の債務保証を最大6万円補助するものです。

この制度を円滑に進めるためには、NPO法人や自治体、不動産関係団体で構成する「居住支援協議会」設置が必要となります。高齢化が進み、高齢者のみや単独世帯が増加している中、民間事業者と協力して支援を充実させていく必要があると思いますが、いかがでしょうか伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（三田忠男君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず、子育て世代包括支援センターの設置についてお答え申し上げます。

伊豆市では、平成28年度からこども課に母子保健スタッフを配置し、こども家庭スタッフと家庭児童相談室が連携しながら、妊娠初期から子育て期にわたり、訪問・健診等により各種相談、保健指導を行っており、一人一人に寄り添った心の込もったサポート体制で、妊娠から子育てまで切れ目のない子育て支援を進めております。

議員から御指摘いただいた支援センターについては、国の目指す2020年度までに、子育て世代包括支援センターの体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） 今、現在でも切れ目のない支援策を行っているということと、2020年度までに国が目指すセンターの設置を目指していきたいということを伺いましたけれども、国が平成32年度末までに、これは2020年度ですけれども、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すことにした背景には、子育てをめぐる環境の変化ということがあると言われていています。核家族化が進み、就業・家事・子育てに追われる多忙な日々、そして、出産・子育てに関する基本的な知識や情報の欠落、さらに、インターネットの情報による混乱や誤解など、現代では子育てのつまずきのリスクが高まりがちと言われております。社会問題化している児童虐待は年々増加の一途をたどり、平成27年度に全国の児童相談所が対応した件数

は、速報値で10万件を超えているとのこと。

昨年、児童福祉法が改正され、これまでの児童福祉の対象と位置づけられていた子供が、児童福祉を受ける権利主体者、つまり、子供の目線に立った、子供のための法律として位置づけられました。

こうした子供の視点に立った具体策として、市町村母子健康包括支援センターの設置や支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等と市町村との連携、そして、国、地方公共団体が児童虐待の発生防止、早期発見に資することなど、これらの明確化を定めて妊娠期から切れ目のない虐待予防策を講じる旨が定められたわけですが、本市における児童虐待の実態というのは、どのように把握されているでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 本市におきましては、虐待と相談については、こども課の家庭児童相談室というところで窓口となっております。その中で、相談件数ですが、平成28年度の実績を見ますと、全体の相談件数が延べで1,936件です。その中でも、虐待の関係につきましては、703件となっていて多いほうかと思えますけれども、平成27年度の虐待の関係が643件でしたので、増加の傾向にあるかと思えます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） 自分が思っていたより多いなと感じたわけですが、子育て世代、特に母親については、さきに述べましたように、さまざまな不安、そして負担を背負いながら出産・子育てをしていくわけですが、今まで市が行ってきた母子保健と子育て支援の中で、それらに対する十分な情報が伝わってきたのかどうか、あるいはまた、それぞれの利用者ごと個別に寄り添って、不安を払拭するような予防的な支援は行われてきたのか、また、利用者側から見て、一貫性を持った支援が行われてきたかどうかということ伺いたいのですが、本市の子育て支援策は、私どもから見ても、決して近隣市町に比べて遜色ないと思えますし、むしろ優れていると思っていますけれども、それが上手に伝わっているかといえば、そうでもないような感じがします。これについていかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） こども課のほうでは、今、先ほど市長が申し上げたとおりに、母子スタッフ、それから家庭児童相談室の連携というところで、かなりソフト面ですが、保健師等の指導と訪問、それから、健診についても2歳と2歳半を追加しているようなところもありまして、その母子・産婦、お母さんたちとそういう直接に接して、個々のケースに寄り添いながらということ、伊豆市の強みであると感じております。

また、今後も、そのところは、切れ目のない子育て支援ということでぜひ進めてまいりたいと思っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） 国がことし8月に示した子育て世代包括支援センター業務ガイドラインというのがあります。議長の許可を得て、資料をここへ持ってこさせていただきましたけれども、ガイドラインの中では、「センターの具体的な運営に当たっては、ガイドラインを参考にしながら、庁内の関係課や地域の関係機関との連携・協力の下、各地域の強みや特性を踏まえた弾力的な対応が求められる」とされています。

今後、2020年を目指してセンターの設置を進めていくという計画を伺いましたけれども、この各地域の強みや特性、今、健康福祉部長がおっしゃいましたけれども、保健師等が当事者に寄り添う支援体制、これらを含めて伊豆市として今後、創意工夫ということを求められている中で、さらに具体的にはどのようなことが考えられるでしょうか伺います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 子育て世代包括支援センターというところの内容になるかと思えますけれども、主には保健師等の配置はしてございますので、その中でも、ソーシャルワーカー的なそういう専門の相談員等の配備、それから、医療機関とつながるような、そういう形での政策が必要かと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） 先の話になるんですけれども、センターには妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届け出等での機会に得た情報をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定しとあります。切れ目のない支援ということで、さらに今の現状を、伊豆市の行っていることを充実させていただきたいと思っているわけですが、先ほどありました児童虐待、またそれに関連する事案、これらの支援を必要とする家庭あるいは親御さんに対して、個別に支援プランを策定していくということが子育て世代包括支援センターの役割として挙げられております。

具体的な必須業務として、1つ目に、妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること、2つ目に、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、3つ目に、支援プランを策定すること、そして4つ目に、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うということが定められています。

今現在でもそれに準じたような支援策が行われていることは確認できましたけれども、一方で、住民が気軽に立ち寄ることができて、相談窓口として認知される必要があります。そういう意味で、具体的な設置場所というのは、まだ早い話かもしれませんが、どこ

に想定されておりますでしょうか。

議長（三田忠男君） 市長。

市長（菊地 豊君） ちょっと私のほうから答弁させていただきますけれども、冒頭、議員がおっしゃったとおり、子育て環境の変化が大きく変わったことが1つ根底にあると思うのです。私の母の世代ですと、父と母はみんな近くに結婚して行って、大体、伊豆半島に親戚が多いわけです。そして、大体同じような、農業が主体のところへお嫁に行き、おばあちゃんと若いお母さんが一緒に農作業をして、そこで子育てもやっていた。だから、悩みはおじいちゃん、おばあちゃんが相当負ってくれていたんですね。

今、若い母親と話をしていきますと、多くは、全部ではありませんけれども、多くは伊豆市内に長男がいて、外からお嫁に来たと。静岡から来たとか、富士から来たとか。そうすると、まず話し相手がいないわけです。それと、家での単位の農業ではないので、当然おばあちゃんと一緒に仕事もしていないし、生活もかなり違うし、お嫁さん同士のネットワークが欲しいという要望が非常に高いんです。

そこで、我々としては、機能は相当手当てをしているんですが、そういった都市部から来た若いお母さん方は、やはり正直言って施設が欲しいところがあるんです。どういう機能が、どこに行くともみんながいるという、そうすると、よく箱物と言われるんですが、やはりある程度シンボリックな施設がどうも必要のようなんですね。そこで、次の問題になるわけですが、これは虐待等も含むんですが、どこか1カ所にそういうセンターがあれば、そこに来てもらうというのはちょっと厳しいかなという気がしています。

これは、実はほかのところでもそうだったんですが、以前、法務省で法テラスの話をしたときに、今、弁護士さんは座っていて、お客さんに来てくださいと言ってもだめなんです。アウトリーチといって、こっち側から出なければいけない。これは、実は高齢者対策もそうなんです。出て行って、民生委員さんとかと相談をしながら問題を解決しなければいけない。これは、子育て世代の包括支援も同じだと思うんです。

まだ場所は、どこにこれをつくりなさいという指示はしてありませんが、基本的に湯ヶ島幼稚園・小学校のあの一带とか、今、子育て支援センターをやっている「原保」あたりとか、ある程度それくらいの機能も、全部とは言いませんけれども、ある程度相談できるような機能はそのあたりまで出向いてセットしないと、修善寺に1カ所つくりますから来なさいだけでは、なかなか難しいのではないかと、市長としては考えております。

議長（三田忠男君） よろしいですか。再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） 実は私も、センター1カ所というのではなくて、高齢者の地域包括支援センターのような、各旧町ごとの施設ができればいいとは思っていたんですが、ただ、問題は職員の配置ということになると思います。

やはり、ここには専門的なそういったキャリアを持った保健師、そういう人が必要となり

ますので、そういった職員の配置についてということで次に聞きたかったんですけども、一応この職員の配置については、子育て世代包括支援センターの設置運営についての通知では、センターには保健師等を1名以上配置するということが記載されております。そして、さらに保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、精神保健福祉士、ソーシャルワーカー、利用者支援専門員、地域子育て支援拠点事業所の専任職員といった福祉職を配置することが望ましいとされているんですけども、やはり分散化されることになると、なかなか人員配置も難しいと思うんですけども、そういった拠点施設、そしてサテライト施設とか、そういう形でやっていく方向というのは、今、市長からお話を伺いましたけれども、具体性を考えたときに、実務的にはどのようにお考えになるでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） すみません、ちょっと私、先ほど誤解を与えたかもしれませんけれども、全ての機能を持った、いわゆる包括支援センターを各町に置くというのは、それはできないと思います。ごめんなさい、言い方が悪かったかもしれません。拠点は当然1カ所になると思うんですが、しかし、全ての相談もここに来なさいというのは、ちょっとそれでは足りないのではないかとということです、それぞれにこのフルスペックの支援センターを置くのはさすがに難しいと、それは思っています。

詳細については、担当の部長から説明をさせてください。

議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） この子育て世代包括支援センターの拠点というところですけども、今現在が実務的にもこども課のほうで主にやっている内容になりますし、保健師の配置もあるということで考えておりますが、今、こども課のほうにも子供の虐待防止センターというところもこども課の中ということで置いておりますので、そういう意味からも、いろいろな大きい1つの拠点と考えると、こども課というところを考えながら今後検討していきたいと思っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） 実務的な包括支援センターというものは、ある程度の機能を求められるわけですけども、市長のおっしゃった、そういった交流の場であるとか、相談の場だとか、それはそれで必要だとは思いますが。

ただ、それは次の段階でして、子育て世代包括支援センターの一番大事な業務というのは、1人に寄り添い続けるということが言われております。やはりいろいろな不安を抱えた親御さんに対して寄り添いながらサポートをしていくという面から考えますと、専任のそういった保健師さんなどがお一人お一人に継続的にかかわっていくということが必要だと思いますので、今後、継続的にかかわるということからすると、やはり人員の配置というのが異動が

ないほうが望ましいわけなんですけれども、そういった人員配置の継続性、これらは今後、その事業を進めるに当たって、行政側としてもそれを踏まえた上での配置の変更であるとか、そういったことを考えていただきたいと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 確かに一人一人に寄り添った支援というところがとても大事だということなんですけれども、そこに1人の保健師という形の考えではなくて、チーム的に、その1人の方に対して関係者が一緒になってというところでその支援をしていく形でやっていきたいと思いますが、今、こども課の中にも要保護児童対策地域協議会というのもありまして、問題のケースについては、かなり時間もかけて関係のいろいろな人たちも含めながら支援しておりますので、1人に対して寄り添うんですが、チームとして寄り添っていくという考えでいきたいと思っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） やはりどこまでも1人に寄り添うということを基本に置いていただきたいんですけれども、今の市役所の体制ですと、人事異動が定期的に行われておりますので、その辺のところの配慮をどう考えるかということで、人事を担当する総務部長に聞いたんですけど、一応大まかに考えて、そういう継続性が必要なもの、この包括支援センターに限らず、そういったものはやはり継続性を持たせる意味、キャリアを積ませる意味からも、人事異動も考えていただきたいと思うんです。ちょっとこれは議題から外れますので、お答えはいただきませんけれども。

それから、少し細かいことになるんですけれども、妊娠初期から切れ目のない支援ということで、これが大原則なんですけれども、12月の定例議会で国民健康保険が健康福祉部から市民部に所管がえを行うという条例改正が出ていますけれども、出産育児一時金、この扱いはどのように考えておりますでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 御質問のあった出産手当金ということで、国保の方についての手当でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

健康福祉部長（村井克代君） はい。それにつきましては、市民部のほうに、国保の担当ということで一緒に行く予定と今現在はなっております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） いずれにしても、こういう手続は市民部です、それはこちらですと

ということがないように、それは大原則として行っていただきたいと思います。

何よりも、この日本版ネウボラの成功の鍵というのは、保健師などが当事者に寄り添うコミュニケーション能力の資質向上にあるということが言われています。子育ての指導ではなくて、温かい雰囲気の中で家族のように相談に乗る、こういった姿勢、そして行政の都合を押しつけるような支援策に陥らないということが求められていますけれども、今後、今でも当然やっていただいているんですけれども、さらに切れ目のない支援をセンターとして充実させていくためには、やはり保健師さんたちのキャリアアップも必要だと思うんですけれども、そういった人材の育成・研修というものはどのように考えておりますでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 人材育成のことにつきましては、県等でも子育て世代包括支援センターの設置に向けまして、そのような研修等があると思いますので、そういうものに積極的に多くの保健師を参加させていただきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） これからのことについてですけれども、いろいろと伺いました。既に、もう三島市では包括支援センターを整備しているわけですけれども、伊豆市の子育てガイドブックというものをを見せていただきましたけれども、内容的には本当に、最初にも述べましたように、相当充実していることがうかがえます。

ただ、やはり私が求めたいのは、心の面でのケアというか、そういった実務的なことに限らず、今、問題を抱えているというか、いろいろな課題を最初に挙げましたけれども、そういった親に対するサポートというか支援というか、心の込もった支援、そういうものをこれからさらに強めていっていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

では、次をお願いします。

議長（三田忠男君） 2問目に入ります。答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 現在、伊豆市では、伊豆市若者定住補助金により、月額2万円の家賃補助を24カ月を上限として48万円を補助する若者世代への支援制度がございます。結婚を機に市外に転出してしまいう若い世代の御夫婦に、少しでも市内にとどまっただき、その間に市内で新居を検討していただくことを目指したものでございます。

議員御指摘の結婚新生活支援事業は、結婚を目指している方々に対する初期費用の支援として有効な制度であろうと考えております。このため、若者定住補助金や子育て支援、就業支援など人口減少対策全体の取り組みを進める中で、結婚新生活支援事業制度についても、事業の枠組みを整理するとともに市の関係部局の連携を図りながら、制度の活用について検

討させていただきます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） 検討していただくということで、ぜひ積極的に前へ進めていただきたいと思います。

これも市の資料なんですけれども、平成27年度に策定された伊豆市子ども・子育て支援事業計画、この中で静岡県、さらに全国と比較しても、年少人口の減少が激しくなっていることがうかがえます。また、出生率も大幅に低くなっています。さらに、婚姻の動向という資料がありますけれども、これも静岡県、全国と比較で大きく下回っていますけれども、結婚する人が少ないという、この要因はどのように捉えていますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） いろいろ私もこの10年近く考えてきたんですが、伊豆市の人たちだけが結婚していないような感じはしないので、結局、結婚を機に出してしまって、結果として未婚の方が多いのではないかという気がするんです。婚姻率が男性で全国770番ぐらい、女性でたしか714番だったのでしょうか、820余りの市区の中で男女ともに婚姻率が低いのは、どうもそのあたりにあるのではないかという気がします。

出生率が低いのは、今度は市内の中のデータですので、そこははかりかねておりますけれども、事実は事実として認識はしておりますが、すみません、一番根本的な原因について、分析はあぐねているところです。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） 最初に述べました国立社会保障・人口問題研究所の調査結果で、結婚の障害の1位が結婚資金、2位が結婚のための住居ということをおっしゃっていただきましたけれども、内閣府が20から30代の未婚者と結婚3年以内の男女を対象に、結婚を希望する人に対して行政が実施してほしい取り組みということをお聞いたところ、「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」を挙げた人が42%あったということです。

子ども・子育て支援事業計画の中では、市民の子育て生活や就労状況、子育て支援に関する要望・意見の把握のためニーズ調査を行ったということですが、根本的な少子化対策ということになる婚姻率上昇に資する支援策を、今、市長は、原因ははかりかねるということをおっしゃいましたけれども、調査が行われてきていないということなんではないでしょうか、今後、やはり少しでも市内におられる方、市内で結婚生活を始めたいという方に対する支援策を把握する上でも、そういった調査をどこかで行われることができないのでしょうか、伺います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 正直言って非常に難しい御質問です。結婚するときに経費がかかることは、これは重々わかります。私個人的には、結婚したときと外国勤務したとき、全部の家具と車を処分して行くわけです。向こうで全部取得して、日本に帰ってきたらまた全部取得して、また全部破棄して行くわけです。これを2往復しましたから、どれほどこの家具をそろえる、車を買うというのが大きな経済負担だというのは、重々自分でも承知しております。

それが、仮にもし新しく世帯を持つことの負担になって、大きな障害になっているのであれば、やはり行政として支援する策はあるんだろうと思います。全体として、結婚に踏み切れない理由の把握の仕方については、すみません、現時点では具体策を持っておりません。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） かなり難しい質問かなと自分も思っていたんですけども、国ではそれをやってきたということなんです。

国の地域少子化対策重点推進交付金というのがありますけれども、その目的に「我が国の危機的な少子化問題に対応するため、地方自治体が地域の実情と課題に応じて行う結婚に対する取り組み及び結婚、妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取り組みについて支援するものである」ということがうたわれております。先ほどから述べさせていただきましたように、経済的支援が結婚に踏み切れない大きな要因の一つであるということであるならば、やはり行政としてできる限り、支援を行っていくことが求められると思うんですけども、最初に戻りますけれども、この結婚新生活支援事業、これを加速して、早目にそれが事業化されるようにどうかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 他の市町に比較して早目に制度化しました若者定住補助金も、これをもっていいとは思っておりませんし、それから、幾つか制度も改善してまいりました。今、議員御指摘の新たな制度についても、今までの事業との再編成も必要になってまいりますので、事業の枠組みを整理することも含めて検討させていただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

14番（杉山 誠君） 次、お願いします。

議長（三田忠男君） では、3問目、お願いします。

答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 少子化の要因として、晩婚化・晩産化が大きく影響していると言われております。不妊治療の市独自の支援策など、詳細については、健康福祉部長に答弁をさせ

ます。

議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 不妊治療費助成の現状についてですけれども、県が助成対象としている体外受精等特定不妊治療のみならず、市独自に人工授精等一般不妊治療及び不育症を含む全ての不妊治療も対象としており、1年度に10万円までとし、通算して5年間を助成対象としています。田方2市1町は、ほぼ同等の助成となっており、近隣市町と比べて特に劣っているという状況ではございません。

申請者は、平成27年度23名、平成28年度22名、30代後半から40代前半の女性が多く、年齢が高くなるほど治療の効果は出にくい状況となっております。

相談体制は、こども課母子保健スタッフ保健師はもとより、県や医療機関の相談窓口を紹介する形で丁寧な対応をしております。

6月定例会の間野議員の質問にも回答したとおりですけれども、まずは20代から30代前半の妊娠希望者がふえるよう、妊娠適齢期について若い世代に対する周知を今年度進めております。制度設定はもとより、助成金額についてしっかり検討してまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） 今、部長から答弁いただきましたけれども、やはり30代後半から40代前半ということで、市長の答弁にもありましたように、晩産化ということが妊娠に至らない理由ということもあります。

今は、結婚適齢期という言葉は余り使われなくなりましたがけれども、男性、女性とも妊娠・出産に適した年齢があるということは、医学的にも証明されております。特に女性は、30代半ばごろから年齢が上がるにつれて、さまざまリスクが重なって出産に至る確率が低くなってくるとされています。不妊専門相談センターへの相談件数がふえている背景には、やはり晩婚化や女性の仕事と子育ての両立が難しい中で、子供をもうけることをおくらせるというような要因があることは確かですけれども、子供を持ちたいという親の願い、これは尊重するべきであると思います。

そういった意味で、伊豆市では、平成25年度からだ記憶しているんですけれども、静岡県下で最初に、不妊治療助成に加えて不育症治療費の助成も導入されています。今では県内で多くの市町が不育症治療費助成を行っています。ここに以前、「子育てするなら静岡県東部に住もう！」という移住・定住ガイドブックをいただきましたけれども、これを見ても、伊豆市を除く9市4町全てで医療支援のトップあるいは上位に、「不妊・不育症治療費助成」または「不妊治療費助成」ということを大きくアピールしています。

不育症治療費助成に先進的に取り組んできた伊豆市がこれをアピールできなかったということは残念に思うわけですけれども、今、不妊治療、そして不育症治療費助成制度は、自治

体として必須業務になっているということは確かではないかと思えます。その辺のところの認識はいかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 議員のおっしゃるとおりに、この不妊治療の助成につきましては、伊豆市は最初ということで確かにやってまいりましたが、その中でもこの助成については、県内でも皆さんが同じように助成ということで制度を設けておりますので、今現在で伊豆市が特化しているという部分はない状況にあることは確かです。

やはり少子化対策であったり、そういう面ではこの不妊治療のところは、大変費用もかかる治療ですので、そういう助成というところは必要なものだと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） すみません、不妊治療と不育症治療がちょっとごちゃ混ぜになってしまったんですけれども、不妊治療も早かったですけれども、不育症治療費、これは確実に静岡県下でトップだったと思います。そういった意味で今、この冊子にも載っていますように、不妊あるいは不育症治療費の助成制度というのは、晩婚化、そういった状況の中ではありますけれども、住民から非常にニーズの高い事業ということが確認できると思います。

そういった意味で、これは市長に伺いたいんですけれども、伊豆市は先進的自治体として、高額のコストがかかる治療費の補助額が今のままでよいとは私は思いませんけれども、助成額の上乗せをすることはできないもののでしょうか、伺います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆市は、子ども・子育てを相当、政策としては編んでいるはずなんですけど、1つにはPRが非常にうまくないというところもあるかと思います。ただ、もう一つは、単純に予算を厚くするだけではなくて、中の事業を整理するなり、あるいは総合化するなり、そして、本当に必要なところがあれば、予算のさらなる措置も含めて総合的に検討させていただきたいと思えます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） 県内の不妊治療費助成の一覧があるんですけれども、劣ってはいないけれども、決して優れてはいないといった意味で、やはりこういった時代のニーズに応えていく、そういった先進的な取り組み、これを後追いでほかの市町も行われるということはあるんですけれども、そういったことが重なって全体としてよくなっていくわけですので、先進的に行ったとしても、予算的には、どういう言い方をしているかわからないんですけれども、決して高額の市の財政負担が出るわけではありませぬので、その辺のところをぜひ検

討していただきたいと思います。

この件で最後になるんですけれども、さまざまな理由で治療を受けても、出産に至らない場合もあります。そういった場合、その落胆感というのは非常に大きいということがあると思いますけれども、その精神的なケアも必要だと思いますけれども、この辺の取り組みはいかがでしょうか、伺います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 今現在、母子保健スタッフ等の保健師等によって、一人一人に寄り添う支援はしているという認識でおりますけれども、今後も引き続き、その治療を進めるだけではなくて、その後のケアにつきましても、丁寧に対応していきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） 次、お願いします。

議長（三田忠男君） 4問目、お願いいたします。

答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 高齢者の方の住宅政策については、大変重要な課題だと認識しております。

ただ、伊豆市の市営住宅の現状を見ますと、現時点では待機者もなく、また空き部屋も幾つかあることから、今のところ住宅確保要配慮者への対応は、伊豆市としては余り大きな課題とはなっていないと認識しております。

他方、市内の空き家の活用の状況については、移住者向けの伊豆市空き家等情報登録制度、いわゆる空き家バンクの中でも貸していいですよという登録を希望する家主さんが非常に少ない状況で、これはいろいろな機会にお願いしているんですけれども、ふえておりません。

伊豆市は、県が設立している居住支援協議会に参画しておりますので、そのようなところからも情報収集や、あるいはニーズ把握などに努めてまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山 誠君） 今、伊豆市の現状を伺いますと、やはり高齢者世帯がふえております。高齢者のみの世帯あるいは単身世帯もふえておりますけれども、こういった方々には、生活に支障を来す、買い物であるとか通院であるとか、やはり遠隔地に住んでいる方も大勢いらっしゃると思います。そういった方々に対して、今後、たとえ住宅に不自由していないといっても、そういうニーズは出てくると思います。

現に私のところにも、もっと便利なところへ移りたいけれども、空き家を活用できないか

という相談も寄せられました。ただ、そのときは、空き家バンクの制度が市外からの移住ということで限られておりましたので、それはかないませんでしたけれども、今後そのようなニーズもあらわれてくると思いますので、市長もおっしゃいましたように総合的に考えて、やはり市内のそういった関係機関との連携、そしてよりきめ細かな支援を行う意味からも、もう一回それを整理していく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これは、今の議員の御指摘は大変重要な課題でございます。実は先般、地域医療の会議でも2つの病院の院長先生から御指摘があったんですが、地域包括に移行しようにも、在宅で、要するに御自宅に帰れないお年寄りもいらっしゃるわけです。

ですから、今の議員の御指摘は、住居をちゃんと確保する制度をつくるということ、もう一つは、御自宅はあるんだけど、例えば順天堂とか日赤でケアしていただいたけれども、帰ることができない方々もいるわけです。そうすると、なかなか空き家が確保できないような状況であっても、あるいは状況によっては市が本当にもう少し積極的に入って、シェアハウスといいますかグループホームといいますか、そういったものを整備して、御自宅から余り遠くない、余り遠くないけれども、ほとんどふるさとと感ぜられるようなところに、そういった住宅を整備する必要があるかと考えております。これはぜひ、余り時間をかけずに、具体策を検討したいと思っておりますので、議会にも御相談をさせていただきます。

議長（三田忠男君） 再質問。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） ぜひ、そういった実態に合った政策を進めていただきたいと思えます。

最後になるんですけれども、今度は福祉部門になるんですけれども、そういった生活に支障を来さないような場所に移住したとしても、やはり居住を継続させるためには、見守りとかそういう体制が必要だと思うんですけれども、その辺のところは今後、今も含めてどのようにされているでしょうか、お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） その高齢者の方の見守りというところですが、今現在、65歳以上のひとり暮らしの方等につきましては、民生委員様にお願いをしまして、訪問等ということで見守りを実施していただいているところです。

また、社会福祉課のほうには生活困窮者の相談窓口もございますので、その相談に応じながら、丁寧に個々のケースについて対応していきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問、3秒あります。よろしいですか。

14番（杉山 誠君） 終わります。

議長（三田忠男君） これで、杉山誠議員の質問を終了いたします。

ここで10時35分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時34分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

山口 繁 君

議長（三田忠男君） 次に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

2番（山口 繁君） 皆さん、おはようございます。2番、山口繁でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

「人口が減少する中で活力ある持続可能な伊豆市をつくるために、どのような政策を考えているのか」。これは1年前、新人議員として初めて臨んだ12月定例会での一般質問の冒頭のテーマでした。今回は、この1年間、定例会のたびに臨んだ一般質問を振り返り、総合計画との関係も考慮しながら、再度の質問と新たな問いかけにつなげてみたいと思います。

1、産業力の強化と雇用の確保について。

希望を持って働ける場所のないところに人は集まらない。移住・定住を考える際にも産業力の強化と雇用の確保は重要な課題だ。既存企業の育成や市内に存在し続けてもらうための政策と企業誘致の促進をどのように考えているかを問いたい。

伊豆市の主要産業に対する育成強化策をどのように考えるのか。特に、観光業における求人と求職の大幅なミスマッチの解消策や農林水産業の活性化策について。

企業誘致に関しては、総合計画の中で誘致件数3件の目標値が示されている。件数目標だけでは具体的な姿が見えてこない。10人の企業であっても、100人の企業であっても、1件は1件だ。企業規模、雇用形態（本雇い、臨時雇い、パート、アルバイト等々）、所得水準等についてどのようなものを想定しているのか、改めて伺いたい。

中小企業・小規模企業振興については、基本条例の提案があると思うが、まずは理念条例に終わらせないこと、そして、そこで働く勤労者に視点を当てて、勤労者サービスセンターの事業を有効活用し、福利厚生の実現が図れることを期待したい。9月以降、センター加入に関して特徴的な動きはあったか。

都市計画の見直しにより、住宅地化が可能となる地域がふえることとなったが、既に稼働している工場周辺にもその地域に及ぶことが想定される。工場と住宅の近接立地は、騒音問題等でトラブルが起きやすい状況となるが、そうしたことを考慮して、工場移転を検討せざるを得ない状況に追い込まれる事業者があると思われる。そうした場合、移転先が市外と

ということにならないような配慮が市としては必要だ。こうした事態をどのように想定していて、どのような対応を考えているか。

## 2、人口減少対策について。

活力あるまち、持続可能なまちをつくり上げるには、急速度で進んでいる人口減少対策をどのように考えるかだ。

総合計画において、合計特殊出生率の数値目標を掲げている。平成26年度が1.25であるのに対し、平成32年度には1.69まで引き上げようとするもの。この数値目標を1.69に設定した根拠と目標達成のためにどのような政策をあわせて実施するのか、さらに、達成できた場合にどのような姿になっているのかを説明願いたい。

同様に、総合計画の中で将来人口設定を平成37年度2万8,500人としている。これは、ある程度の人口減少は仕方がないが、あらゆる政策を打って人口減少を極小化し、この数字にとどめたいという意味があることを示している。では、その政策はというところが見えてこない。

人口の社会減を極小化するためには、定住・移住政策に本腰を入れることだと思う。自治体同士の人口の取り合いは好ましいものとは思えないが、市を存続させるために必要な手を打ち、しかも即効性のある政策が期待されるが、その見解を伺いたい。

若者世代の定住・移住を促すには、子育て支援制度の充実が必須。これら制度について、他の市町と比べ伊豆市はどのようなポジションにあると判断しているのか。

子育てをするのに伊豆市は格好のまち（市の内外からそのように評価される）だと思えるような政策を打つべきだ。それには、子育て支援制度に加え、子育てにふさわしい環境を整えることが重要。その一つとして、9月定例会の一般質問で、若者子育て世代専用の公営住宅の整備を話題に挙げた。定住・移住政策による人口減少の対策としての観点で再度伺うが、前回の答弁のとおり、このことは考えていないということか。

## 3、自然に囲まれた環境で備えておくべきこと。

毎年のように、全国各地で「かつて経験したことのない」と言われるような自然災害が多発している。その備えは万全にしておくべきだ。

消防団条例が改正された。団員の実人員に合わせるための定員減ということであったが、真に必要な消防団の組織規模はいかにあるべきかという本来の定員の概念を確立しておくことと、必要な団員の確保についての有効な手だてを打っておくべきだと思うが、改めて見解を伺いたい。

鳥獣被害対策は、平成29年度予算に盛り込まれた新たな内容で一歩進んだと思う。狩猟免許保持者で鳥獣被害対策に理解を示し、協力をしていただく人たちの高齢化、人材不足は極めて深刻。これだけの山林を抱えている伊豆市としては、将来にわたって避けて通れないことだろうと思うが、そうした人材育成に市として関与していく考えはあるか。

ことしの10月中旬の台風襲来によって、市内の何カ所かで住宅地や農地の崩落被害があ

った。農地の被害に関しては、今回の補正予算の中で復旧事業というのがありますが、それに加え、農業共済で救済される道があるが、農地以外についてはないに等しい。市には「民有地災害復旧工事費補助金交付要綱」により、暴風雨・豪雨等の自然災害による被害に対して、予算の範囲内で補助金を交付するという仕組みがある。ただし、この適用は、伊豆市に災害救助法等の適用があった場合に限定されている。昨今の災害は、災害救助法の適用がされないような極めて局地的に甚大な被害をもたらすものが多くなっているため、できる限り救済の手を差し伸べることができるようにするべきだ。この点についての見解を伺いたい。

#### 4、庁内組織の機能強化に向けて。

市の重要情報は、広報、FM放送、インターネット、ホームページといった媒体を使って市民に発信している。その媒体の全てについてFM ISに委ねてしまっているというのはいかがなものか。また、少なくとも広報に関しては、どの市町も庁内組織で企画・編集は完結している。広報に関して庁内組織に戻す考えはあるか。

議会事務局、監査委員事務局はいずれも独立した組織なので、兼務は好ましいとは思えない。わかりやすく言うと、議会事務局も他の庁内組織同様、監査委員の監査対象になっているはずだ。監査される部署が監査をする事務局を兼ねるとするのはおかしくないか。見解を伺いたい。

子育て世代の専用住宅について先ほど取り上げたが、公営住宅の管理部署が建設部であることを知り驚いた。確かに、建てて修繕をしてということで考えれば建設部なのだが、住宅政策は市民の福利厚生だろうと思う。公営住宅の管理運用は、住む人の立場から見ても、一般市民から見ても、福利厚生を所管する部署にするべきと思うが、いかがか。先ほどの子育て世代の発想は、福利厚生的視点でないと出てこないものと思う。これらについての見解を伺いたい。

人口減少対策に本気で取り組む意味でも、それにかかわるさまざまな制度政策を内外に周知すること、当該者の相談窓口になること、具体的な手だてを講じること等々をあわせ、ワンストップで対応できる部署を創設すべきと思う。市の人口減少対策の本気度を内外に示す意味でも極めて重要で、検討に値するものと思うが、見解を伺いたい。

#### 5、文教ガーデンシティ創生中止に伴う総合計画の見直しについて。

総合計画の見直しにおいて、新しいまちづくりの方向性を検討するということがだが、ぜひとも市の実力、身の丈に合った計画が示されることを期待したい。コメントがあればいただきたい。

いずれも市長にお伺いいたします。

以上であります。

議長（三田忠男君） ただいまの山口繁議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、1つ目の産業における育成強化策、その中で観光業における求人と求職の大幅なミスマッチ、これは極めて深刻な状況にあり、このまま何も手当をしなければ、黒字廃業の事業者さんも出てくる危険な状態であると認識をしております。これは、ほかの区市町でも観光産業においては同じ状況なのですが、外国人の雇用等で県として検討したところもあるようですが、現状の制度の中では非常に難しいようでございます。

では、日本人を雇用できるかというところですが、景気回復というよりも、人口減少、生産年齢人口の減少による人手不足が非常に顕在化しております。ということは、道路がよくなればなるほど、こちらに来ていただく可能性も高まるけれども、こちらから三島・沼津地区に行きやすくもなるわけです。その中で、どのような手法で雇用を確保するのか、あるいは、人でなくとも対応できるところをICT化とかロボット化とかというものを目指すのか、これは個々の事業者さんにもよるところがございますけれども、相当大きな変革をしないと、今、そんなに悪くない産業を維持することも非常に難しくなると危機感を抱いております。

また、農林水産業あるいはそのほか製造業も含めてですが、私が観光を基盤産業と申し上げているのは、観光以外は関心がないということではなくて、観光地における製造業のあり方、観光地における農林水産業のあり方等があるわけです。伊豆半島で4,000万人のお客様が来ているわけですから、2食召し上がっていただくとしたら、8,000万食が出ているはずであって、そこで地元のシイタケが扱われれば、8,000万個のシイタケが出ているはずなんです。そのように、観光地におけるその他の産業のあり方というものの中で考えてまいりたいと思います。

それから、企業誘致の中で所得水準についてということなんです、以前、議員からも企業誘致あるいは市内の企業を拡大した場合にもパートではいけない、正規雇用でなければいけないという御指摘もございましたけれども、問題は、日本が全体として極めて速い速度で生産性が落ちているということです。生産性は、事業主さんから見れば売り上げですけども、市長から見た場合には、実は職員さんの給料なんです。それがすごい勢いで下がっているということは、これは世界における競争力が低下しているということです、この所得水準を全体としてどうやって上げていくか、これは国策にも影響してまいりますけれども、これはまさに1番目とも関連していくところで、どのように生産性を上げて、従業員さんの所得を上げ、雇用獲得競争に勝っていくかというような大きな課題に遭遇しております。

それから、3つ目の勤労者サービスセンターについては、1団体2名の加入があったと報告を受けております。

4番目の都市計画の見直しによりということでございますけれども、40年目にして初めて実現した都市計画の見直しでございますので、具体的な対応策というものは、まだ入ることができておりません。

第1次総合計画から念頭にありました、特に伊豆箱根鉄道の駅を有する牧之郷周辺は、高

い確率で住宅地化が進むんだらうと思います。ただ、その点についても、地域の皆さんと今、話し合いが始まったところですので、どのような形で宅地化を進めるか、そのほかの土地の活用をするのかについては、まさに今、議論が始まったところでございます。いずれにしても、そういった環境の中で、例えば夜間も稼働するとか、あるいは多少音が出るような製造業のような事業者さんがあるとすれば、適正な場所に移っていただくことも話し合いをさせていただく必要があるかと思えます。その際には、仮に移転していただくとすれば、移転先の候補地のニーズは事業者さんがお持ちですから、そこはしっかり連携をとってまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 観光業の求人と求職、この前、市長は6くらいあるとか、物すごいデータ的にはあれなんですけれども、求人と求職の関係は極めて厳しいということだったんだらうと思うんですけれども、どうしたものでしょうか、このところの、いわゆる詳しい答えを持ち合わせておられないということなんですけれども、旅館業ですと、なかなか表現として言いにくいんですけれども、例えば母子世帯で就職を探しているというような、全国各地、全国ということはないけれども、いろいろあると思うんですけれども、そういう人たちを積極的に活用するような仕掛けを、いわゆる伊豆市の中というのじゃなくて、伊豆市の外から来ていただいて、きちんと仕事をしてもらうというような、そういう仕組みというか、仕掛けづくりみたいなものがないだらうかなというふうに思うわけなんですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 母子家庭の誘致というのは、今はまだ内々検討しております。ただ、住宅を整備するだけでは来ていただけないです。寮をお持ちの旅館さんもたくさんありますけれども、そこでも大変厳しい状況です。

私どもが考えておりましたのが、1つには、やはり子育て環境がしっかり整っているということ。今、夜間保育まではいっておりません。休日と祝日保育は伊豆市はやっておりますが、夜間を基本的には余り食・住を離したくないので、修善寺なら修善寺、土肥なら土肥で事業者さんに夜間の保育をやっていただけないだらうか、それを市ができないだらうかということ。

それから、やはり母子家庭の、あるいは父子家庭の親御さんにすれば、子供さんにはしっかり教育をさせたいでしょうから、小学校、中学校教育がどのような教育環境であるのか、親の収入とかにかかわらず高いしっかりした教育を受けさせる環境にあるということ、もう一つは、地域へのインテグレート、地域の中に受け入れていただくということがとても大切だらうと思っております。

やはり観光地で顕著に現象としてあるのは、観光産業に携わっている女性の方々が70歳になると、そのままなかなか生活が厳しくなる。そういったことを避けるためには、やはり地域の中で、地域の皆さんと一緒に生活をしていただく受け入れ態勢というものは必要なだろうと。そのような環境がない中で母子家庭の皆さんに来てくださいますと、恐らく効果は余りないのではないかと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

2番（山口 繁君） 私もちょっと言葉が足りなくて申しわけなかったんですが、結局は、子育て世代にどういう政策をとるのかという、つまり、移住・定住を促す、移住・定住の中にそういう人たちも含まれるということで、全てがつながるんですね、これは。いわゆる人口減少対策をちょっとでも少なくしようということが雇用政策であり、移住・定住政策であり、教育をどういうふうにするかということでありということが見事につながっている部分だろうと思うんです。そういう意味で、これはまた別の項で人口減少対策というところで質問していますので、また話はさせてもらいたいと思いますが、ぜひ引き続ききちんと御検討いただきたいなというふうに思います。

あと、観光地における製造業のあり方、農林水産業のあり方ということで、それも十分理解ができました。

農業ということについて、ちょっと1つのテーマとしたいんですが、総合計画の中で、農業生産法人の誘致を図るとか、今、農業生産法人とは言わないんですね。何か農地法が変わって、農地所有適格法人というらしいんですが、それ等もあって、そういう法人と、それから、いわゆる会社法人、会社法による法人と、それからいわゆる農協法を根拠法にする農事組合法人と、この2つが農業法人というふうに言われているらしいんですけれども、そういうようなものをきちんと市に持ってこようという、誘致をしようという、それから6次産業化の推進をしようということを総合計画の中でうたっていると思うんです。それについて、少し具体的にどういうことを想定しているのかということ、とりあえず総合計画の中身になりますけれども、ちょっと教えていただきたいなと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 答弁させていただきます。

農林業の活性化というのは、本当に難しいところがありますけれども、現在、伊豆市の中では主要産業としますと、ワサビであるとか、シイタケというのがありますので、それらに基づきまして、ある程度、モノレールの整備であるとか、いろいろな形で働きやすい環境というものをづくり出していきたいなという形で考えています。

また、後継ぎ等が不足している耕作地が多くなってきましたので、先ほど言いました法人ですが、そういう形の誘致というものにつきましては、現在もある企業さんからはそういう

形で話もいただいております。ただ、なかなかまとまった農地というものがありませんので、その辺で農地の状況を判断しながら、企業さんに来ていただけるような状況を整えながら、その企業さんと話をしながら、積極的な誘致は図っていききたいという形で考えております。以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 私の住んでいるところの桂谷地区なんですが、米づくりの農事組合法人を何年前につくりまして、育苗というか、苗を育てて植えつけをし、刈り取りをし、脱穀をし、もみすりということで生産加工をやっていたんですけども、この秋から実はさらに精米をして販売をするという、そういう意味では6次産業化を果たしました。規模はそんな大きくないんですけども、それで常用雇用も1人、きっちりと地元から勤務してもらうという雇用者を確保し、それからアルバイト的に補助的な仕事をしてもらうということであります。

農事組合法人は、農協法が根拠法なんですが、それをつくるときには、やはりJAには相当相談に乗ってもらっているいろいろな話をしたんですけども、実はこの6次産業化に関しましては、全く自力で進めました。進めたから、市でまたちょっと振り返って何か頂戴なんていうことは一切言うつもりはないんですけども、こういう取り組みをどういうふうに評価しているかということの一つ聞きたいことと、それから、伊豆市の特徴的な中山間地でああいうことができたということですから、これは、あまたある伊豆市の中の中山間地に、こういうような手法もありますよということをぜひ促していくような政策というのがあるのかなのか、その辺を少しお聞きしたいなと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 6次産業化というのは、既にもう新しい言葉ではないんですが、よく例に言われているのがソバであって、ソバの実をつくれれば幾ら、そばのめんにしてスーパーマーケットで売れば幾ら、シイタケそばで売れば1,000円とか、そういったところで要するに原材料をつくるだけではなくて、ちゃんと最終的な消費者まで届けさせれば所得はどんどんふえますということですから、それはまさにそのとおりなんです。

ただ、農業の場合には、そこで手間をかけていただくかどうかということなんです。先般、浅田ファームさん主催の食と環境を考える勉強会で、私も前後に専門の先生と話をさせていただいたんですが、やはりどこまで手間をかけるかなんです。土をしっかりと使って、手間をかけられるか。そこで、私ども地域に住む人間がそれだけのことをやり切るかどうかということに尽きるんだろうと思います。先ほど申し上げましたように、たくさんのお客様がいらっしゃっている伊豆半島ですから、要はそこに尽きるのかなと思います。

ただ、スタートするときには、やはり経済的な負担があるのであれば、そういったところは

行政でお手伝いすべきところも多々あるのではないかと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） ぜひ伊豆市には似たような地区が結構あると思うので、それはその気があるかどうかという、その地域の皆さん方がどういうふうにするかということがあるんですけども、ぜひこれが、絶対に成功させないといけないとは思っているんですけども、こういう事例をうまく紹介していただいて、その世界が広がっていくことをぜひぜひ期待したいなというふうに思います。

それから、ソバの話が出ましたが、ソバはまた今度ちょっと違う仕組みをつくってしまして、これは小さな区なんですけれども、46戸しかないんですけども、そこに年越しそばを家族全員が食べられるだけのものをつくって、無料で配布しています。そんなような取り組みも、やはり地域のまとまりといいますか、むしろそのそばをつくるのが目的ではなくて、地域のまとまりをつくろうという、ある意味、前回の定例会でもあったんですけども、地域づくり協議会のミニ版ということではないですが、地域づくり協議会のような、地域づくりという観点で、そんな仕事をさせてもらっているということでもあります。

農事組合法人も立ち上げたということも、これは、米をつくって売ることだけではなくて、やはり地域の人たちのまとまりをつくろうというのが根底にあったんです。これがまさに地域づくりの基本的な世界なんだろうと思うんです。やはり前回、地域づくり協議会が旧小学校何とかとあったんだけど、やはり同じような局面のところの地域でくくるとというのが、私は地域づくり協議会だろうと思うんです。

決まっちゃったことはどうしようもないんですけども、もし変更ができるならば、例えば修小地区だと、温泉地区と住宅地、それからいわゆる中山間で全然違うんです。ただ、これを融合させてというのがあります。景観まちづくりという意味では、ぜひ温泉に来るお客さんのためにいい景観をつくってくれ、いい景観というのは、稲が黄金色に実る、ああいうのを見たいんだと。だから、耕作放棄地はぜひ外してほしいと。耕作放棄地を外してほしいと言われても、米づくりってすごく大変なんです、金がかかるし。というようなこともあるので、私らは私らで一つの地域づくりの核をつくりたいというふうに思っているんで、そういうやり方をしていきますので、ぜひぜひその辺も御理解いただきたいなというふうに思います。

耕作放棄地の問題は、先ほど産業部長のほうからありましたが、そういうものも集めて、よその法人にというようなことなんですけれども、この辺をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 現在、国のほうでも農業中間管理機構というのを活用しろという

形で言われております。伊豆市内でも何カ所か、そういう耕作空き地につきましては、その機構を利用しまして、ある程度活用していただいている状況がございます。伊豆市内の場合は、どうしても作業面積が小さいところが多いものですから、その辺を中間管理機構というのはありますけれども、伊豆市独自でも、いろいろな形で考えていかなければいけないということと考えております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

2番（山口 繁君） 中間機構って、ある程度広いところを想定した、伊豆市の中にそういうところがあるのかと、あるんでしょけれども、中山間地域にはそれはちょっとそぐわない仕組みですよ。では、そういう機構、これはその機構の下に県で1つずつ振興何とかがあるんですよ。たしかそういう仕組みがあって、その中でいろいろやるということは聞いておるんですけども、中山間地域での耕作放棄をどういうふうにするかというところの仕掛けをちょっと、答えをよこせというよりも、考えていただきたいと思うんです。

私らは、自力でなるべく耕作放棄がなくなるようにしたいということなんですけれども、高齢化でも、とにかく、その農事組合法人に米づくりをやるから頼むよというのは、実は来ているんです。だけれども、安易には受けられない。というのはどういうことかということ、米づくりは、物すごく金がかかるの、原価割れですから。それを受けたらば、組合法人が潰れちゃいますから、というくらいの話なんです。だから、その辺のところの耕作放棄地をなくさないということの政策みたいなものは、何か市としてどういうふうにするのかということをお願いします。中山間地域の。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 本当に先ほども言いましたとおり、伊豆市につきましては、大きな面積があるわけではなくて、やはり中山間地域ということが特色になっていると思います。その中で全国的に見ますと、兵庫県の養父市あたりでは、本当に伊豆市と似たような地形という形で、積極的な法人であるとか、そういうのを誘致しているのも聞いております。職員がそちらのほうに行きまして、いろいろ研究等はしておりますので、その辺を含めまして、この伊豆市にとってどういうものがいいのかというのを、これから考えていきたいという形で考えています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） このブロックでは、企業誘致に関してですが、1年前の質問で市長答弁をいただきました。総合計画の前からかな、東京ラスクであるとか、ベアードブルワリーであるとかの、そういう誘致の成果がありましたということを伺ったんですが、そのときに

再質問すればよかったです、しなかったもので、まだ新人でなかなかうまくできなかったものですから、話は聞きましたけれども。

ここで、その2社に限ってでありますけれども、ちょっとお聞きしたいんですが、地元の雇用の創出というのはその2社に関してどれくらいあったのかということと、その定着率はどのようになっているのかということ、それから雇用の形態というのは、先ほど言いましたような本雇いなのか、臨時雇いなのか、パート・アルバイトなのかというようなこと、それから、所得面では一家の生計を支えることが可能な水準なのかどうなのかという、この辺を簡単に説明いただければと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 今現在、その資料は持ち合わせておりませんが、以前には議会等で答弁しておりますけれども、東京ラスクの場合、やはり70から80名ぐらいの雇用があったという形で聞いています。そのうちの十数名が正規雇用という形で、ただ、その中にはやはり毎年、高校生を雇うであるとか、いろいろな形で努力しているという形では聞いております。

ベアードビールにつきましては、たしか十数名の社員だったと思いますけれども、やはりちょっとパートが多いような形では聞いておりますけれども、その辺につきましては、市としましても、パート云々よりもやはり正社員として雇っていただくような方向でお願いはしていきたいなというふうに考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 誘致のときには、産業部長からもありましたけれども、やはりその所得で生計を支えることができるというのが一番望ましいですね。ですから、まずそれを第一にやっていただきたいと思うんですが、やはり雇用の形態というと、パートでも、私はパートのほうがいいんだというニーズもあるんですね、実は。それは、家計を補填するという意味での、それで余り束縛されない仕事の仕方もしたいということもあるので、その辺の合わせ技だと思うんですけれども、できる限り正社員をふやすということと、そういうことも合わせ技でぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

それから、次にいきます。

中小企業・小規模企業振興に関しては、9月定例会で基本条例はどうだというようなことで御答弁いただきまして、あのやりとりの中では、12月に出てくるのかなと思ったんですが、出てこなかったものですから、この辺の理由があったら教えてください。やめたわけじゃないですよ。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 基本条例を制定するというので、パブリックコメントをとらなければならないという形になっております。それをこの12月の下旬から一応1カ月ほどぐらい、市民の皆様からいろいろな意見を聞くという形のものを入れさせていただいております。ということで、できれば3月にはという形で今、考えているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 了解です。ありがとうございます。

それから、企業振興について、サービスセンターのことを言っております。それで、1団体2名の加入があったということをして市長からお伺いしました。ぜひこれは、加速をしていただきたいなというふうに思うわけでありまして。やはりどうしても小さな企業だけではできないような仕掛けを、その人たちが集まって、スケールメリットを生かした仕組みをつくるということはかなり有効だと思うものですから、ぜひお願いしたいなと思うんですが、1つお願いがあります。

これは、商工会が先頭に立ってやっていただくことが一番いいと思うんですけれども、できましたら、ぜひ、これは商工会との関係も調整をしていただきたいんですが、商工会の事務局が何人かいらっしゃいますよね。そこがいわゆる1つの事業者としてセンターに加入していただくということが一番、これから先の加入促進をする意味では有効だと思うんです。ちなみに、伊豆の国市は商工会事務局が入っておりますので、そういうことも含めて、ぜひよろしくお願いしたいなと思います。これは特にいいです。

次の都市計画のところに入ります。

牧之郷地区は、住宅地化ということで極めて適したところだろうと思うんです。その牧之郷、具体的な名前を言うのはおかしな話になりますが、大きな工場がありますよね。多分あそこも、あの周辺というのは住宅地化が可能なところになるんだろうと思うんですけれども、かなり雇用も、100人を超えるぐらいの雇用がある会社じゃなかったでしょうか。市外へ転出をするというようなことがないように、ぜひその辺をお願いしたいと思います。この点に関して見解をいただければ。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 当該事業者さんは、伊豆市の中で、たしか認定従業員数100人以上の会社は3つしかなかったと思うんです。そのうちの1つですので、ぜひ市内にとどまっていたきたい。ただ、その際に、牧之郷以外にも工場をお持ちです。それから、新しい道路づけの中で、したがって、移転されるとしたらどういったところを望まれるのか、そこが第一ですので、そこをしっかりと連携をとって検討させていただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 今の補足になりますけれども、既にいろいろな形で御相談のほう

はいただいております。それで、相談に乗りながら今後進めていきたいと考えております。  
議長（三田忠男君） それでは、2問目の答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 人口減対策ですね。数値等、詳細は部長に答弁をさせますが、この人口対策は、よく「歩く民主主義」と呼ばれていて、市民の方々、特に三島駅とか都市機能を三島・沼津地区の中で共有し、その端っこである伊豆市においては、選ばれるかどうかということなんです。人口の自然減はもう500人ぐらいがお亡くなりになって、出生数が100余りですから、これはいかんともしがたいところがあるのですが、やはり社会減が、しかもお隣に流出される数が非常に深刻な状況であることは何度も申し上げておりました。

そこで、1つの政策、例えば住宅をつくりました、お金を出しましただけで、それを取り戻せるとは到底思えないです。そこで、私どもは、いろいろな手段によって対象となる年代の方々の御意見を伺うようにしておりますし、現在進めている総合計画の見直しの中でも、市内の皆さんの御意見はいろいろなところで直接伺いますので、余り発言されない、声を出されない子育て世代の20代、30代、40代前半ぐらいの皆さん方の意見を、可能な限り尊重しようと思っているわけです。そこはぜひ、私どもがここで行政執行部側から説明するだけではなくて、そういった世代の方々のニーズがどこにあるのか、ぜひ議員の皆様にも、一緒に意見聴取とか意見の具現化にお取り組みいただきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 補足説明。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうから1番の部分について御回答申し上げます。

まず、合計特殊出生率の目標値の1.69の根拠でございますが、これは県の計画との整合を図る形で算出しております。県計画の人口ビジョンによりますと、平成32年度の目標値が2.07、これに対しまして平成22年、このときの県の実績値が1.54という数字でございました。ここから2.07を達成するために必要となる比率を、この伊豆市の特殊出生率の実績値が平成20年から平成24年というのが1.25というものがございましたので、これに乗じて設定とした内容になっております。

次に、目標を達成するための施策、それからその将来の姿はどうかという点でございますが、まず施策といたしましては、これも市長からも何度か御答弁ありましたが、子育ての支援施策を中心に総合的に進めていくということで、若者世代に魅力を感じていただき、子供を産み、育てる場所として伊豆市を選んでいただくということでございます。このことによりまして、子供を産んで育てられる女性の人口がふえ、出生率も上向いている姿というのが将来の姿として考えているところでございます。

次に、4番について回答させていただきます。

4におきましては、定住・移住政策として、議員のほうから若者子育て世代専用の公営住

宅の整備というのがございました。

まず、若者世代に対します住環境の整備という考え方、これは決して否定するものではありません。ただ、先ほども申し上げましたとおり、伊豆市におきましては、まずは教育や子育て環境の充実、雇用の創出などを総合的に取り組むことが重要ではないかと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、 の子育て支援制度の充実につきまして説明させていただきます。

他市町におきましても、それぞれの地域の実情に応じてさまざまな支援策を講じており、その範囲も多岐にわたりますので、単純に支援策の充実度合いを他の市町と比較することは難しいのですが、あえてどういうポジションにあるかということであれば、当市の子育て支援策は、比較的充実しているものと考えております。

例えば妊娠22週以降、赤ちゃん1人につき4万円を支給する出産準備手当、それから市内に在住する小中学生及び高校生に対する通学補助など、特色のある支援策を講じているところです。

今後も、子育て世代のニーズをしっかりと酌み取りながら、また、他市町の動向も参考にしながら子育て支援策のさらなる充実に努めていくとともに、当市の子育て施策の情報を積極的に発信して、定住・移住につなげてまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） まず、合計特殊出生率は、結局、伊豆市で目標値をつくっても、2.07にはいかないし、2.07に仮に何年か先にいったとしても、50年は減り続けるんですよ、人口減。だから、こういう目標をつくるというのはどうなのかなとは思っただけけれども、やはり指標的にはこういうのがあるものだから、総合計画にはのせたという判断でいいのかなというふうに思っています。

これはちょっと前後しちゃうんですが、徳島の奄美群島の泉重千代さんがいた伊仙町ですか、あそこは何年か前に出生率が2.42。子供が結構いるんです。やはりごろごろいるから、ごろごろなんて言うと怒られるな、2.42になるんですけれども、それでも人口は減っているんです。なぜかといったら、これは市長がよく言われるように、18歳以降の転出なんですよ。結局、これはとどめはないんです。では、そこに学校があるのか、就職先があるのかということになったら、ないわけでは出るとは仕方ない。けどしかし、いずれ最後はUターンしてくる、あるいはそうじゃない人がIターンするという、そういう政策をきちんとやらなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

だから、これは似ている感じで、出生率は全然低いんだけど、18歳以降が転出すると

いうところの対策をきちんとやるということは、何か考えなければいけないのかなというふうに思っています。その点についてどうでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 小規模な自治体で、人口がふえているかどうかはわかりませんが、幾つか全国でも例があり、私が最近直接聞いて驚いたのは、小笠原諸島の父島がまたふえているんだそうで、あそこは今、飛行機がないんだそうです。船で20時間ぐらいかかるようなんですが、やはりITのベンチャーの皆さんがいて、その環境が気に入って仲間を呼ぶというようなことのようなんです。そうすると、伊豆半島の場合には、首都圏まで2時間少々の立地の中で偉大な田舎ですから、これをあとはいかに特色づけていくかということになるんだろうと思います。

ただ、それでも日本全体としての人口減少のトレンドは、恐らくとめることが当分の間、数十年は不可能ですから、その中で我々行政の対策は講じていかなければいけないんだろうとは覚悟はしております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） わかりました。

また人口のことでちょっと話をお聞きしたいんですが、総合計画とは別に、伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがあります。これでは、2040年に2万3,000人の人口を確保ということを目標に掲げていると思うんです。総合計画は、年度が違いますが、平成37年ですから、2025年に2万8,500人、この辺は整合性はあるんですね。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 最近だんだん地方創生という言葉も聞かれなくなってしまってちょっと困るんですが、このときには、国の全体としてやはり首都圏、東京に若い人たちが集まり過ぎていると。それをしっかり分散させて、それぞれの地方のそれぞれの市町が人口減少対策をしっかりやるという前提だったんです。そこで、私たちは、伊豆市としては2.07にして人口を維持するというのは、いくら何でも高過ぎるので、社会流出をなるべく3分の2だったでしょうか、半分だったでしょうか、そこまで社会的流出を少なくするということで数値を出したわけです。

ただ、その後、日本の情勢は変わっておらず、皆さん御承知のとおり、東京への若者の流入はむしろふえておりますし、それから、テレビで政治討論会を拝見していると、どちらかというと言党の先生方は、だから、もう少し地方に若い世代を残すんだとおっしゃり、どちらかというと言党の先生方は、それは東京の中の子育て、保育園とかは要らないのかという議論になり、なかなか方向が一致していないようなんです。そうすると、我々も

う、これはこれとして政府の枠組み、フォーマットの中で作りましたけれども、2018年を迎えるに当たり、もう我々のあり方として立ち位置を決めて、覚悟を持って進んでいくしかないのではないかと考えております。決めたときにはいろいろな前提がございましたので、それが全て金科玉条のごとく、その数字ありきでこのまま進められるとは考えておりません。

議長（三田忠男君） 補足説明。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） ただいま市長からも御説明ございましたが、総合計画の数値とこの数値につきましては、基本的なものについては整合を図って出しております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） その総合戦略の戦略体系の2番目に、「すべての世代がいきいきと暮らし続けられるまち（笑顔あふれる子育てタウンの創生）」というのがあって、安心して子供を産み育てられるよう、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援、これはさっきから出ていますけれども、を進めるとともに、魅力ある学校関係の整備や特色ある教育により、心豊かな子供を育成する、また、多世代交流云々とあります。やはり子育てと教育は大事だということをこのうわーと長い文章の中に盛り込んでいるというふうに思うんですけれども、その切れ目のない支援の中で、妊娠・出産の話は先ほどもちょっと出ていますけれども、市内の産婦人科の状況というのは満足のできる状況になっているのでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 市内には、出産ができる病院というところは、今現在ございません。主には順天堂、三島方面、そういうようなところの医療機関で出産というところを迎えているという状況です。

市内には、助産院ということで、そういう出産を控えた皆さんとか、出産後のところをフォローしていく助産院という形での施設が2カ所ございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 産婦人科がないというのは、やはりびっくりしてしまうんですけれども、かといって、無理やり連れてきても、お客さんというか、使う人たちがいないということではどうにもならない世界ですから、ここはもう、ここで議論するような話じゃないのかなというふうには思います。

それで、若者子育て世代専用の公営住宅の整備は、特にそれを目掛けてやるということはないということでしたね。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 議員から御指摘のとおり、まず、そういった住宅政策というのは、移住・定住に非常に重要であるということは市としても承知してございます。全くそのとおりでございます。

ただ、今の伊豆市の状況を見ますと、先ほども少し別の答弁でございましたが、例えば市営住宅につきましてはまだ余裕があったり、なかなか若い人たちに魅力のある住宅の提供という施策については、まだ一考の余地があるんですが、現状としては、まだそれ以前の総合的な子育て支援、教育環境、そういったものを中心としたことがまず前提になってくるのかなと。なかなか、いい住宅があるかということで移住・定住は進むというのではなく、それにかかわります、そこに来る人が働きやすい、もしくは子育てしやすいという環境、それらをやはり最初に、市として住民の皆さんに御提示することが重要ではないかと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

2番（山口 繁君） 私自身が考えたのは、やはり住むところがなければ、幾ら移住を促してもうまくいかないんじゃないかと。こういう子育てに物すごくふさわしいものが伊豆市としては用意していますよということがあって、それで、移住政策のほかのこと、ほかの支援のものであり、教育のことであるとかということの合わせ技でそこに住んでもらう。住むところがなかったらどうしようもないんです。今、市営住宅はあいていると言うけれども、あいているところは子育てにふさわしい住宅だとは私は思えないものだから、例えば、今、既存のある住宅で言えば、修善寺の中里にある、ちょっと高台にあるあの住宅なんかは、まさに結果的に、今ちょっとまたこの家は貸しているかどうかわかりませんが、結果的には子育てするのにすごくいい間取りで、すごくいいところよねという評価があって、多分、満室だと思うんですけども、そういうようなものを逆に考えて、逆の発想でそういうものを用意するから来てくれ、それは家があるからだけではなくて、ほかの政策もこれこれこういうこともみんなあるよということを寄ってたかってやって、来てもらうということが必要じゃないかなということでした。

そうはいったとしても、いわゆる市営住宅政策の問題がありますから、そう簡単な話じゃないんでしょうけれども、ということなんですけれども、それは御理解いただけるということでいいでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 市内の皆さんが外に出るものを防ぐということと、市外から来ていただくということの2つが必要なんですけれども、市内の皆さんの話を聞くと、伊豆市内の利

便性がいいところでずっと住める家とは限らないとおっしゃっています。まだおやじも元気だし、おふくろも元気だから、結婚したらちょっと外に行きたい。その良質の集合住宅が修善寺周辺にないので、伊豆の国市に行ってしまうと、向こうがより便利だから、家を建てる時に向こうに決めてしまうという声が少なからずあるんです。ですから、市内の皆さんの流出を抑止するためには、伊豆市内で利便性のあるところに、永住ではなくて、当分の間、子育てが終わるくらいまでの間の集合住宅が欲しいという声はかなりあるんです。

市外から来ていただく方々の話を聞くと、必ずしも利便性ではないんです。どうせ車だから、伊豆市に来る皆さんは、どうせ車で生活を覚悟しているし、まだ若い皆さんですから、どちらかという環境がいいところという声もあるんです。

そうすると、私たちは、牧之郷の駅の横なのか、土肥の海岸なのか、中伊豆の里山なのかということで、全部に手当てをして公営住宅というわけにはいきませんので、したがって、現時点では、制度をつくって、施設をつくるのではなくて、皆さんに自分で場所はお選びいただくようなものを現時点ではとっているわけです。そうしないと、全てのニーズに満足させられるような公営住宅を伊豆市で整備することは難しいだろうと考えているところです。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 移住・定住で住宅のこの話のそのつながりなんですけど、住宅政策で賃貸の場合は家賃補助をやっていきますというのがありました。2年間でしたか、限度で。それから、もう一気に土地建物をつくっちゃおうといったら、これは100万円の補助があるということなんですけれども、これはよその市町も導入している世界なんだろうと思うんです。

多分これは申請して、その申請に合致したら補助金を出しますという、こういう仕組みなんだろうと思うけれども、その申請前、いわゆる賃貸を借りたいと言った人に対して、賃貸物件はこんなのがありますよとか、土地建物を取得したいといったときに、土地はこんなところがあるとか、こういう格好の場所がありますよとか、そういう相談みたいなものがあり、それを受けるような仕組みができていのかどうかということなんです。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 今申し上げました、具体的な例えば賃貸の住宅等はどうでしょうかとか、そういった情報については、市のほうから提供はしていないはずなんです。空き家につきましては、先ほども言いました空き家バンク等がありますので、やはりそういった点では、その部分についてはまだうちのほうで情報を出しようがないような状況でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 結構です。次に。

議長（三田忠男君） では、3番の答弁願います。

答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 3つ目の自然に囲まれた環境の中でということなのですが、まず、消防団については、実員数でいくと、人口7万人の伊東市に次いで実員数が多い消防団になっています。人口比でいくと、伊豆市は断トツで多いです。500人ですけれども。

ただ、常設の消防隊と違って、消防団というのは適正規模とか必要数というのが現時点ではない組織で、自治消防ですから、私たち自身がどうやって自主防災を考えていくかということに尽きるんだろうと思います。

それから、鳥獣被害対策は、これはもう全国で言われているとおり、猟友会の皆さんがどんどん高齢化をして、若い方々はなかなか猟銃を持たない傾向は極めてはっきりしておりますので、これは相当構造的に考えていただかなければいけないだろうなと思っております。

御承知のとおり、伊豆市は、農業をやっている方々を中心にみずから電柵等で守っていただくことと、猟友会さんあるいは駆逐隊を市で編成して積極的にとるものと合わせ技でやっていますので、これを着実に進めるしか現時点ではないのではないかと考えております。

それから、台風による復旧については、の制度については防災監のほうから答弁をさせていただきます。

議長（三田忠男君） 補足説明。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） 3点目の民有地災害復旧工事補助金交付要領等について説明をいたします。

被災住宅地などへの補助についてですが、市独自の制度として災害救助法に該当する被害が生じた場合に適応する。確かに異常気象とも言えるような、局地的な豪雨による被災も考えられますが、全ての災害に対し補助金を支出するところまで現時点では考えておりません。

今後は、県内の市町の状況等を調査いたしまして、市独自の制度が必要か研究してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） ぜひ消防団はとにかく多いということを聞きました。人口比でも多いということだから、かなり充実しているんだろうと思うんですけれども、やはり伊豆市の地形的な特徴と申しますか、山あり川あり海ありという、それで広さはかなり広いですね。この伊豆半島の中でも圧倒的に広いわけでありまして、そういう中でいろいろな想定される災害に対して、では、消防団としてどうやっていくかということですから、やはり伊豆市独自の定員みたいなものはつくってもらったほうがいいと思うんです。この前のように、実人員が減ったから定員を減らしますなんていうのは、ちょっと違うんじゃないかなという思い

がありまして、ですから、そういう意味では、やはりこういう伊豆市の特徴を生かした中で市民の生活を守るためには、こういう形での配置が必要で、だから、結果的に定員がこういうふうになりますということをつくってもらいたいというふうに思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） 議員がおっしゃるとおり、人口比等では非常に多いんですけども、地域の広さを考えた場合に決してそれで十分かということに対しては、そのとおりでございます。ただ、現状として消防団員という特性が、ある意味、ボランティアの組織であるということから、なかなかその目標を設定して云々というところについては、まだ考えておりません。

そのような状況としましては、団員数の維持がまず近々の課題であると考えております。そのような状況から、市としましては、団員の処遇改善であり消防団活動の強化や消防団が所属する企業に対する優遇施策など、また消防団が活動しやすい環境を整えることが優先すべき課題と感じております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） こういう地域消防団に関しては、全国的な課題があると思うんです。やはり加入促進という、なかなか加入者がいなくなっちゃったということがあって、それを促進するというようなことを期待されているわけです。多分、消防庁からの通達みたいなもので、消防団に関して市町村がやらなければいけないことというような中で、いろいろなことの改善がされたんだろうと思うんです。1つは、女性消防団員をつくること、それから、シニア世代を加入させること、これは消防協力隊というようなことでやったんだろうと思います。

そういう中で、消防団の処遇改善が先ほど言われましたけれども、団員報酬、年額報酬というのは幾らでしたか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） 団員の年額につきましては、一般分団員でありますと、年額2万5,000円であります。

議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

2番（山口 繁君） 先ほど言いました消防庁の消防審議会の中間答申とか最終答申で、地域の消防団、市町村長には、そういうことを整備しなさいということを行っているのは、加

入促進のことであるとか、団員の報酬を含めたいわゆる待遇改善だと。その中で、かなり具体的に処遇の改善に関しては、地方交付税単価、年額報酬3万6,500円、1回当たり出勤手当7,000円というようなことがあるので、これより低い市町村においては、それを踏まえて報酬の引き上げを行うことということが消防庁から通達が出されているんです。このことに関して、他の市町との関係もあると思うんですけども、何か改善をするお考えはありますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） 団員等に渡す方法は、年額についてと、あと出勤等に対する報酬手当というものが2つあります。現在のところ、他の市町と比べて伊豆市は条例で2万5,000円、あと出勤のたびに2,200円と。あと、出勤回数に上限を加えておりますが、他の市町と比べて決して安い金ではないのが現実であります。

ただ、先ほど言われたとおり差が出ているのも現実であります。ということで、まず、現在、団員の出勤に関する上限等の事項についてから見直しをしているところでございます。以上です。

議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

2番（山口 繁君） わかりました。待遇改善はぜひ心にとめておいていただいで、引き続き御検討いただきたいと思えます。

それから、鳥獣被害対策であります。これは飛ばしまして、民有地のやつですけども、現時点ではお考えになっていないということなんです。ぜひこれは補足できるような形で、この前もありましたし、というようなことで、ぜひ御検討を引き続きお願いをしたいと思えます。これは多分、固定資産税をもらっているんだらうと思うんですよね。そういうところがぼんといったんだから、今の要綱にあるように、予算の範囲内で補助金を交付するという仕組みでありますから、予算をどういうふうに組み立てるかというのはありますけれども、ぜひ漏れなく救済できるように、どういう被害の基準を設けるかというのはありますけれども、そんなことも含めて御検討いただきたいと思えます。

次をお願いします。

議長（三田忠男君） 4問目、答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 4番目の御質問は、庁内組織ということですが、まず、かねてから御質問いただいております広報紙、これは調べましたところ、全国で約6割の自治体は何らかの手法で広報紙を外部委託しております。むしろ全て市役所でやるのは少数でございますので、そういったトレンドの中でしっかり市のほうがかじをとりながら、民間でできることは民間に委ねていくということに尽きようかと思えます。

そのほかについては、それぞれ担当する部長から答弁をさせていただきます。

議長（三田忠男君） 補足説明。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうから1番、それから4番について御回答させていただきます。

まず、市の広報媒体でございますけれども、全てがFM ISに委ねているものではございません。ホームページにつきましては、市の職員が管理、更新を行っているところでございます。

それから、議員御指摘の広報紙でございます。

こちらにつきましては、広報紙というのはとかく行政用語が出てくるものを、わかりやすく市民に説明、情報提供するということが必要でございます。そのために、情報発信のノウハウにたけておりますメディアとして、FM ISをお願いしている部分もでございます。ただ、実際には編集会議等ございます。この中で市の職員がFM ISの担当とともに内容検討、年間の発行計画、編集方針、また掲載記事の作成等についても一緒に進めているところでございます。実態としては、広報戦略会議というのがございまして、そこには私も参加してございます。

したがって、そういった具体的な広報内容につきましては、全てを委託しているというわけではなく、市の主体性を持って進めておりますので、今後も広く市民に情報発信できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、4番目の、今度はワンストップ窓口でございます。

まず、人口減少対策を事例にとられてございましたので、それに対しますワンストップ窓口というものにつきましては、現在の伊豆市におきますと、移住相談の窓口として、総合戦略課のほうで地域づくりスタッフ担当がございまして、ここは、空き家の情報提供だけではなくて、あわせて雇用の情報もしくは起業支援の情報なども提供するようなことをしてございます。

昨年の事例でございますが、ワサビ農家を希望する移住相談者がございまして、これらにつきましては、農林水産課ですとか農協さんとも連携をして、ワサビ農家に修行するという移住者の事例もございました。そういった成果もございまして、今後も横断的な情報共有に努めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

議長（三田忠男君） 総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） それでは、2点目の議会事務局と監査委員事務局についてでございます。

6月議会での答弁と余り変わらなくなってしまうんですが、議員おっしゃるとおり、それぞれ独立した執行機関であることを考えますと、専任職員の配置が望ましいということは

重々承知をしております。しかし、現状の職員を削減している中、市民サービスを今後も維持していくために、両事務局の増員や専任の配置は難しいのかなというふうに考えております。

また、監査する側とされる側の事務局が同一だということですが、監査委員自体は、市長の指揮監督を直接受けない独立した機関だと思っております。事務局職員が兼務であっても、監査委員の公正・中立性は保たれているというふうに考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 次に、建設部長。

建設部長（山田博治君） それでは、公営住宅の管理部署ということで、まず最初に、公営住宅制度についてお話ししますと、公営住宅制度は、戦後復興期における住宅の量の絶対的な不足を解消するものとして、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して住宅困窮者に住宅を供給し、国民の居住の安定に大きな役割を果たしてきました。

その後、住宅市場の充実等に伴い、昭和40年代に1世帯1住宅が確保されてからは、量の確保よりも質の向上に重点を置いた住宅施策が展開され、真に住宅に困窮する低額所得者に対してより公平かつ的確に供給されるよう、制度の充実が図られてきております。

まず、公営住宅法の法制度を所管しているものは、国土交通省でございます。それによりまして、建設時の補助金や管理・運営指導を国土交通省で行っていることから、伊豆市でも建設部で所管をしておりますが、現在でも、入退去等に関しましては、関連する部署と連携を図りながら行っているところでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 広報で1点だけ。

先般、9月定例会で平成28年度の決算説明を受けたんですが、印刷代が571万円、それからFMISの業務委託が518万円、どういう業務委託をしているのかというのはわかりませんが、基本的には、庁内で取材し、それで記事原稿を集めて、それで編集レイアウトも含め、編集レイアウトは印刷屋に頼むということができるはずなんです。それだと、そのお金をかけて、どういう仕事をFMISに業務委託しているのかということがあるんですが、それをちょっと聞きたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 市長室の中に広報スタッフがいますから、つぶさに仕事を見ているんですが、議員御指摘のようにやると、ここで何を取材し、どういう広報紙にするのかを決め、庁内で調整し、取材に行かなければいけないわけです。今、市長室に5人ですか、とってできないです、正直言って。ですから、どういう広報をするのかを決め、そして庁内で議論を

し、あるいはFM ISとの議論をし、彼らは見たい側ですから、どういふのを広報してほしいかという議論も含めて、一つ一つの、きのうであれば山海フェアとか、いろいろなところに取材に行ってもらっているわけです。これを議員が今御指摘のように取材まで全部職員がやるとなったら、正直言って、とても回らないです。

ですから、決めるべき広報戦略はこちらでしっかり決め、そして、民間に委ねるところは民間に任せということで役割分担しているわけです。

議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

2番（山口 繁君） では、取材も全部お願いしているということですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 取材等もお願いしてございます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、どういった観点でそういったものをやろうとか、取材の内容については、当然のことながら実際の編集方針、それらに基づいた形で準じていきまして、もちろん直接、私どもが取材をすればいいのですが、それはちょっと人間的なこともありまして、お願いしております。基本的に、全部丸投げ的な形でやっているものではございません。

議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

2番（山口 繁君） わかりました。時間がなくなりました。

議会事務局と監査委員事務局の関係ですが、中立性は保たれているというのは、やはりそういうふうにするかどうかなんです。やはり監査される部署が監査する事務局を兼ねるとするのは、どうしても不自然でしょうがない。ここは、職員がいないからというのではなくて、考え方の問題だと思います。コンプライアンスというか、そういうようなこと考え方が問題だと思いますけれども、これは変わらないですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 執行機関は、市長以外に監査委員、農業委員会、選挙管理委員会等あるわけです。いずれも職員が兼務しているわけです。農業委員会と選挙管理委員会は、執行機関が委員会ですから、委員長は市長以外がついてもらっているわけです。監査委員というのは、委員会ではなくて、監査委員さんが執行機関なんです。したがって、制度上そのようになっていますし、それでほかの執行機関同様、現在、問題は生じていないと考えておりますし、制度はそのように想定をされております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 問題は生じていないというか、考え方の問題だと思います。これはわ

かりました。

今回、ここの庁内組織のところで言いたかったのは、先ほどの杉山議員が質問して、これに医療支援の妊婦治療のやつが載っていないということがあるんです。これはやはり絶対片手落ちだと思っんです。これの問い合わせは、いわゆる健康福祉部ではなくて、総合戦略課なんです。そういう意味では、庁内組織の連携が本当にうまくとれているのかと、これは絶対必要ですよ。入れないとおかしな問題だろうと思っんです。それを見て、では、伊豆市に行くかどうかと決めるわけですから、その辺ちょっと。

議長（三田忠男君） 答弁願います。連携の問題のところをしっかりと。時間をとめてください。ちょっとわかりやすく。今の質問の答えがちょっとわからないというから、もう一回。時間をとめましたので。

2番（山口 繁君） どの部分、今の。

議長（三田忠男君） 今の。

2番（山口 繁君） 今の質問。私は、いわゆる庁内連携をきちんとしてくださいというお願いです。これには載っていなかったことが、やはり先ほどの答弁ではちょっとわからなかったんですけども、入れるべきですよ、健康福祉部はあれほど言っているわけですから。けども、これには載っていないんです、医療支援と伊豆市の項目には。

〔「ごめんなさい、監査委員ではなくて……」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 連携の問題を問いかけてられています。組織編制に伴いながら。

答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） ただいまのとおり、連携というのは非常に重要でございます。そういった書面等において、不十分なものがあれば、一度検証させていただきたいと思っます。

議長（三田忠男君） よろしいですか。

2番（山口 繁君） 次にいってください。

議長（三田忠男君） では、5番の答弁をお願いします。

市長。

市長（菊地 豊君） 文教ガーデンシティ事業中止後の総合計画の見直しについては、行政報告でも申し上げたとおりでございます。

ここで議員から市の実力、身の丈に合ったということで、市の実力というのは、恐らく地域力とか市民の個の力もあると思っんですが、推測すると、財政力、経済力のことではないかと思っわけです。

そこで、議員の皆さんにぜひともこれは御理解をいただきたいのですが、市税は約43億円、地方交付税が五十数億円で合わせて100億円ぐらいです。そのほかいろいろな補助事業がございますが、それで150から170億円の予算執行をして、将来負担率が2とか3になっている

わけです。つまり、伊豆市は、国とか県とかとしっかり連携をとりながら、可能な限り活用できる補助財源を使って予算を組んでいるわけです。ですから、これだけの将来負担比率が小さい中で、これだけの事業ができています。

ですから、我々が一生懸命、国や県と練り上げた政策を丸・バツだけで判断をされると、このとおり進まなくなります。議員皆さんにはいろいろなお考えが市民代表としてありでしょうから、したがって、これからも、政策を組む段階で、議員の皆さんにしっかり皆さんの御意見を述べていただき、私たちは、議員の皆さんのお一人お一人の考え方を最大限尊重させていただき、集約をさせていただき、そしてまとまった、国や県と協議した政策が否決されないように我々も全力で頑張りますので、ぜひ政策を練る段階から議会との意見交換をさせていただきたい。そうしないと、これから今のような予算執行を止めなくなりますので、その制度の特性については、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

議長（三田忠男君） これで山口繁議員の質問を終了いたします。

木 村 建 一 君

議長（三田忠男君） 次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

16番（木村建一君） 質問します。16番、木村建一です。

1つ目、指定管理者制度と天城湯ヶ島、仮称になります、インターチェンジ道の駅の指定管理料についてお尋ねします。

第1に、地方自治法では、指定管理者が公の施設の事業報告書を普通地方公共団体に提出しなければならないとなっていますが、市の条例では、市長が指定管理者に報告を求めるとなっています。両者の整合性はありますか。

2つ目、指定管理者選定委員は、施設ごとにふさわしい知識を持った委員を登用することによって、重要なポイントを押さえた選定審査ができると考えます。改善しませんか。

3点目、天城湯ヶ島道の駅指定管理料について、議会の事前説明では「公益的施設には指定管理料を350万円、予定みたいでしたけれども、とするが、収益的施設の指定管理料はゼロ円とする」という説明でした。収支計画では、収入に指定管理料を足して収入としています。ゼロ円で営業できるということを明確にするために、350万円の算出根拠を説明してください。

4点目、要求水準書に指定管理者の努力により目標以上の利益が出た場合、その一部を市に納付できるようにするとあり、このことが選定評価項目にもなっています。その理由は何ですか。今後、指定管理者の選定基準にこれを当てはめるのでしょうか、お尋ねします。

大きな2つ目です。天城支所の土地及び建物を東京ラスクに売却を前提とする覚書は、住民及び議会の同意は済んだ上での話でしょうか。その根拠を示してください。

1つ目です。湯ヶ島支所移転問題のときに、市長からその跡地の利用について、東京ラス

クに活用させたいという話はありませんが、住民や議会がこのことに賛同・同意したという事実はありますか。現時点で市長には覚書を交わす権限まで手続上、進んでいないと判断していますが、所見を求めます。

2つ目です。覚書とは、忘れないように書きとどめておくと言われておりますけれども、覚書を見ると、売却を前提とするという契約書ではないでしょうか。見解を求めます。

最後です。3点目、生徒にとって、「部活動とは何か」という位置づけと、教師の勤務実態の調査結果についてお尋ねします。

1つ目、6月議会での私の質問に対し、教育長は「伊豆市の教師の勤務実態の調査をする」と話されました。その結果を述べてください。教師の多忙さをどのように把握され、かつ、その中で改善策はありますか。

2つ目、多忙さの1つである部活について質問します。

スポーツ庁は、11月17日、運動部活動に関し、実態調査の速報値を公表しました。そこには、教師が抱える部活への悩みもありますが、伊豆市に反映したい問題はあるでしょうか。

3点目、部活動は自主的な活動、正規の教育内ではない。そうであるならば、教員は勤務の一環として部活動を指導しているのではないということになりませんか。

4点目です。生徒たちのよりよい教育環境のために、教師目線でも保護者目線でもない、生徒目線からの部活動とは何かということを経済委員会ではどのように考えているでしょうか、御答弁願います。

議長（三田忠男君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） では、お答え申し上げます。

1点目の地方自治法と市の条例との整合性についてですが、市では、指定管理者制度を導入している施設ごとの個別条例において、毎年度終了後の事業報告書の提出を義務づけており、法律との整合性を図っております。

2点目の指定管理者審査会についてですが、市は、同じ委員構成で一括して審査する方法をとっております。御指摘のように施設ごとに委員構成を変え、個別に審査する方法も選択肢としてはあろうと思いますが、指定管理者制度を導入している施設の数や審査会の効率的運営などを考慮すると、現行の一括して審査する方法で審査会の役割は果たされているものと考えております。

3点目と4点目につきましては、総合政策部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 補足説明。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうから3点目、4点目について御回答申し上げます。

まず、3点目の指定管理料350万円の算出根拠でございますが、公園緑地の施設や芝生の維持管理に関する統計情報をもとに、1平方メートル当たりの年間維持管理費を500円として設定し、道の駅内の公益的な屋外空間の面積分約7,000平方メートルを乗じたものとなっております。

また、4の納付金についてでございますが、指定管理者制度の趣旨でございます「民間の能力を活用しつつ住民のサービスの向上と経費の削減を図る」という観点から、民間の能力となる事業者の経営努力次第で収入が増加するというインセンティブを与えることにより、施設の魅力向上や持続的発展が期待されるとともに、市に収益の一部を納入可能とすることで、住民サービスの向上や維持管理経費等の将来負担軽減が目指せるため設定いたしました。

次に、今後の指定管理の選定基準につきましては、それぞれ管理をお願いする施設の特性等を踏まえて、個々に適切な選定基準を設定していくことになろうかと思っております。

私からは以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） 木村です。

ちょっと考え方を聞かせてください。地方自治法の関係と条例の関係、それぞれに個別条例でいわゆる事業報告を求めているということなんですけれども、地方自治法の、ここは10項目あるんですけども、その冒頭2項目めに事業報告書は誰が出すかとなって、指定管理者は出しなさいとなっているんです。条例では、市長が指定管理者に対して事業報告書を出しなさいということをしている。だから、主語が違います。

もう一つ違うのは、地方自治法は「提出しなければならない」と、条例は「することができる」と、いわゆる要求することができるということ。法律というのは、「しなければならない」というのはしなければならないんですけども、「することができる」という表現になると、しなくてもいいんです。そういうことだから、ちょっと考え方を聞かせてください。

と同時に、今言った条例というのは、地方自治法の第244条の2の10項目めに同じような、内容的には若干違うんですけども、同じような表現をしていますけれども、事業報告書は、指定管理者がやるんですか。それとも、市長が求めるからということだとすると、市長が求めるということは、管理監督という何か特別な事情があったときに、この法律よりも条例を優先させてやるということでしょうか。その考え方を聞かせてください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃるとおり、伊豆市の公の施設の指定管理者の手續に関する条例の第8条、これは、今議員おっしゃったとおり、地方自治法の第244条の2の10項、こちらを受けて全ての指定管理者による施設の共通のルールとして、10項を読ませていただきますと、「地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の

適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」と。それを受けて、この統一的な手続条例では同じように第8条で、報告を求めることができると受けているものです。

議員御指摘の地方自治法の第244条の2の7項、毎年度終了後、報告書を作成し提出しなければならないというのを、先ほど市長が申しました、それぞれの公の施設の個別条例のほうで規定しております。例えばふるさと広場条例ですと、そちらの第15条に、指定管理者の事業報告という条文がございます。そちらは「指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより報告書を作成し、市長に提出しなければならない」ということで、それぞれの施設ごとの条文の中に書き込んでございます。

ですので、この手続条例については、法律の先ほどの10項を受けて、必要に応じてこちらから求めることもできるというのをあえて書いておりますので、年度終了後の報告書の提出義務は、法律を受けてそれぞれ個別条例で規定しているということでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） その件、了解しました。

次の審査会のメンバーなんですけれども、審査会委員を決めるのは市長ですよ、確認します。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 審査会は市長が委嘱するとなっております。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） ということなんです。審査会条例にもちゃんと書かれています。

そうしますと、今、さまざまな指定管理の施設があるから、同じ構成メンバーでというんですけれども、私は、やはりいろいろな意味で、この間ずっと何年間も指定管理者制度をずっとやられている中で、全国的にも伊豆市もそうですが、指定管理者の選定、指定管理者を誰にするのかということ、それを選ぶその制度の根幹をなす重要なところに、私は審査会の委員の方々が位置づけられているというふうに判断しているんです。

そうしますと、例えば今回、後で道の駅のことでお尋ねしますけれども、道の駅と例えば狩野川記念公園とか、それからちょっと思い出すのは狩野ドームとか、いろいろな設置する目的というか、当然公共施設の管理の目的というのは違うわけです。市民サービスによってさまざまなサービスを提供するための公共施設を指定管理者にお願いしようという制度なんですから。そうしますと、その施設ごとに特色のある、いわゆる何を審査しなければならないかというよりは、ある意味では、全てやれというのではなくて、重要な要素の関係のことについて言うならば、今の既存のずっと同じメンバーだけでなく、その審査会のメンバー

については、専門的な立場から、外部から、この指定管理者を選定するに当たって入れましようという考えは持ちませんか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 指定管理者の審査会委員の方は、今現在、副市長含めて7名います。その中では、やはり毎年、当然再任される方、新任になられる方がいるんですけども、いろいろな業種とか、いろいろな経験・知識の分野の方々をなるべく幅広く、いろいろな知識を持った方で構成されるように、委員の方についても考えております。

施設ごとに実際に審査している自治体もあります。そう多くはないんですが、やはり浜松市とか沼津市とか施設が大きいところは、施設ごとの委員構成でやられているところもあるんですが、やはり県内自治体だと、多くの自治体が伊豆市と同じような、同じ審査会委員で一括方式でやっているというのが現状です。委員の構成自体は、いろいろな方面の知識を持たれている方を選任するよう、考慮はしております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） それでは、少し一歩前に進めてお尋ねします。

私は、施設ごとにそれぞれのふさわしい選定委員を1人とか2人入れるべきだというふうに思っているんですけども、事前にこの質問項目に入れなかった、ごめんなさい。

道の駅について少しお尋ねします。その次に、あと2つぐらい道の駅でお尋ねしますが、道の駅の指定管理はどうあるべきか、どういう指定管理者がふさわしいかと考えたときに、今回の資料をたくさんいただきましたけれども、インターネットとかから引っ張り出してきたんですけども、中身を見ると、地域の農産物などの販売、レストランの営業、自動販売機による営業など分野別に営業方針を立てなくちゃなりません、今回は、指定管理者になりたいという人は、それから、もう一つ、それに密接に関係する収支計画書も出さなくちゃならない。それを審査するということです。そうすると、極めて膨大な資料を提供しなくちゃならない、その膨大な資料に基づいて審査会のメンバーの方々には審査しなくちゃならないということにはなりませんか。今のメンバーがだめだと言っているんじゃないですか。

例えば、先ほど言った狩野川記念公園、それから虹の郷とかというところと全部共通するわけですが、今回のことは、共通しないと、極めて重要な要素が働く中身が今度、道の駅に提案されているなと私は思うんですが、いかがですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） すみません、ちょっと確認させていただきたいのですが、例えばこういった産業系の事業を指定管理する場合には、例えば銀行の融資係とか、そういったスキル

のある人間を入れるべきではないかという御意見なんでしょうか。

議長（三田忠男君） 木村議員。

16番（木村建一君） 一例としてそういうことです。本当にすごく経理面とか営業方針とか立てなくちゃならないと思うんですね。だから、そのメンバーがその中に今いますというのだったら、別に構いませんけれども、その時々において、たまたま道の駅をお尋ねしたのであって、そういうことが今後もあり得るでしょうと。特殊な、ここでは得意な分野をやはり発揮してもらわないと、審査会の機能を十分に果たしていく、ひいてはそれは、いわゆる市民の利益にかかわることですからという意味であります。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 今回の道の駅のこの資料、どういうものが出て、ボリュームというのは私は正直まだ見ていないので何とも言えないんですが、募集要項にある選定基準に従って審査されていくのは当然のことです。

また、委員構成ですが、議員おっしゃられたように、実際に会社を現在、経営されている方や税理士の資格をお持ちの方、また、建築やいわゆる公民連携の専門分野の方と、いろいろな分野で活躍されている方、また会社の経営じゃなくても、実際に会社の役員としていろいろな海外赴任したりとか、経営の組織にかかわったとか、そういういろいろな分野の方を選定させていただきます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） その次に移りますけれども、国のほうも、指定管理者制度をずっとやってきて、結果的にどういう方向性を今、改善しましょうということで打ち出しているかということ、平成15年、平成19年、平成20年に名称は違うけれども、いろいろな意味での指定管理者制度の運用についての留意事項、これは多分見ているじゃないかと、読んでいるんじゃないかと思うんだけど、結論から言うと、選定委員会などを設けている団体も多いんだけど、その中で何を求めているかということ、管理を委託する施設の種類とか管理事業の内容に応じて適切な判断ができるように、選定委員に専門家等の参加を確保することも重要であると考えますと、しなさいと言っていないんです、それは自治事務の関係があるから。ぜひとも、その点を今後、参考にしながら検討していただきたいと思います。

その次に、道の駅のいわゆる非収益部門、ここにいろいろな計画書の中に今回、募集要項の中に収入の目安という収支計画というのがあります。その中に、膨大な資料をたくさん読ませてもらったんだけど、1つ目、わからないのがある。収入の目安、非収益部門という表があって、括弧して自動販売機、多目的スペース、テラス、広場、水際公園、年間700万円という市が考えている年間売上高の予定でしょう。この非収益部門の中に自動販売機というのが入っているんです。総合政策部長がお持ちでしたら40ページです。非収益部門の中

に、なぜ自動販売機が入っているんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 自動販売機の設置については、いわゆる指定管理者が独自に設置する場合とそうでない場合がございますが、今回、いわゆるレストランですとか物販施設、それらの外といいますか、それ以外のところにあるものについては、そういう整理をしているということでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） 収支計画書を出しなさいという書類もついているんです。その中に、マネジメント部門の収入計画、その中に例として、自動販売機の年間収入額、根拠、内訳、計算式を出しなさいという項目があるんです。これは非収益部門ですか、自動販売機は。そういうふうに見立てているわけですか、お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） すみません、今ちょっと手持ちのほうで資料がございません。これは後ほどまた御回答させていただきます。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） 後ほどじゃだめです。なぜかという、もう既にこれだけ資料、私は全部印刷してきた、何百ページ。その中にもう既に指定管理者を募集しますと11月30日に締め切っているんです。その中に、今言った収支計画書を出しなさいと要求しているでしょう、指定管理者に。では、お見せしましょうか。ここにあるからもう1ページ。

この中に職員配置とかいろいろあって、物販販売、販売予定価格を出しなさいと、指定管理者に。その中に飲食もある。例えばカレーライス、例えばですが、市が書いてある、750円と。自動販売機と書いてあるじゃないですか。だから、これが非収益部門じゃないという意味を教えてください。ここにあります。すみません、ちょっととめて。

議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 0時13分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、答弁願います。

総合政策課長。

総合政策部長（田村英樹君） すみません、ちょっと明確に御説明申し上げられなくて、申しわけございませんでした。

先ほど申し上げましたとおり、収益部門という部分がレストラン、それから物販、そこに当たるものについてはそちらのほうと、それ以外のところは非収益部門という形で分けたものでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） そうすると、自動販売機で得た利益というのは、公益部門になるんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 公益部門ではございません。そこで上げた収益は収益でございますが、場所として収益を受ける場所ではないということでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） またおかしなことになる。そうすると、では、40ページを持っていますから見てください。

今、公益部門じゃないですねというやりとりをしたんだけど、非収益部門の中に先ほど言った、括弧して自動販売機があるじゃないですか。自動販売機で売るんだけど、それは非収益なの。40ページにあります。

議長（三田忠男君） よろしいですか。答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 先ほど申し上げましたとおり、レストラン、物販以外のところでの収益という形でございますので、この表の中に書いてあります、ちょっと700万円という具体的な想定数字が出ておりますが、ここに入るものでございます。

議長（三田忠男君） 木村議員。

16番（木村建一君） 極めてわかりづらい指定管理者の募集をやったということがよくわかりました。

では、次にお尋ねします。

今、部長が見ている40ページの右側に収支計画があって、どういう提案をしているかというと、収入が年間2億9,300万円、それにプラス、先ほどから言うように、指定管理料300万円を足しているんです。その2つを足したのから支出が幾らぐらいかかるであろうというのが2億9,500万円。いわゆるそこの指定管理者が収入したものと市が管理していただきと公園部門も含めた指定管理料を合わせて、それから支出部門を引いて、年間100万円の売り上げが出ますということなんです。

でも、指定管理料というのは、ずっと説明しているように、営業部門、レストランとか物販 自動販売機はちょっと置いておこう、違うというんだから ゼロ円ですと、指定管理料がありませんと言ったんです。では、指定管理を受けたその事業所は、収入から指定管理料は横に置いておいて、支出を差し引いて売り上げは幾らということになるんじゃないですか。これだと、指定管理料300万円をこれから外すと、この市の収支計画では赤字です、200万円の。ゼロ円ではできないです。赤字になるようなところに指定管理者をゼロ円ですと募集しているんですか、今。ちょっとその辺の関係がわからない、説明してください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 先ほど来の中で350万円の根拠というところは、今、この300という数字だと思いますが、要するに公益部門、公益的な施設の部門ということで、一般の方が利用可能な広場、そういった部分についての管理料につきましては、別途想定しているということでございます。

したがって、建物、道の駅の建物その他の部分については、収支計画上で出て、例えばこれは一例で表示した事例でございますので、例えばこういった形でやれば、この場合ですと300万円という数字でございますので、市のほうで想定した金額よりも安い管理料で何とかありますよというような想定が考えられるということで、このとおりに数字を出してやってくださいというような内容ではございません。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） やってくださいじゃなくて、わかるの。市がこういうふうな案ですと出したんですね。案ですと、別にこのとおりにやらないと言っているわけじゃないです、要求しているんじゃない。でも、市が考えているとおりにやったら、指定管理料は含まれないと、市の考えているのは赤字になるんじゃないですか、200万円の赤字。100万円の利益じゃない、指定管理料が入っているんだから、その中に。おかしくなりませんか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） したがって、この部分については、公募の際に、どういう収支計画を立てるかということをお尋ねしているわけでございます。この場合、今お見せしたのは、例えばそういった指定管理料ゼロというのは、先ほど来言っておりますが、建物等の部分でございますが、そういった公益部分のものを含めてやるとどうかということで、最終的な収支計画、どういうふうな形でやっていくかという御提案をいただいた中で考えていくということでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） 市がこの指定管理者制度をどういうふう考えているのか、全くわからないです。

次にいきましょう。

指定管理料をどう見るのかということで、ちゃんと区別していきたいもので、私は、営業部門といった中に自動販売機を入れるべきです、おかしいです、これは公益部門じゃないんだから。当然、今言った収入は幾らですか、どこから得るんですか、自動販売機だって別にちゃんと算出なさいということで、データを出せとっているじゃないですか、指定管理者に出しなさいと。

指定管理料とは何かと、施設の維持管理を行うための経費です。いわゆる水際公園とかテラスとかは、あそこで稼ぐといっても、指定管理者は稼げないんだから。だから、300万円、結果的には300万円の予定で出しましょうということです。そうすると、このお金というのは何かというと、税金です。市民の税金を300万円そこにやって、そこで指定管理者に頼みますということをやっているんだから、そうであるならば、その公益的部門の指定管理料を管理料としてちゃんと押さえる。それから、営業部門は別にする。ちゃんと線引きをして、本当に指定管理料300万円が必要なのかどうかを精査する必要があるんだけど、別個にちゃんと約束事をすべきじゃないですか。ミックスして、どれが指定管理料かわからないような仕組みというのは、私は絶対あってはならないと思うんです。いかがですか、ちゃんと分けませんか。

それと、もう一つは、公的部門、いわゆる一般的な市民サービスの部門については、指定管理者にとってみるならば、そこで何か原資を生んで、自分たちで稼ごうということとはできないんだから、そうであるならば、同じ指定管理者でいいんだけど、営業は営業、テラス等々の水際公園等々についての指定管理は幾らにしましょうと契約を、ある意味ではちゃんと区分けしてやるという予定ですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） まだ指定管理者というのが確定しているわけではないので、あくまでも今後の考え方ですけれども、道の駅のエリアというのは、今言った地域振興施設と言われる建物、それからその周辺の公園部分、そういったものを足し合わせた全体でございますので、ですから、あくまでも、今回、公益施設の部分についての指定管理料というのは、一応想定した数字を出してやっております。

ただ、これは、その指定管理の候補者となる者が、どのように管理していくかというノウハウについては、やはり今回の公募の中でやっていただいて、その中で最終的な例えば指定料はどうかというようなことが出てまいりますので、別々に考えるというのはちょっと難しいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） 確認します。そうすると、いわゆる約300万円の指定管理料が本当に適切だったのかどうか、営業部門といわゆる混在して決算書を出しなさいという方針ですか。

それは、市が考えればいいことです。市がどのような計画をするのかという、相手がどうのこうのじゃない、市がこちらは別にやります、ちゃんと市民の税金だから。ここにかかった費用だけはちゃんとやります、ただし、こちらは、あなた方が赤字になろうが何しようが、黒字になってほしいんだけど、こちらのほうの営業部門については、お金は一切指定管理料は払いませんという約束事をすればいいことじゃない。そうすると、もっとすっきりするんじゃないですか、違いますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） もう一回質問させてください。

すみません、これは大事な課題なので、極めて大きな事業で大事な課題なので、御質問の趣旨を私が確認をさせていただきたいのですが、こちらの制度としては、収益を上げられるような、基本的にはレストランと物販のところですよ。それが地域振興事業の中の母体部分であって、例えばほかのところでも、狩野川記念公園だって、ふるさと広場だって、どこだって自動販売機は置いてありますけれども、自動販売機で収益をもって我々収益計算上、大きな判断基準にしたことはないわけですよ、今まであったとおり。そこで、今回の本体事業のところは、物販とレストランでもうけてくださいと、そこはしっかり自分でやってくださいということですよ。

しかし、今回それだけではなくて、地域の皆さんが使えるような公園施設をあわせ持たせていますので、そこは幾らなんでも収益では賄えないですね。そういう複合施設に我々はしようとしているわけですよ。そこまで、ある基準の中で公園部門については指定管理料をこちらで負担させていただきますという枠組み設定をして、中については、企業の皆さんがかなり自由度を持って提案していただく問題の、どこに問題があるかが実はわからないわけですよ。

例えば湯の国会館は今、指定管理していますけれども、昔、レストランが直営だったのを今はもう一回委託しています。そういった自由度は私はあってもいいと思っていて、それで、事業提案を聞いて審査していただくやり方で、そこに本質的な問題がどこに存在しているかは私は大変気になっているんですけども。そういう枠組みをつくって、条件設定をして公募させていただいて、向こうからビジネス計画を出していただくやり方では問題があるのでしょうか。どこに問題があるのかが私はぜひ確認をさせていただきたいのですが。

議長（三田忠男君） 木村議員。

16番（木村建一君） 木村です。

いわゆる指定管理料の積算をちゃんとやるべきだということを行っているだけです。非営

利部門と収益する部門が分かれますというんだから。ほかは違います、指定管理料を払っているところはあるんだから、例えば今言った湯の国会館だって指定管理料を払いながらやっているんだから。今回、区別しますというんだから、区別をなぜしないのかということです。ただそれだけのこと。そんな難しいことを言っているわけではないんです。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 先ほど来、350万円という数字そのものが先行して出ていますので、そういう御議論になるかと思いますが、基本的に我々が想定し得る公益部分については、350万円ほどかかると見込んだ、そういう想定をしておるわけです。

例えば、その分を想定した提案という形の収支計画、これも当然出てくることは想定されます。逆に出てこない場合もあります。基本的に全てを含めて、全く市の指定管理料という支出が発生しないのがベストでございますが、その辺については、各公募している皆さんの御判断によるところだと思っております。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） 大事なことだけれども、今度は指定管理料というのはこうです、もうけない分については市がちゃんと責任を持ってお金を出しますと言っていて、別に300万円だからどうのこうの、350万円だからいいとか悪いとか言っているわけじゃないの。

結果的には、分けていくなれば、いわゆるレストラン、公園部分については、幾らでやってくださいと言いました。1年間たちました。いや、これではちょっと足りませんとか、足りませんというところが、余剰金が出るのか出ないのかわからないじゃないですか、やってみないと。それはそうですよね。指定管理料を幾らにしますかと、そこまで今回の指定管理者制度は問うているんですか。その非営利部門は300万円にするとか、400万円にするのかということ、そこまでの指定管理者制度を今度は募集しているんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） すみません、ちょっと御質問の趣旨と間違っていたら申しわけないんですが、基本的には、公募の要件としてそういったものを想定はしておりますが、その部分についてどうするかという判断は、やはり公募をしようとする人たちの今後の営業計画といたしますか、収支計画の中によって出てきますので、それを別分けするというような考え方は、基本的に市の現在の中では持っておりません。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） そうすると、指定管理料ゼロ円ですというのは、わからないということですね。非営利部門についてのお金は、あなた方は幾らでやってくださいというんで

できるじゃないですか、市として、別にやれば。それをやらないと。

では、非営利部門について、指定管理料を300万円にするか400万円にするのか、それは今回の指定管理者制度を今、予定で募集しているんだけど、その事業所によってその額は違ってくるということですか。今、そういう提案をしているんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 基本的に、こういった提案が出てくるかというのは、現在、私のほうでは申し上げることはできないんですが、いや、そういうことではなくて、要するに想定している部分について、その350万円という数字が出ているだけでございまして、基本的には、あれは全体を一つの道の駅として考えた施設の管理をお願いするということでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） そうすると、営業部門については、ゼロ円にしますということの根拠があるかないかわからないということになりますね。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それは、御提案いただく収支計画の中で判明すると思います。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） これで終わるけれども、ということは、最初に私が質問した、議会に話したときに営業部門は指定管理料を払いませんと言った。では、今は違ってきましたね。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） もともと説明の中で、公益施設の部分については、指定管理料を想定するということをお伝えしております。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） 営業部門については、指定管理料はゼロですということは、言っていましたね。今のを聞くと、一緒くたにしたらわからなくなっちゃうじゃないですか、そうすると。指定管理料はゼロじゃないということですね、営業部門は。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 営業部門と申し上げますよりも、全体の中で公益施設の部分については、その程度の指定管理料が発生するというところでございます。発生する可能性が

ありますが、それを今回の各公募者に収支計画を出していただいて、そこについて御検討いただいているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） 議会で言っていたときには、レストランと物販は指定管理料を払いませんと言ったじゃないですか。今言った答弁はわからない。ゼロですか、ゼロにするんですね。議会で最初話していたように、勉強をやっていたように、それが違ってきちゃったんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 何度も申し上げますが、要するに道の駅のいわゆる地域振興施設、ここの部分の管理については、基本的に指定管理料を発生させないという考え方でございまして、いわゆるそれ以外の公益施設の部分については、そういうものが発生し得る可能性はあるということでございます。

〔「そうすると、前の議会と全然違うよ、これじゃ。だめです」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時32分

再開 午後 0時41分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

木村議員。

16番（木村建一君） すみません、なぜこだわるかということ、指定管理料が例えば決まりますよね。自主事業うんぬんと言うから私はわからない。自販機は営業じゃないんだ、それでは。収益部門じゃないんですね。

これだけ指定管理料を公的部門でやりましよう決めますよね、それぞれ。ゼロはゼロですごいなと思うんだけど、余剰金が生じる場合もあります。そのときに本当に無駄だったのかどうかじゃなくて、その指定管理者がこういう努力をしたから上がってきたのか、それとも、もともと本来は高かったのかという区別がつかないじゃないですか。だから、そこをちゃんと精査しないと、指定管理料が本当に適切かどうかわからないということを行っているわけです、私は。そうですよね、指定管理料というのは市民の税金なんだから。努力したのか、いや違う、もともと高かったから利益が上がったのか、もしくは逆もありますね、指定管理料が低過ぎたから、やはりできませんでした、くださいとなったら、その事業者は何だとなりますよ、当然。だから、その根拠を示していただきたい。

それから、これで終わるけれども……

議長（三田忠男君） 私語は慎んでください。

16番（木村建一君） よくわからないんだ、目標以上に利益が出た場合は、市にお金を納めてくださいという、それは、今回個々にやりますという。なぜ今回だけ、本来ならば、今言った一生懸命その事業所が努力をして、利益を自分たちの目標はここだったんだけれども、さらに上回りましたと。そうすると、では、それは誰のせいかと。働いている人が一生懸命やったから利益が上がったんじゃないですか。それをなぜ市に納めなさいという、そういう選定基準の中にも入っている、20点だったかな、結構大きな額で入っている。だから、ゼロというところは、その分だけマイナスですよ、スタート時点で。なぜここだけそういう利益があったら指定管理料を払いなさいと。

では、今、狩野川記念公園は利益が上がったら、こういう一定の利益、目標以上の利益が上がったら、それも収益として伊豆市に納めなさいという方策をとっていないですよ、今は。なぜとらないの。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 逆に、この道の駅だけどうしてそういう御指摘が出るのかわからないです。湯の国会館は基本的に収益事業です、日帰り温泉ですから。ただ、市民のお客様もたくさん半額で使っていますから、大体黒・赤とんとんのところで、剰余金が出たら、市にも一部納付してもらうことがあるわけです。年によって違いますけれども。だけれども、体育振興施設、市民にとっての体育施設である狩野川記念公園とか修善寺グラウンドとか、ああいったところでは、剰余金を発生させて市に納入してくださいという制度は、基本的に考えにくいです。目的が全然違いますから。

今回の道の駅は、最初から収益事業のところは、市民の皆さんもお使いになるでしょうけれども、やはり観光施設として、地域振興事業としてもうかってくださいという事業を組んでいるわけです。ですから、そこには我々は指定管理料はお支払いしませんと。ただ、あわせて公園部分を持っていますので、そこについては、積算根拠はいろいろありますけれども、ある一定基準で350万円という予算の範囲内でお支払いするという条件を、我々は公募条件として設定したわけです。あとは、皆さんが、応募されるほうが、いや、私はもっともうかるからというのか、あるいは1,000万円の黒字を出して、300万円なり400万円なり市に払うというのか、あるいはぎりぎりの500万円やって、うちの従業員にも充てたいからと考えるかは、それぞれのビジネスモデルを出していただいて、そしてそれを総合的に評価したいということなんです。

以前、湯の国会館を直営したときに、私は、努力して500万円もうかったら、ボーナスをやればいいじゃないかと、議員と全く同じように私も考えたんですが、あのときは公務員ですから、非常勤とはいえ。これができないのが公営と民営の違いなんです。ですから、民間

の方が今回提案するのに、いや、これくらいもうけてぎりぎりだからとおっしゃるのか、私はもっともうかって、市にも上納するとおっしゃるのか、それは提案をしていただくという制度設計をしているわけです。

ですから、これは応募いただく、そのビジネスモデルをつくるための条件設定であって、そのとおりやって、こっちは350万円でやってくださいとなったら、そこは管理委託で切り分けなければいけないわけです、業務委託をして。350万円でそこは管理をしてください、こちらとは全然別事業としてやってくださいということであれば、全体を指定管理ではなくて、別の枠組みをつくらなければいけないということです。その制度については、まず正確に御理解をいただきたいと思います。こちらが赤字になりそうなところを補填させるという制度では全くありませんので、そこは誤解のなきようお願いをしたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） 今、市長が言われた、今度は公務員じゃないですから、ちょっとわからないのは、利益を上げました、その社長は、この利益は市に出すんじゃない、従業員がみんな頑張ったからそっちへあげると、そういう方針をとったところと、いや、そうじゃない、利益が上がったんだったら、市に納付しますといったときに、この審査する項目というのは、20点だったよね。片方は従業員のため、なしにします、片方は利益が上がったら納付しますといったら、そこに審査会の点数が20点できるということをどういうふうに考えますか。これで最後にします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 道の駅は、それぞれ作り方がいろいろ違います。例えば房総半島のあるところでは、たしか私は2億4,000万円だったと思うんですが、公設で2億4,000万円で作って、毎年2,000万円ずつ市に入れているところもあるんです。これは利益の中から2,000万円支払いますという契約で。あるいは、お近くでは、PFIで、最初は民間でつくるけれども、まちが支出し続けて、いずれ買い戻すという制度もあるわけです。私はそれを取りたくなかったんですが、伊豆市の場合には、ある程度自由度を設けて、そして提案をしてくださいと、なるべく自由度を設けたいわけです。そして、房総のある道の駅のように、毎年2,000万円確約しなさいということでもなく、自由な提案をしていただいて、その中から総合的に評価をしたいということをやっているわけです。

ただ、全国の道の駅を見ると、大半が失敗しているわけです、過半数は。成功した例を見ると、その地域特性を生かした、地域の特性を最大限生かした道の駅が成功しているので、なるべくそれを生かせるような自由度の設計の中で私たちは総合的に判断、つまり、逆に言うと、行政から形を押しつけないので、こういう制度設計にしたわけです。

ですから、失敗したら、いや、こちらはもう赤字ですから、そこはこちらからお金を補填

して、ビジネスの失敗を補填するというような制度ではありませんので、ただ、提案は可能な限り自由にさせていただきたい。あるいは、ひょっとしたら、公園部分で自主事業もあり得るかもしれません。それは我々はわかりません、応募する皆さんがどうお考えかですから。その提案をしっかり評価させていただくということです。

議長（三田忠男君） ここで、議事の都合により、昼の休憩にいたします。

再開は1時半、1時30分からといたします。

休憩 午後 0時49分

再開 午後 1時29分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、木村議員の2番目の質問に答弁を願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 天城支所の件ですね。

議長（三田忠男君） はい。

市長（菊地 豊君） のこれまでの経緯については、担当する部長から一回整理をさせます。

2番目の覚書ですが、これは、あくまでも最終的には売却を視野に入れて、それまでの使い方は合意形成をしておきたいと。最終的に仮に市有財産を売却する場合には、当然議会の議決が必要になりますから、何か議会の権限を先行的にここで拘束するものではありませんので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

議長（三田忠男君） 補足説明。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 私からは、の今まで経緯なんですけど、繰り返しになるんですけども、天城湯ヶ島支所の移転と敷地の利用、これまで何回ともなく御説明してきましたとおり、公共施設の再配置等民間活力による施設の有効活用、こちらを背景として、民間活力による地域のにぎわいを創出したいという市の意向と東京ラスクの事業拡張、これが一致したことで、市民の皆様にも市と東京ラスクとの合同で説明をまいりました。また、同時に意見交換もさせていただきました。その中で、東京ラスクが支所を活用し、事業拡張することについては、地域の皆様の御理解はいただいているものと考えております。

覚書につきましては、先ほど市長が申したとおりでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） 平成25年からずっと会議録から区長会、地域懇談会の会議録を全部、

私は改めて読んだんですけれども、当然市長、それから総務部長のほうから住民説明会等で東京ラスクに活用させていきたいという話がありました。

今回聞いているのは、市長の思いじゃなくて、その思いがそうだよねと、市民も議会側も天城湯ヶ島支所のそれ以外の複合等建物と土地を、結果的には、もうちょっと先にいったときに、東京ラスクに売り渡すことに同意したんです、オーケーしたんですという証拠を示してください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたように、最終的にはここで議案にして議会の御承認をいただかないと、いわゆる最終的な売却するための証拠というか、実態といいますが、それはないと思うんです。

ただ、議員御自身も御承知のように、去年あれほど私たちの説明では不足、ラスクに説明してほしい、あるいは一緒に説明してほしいということが数多くあった中で、御承知のとおり、地元の皆さんからはいろいろ御質問・御指摘ございましたけれども、最終的に、東京ラスクの撤退を誰も望んでいないし、商業施設として拡充していただくことが、私はおおよそ1年前の市民の皆さんの御意思だったと思っております。

したがって、ある時点で環境が整いましたら、議案としてこちらに上程をさせていただき、議会にお諮りするという手続になります。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） どこでそういうふうに同意したという文章がありますか。平成29年3月議会、ページまで全部振ってきたんですけども、いろいろと話をしたけれども、途中で、時間がないから……、この事業を前に進めるということを判断させていただきましたと、市民の声をお聞きしましたと、判断したというんです。市民の中にもいろいろな意見がありました。そこまで言うのであれば、議会が東京ラスクに覚書のような形で売却することを前提としていいですと、議会側がオーケーしたと、その根拠はどこにあるのか示してください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 繰り返しになりますけれども、去年、私たちと東京ラスクの経営者の皆さんと話をしたときに、当然、ここは、支所は移転させていただき、そしてそこは東京ラスクが使わせていただくと、社長もおいでになって、その前提で地域の皆さんと何時間も話をさせていただいたわけですから、あの経緯の中で、私たちが、いや、東京ラスクじゃありません、ほかのところですよということ、私はそれは逆はないんだろうと思うんです。それありきであれだけ社長も直接来ていただいて、市民の皆さん、議員の皆さん ごめんなさ

い、あれは議会ではありませんので、市民の皆さんと話し合われて、その方向でということで、その後、関連する事業も既に進めておりますので、私は、そこは、あのときの話し合いの場の延長線上にあらうかと判断をしております。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） すみません、くどいようだけれども、思うんじゃなくて、議事録、それから地域懇談会の議事録で議会側が、なるほど、あれは一体のものだと、一体として支所移転、その後に東京ラスクが来てよろしいという確約をした文書を出してください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） すみません、文書の意味がわからないんですが、議会で御承認をいただいたという文章でしょうか。そういうものは、私は存在しないと思いたが。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） ないですよ。やりとりしていないんだもの、そういうことは。いろいろな意見が出ました。もともとは公共施設をどうするかということで支所問題が出てきて、その支所がなくなったらどうするんですかといったら、東京ラスクでしたということなんですよね。そうですね。同意していないのになぜ進めるのか。

すみません、覚書についてお尋ねします。

覚書は、法律的にはただ単に約束を交わしたことですか。状況次第によって契約書になるということで、ついでに言うておこう、覚書ってどういう性格ですか。この覚書の中に温泉が入っていません、建物及び土地の中に。これも交わしたんですよ、覚書を。

3点お尋ねします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 覚書は、当然議会の権限のある契約行為を前どりしてやるものではございません。先ほど議員御指摘ありましたので、要するに先に議会の意思、つまり事業と予算を今までセットでお諮りしていますけれども、そうではなくて、一つ一つの事業に先に議会の決議が必要であるということであれば、それはまた改めて、事業の進め方について議会で皆さんとお諮りをさせていただきたいと思いたが。

議長（三田忠男君） 補足説明ですか。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 覚書については、今、中身の調整中ですので、まだ締結はしてございません。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番(木村建一君) 覚書は、では、やるということですね。もうそこに着々と進んでいくと。法的には覚書、これを見ると、契約書に匹敵すると私は理解したんですが、よろしいですか。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

総務部長。

総務部長(伊郷伸之君) 締結させていただく前提で今、調整しております。

また、中身につきましても、当然市有財産、あれだけの規模のものを売却する場合には、議会の議決が必要ですので、その旨をしっかりと書いて、その覚書イコール売却ではないということでございます。

16番(木村建一君) 抜けている。温泉はどうなっているんですか。温泉が入っていない。

議長(三田忠男君) 3点のうちの温泉の部分が入っていないけれどもという質問があったんですけども。

〔「すみません、確認させてください」と言う人あり〕

議長(三田忠男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時38分

議長(三田忠男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、答弁願います。

総務部長。

総務部長(伊郷伸之君) 温泉の鉱泉地の部分が借地になっておりますので、そこについては、まだ所有者の方と協議が終わっていないということで、ここには載せておりません。

以上です。

議長(三田忠男君) 再質問。

木村議員。

16番(木村建一君) 源泉の約1億円、7,000万円、8,000万円という、その権利を持っている人は誰ですか。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

総務部長。

総務部長(伊郷伸之君) 源泉の権利は、当然市のほうにあるんですけども、その場所、底地が借地ということでございます。

議長(三田忠男君) 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） この権利がこの中に入っていないのはどういうことですか。

それから、もう一つ、この日付等々見ますと、今はまだ行政財産ですよ。行政財産をこのように覚書を交わしていいわけですか。

議長（三田忠男君） 最後の質問です。

答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 行政財産につきましては、当然議会のほうで条例改正をして、その見込みが何年になるか、それぞれの施設ごとの条例も改正する必要がございますので、その時期を見はからってになります。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、3番の最後の質問に答弁を願います。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから3番目の部活動等の関係について答弁をいたします。

まず最初に、の教職員の勤務実態調査についてですが、10月に、市内小中学校の教諭を対象に勤務時間調査を行いました。対象人数は、小学校71名、中学校45名、実施期間は10月3日から11月2日までの30日間です。方法は、エクセルで自動計算ができるように式を導入し、教員自身が見ずから出勤時刻と退勤時刻を入力し、トータルの勤務時間を集計しました。

集計の結果、1カ月の超過勤務時間が過労死とされる80時間を超えた人数は、小学校では26.8%、これは全国と比べるとマイナス7.2ポイント、中学校では51.1%、全国と比べますとマイナス6.9ポイントでありました。

また、1週間の総勤務時間の平均は、小学校では52時間31分、全国と比べますとマイナス4時間53分、中学校では56時間01分、全国と比べますとマイナス7時間16分でした。

多忙化の解消対策につきましては、県教育委員会において多忙化解消に向け4校をモデル校に指定し、調査・研究に取り組んでおりますので、その成果を参考にしていきたいと考えております。

次に、スポーツ庁の実態調査についてであります。

スポーツ庁が実施した調査結果と運動部を持っている先生の抱える悩みについてですが、そのスポーツ庁の実施した調査結果は、私が考えている部活に関する先生方が悩みを持っているであろうという伊豆市の教員と、ほぼ同じような結果だというふうに感じました。特に、教師が校務と部活動の両立に限界を感じていること、部員数が少ないために活動が難しいこと、教師自身のワーク・ライフ・バランス、心身の疲労・休息不足、以上の4つが主な課題であろうと思っています。

の部活動についてですが、学習指導要領に部活動は「学校教育の一環」として明記され

ており、教員の勤務の一環であると認識しております。

最後に、生徒たちのよりよい教育環境についてであります。例年、卒業を間近に控えた小学校6年生に、中学校で頑張りたいことを尋ねると、勉強のことはもちろんですが、それと並ぶくらいに大半の子供たちが部活動への期待と挑戦意欲を口にします。また、市内のある中学校の今回は中学生の学校評価、生徒アンケートですが、「自分なりの目標を持って、部活動に意欲的に取り組んでいますか」という設問に対し、90%以上の子供たちが肯定的な回答をしております。

以上のことから、子供たちにとって部活動とは、教育課程内で行われる各教科・領域の学習内容と同じくらいに、目標や挑戦意欲を大きく抱いて参加している場であることがうかがえます。

以上です。

議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質問を終了いたします。

小長谷 順 二 君

議長（三田忠男君） 次に、11番、小長谷順二議員。

〔 1 1 番 小長谷順二君登壇 〕

1 1 番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

通告してある3件について伺います。

答弁を市長、教育長に求めます。

1、小水力発電実用の可能性。

小水力発電の発電方式は、流れ込み式または水路式となり、河川の水をためることなく、一般河川、農業用水、砂防ダム、上下水道など現在、無駄に捨てられているエネルギーを有効利用して発電する方式です。

小水力発電は、地域の、地域による、地域のため開発であり、地元のコンサルタント、地元の施工業者、地元事業者による保守管理などで地域の活性化、地域の雇用促進にも有効で、小水力事業の主体は、地方自治体、土地改良区、NPO、民間、個人など、これまでの電力会社主体の開発と異なり、多様な事業主体が実施をしています。

伊豆市地域水道ビジョン、伊豆市環境基本計画の環境エネルギー対策の目標に記載されている「小水力発電の可能性の研究」に基づき、以下の質問をいたします。

1) 当市における小水力発電のメリット・デメリットについて。

2) 発電した電力を公共施設等で自家消費し、夜間や休日に発電した電力は、余剰分としてRPS法に基づき電力会社へ売電することができます。そして、設備費用は、補助金と低利融資や市民債、市民ファンドを併用することが一般的であると言われていて、自治体型小水力発電事業の所見について伺います。

3) 小水力発電事業に参入する事業者と農業用水を有する集落、部農会等へ、クリーンエ

エネルギー推進の観点から行政として橋渡しを行い、災害時に役立つ地産地消電源の確保についての見解を伺います。

2、幼児健診について。

幼児健診は、母子健康法の規定により、市町村が幼児に対して行う健康診査です。土肥地区の幼児健診は、平成27年度までは土肥支所で実施していましたが、平成28年度から生きいきプラザで実施するようになり、保護者から「土肥支所での受診を再開していただきたい」と多くの声が上がっています。当市における幼児健診の目的と方法、そして保護者意見の対応について伺います。

3、台風21号の被害状況と今後の防災対策について。

10月23日3時ごろ、季節外れの台風21号は、超大型の勢力を保ち、950ヘクトパスカルで御前崎市付近に上陸しました。伊豆市情報メールは、20日の夕方から台風21号接近に伴う対応について、台風情報の配信を開始しました。22日の正午に、指定避難所の開設を行い、自主的に早目の避難を促し、避難準備、高齢者避難開始を発令。15時47分に大雨警報、土砂災害警報、浸水警戒が発表され、16時30分に伊豆市全域に避難勧告を発令し、急斜面付近や川沿いの住民には直ちにあらかじめ定めた避難場所への避難を呼びかけました。

台風接近から台風が通過した23日6時35分の避難勧告が解除されるまでの災害対策の状況と今後の防災対策について、以下の質問をいたします。

1) 伊豆市内の被害状況と消防団の活動状況について。

2) 台風の襲来による避難所の開設と衆議院選挙・投票・開票作業が重なったことによる支障の有無について。

3) 高潮・高波による浸水被害の今後の対策について。

4) 市内河川の氾濫防止対策としての堆積物しゅんせつについて。

5) 来年は狩野川台風発生から60年になります。未曾有の災害を次代に伝える防災啓発事業と環境防災教育についての所見を伺います。

環境防災教育については、教育長にお願いいたします。

議長（三田忠男君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 小水力発電実用化の可能性についてお答え申し上げます。

伊豆市は、メリットはたくさんあると思うんです。狩野川上流部で支流もたくさんございますし、それから温暖化対策、地球環境に優しいエネルギーのあり方として、私は小水力をなるべく早く活用させることができればと考えております。

他方、デメリットというか難しさがありまして、河川法や水利権等にかかわる法的な手続が煩雑であること、また、上流部特有の急流な川が多いものですから、土砂あるいは落ち葉等が堆積をして、流路を含めた施設の維持管理、これが手間と費用がかかるということがあ

ると見積もっております。

2つ目の自治体型小水力発電事業ですが、一番最初に導入したいと思っているのは、天城ふるさと広場の天城ドームなんです。これは先ほど指定管理者の議論がありましたけれども、本当はふるさと広場のような非常にいい施設は、なるべく市民の皆さんにただか安価で使っていただきたいのですが、非常に電気代がかかることから、市民の皆さんも活用を躊躇されるような状況です。あるいは、電気を半分つけてくれとか、そういったことを克服するためには、市がみずから小水力発電を導入して、そして例えば、ふるさと広場の天城ドームの光熱費を賄えれば、そこは単に維持管理費を軽減するだけではなくて、市民利用料を下げることもできるかもしれません。そういった可能性は期待しているのですが、現時点で、まだ具体的な事業はございません。

来年の夏ごろに向けて、中伊豆のある地区で民間の方が小水力発電を事業化するので、まずそこをしっかりと見させていただいて、ちょっと市が後手になりますけれども、実態というものを検証させていただければと思っております。

3点目について、これまでも幾つか小水力発電の事業の御提案は伺ったことがあります。なかなか水の利用がうまくできなかったようです。

地球温暖化・環境問題は、何となく遠い世界の問題で南太平洋の島国が沈んでしまう、そういうような問題のような感じがするんですが、私は、伊豆半島、伊豆市にとって大変な問題で、現状、農水産物の中で当然ワサビが主力産業になっているわけですが、今でも年間4,000ミリ降っている降水量が、集中豪雨がふえたり、あるいは水温が高まったりすると、直接的な影響を受けてくるわけです。

伊豆市だけで地球温暖化に対抗できるわけではありませんが、やはりそういった環境にある伊豆市及び伊豆市民として、やはり地球環境問題に積極的に取り組むという姿勢は大切なんだろうと思います。そういった観点から、先ほど申し上げましたような自治体も関与する小水力発電を推進する、もしくは民間の御提案に基づく事業計画をしっかりとサポートしていく、そういったことは、これまでも増して進めていきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） それでは、再質問をさせていただきます。

これまで小水力の市場というのは余りなかったようでしたが、再生可能エネルギー固定買取価格制度の影響ということで、今やっと芽が出てきて、育ち始めている段階ということで、市長の答弁のとおり、近い将来には大きな市場の伸びというのも期待ができるんじゃないかと思っておりますが、小水力自身の技術の開発であるとか、育成・拡大が必要ということでございます。

メリット・デメリットについてですが、全国小水力利用推進協議会によると、発電出力が1,000キロワット以下の場合の太陽光発電、風力発電と比較したメリットについては、昼夜

年間を通じて比較的安定した発電が可能であるということ、そして、設置面積が小さいということ。あと、設備利用率が50%から90%と非常に高いとされているそうです。

デメリットとしては、設置地点が限られ、落差と水量がある場所に限定をされてしまうということ、先ほどの答弁にもありましたように、水の利用について利害関係がつかまとうこと、そして法的な手続が煩雑な部分があるということなどだそうです。

小水力発電の設備を検討していく場合に、いろいろやり方があると思っっているんですけども、こういうメリット・デメリットを克服するためには、どのような要件というのを検証していく必要があるというふうに考えているのか伺いたと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） デメリット・メリットの部分から考察してまいりますと、まず、発電する適地、水量と高低差が必要になってくるということでございますが、その場所を見つける手段、地域の方々でここはいいだろうというようなところもあるのかもしれませんが、そういった部分で機械の設備も年々よくなっていくでしょうけれども、その水量と高低差、それを設置する場所が行政的に見つけるのが非常に難しいのかなと思っております。

また、発電する施設が小さくてもできるということでございますが、やはりその部分で、先ほど申されたとおり、河川法とか水利権、そういった部分の諸手続、法的手続がございます。そういった部分について、行政といたしますと、適地が見つかり、ある程度の部分を行政的に支援できる部分はさせていただきたいと、そういった法手続に関してもやっていきたいなど。また、地域の合意形成、そういった部分についても橋渡しは当然していかなければならないんですけども、まず場所の選定の部分、その部分を行政的にここということが決められない、また地域を特定するということができないということでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 先ほどの市長の答弁にもありましたが、自治体が事業を行う場合としては、環境に配慮したまちということで、これはアピールできると思います。しかし、自治体がもし行う場合には、ノウハウの不足であったり、コスト削減に対するインセンティブが民間と比べて働きにくいので、結局のところ、税金の持ち出しになってしまうという可能性も出てくるのではないのでしょうか。

しかし、自治体運営の場合は、税制面の優遇であるとか、自治体でもしやるとなれば水利権の取得も容易であり、事業に取り組みやすい点が挙げられます。現在、日本全国で小水力発電を行う企業というのは、大手企業からベンチャー企業まで数多く国内に存在し、これから市場はどんどん成り立ってくるのではないかと考えられます。

まず、そのようなベンチャーであるとか大手の企業から伊豆市に対して事業提案、先ほど幾つかあるとおっしゃいましたけれども、業者からそういう提案があったのかどうかをまず

伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 先ほど市長が申したとおり、そういった既設の部分であるとか、そういった部分でやり直すということで業者からのお声はかかっております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 大企業の例なんですけれども、空調メーカー大手のダイキン工業という会社があります。そのダイキン工業は、小型発電機を浄水場などの水道施設に設け、空調に使う制御技術を水車に活用し、従来難しかった100キロワット以下での効率的な発電を可能にし、小水力発電事業に参入することを発表したそうです。全国の自治体が保有する上下水道施設に自社が開発した小水力発電システムを設置して発電を行い、メンテナンスも行い、電力消費量の多い上下水道施設や水を多く消費する工場内施設への導入を想定し、固定買取価格制度で売電し、自治体には売電収入の1割を賃貸料として支払う仕組みとなっているとの内容です。既存の水道施設に設置するため、大規模な施設を新たにつくる必要はなく、各地の水道施設に普及する可能性があるということです。これは日本経済新聞6月8日の記事でございます。

そこで、お尋ねするんですけれども、本市の上下水道施設の状況がよくわからないんですけれども、このような上下水道及び下水道施設を利用して、伊豆市としては小水力発電が行われる可能性があるのかなのかについて伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） まず、公共施設で今、議員おっしゃるとおり、上水道、下水道施設、そういった部分でできるかどうかという部分、伊豆市においては何カ所もありますので、そういった部分で公共でできる施設というと、やはり上水道施設、下水道施設の部分かなというふうには考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） では、これからそういう大手のメーカーさんなんかから提案がもしあった場合には、一緒に検討していただきたいと思っております。

富士宮市は、第4回全国小水力発電大会というのを毎年、全国各地で行っているそうなんですけれども、2018年、来年の12月に市内で開催すると発表しました。もちろん県内では初めてということで、富士宮市長は、「日本一の小水力発電のまちとして推進させたい」と強調しているそうですので、こちらについても注視をしていきたいと思っております。

ちょっとすみません、私を見てきたことで、昨年5月20日に沼津市の小水力発電専門会

社が隣の戸田新田に発電所を竣工しました。一般河川から引いた農業用水路に小型発電機2基を設置し、15メートルの落差を利用して2基の最大発電量は15キロワットということで、一般家庭24軒分に相当するということです。この事業を20年間継続的に稼働し、収益の一部というのは地元の戸田新田区に寄附をし、災害などの緊急時には非常用電源として無償提供を行うということです。

先日、現場を確認しに行ってきました。そして、当時の自治会長さんにもお話を伺ってきました。当初は、今設置してある場所じゃないところを提案したらしいんですけれども、農業用水の関係は伊豆市でいう農林水産課、そして河川占用については用地管理課等で手続を行ったということで、非常に時間がかかったらしいんです。2年ぐらいかかったと言いましたか。ですから、地元の合意をとれた上でそういう申請をしたんですけれども、許可がおりるまでに場所の変更もしながらということだったんですけれども、その許可がおりにくい理由というのは、先ほどの答弁でもありましたけれども、どういうことでそれだけ時間がかかるのでしょうか。それについて伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 私のほうからお答えさせていただきます。

その2年間というのが、確かに長い期間だと思えますが、本当にそれが長いのかどうかというのは、いろいろな意味でちょっと難しいところがあるのかなと思います。現状、もともと水利権取得の手続の簡素化というのが平成25年度から始まったように聞いております。その中で、従来の発電につきましては、許可制がありまして、申請でも5カ月ぐらいかかるというのがありました。それが現状では今、登録制ということで、1カ月ぐらいに短縮されているというように聞いております。

あとは、観光水利権の問題がありますし、それにつきましては、従来は10年間の取水データ、これが必要だったみたいなんですけれども、現在は1年間の計測をしなければいけないということで、やはりデータが必要なことは聞いております。それとともに、従来は毎日の計測が必要だったみたいなんですけど、今は5日に1回でいいという形で、かなりいろいろな形で簡素化はされているみたいです。

また、あとは例えば1,000キロワット未満は小水力発電になると思えますけれども、これにつきましては、例えば一級河川なんかでは、もともと国土交通大臣が全部許可制だったみたいなんですけど、現状では1,000キロワット未満につきましては、知事または政令市長という形になっておりますので、いろいろな意味では多分、簡素化になっているなと思います。ただ、その2年間が長いのかどうかというのは、ちょっとまたいろいろな形でのあれかなと思いますので、そんな状況だと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） その件でもう一点伺いますけれども、業者がそういう場所を見つけて、地元の自治会長さんなり区長さんなりと話をし、戸田新田の場合も、やはり少子高齢化、まちも疲弊しているということで、何かしなければいけないということで地区の住民の合意形成というのはできたらいいんですけども、それから先の時間がかかったということで、先ほどは企業から提案もあるという話を聞きましたけれども、そういう地域から小水力発電事業についての相談というのが、例えばこの地区で何かそういう挑戦をしたいというような、そういう相談があったかどうかということについて伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私が市長として具体的に耳にしたのは2カ所ありました。その後、一旦は地元の説明等で市長も入ってくれないかという御提言をいただいたんですが、その後、2件とも進まなかったようです。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） その進まない理由というのを御存じでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私が伺った件については、いずれもやはり水の取り扱いです。地域の皆さんがその水を使うことに御理解がいただけなかったと聞いております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 今はやりのクラウドファンディングというのを活用して、小水力発電に参入する事業者というのも全国でふえているそうです。しかし、そういう業者、全然顔見知りではない人が、例えば調査のために山間部の集落を見て回るということは、地域住民にとっても、何かあやしげで不安に思うこともあるでしょうし、発電に適した場所というのをもし発見できたとしても、河川や農業用水の所有者の情報というのは、業者には全然わからないわけです。あと、実際に地元住民ともし交渉をしようとしても、区長さんもわからないし、どこから手をつけていいのかわからないということで、そういう交渉も難しいのではないかと思います。これらのことが、小水力発電が普及しない要因の一つであるかなということも考えられます。

企業主体であるとか、自治体とか、さまざまな事例をもとに質問をしてきましたが、小水力発電が今後普及していくために、伊豆市としてはどういうところに力を入れる、どういうところが必要であるというふうに考えるのか、相対的ないろいろな形式があると思うんですけども、条件的には天城山系で水も多いし、可能性というのは非常に高い中で、どういうことを一番中心に考えていけば、この事業が成り立つのかということの見解を伺いたいと思

います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） もう何年前だったか私も覚えていないんですが、六、七年前に山梨県のある先行しているところ、あそこは元気くん1号とか元気くん2号とかやっているんですが、あのような市役所の前でできるようなものは、なかなか伊豆市としては難しいだろうと思います。

他方、専門の方に何うと、伊豆市の場合には、川から直接取水をするというのが一番やりやすいんだそうです。ただ、これは相当、行政手続のハードルが高いと聞いています。

それから、そのほかについては、上下水道管を使うところもあるんですが、御承知のとおり、うちは水道管が相当古いものですから、余りさわりたくないというのはあるんですが、実際に市内をつぶさに見ていくと、結構いつも流れている、これくらいの用水路はあるわけです。それをつなげていく手もあるんだらうと思いますが、いずれにしても、その場合の農業、河川の場合には河川の行政手続にまだ具体的に入っておりません。進めるとすれば、やはり行政もしっかり入った上で、小水力発電を市の事業と位置づけた上で、具体的に水のとり方について協議することが必要なんだらうと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） いろいろこの事業について調べているうちに、全国の高等専門学校、高専なんかでそういう大会みたいのを開いて、直接、地元に入って、地元の要望を聞きながら、小水力に適した川を見つけてプレゼンをするというものをYouTubeか何かで見ただんですけども、そういう動きも世の中では始まっております。

そして、静岡県でも、「ふじのくにエネルギー地産地消推進事業」ということで、市町や民間事業者による導入を支援する助成制度というのを行っています。先ほど来出ている河川占用等々の課題はありますが、地産地消電源の確保のために、これらの助成を活用して、地域のエネルギーを生み出すプロジェクトが進んでいくことを願いたいと思っております。

それでは、次をお願いします。

議長（三田忠男君） 幼児の健診について答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 土肥地区の幼児健診については、ことしの1月に私が土肥こども園で実施しました保護者の皆さんとの懇談会の場において、もう一度、土肥でやっていただきたという御意見を承りました。

その後、対象の保護者の皆さんにアンケートを実施したところ、「土肥地区の幼児健診を再開してほしい」という御意見が多かったために、来年度、土肥地区での幼児健診を再開する方向で検討しております。

詳細について、健康福祉部長から説明をさせます。

議長（三田忠男君） 補足説明。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 幼児健診の目的と方法ですけれども、伊豆市では、母子保健法で定められた1.6歳児健診と3歳児健診のほかに、2歳児健診、2.6歳児健診を独自で実施しております。

健診の目的は、幼児の健康状態を確認し、視覚・聴覚・運動・発達等の心身障害、そのほか疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導をすることを目的としております。また、虫歯予防・発育・栄養・生活習慣その他育児に関する指導を行い、幼児の健康保持・増進を図る目的もあります。

また、近年は、ママ支援、お母さんたちへの支援ということで、集団健診を実施することで仲間づくりや情報交換の場とするとともに、虐待の早期発見・対応のきっかけとする場としても重要であると考えております。

方法としては、集団健診を基本として、1.6歳児及び3歳児健診は2カ月に1回、2歳及び2.6歳児健診は毎月、生きいきプラザで実施しております。健診内容は、小児科医師・歯科医師の診察と育児・栄養・歯科の相談及び指導、心理相談を行っております。2歳及び2.6歳児健診では、小児科医師の診察はありません。

市長からも答弁があったとおり、アンケート結果を踏まえ、来年度より土肥地区で幼児健診を心理相談も含めた形で再開し、土肥か修善寺、どちらで受診してもよいという方法で調整してまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 健診の目的と状況については理解をしました。そして、来年度から再開の方向で検討していただけるということで安心しました。

そこで、1点だけ伺いたいと思います。

幼児健診を受けに来ない方の啓発であるとか、それらの方の対応についてどのように行っているのか伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 最近は働く女性がふえておりまして、仕事の都合がつかない保護者がふえていることは現状として承知しております。しかし、子供の成長を確認するための節目となる重要な健診であることを説明して、次回の健診の日程を案内し、受診勧奨をしているところでございます。それでも来られないという方については、保護者に確認した上で、こども園や自宅訪問、面談を実施して、幼児の状況を確認している状況でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 再開するとしたら、もとのとおり土肥支所の5階ということになると思うんですけども、あその場所は今、学童保育が使っていたり、フラダンスクラブなんかも使用しているそうですが、実はエアコンが故障しているということで伺っております。これから再開するに当たっては、きちんと整備をしていただきまして、利用者のよりよい環境を整えていただきたいと願っております。

では、次をお願いします。

議長（三田忠男君） 3番、台風関係ですね。

それでは、答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 詳細は、それぞれ関係する部長から答弁をさせますが、この10年間、本当に偶然、幸いにも大きな台風の直撃を受けておりません。この間2回、事前に覚悟をした例がございまして、1つは伊豆大島が被害を受けたとき、それからことしの台風21号、いずれも規模といい、方向といい、必ず直撃を受けたら大きな被害が出るので、死者だけは絶対に出すなというようなことを災害対策室で指示した記憶がございまして。これは、いずれも偶然、台風が伊豆を避けてくれた結果であって、いつこのようなことが起こってもおかしくない、その際には、何としても死者だけは出さないように、やはり事前の万全の態勢をとりたいと考えております。

それで、危険箇所として圧倒的に土砂災害が多いのですが、狩野川台風以来の大きな集中豪雨は受けておりませんので、実は瓜生野、熊坂もまだ万全ではございませぬし、それから、小土肥の河口が極めて土砂と草が生い茂っていることと、それから、八木沢はことしも逆流したんでしょうか、そういったところが課題としてはっきりしておりますので、県議の御支援もいただきながら、県ともしっかり対策を進めていく必要があると認識をしております。

なお、御指摘のとおり、来年は狩野川台風60周年になります。これは、国が事務局をやっていたいております「狩野川台風の記憶をつなぐ会」の事業を進めるとともに、それぞれ各地区での防災研修事業をぜひ組んでいきたいと思っております。危険なのは熊坂だけではありませんし、ほかの中伊豆や湯ヶ島でも大きな被害を受けておりますので、やはりこの記憶をつなぐ必要はあるだろうと、このように考えております。

議長（三田忠男君） 続いて、教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから最後のことにつきまして。

市内では、かつて狩野川台風で甚大な被害を受けた熊坂小学校において、その教訓を風化させることなく次世代に引き継いでいけるよう、さまざまな取り組みが行われています。

具体的には、台風記念日に行われる「狩野川台風を学ぶ会」で体験談を聞き、総合的な学習で行われている「狩野川学習」、さらに最近では、社会科で防災・河川教育として、水害

の恐ろしさや洪水を防ぐ工夫、水害時に自分の命を守るための行動等を学んでいます。

平成28年度より国土交通省の支援を受け、熊坂小学校の実践をモデルとした「防災・河川環境教育実践ガイド」を作成しております。2年間研究をしてみました。来年度は、天城小学校において「砂防」をテーマに、防災・河川環境教育を実践していく予定です。

以上です。

議長（三田忠男君） 補足説明ありますか。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） では、私のほうから1か3までお答えさせていただきます。

まず、第1番目の被害状況と消防団の活動状況についてであります。今回の被害状況につきましては、31件の報告を受けております。内容は、断水、道路冠水、倒木、土砂崩れなどとなっております。特に倒木、土砂崩れの占める割合が多くありました。

次に、消防団の活動状況であります。22日の10時に開催した市の警戒本部会議において消防団の出動要請をしました。13時に各方面隊幹部が本庁と各支所に参集して、14時に団員は詰所待機ということになりました。出勤人員は312名であります。解散は翌日の6時30分でありました。参集後は、道路や河川の巡視、巡視時の異常報告、道路冠水などの土のう積みによる対応などの活動をしていました。

2番目であります。避難所の開設と選挙事務が重なったことによる支障の有無ですが、市内18カ所の指定避難所は、全て22日の12時に開設をしております。開設に当たっては、選挙事務と重なったことにより、急遽、選挙事務に従事していない職員の状況を個別に確認し、各避難所に最低1名を確保しました。その後、選挙事務が終了した職員を順次充てていき、翌23日の早朝まで開設をしております。

3番目であります。次に、高潮・高波による浸水被害の今後の対策につきましては、今回の沿岸部での対応活動としまして、まず、高潮対策で、地元からの要請により八木沢大川の水門を半開きにしております。また、市道八木沢海岸線での道路冠水により、店舗及び住宅への浸水防止策として消防団の土のう積みによる対応を実施し、消防団はその後にも巡視による状況監視を行ってました。

今後の対策につきましては、「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」が現在ございますので、その方針による津波対策にあわせまして、住民や観光事業者等の地域の合意形成を図りながら検討し、進めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（三田忠男君） 補足説明。

建設部長。

建設部長（山田博治君） それでは、私から4番の市内河川の氾濫防止対策としての堆積物しゅんせつについてお答えします。

市内の河川は、国土交通省や県が管理する河川と準用河川や普通河川といった小規模な川

を管理する伊豆市とに分かれております。御質問の市内河川の堆積物等のしゅんせつについては、それぞれの部署で予算において毎年実施されております。今年度も県では、地藏堂川で土砂の撤去、野尻川と古川で草刈りを予定しております。また、県では、補正予算により大見川で土砂の撤去、八木沢大川、小土肥大川で草刈りを予定していると伺っております。市では、準用河川と普通河川で5カ所しゅんせつ等を予定しているところでございます。

また、国・県では、現場の把握につきましては、みずからパトロールで確認することと、地元からの情報や市からの要望によるもので把握しております。市の現場把握につきましては、地元からの情報や要望が主になっております。

河川内での流れの支障となる堆積物は、さらなる堆積を招き、大きな災害の要因となってまいりますので、今後とも地元からの要望に対し、国や県関係にはしっかりと要望し、市の河川につきましても、予算の範囲内で対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） それでは、再質問させていただきます。

市長の答弁があった超大型での日本上陸というのは、実は平成3年以来、26年ぶりだということで、相当な警戒を行ったということです。しかし、今回の台風は、早朝にはずっと通り過ぎまして、すぐに青空が出て晴天になったということで、行政としても、被害状況の確認も行いやすかったのではないかなと思っております。

選挙等で職員のマンパワーが不足していたかどうかというのはちょっとわからないんですけども、市民の通報であるとかその情報提供の様子、あと、そういう一報を受けてからどのように対応したかということ、もし具体的に示せる場所があったら教えていただきたいと思っております。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） まず、被害状況はどのような方から上がってきたかということにつきましては、被害情報につきましては、22日は被害を受けた市民はもちろんですが、消防団の巡視により直接上がってきました。すなわち、消防団と市民から直接被害状況を提供されたものが多くありました。23日以降につきましては、区長からの情報が多くありました。

次に、そのときにどういう対応をしたかということでありますが、それにつきましては、22日の情報におきましては、こちらに情報があつたものは、通常、建設部とは情報を共有しておりますので、そちらのほうに連絡をして、現地対応、すぐ行えるものはその場で業者等に依頼してもらったりして対応したと聞いております。あと、断水も発生しましたが、即対応し、早期復旧を図っております。

なお、23日の月曜日に、台風が過ぎた後なんですが、建設部のほうで市内巡視をしており

ます。朝から昼にかけて区長、市民等からの被害状況を受けて、現地を確認し、それぞれ対応に当たっております。

以上であります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） まず、私は土肥の情報しかちょっとわからなかったんですけども、八木沢地区は今答弁のとおり、河川が冠水して消防団が土のうを積み上げたり、解散がかかってからもずっとその作業でお昼いっぱい時間がかかったなんていうことで、非常に消防団の活動というのは大変だったと思います。

実は、私のところにもある住民から電話があって、道が水路になってしまって、土砂がたまってしまうので何とかしてほしいという電話があって、すぐに現場を確認して、土肥支所へ連絡をしたんですけども、もう土肥支所のほうはそれを把握してしまっていて、逆にほかにどういうところがあったのか聞いたら、カーフェリー乗り場の上のところの大きな岩が国道に落ちているということと、八木沢の冠水のことについて市役所から連絡をいただきましたので、すごく対応は早かったなというふうに思っております。

それで、高潮関係なんですけれども、静岡県では、この台風21号の被害を踏まえ、高潮浸水想定策定に向けて着手し、想定区域図を作成するというところでございます。八木沢の西浜地区は、非常に地盤が低いということで台風のみならず、大潮でも道路の冠水をこうむることがあります。今回の浸水の被害というのは、高潮によって二級河川である八木沢大川は波が遡上しまして、支流である論田川にその波が打ち寄せて、そこが氾濫をしたということで、県のほうにも行ってきたんですけども、土木事務所の見解としては、論田川自体は、県ではなくて市の管理ということで、市に相談をするようにということで言われてしまったわけです。

しかし、このメカニズムとか遡上を抑制する専門的な見地というのを、県を交えて相談をしていただきたいなと思っているんですけども、地域住民というのは、あそこで高潮とか高波が来るたびに不安な気持ちで過ごしているということは間違いありません。

それで、県がいう高潮浸水想定区域図の策定に伴い、伊豆市としても県に対して積極的に意見を述べていただきたいと思いますが、あの部分についてはどのような見解を持っているのか。もう低いからどうしようもないと言うのか、何らかの手だてを講じたいという意向があるのかどうなのか、伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） 現地につきましては、長年低いと言われて、浸水をよくするところで、台風等が来ますと、消防団なんかでも非常に注視をしていただいているところであります。なかなか解決策というものが、現場だけ捉えますと、なかなか浮かびにくいという印

象を受けてはおります。川の改良とかもあるんですけども、また、今まで川の堤防を上げたら、また逆に水がはけなくなってしまうとか、いろいろな試行錯誤をやったという話は聞いております。

今後は、私どものほうでやっておりますまちづくりの津波防災、観光防災会議等でもまた意見も出ておりましたので、またそういうところで拾い上げながら、今後また継続して意見を聞きたいと思っております。

また、そういう関係では、県とも非常に関係がありますので、進めていきたいと思っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） わかりました。よろしくお願いいたします。

それでは、河川のしゅんせつについてですけども、現在、山が非常に荒れているということで、山の土砂が雨とともに河川に流れ込んで、昔よりも土砂が堆積しやすい状態になっていると思います。特に流れが緩やかな下流部では、ヨシなどが生い茂っている状況です。ボランティアで草を刈ったりもしているんですけども、草を刈ろうにも湿地状のために足がすっぽりと埋まってしまって、なかなか人の力ではどうしようもできない場所もありますし、草だけでなく、柳の木みたいなものもどんどん生い茂って、場所によっては森のような状態になっている場所もあります。大雨のときに、これらに流木等が引っかかってせきとめられてしまうと、河川の氾濫の危険性というのが増してきます。

先ほど八木沢大川とか小土肥大川の草刈りも行っていただくということなんですけれども、そもそもしゅんせつなどの河川改修というのは、どういう計画で行っているのか。あと、伊豆市は観光地ですから、景観という観点からも伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 今、御質問のありましたしゅんせつの考え方ですけども、要するに先ほど言いましたように、河川は管理する部門が国・県・市とありますので、一般的にやはり一番大きい河川は国ですけども、今言われているのは県河川で、八木沢大川、小土肥大川も県河川なんですけれども、うちのほうも状況を把握しながら、やはりその河川断面を侵しているところは、なるべく願います。

例えば今言われたように、大木が生えたところとか、そこで阻害するとか、そういうところはなるべく情報を県のほうに働きかけて、早急にやっていただくということで、そういうことで八木沢大川ももう何年かしゅんせつをやっていたり、今回、小土肥大川は、河口から1.5キロ草刈りをやるということなものですから、大分そこで状況が変わって、その中でまた県に判断してもらおうということと、地元から要望があれば、うちのほうもしっかりとそういう情報は出していきたいと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 今回の件で、環境的にはどうなんでしょうか。例えば土肥の山川なんていうのは、観光客がすごく多いわけじゃないですか。ここ4年ぐらいずっと地元で草刈りをやっていたんですけども、ちょっと休んでしまうと、もう草ぼうぼうになって、地域の住民とか観光事業者なんかは、観光地なのにあれでいいのということをよく聞くんですけども、環境については、とりあえずどうしようもない状況なんでしょうか。その辺について、もし答弁いただければと思います。

議長（三田忠男君） 建設部長、答弁願います。

建設部長（山田博治君） 環境となりますと、やはり山川あたりはそういうお客さんが大勢来るということで、結構、河川がそういう状況だと環境はどうなのという話になりますけれども、やはりそこで管理している県のほうに、環境まで話をして、どの程度理解してくれるかというのは、うちのほうがしっかりその辺のことを県に説明して、そういう場所でそういう状況だからということで理解してもらおうように、何とか働きかけていきたいと思えます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） もう一点だけ河川整備で聞きたいと思えます。

修善寺の横瀬地区では、現在、沼津河川国道事務所が狩野川の左岸の堤防整備というのをしています。国交省は、昨年12月に狩野川の河川整備計画というのを変更したそうです。今後20年間で堤防整備を100%達成するということです。

修善寺のタウンミーティングのときにも住民から意見があったと思いますが、狩野川の水位がある程度上昇すると、堤防の外側の農業用水から水が噴き出してくるということで、その場所というのは、まさに59年前に修善寺中学校があった場所は、そこが崩壊すると、再びまたその河川が氾濫してしまって、大きな被害を受けてしまうということで、国は実はボーリング調査も行ったということですが、その調査の結果を踏まえて現在の工事に至っているのか、地域住民が不安に思っている堤防対策について、狩野川の堤防対策について伺いたいと思えます。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 今回の質問ですけれども、修善寺橋から下流左岸側で今、国交省が工事していますけれども、地元からも要望ありまして、当時、漏水しているということで、ボーリング調査をしました。国はそれで検討していたんですけども、そのときに平成27年の9月に関東と東北のほうに豪雨があって、鬼怒川でしたっけ、堤防が決壊したということ

で、そちらのほうの關係を受けまして、国のほうも方針が変わりまして、どっちが優先という話にもなった中で、やはり河川断面がありまして、そのハイウォーターとかここで出たときに、今の狩野川の下流左岸側は、堤防が土になっていますので、そこがハイウォーターになったときに、そこから決壊するおそれがあるということがあるものですから、まずはそこを仕上げ、まずそこで護岸をして確保しまして、それを整備した後に漏水対策はしていくということで伺っております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） よくわかりました。

そのような説明も、地域の不安に思っている方には、説明をしてあげるといいと思います。では、最後の5番です。

いろいろ事業を、狩野川台風から60年ということで、防災啓発事業を行っていきたいという中で、1つこれは提案になるんですけども、生きいきプラザのロビーとかで、狩野川台風の写真展みたいなものを行ったり、現在の地形と比べたりということで、あるいは当時の映像を放映するなどの啓発事業を開催してはいかがでしょうかということなんですけれども、古い写真って比較的今は複製がしやすいものですから、もとのデータさえあれば可能だと思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

議長（三田忠男君） 防災監。

防災監（佐野松太郎君） 先ほどありました60年の事業の一環として、そういった、例えば国土交通省の長岡事務所に資料館がありますので、そういうやつを借りてきてやるなり、先ほど言ったコピーをして映像化するというのも織り込みながら検討していきたいと思っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） それでは、環境防災教育について伺います。

国交省と狩野川流域7市町でつくる「狩野川台風の記憶をつなぐ会」が2016年から始めた流域周辺小学校での防災・河川環境教育が徐々に広がりを見せているというような記事が、ついこの間ですか、新聞に載りましたけれども、その中でちょっと国交省に行ったときに、環境防災教育についても、具体的な事業も開始をするんだというような話を聞いたんですけども、それらと伊豆市というのが、教育の面でこれからどういうふうに連携をしていくのかということについて、もしわかっていれば伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 国土交通省のほうが大変熱心でして、自分たちの事業に関係ある河

川だとか、先ほど言いました砂防というようなこと、やっている事業と教育というのを絡めてやっていきたいということで、それは学校側にとっても大変助かっています。

先ほど言いました熊坂小と狩野川ということの授業も、今までは国土交通省の方が来て、子供たちの前でいろいろ説明するというのがいろいろな授業でやるパターンなんですけど、それではだめなんだと。授業というのは、やはり先生方がうまいので、先生方がどういう授業をやりたいか、そのためにどんな資料が欲しいのか、それについて国土交通省が非常に丁寧にいろいろな資料を提供してくれまして、そして、2年間、熊坂小学校で、研究指定ではないんですが、それに近いようなことを実践してまいりました。そして、このような冊子にまとめてくれて、いろいろな学校で使えるようなものまで国土交通省でつくってくれたりして、大変熱心に学校に協力をしてきている状況であります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 先日、狩野川資料館を見学させていただきました。今、教育長の答弁でもありましたように、国交省でも本当にいろいろ考えているということで話を伺ってきましたし、新たなDVDも作成して、防災意識の向上に取り組んでいきたいというお話を伺いました。

受付名簿があるんですけども、田方地区の小学生も、クラス単位で狩野川資料館に見学に行っているようでございました。来年は狩野川台風の発生から60年の節目ということになりますので、過去の災害を風化させることなく、防災の大切さを教えていくということで、そのような事業に教育面からも取り組んでいただければと思っております。

これで一般質問を終わります。

議長（三田忠男君） これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

ここで55分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時55分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

間野みどり君

議長（三田忠男君） 次に、4番、間野みどり議員。

〔4番 間野みどり君登壇〕

4番（間野みどり君） 4番、間野みどり。

通告書に基づき、一般質問を行いたいと思います。

大変申しわけありませんが、発表する前に2カ所訂正がありますので、ちょっと見てくだ

さい。

初めの「幸福力を感じるまちづくり」と書いてありますけれども、それは「幸福感」の間違いでした。字はこういう字です。申しわけありません、私の失敗でございます。本当に申しわけないと思います。

それともう一点、発達支援センターの右側のところですが、「13日」と書いてありますが、「12日」の間違いでございます。それも1点、申しわけありません。以後気をつけます。

それでは、発表させていただきます。

幸福感を感じるまちづくりを。

幸福感とは、幸せを感じる力という意味です。新しい言葉ですが、置きかえると、心から安心し、希望を持ち、穏やかに生活できる、そんなまちづくりを望んでいます。議員になり1年、市政に参加しいろいろ学びました。特に私は、子育て関係、老人支援、ごみ関係を新しく知ることも多かったです。もう少し早く知っていれば、仕事やサークル等、多くの若い人や仲間たちに伝えられたと反省しています。しかし、今からでも遅くなく、できることは伝え、みんなが少しでも幸せを感じ、感謝の気持ちを持って前向きに生活できるようサポートしていきたいと思っています。

先日、若いママたちの集まりに参加し、今一番不安に思っていることは、先が見えないことだと感じました。文教ガーデン問題が白紙になり、この市はどうなってしまうんだろうという心配です。子育て世代は、東こども園はこのままでしょうか、公園はもうできないのかな、中学生の親は、このまま進展はないのかな、そして老人の方は、病院がなくなってしまうのかな、そんな不安を持っています。本当にこのままでは先が見えず、不安です。私は、そんな心配に一つ一つしっかり向き合い、安心感を持って子育てや生活ができるよう考えていかなければならないと思います。

そんな視点から3つ質問します。

1つ目、発達支援事業センターの機能を持つ東こども園の計画は、どのように進んでいますか。

11月9日、12日の加殿、本立野地区における説明会では、多くの市民の方々から、ぜひ早くつくってほしいとの意見を多く聞くことができました。そのことについて、どのあたりまで進んでいるのか、現時点での進行状態を私たちだけでなく、皆さんも知りたいと思います。そんな意味でそのことを伝えてください。

また、その関連として、1つ、センターとしての機能、安心して相談できる施設を望んでいます。それはかなえられそうでしょうか。

2番、アレルギー園児の増加に伴い、栄養士や調理師の負担が多いと感じています。その点はいかがでしょう。

また、将来を見据えた人材の育成を考えていますか。この件ですが、やはり高齢化とかいろいろ人事も大変だとは思いますが、そんな意味でちょっと質問をしてみたいと思っています。

す。

そして、2番目、美術館について。

美術館建設を望む声も多いです。準備委員会から建設委員会に名を改め、少しずつ進めている様子はいかがですが、今の状況はどうでしょうか。伊豆市の美術品を他都市に貸し出すと、絶賛されると聞きます。素晴らしいものが身近にあるのに、鑑賞できないことはとても残念です。今後の事業の進め方もお聞きしたいです。

3番、FM I Sの防災の役割について。

11月1日の中伊豆のタウンミーティングのとき、市民の方が前台風21号、22号のとき、FM放送に助けられたとの話を聞きました。また、市長は、昔の農協の有線放送のような役割を持ち、市民から親しまれるFM放送を目指したいという考えでした。市民のために開局したFM放送の今の現状はどのようですか。また、どのように評価していますか。

以上3点、よろしく願いいたします。

議長（三田忠男君） ただいまの間野みどり議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 新こども園関連について、詳細は健康福祉部長から答弁をさせますが、御質問の中の2つ、少し特に感じた点についてお答え申し上げたいのですが、まず1つは、子供さんのアレルギーの問題。

現場の職員の話をお伺いすると、こども園であれ、小学校であれ、非常にアレルギーの種類が多く、人数も多くということで、自分が小さいころ、そんな友達が多かった記憶がないんですがという問題認識を持っていたところ、先般、食と地球環境の講演会と、その日かその次の日にお医者さんたちと話をしたものですから、そこでえっと思ったのですが、私が小さかった50年前までは、人間はたくさんの病原菌を持っていたわけです。私が小学校のころは、小学校で寄生虫、ぎょう虫検査もあったということは、要するにたくさんいたわけです。そのときの陽先生に伺ったら、いわゆる今のきれいなトイレではなく、言葉はなんです、ぼっとな便所のころはO157にかかる子供なんかいなかったというんです。その話をしましたら、やはり何千年にもわたり、たくさんの寄生虫や病原菌と闘ってきたので、人間の私たちの体のDNAの中にはまだそれがあるんです。それが急速にきれいな生活になったことによって、その外に対する抵抗力のDNAが悪さを始めているというんです。それがいろいろ攻撃材料になって、アレルギーになって出ている。そうすると、私たちが今必要なことは、やはり外で遊ばせる、砂遊びをさせる、泥遊びをさせる、川遊びをさせる、山遊びをさせる、これは確かに危険もないわけではありませんけれども、それがむしろちゃんとした人間を育てていくということが、ちゃんとしたというか、抵抗力のある人間を育てていくということにとっても大切なことだということをお再認識させられた次第です。

それから、もう一つ、将来を見据えた人材育成ですが、これは、明らかに今の子供さんが

社会人になる10年後、20年後は、私たちの過去とは全く別の社会になっています。ですから、10年後、20年後に日本人としてちゃんと職を持ち、家庭を持つためにはどのような人材が必要なのか、そこを誤らないようにしなければいけない。それはまた、しっかり議会の皆さんとも、将来のあり方については議論・検討させていただきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありましたので。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） まず、 ですけども、現段階でこども園に併設を計画しております児童発達支援事業所は、障害児通所施設の一つで、小学校就学前の障害のある子供が通い、支援を受けるための施設です。日常生活の自立支援や機能訓練を行うほか、保育園やこども園のように遊びや学びの場を提供するといった障害児への支援を目的としています。

なお、国では、平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとしております。

そのため、計画している児童発達支援事業所について、今後、児童発達支援センターとしての保育所等訪問支援事業や障害児相談事業の機能をあわせ持つものにしていくか、関係の皆様と協議してまいりたいと考えております。

ですけども、アレルギー食の対応は、今現在、複雑化しており、1人で複数の食材をアレルゲンとしている児童もあり、重症化もさまざまです。このような中で、アレルギー食の対応を確実に、間違いなく食事提供する必要があります。現場で働く栄養士や調理師に過度の負担がかからないよう、配慮していきたいと考えております。

ですけども、将来を見据えた人材育成については、必要な資格を確認しながら、職員の研修、人材育成を既に始めております。引き続き、先進地の視察や体験実習を積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、今まで民営化というところで進んでいる中で、保育士の採用等はございませんでしたが、その辺についても検討していくつもりでございます。

議長（三田忠男君） それでは、再質問はありますか。

間野みどり議員。

4番（間野みどり君） 今までの様子はわかったんですけども、やはり議員の間で議論になることは、つくるんだったらセンター組織で、いつでも気軽にそこに行って相談できたりするほうがいいだろうという意見が大半なんですけれども、センターと事業所の違いというのはどこなんでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） センターと事業所の違いなんですけれども、事業の内容としましたら、先ほど申し上げた保育所等訪問支援事業というのがあって、そこから市内の各保

育所に行って指導をするというものと、障害児の相談支援を行うということで、障害児ですから、こここのところの相談というのは18歳未満というようなお子さんが対象になりますけれども、そういう相談に乗るという機能、その2つの事業がセンターになると必要になるというところがございます。

そしてまた、職員の配置の中でも、いろいろと専門職の配置というのがかなり必要になるということで、センターは、そここのところをもう少し検討していかなければいけないと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

4番（間野みどり君） 専門職を置かなくてはならないということと、18歳未満の方まで見るということですが、絶対に必要だと思うのは、気軽に相談できる施設ということなので、やはり今までも困っている人たちはこども課に行って、しっかりと相談しているので、そんなに変わらないとは思いますが、その場にそれがあるというだけで、やはり人たちはすごく安心すると思うんです。

それで、やはりどうせ平成29年4月29日発行の静岡県健康福祉部障害者支援局の中に、「児童発達支援センターを中核として重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年までにセンターを」となっています。そしてまた、それは児童発達支援センターを絶対に各1カ所以上設置すること、また、地域社会への参加・包容を推進するため、各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、平成32年度末までに訪問支援を利用できる体制を構築するということが決まっていますので、もしあれだったら、ちょうど東こども園が新設されるなら、やはりそこに絶対的に置いたほうがみんなのためにいいんじゃないかと思うのと、やはりなかなか施設として建築してしまいますと、お部屋が足りない、こういう部屋も欲しい、こういう相談室が、こんなのが欲しいとだんだんふえると思います。ですので、そういうことも見据えたセンター機能というのは無理なんでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 議員のおっしゃるとおりに、センター機能を持つというのが一番ベストなんだと思いますけれども、先ほどの専門職員の配置というところは、まだこれから詰めていかなければいけない課題になっておりますので、そこは検討していくところなんですけれども、このセンターの中で、やはり療育支援というところで障害児の支援をしていく拠点がここにあるという、そういう位置づけは必要だと思いますし、これだけ伊豆市の中で民営化というところが進んだ中で、やはり伊豆市全体の幼児教育のそういう拠点というところでも必要となっていく園でもありますので、前向きに検討していきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

4番（間野みどり君） 気持ちはよくわかるので何とも言えないんですが、やはり先ほどのように、やはり子育てセンターだけじゃなくて、いろいろなセンターなんかも役所にいるんだけど、もしあれだったら原保、それから天城の今さっきの支所の包括のあれなんですけれども、そこに1人常駐していて、ああ、必要だな、この方はこういう相談に来たなといったら、すぐに役所のほうに電話して、今、こういう方が来ていますから、すぐ来て下さいとかという、そういうことはできないんでしょうか。そういうことがスムーズにいけば、少し時間はかかっても、今担当の詳しい者が来ます、ちょっとお待ちくださいとか、そういう感じでもできると思うんですけども、そこら辺、本当は子供園のことはあれなんですけれども、そういう流動的な、絶対にここにこういう職員がいなければ開けないんだというのじゃなくて、流動的にいろいろ考えながらやっていくうちに、やはり免許の問題とかいろいろあると思いますので、ぜひそういうことを大きく、いろいろな方向から見てやってもらいたいと思います。

やはり安心して相談できる、そしてまた子供、お兄ちゃんやお姉ちゃんがいた場合は、そこでお姉ちゃん、お兄ちゃんを見ながら、やはり安心して相談できたり、また、悩んでいる人には、ここに来れば安心だよというような、そういうところは絶対に必要だと思いますので、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

また、先ほど加殿、それから本立野の説明会に行ったときに、こども園だけじゃなくて、やはりミニ公園は欲しいよね、防災も欲しいよねというような意見もあったんですけども、そういうことについて少し考えていらっしゃることはありますでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） これは、ぜひ議員の皆さんにも御検討賜りたいと思うんです。

御承知のとおり、今、この状況で行政主導では進められませんので、ただ、特に加殿地区は、新こども園の建設予定地が加殿地籍になりますので、周りをどうするんだという御指摘がやはり強かったのはそのとおりです。住宅地に囲まれていますので、やはり住宅地にそぐわない施設よりも、子供が安全に遊べる、道路を渡らないでも遊べるような公園とか、それは結果として地域にもよくなるというような御意見もございました。

ただ、他方、今、教育振興審議会のほうでは教育問題をやっておりますけれども、それとは並行して議員の皆さんは御検討いただくわけですから、ですから、例えば修善寺地区の小中一貫校がいいのか、統合するとしたら修中なのか、修中であれば今のグラウンドは修善寺グラウンドを使っていますから、別のグラウンドを近くに整備するのか、あるいは別に新中学校とこども園を連携させるのか、あるいは公園なのか、あるいは住宅地なのか。これは、いろいろな要素がございますけれども、行政側、あるいは教育委員会の議論とは並行して議

会で御検討いただくことが可能なわけですから、ぜひそこを一緒に御議論いただければと思います。

子どもは、手戻りがないように、こども園の設計のときに奥が閉じた空間にならないように配慮はいたしますけれども、やはり全体のバランスを考えると、ある程度将来構想が決まっているほうがいい子育て環境になると、このように考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

4番（間野みどり君） すみません、話が飛びましたが、やはり先ほどのように、センター機能を生かしたこども園が必要だとは思っています。先に事業所ということで始めて、センターに持っていきたいという気持ちはわかっておりますが、やはり建物は少し余裕を持って、絶対に必要になるものはやはり設計の中に無駄のないように入れていただいて、そういうことはまた検討してもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

2番目のアレルギー児童の増加なんですけれども、本当にアレルギーで悩んでいる方は多いし、子供さんはかわいそうだと思いますが、私は今まで保育園ばかりで生活していましたが、ちょっと議員になって、外から見るようになりまして、やはり給食に従事している方たちの負担がすごく多くなっているんです。けれども、昔のままの体制なんです。それで、アレルギーの子たちが多くて、こんなにいっぱいお皿が並んでいるのに、給食の調理員さんたちは変わらない人数で、変わらない給料でやっているのが現実で、自分は調理師ではないんですけれども、いつも大変だなと思って見ていました。やはりそこら辺の調理師さんたちの負担、委託もしてありますから全体ではないんですが、そういうことに対する雇用の前向きな姿勢とかはありますでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 今、間野議員がおっしゃるとおりに、本当に調理の現場のほうも、二、三人というところで1回の食事のほうを支度するというような状況で、その中でもそういうアレルギーの児童の対応というところで何回も確認しなければいけないような状況にありますので、その配慮は大変必要だと感じておりますが、今、職員の対応という中では、臨時職員等のそういうような体制もあったり、少しでもその辺の処遇といたしますか、配置する人数がふやせなかったとしても、その職員の方の待遇等も考えながらやっていくように、総務部と検討しながらお願いしたいと思っております。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 担当の部長は、なかなか職員をふやすと言えないものですから非常に苦しい答弁で。私が関連する職員から聞いたところでは、機械化といいますか、ICT化といいますか、こういうアレルギーでこういうメニューだと、これとこれとこれというのがあ

る程度あるんだそうです。そういったものの導入も検討させていただいて、確かに担当の職員、それから今、非常勤か任期付が多いんでしょうか、非常に苦労しているようですので、どうやったらその負担軽減ができる、精神的な負担も大きいものですから、それはこちらも一緒に検討させていただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

4番（間野みどり君） ぜひよろしくをお願いします。

昨日だったか、野田聖子さんが基金か何かのことだったんですが、やはり基金をためるために人事のお金を削るのはおかしいというような言い方をしていたんですけれども、やはり食に関すること、食ってやはり生きるために一番大切なことだと思うんです。そして、食が充実していれば、人間性も充実してくるというようなことがあると思いますので、ぜひその点は、皆さんで協力してやってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

それで、将来を見据えた人材ということなんですけれども、個人的に公立の保育士さん、どこも働くのは大変なんですけれども、公立の保育士さん、この間、葦山の時代劇場に発達障害の研修に行ったときに、伊豆市も、それから伊豆の国市の保育士さんたちもたくさん来て、一緒に研修しました。ただ、思うことは、結構年がいつているかなみたいなのところがありまして、やはり私たちよりちょっと下の方たちがちょっといますよね。そして、その後、雇用を余りしていないので、やはり人をバランスよく教育して、経験を積んで研修を積んで、未来の子供たちのためには、やはりバランスのとれた雇用も必要じゃないかなと思います。確かにベテランはベテランですばらしいし、いいところはあるんですけれども、やはり長い目で見ると、子供たちのためにはバランスのとれた雇用も、大変でしょうけれども、やはりやっていただいて、ぜひそういうようなことをしてもらいたいと思っていますが、そのことについてはどうでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） その点も議員の御指摘のとおりで、当初は修善寺東こども園が移転した場合には、こどもむしろ個性と特徴のある民営化というものを当初は想定しておりました。しかし、現場の先生方と、それからこども課の職員としっかり意見交換をしますと、やはり拠点となる公設公営のこども園が必要であろうと。そこで、研修制度も全体を統括して、信愛会や春風会と連携をとりながら人材育成も図っていくということが必要なんだろうと、今、認識をし、新しいこども園は公設公営でいきたいと考えています。

ここのところ、報道なんかでも、幼児教育の将来に対する貢献度、社会に対する貢献度というのはかなり議論されていて、その貢献度・寄与度に対する証明もなされています。それと、幼児教育の無償化が今ちょっとリンクして複雑になっているんですが、ともあれ、幼児教育の将来に対する寄与度というのは非常に大きいことは証明されていますので、しっかり

前向きに検討させていただきたいと思います。

1つだけ、まだ私が逡巡していますのは、もし幼児教育を幼児福祉・児童福祉と切り分けられたら、教育のところは教育委員会で、幼児教育から小学校教育までの連携というものはしっかりとりたいと思っているんですが、ちょっとそこがこども課をもう一回分けることができるかどうかでまだ検討していますけれども、教育ということで一貫性がしっかりとれるのであれば、幼児教育の事業の部分を教育委員会で一貫して持つことも、選択肢としては考えているところです。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

4番（間野みどり君） ありがとうございます。

自分も幼稚園教諭から始まっているものですから、その点はとても難しいということもよくわかりますが、やはりこれがすごい課題だと思しますので、ぜひ前向きに向かってほしいと思います。

では、2番目の問題をお願いします。

議長（三田忠男君） 美術館について答弁願います。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

教育長（西井伸美君） 美術館につきましてお答えします。

教育委員会では、ことし1月の伊豆市美術館建設準備委員会の答申を受けて、伊豆市美術館建設推進委員会の要綱を定め、現在、委員の人選等の準備作業を進めております。

第1回の建設推進委員会の発足は、来年早々を予定しており、今回の答申を踏まえ、建設に向け市民の皆様から意見をいただきながら、建設地、建設規模、運営方針等に係る諸課題を調査・検討していただきたいと考えております。

議員御指摘のとおり、伊豆市には近代日本画を中心にすばらしい所蔵品がございます。今後の文化振興事業の中核として位置づけ、市民に愛され、伊豆市所蔵の貴重な美術品を地域振興や観光振興にもつなげるよう、慎重に検討してまいります。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

間野みどり議員。

4番（間野みどり君） 個人的には、やはり文教問題が白紙になり、それでも保育園やこども園は欲しい、できたら防災も欲しい、中学も前向きに考えたい、それではなかなか美術館というふうにはいかないんじゃないかなというのが私たち仲間の本音です。

でも、やはり私は修善寺の温泉場に育ちました。とてもいいものがいっぱい残っているのに、その肌で見られないというのはとても残念だと思います。この間、個人的に小布施の北斎館に行ってきたんですけれども、まちの中にそれがシンボルのように立っていて、人たち

がとても大事に育てている感じがしました。

また、東京の大森に修善寺ゆかりの川端龍子の美術館「区立龍子記念館」というのがあります。娘がそこで勉強していた関係もありまして、そこには修善寺桜が咲いておりました。知らない土地で修善寺や伊豆市のことをとても大事にしてくださる方もいらっしゃるということを肌で感じまして、やはり私たちもできたら見たいな、新井さんが一生懸命旦那さんが集めていた美術品も、できたら見れたらいいなと常々思っている次第です。そのことについて、わかりましたら。

この間ちょっとこのことを勉強していたら、美術品というのは、寝かせるという時期もあるんですね。そうすると、ずっと飾っていくわけにはいかないということも知りましたし、わからないことがいっぱいあるのも確かでした。ですが、これはちょっと意見なんですけれども、やはり修善寺の温泉場なんかには美術館が欲しいよねという声でいろいろな人の、私の仲間なんかに聞きますと、あそこの修善寺の温泉場の温泉区の公民館がなくなってしまったから、あそこの横の共同浴場がもう高齢化で大変なんだから、足湯にして、あそこを美術館にしたらどうかとか、それから、新しいものをつくらなくても、旅館の古いところを使ってやったらどうか、もう一つは、総合会館のホールが余り人が入らないから、そこをリフォームして美術館にしたら、あそこはちょうど駐車場もあっていいんじゃないかとか、個人的な意見ですけれども、いろいろなことが湧き上がってきますので、やはりいろいろな人の意見を聞いて、前向きに進んでもらいたいなというのが実感です。

質問でなくて、意見になってしまって申しわけないですけれども、美術館はぜひみんながいいものをせっかく持っているんですから、ぜひやってもらいたいと思いますが、何年後とかというのはないでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） まず、結論は先ほどの何年後ということについては、現時点では32年度までに基本計画を決めるというような方針、その後当然のことながら用地の関係やら、さまざまな企画展とか運営方法、そういったものを並行して検討してまいりますので、できるだけ早い時期、平成34年から平成35年ぐらいを目標に建設できればというふうに考えておるところでございます。

御指摘のとおり、答申の中でも先ほどの修善寺が作品を生んだ、特に近代日本画ゆかりの地ということも踏まえますと、やはり温泉場が適当だろうというふうな、ある程度の答申をいただいておりますので、先ほどのこの作品が我々の世代から次の世代に財産として受け継ぐこと、さらに教育だとか観光だとか地域活性化とか、さまざまな視点がございまして、先ほど教育長が申し上げましたとおり、推進委員会の中には関係の方々にも入っていただくというようなことも考えております。当然のことながら、関係地区にも出向いて、今言ったいろいろな候補地の場所についての御意見もいただきながら、皆さんの合意形成、当

然のことながら、この建設推進委員会の報告を教育委員会にいただきますので、こちらは逐次、議会のほうにも御報告しながら進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

4番（間野みどり君） わかりました。

私たちも意見をまとめて、なるべく皆さんの意見を伝えるようにしたいと思います。

1つ、おばさんたちというとおかしいんですけども、トイレのきれいなところでないと嫌だとか、何か総合会館ももう古いし、生きプラも古いしとか、みんな意見もあるので、リフォームしながらきれいにするとか、そういうことができたなら、今、飲食店もきれいなトイレでないと行かないという女子が多いですから、やはりそこら辺の現状なんかも踏まえながら、大きい目で前向きに行ってもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

最後に、FMのことをよろしくお願ひします。

議長（三田忠男君） それでは、3番、答弁願ひます。

市長。

市長（菊地 豊君） FM ISについての御質問ですが、私が市長になった直後でしょうか、JA伊豆の国のほうから、本当に小さいころからなじんでいた有線放送を機器の更新ができなくて廃止するというので、その後、市民の皆さんから何とか継続できないか、あるいは、やめた後も復活できないかというような御意見がございました。そうこうしているうちに、コミュニティFMの話があったものですから、これはもうぜひ、まさに農協の有線放送の復活としても、市民が日々聞けるようなものにしたいという思いで導入をしたつもりです。

ただ、これは大変いいことなんです。いいことなんです、朝からずっと流していて、前は我々は朝・昼・晩と3回しか有線放送がなかったの、そこで聞くという、ある意味くせがついていたんですが、今は一日中流しているものですから、昔みたいにここで聞くというようなことがないので、いいことなんですけれども、少しかつての有線ほどの普及度がないような感じしております。

大変スタッフの皆さんが一生懸命頑張ってくれて、楽しい番組をつくっていただいておりますが、当初描いていた市民による、市民のための放送というところには、まだ道半ばかなという感じがしております。改めて、導入したときの経緯とか、実際に多くの被災地で役立っているコミュニティFMですから、そのようなときのために維持している、あるいは維持していく必要がある、そういったことを御理解いただいて、本当に小口の番組がえも含めて、ぜひ市民の皆さんに維持するための御理解もいただくような、そういったラジオに発展していければと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

4番(間野みどり君) 私は、タウンミーティングで市長のFMの防災のことを初めて聞いたので、ああ、FMって防災なんだと思って、それから、この間の台風の時もFMの職員がずっとここに詰めていたということも知らなかったですし、それで、ちょっとFMの調べてみましたら、FMが放送局の概要、初めにつくる目的なんですけれども、コミュニティFM放送局は、市民の、市民による、市民のためのメディアであり、地域に密着した身近な話題を生放送で提供し、地域の情報交換を深めることで伊豆市を元気にすることが目的です。また、災害時には、地域にきめ細かな情報を迅速に届けることが可能となります。活気ある安心・安全なまちづくりのため、こうした機能を持つコミュニティFM放送局を速やかに開局したいと考えていますということで始まったということを知って、ただただ車に乗っているときに聞いていて、ああ、この人はちょっとくせがあるなとか思いながら聞いてはいたんですけども、大仁の大仁橋を渡ると聞こえなくなっちゃうとか、いろいろあったんですけども、ああ、FMってそうなんだといったときに、自分は農協の有線放送を思い出したんです。実は、娘たちが「僕の夢、私の夢」というときに、やはりきょう何日に何ちゃんが出るよと言ったら、本当に親ばかですよ、有線放送の前に行って、テープレコーダーを用意して、やってとったのを覚えています。そのくらい地域に密着していた、温かい有線放送だったので、それで、何かあれば、亡くなった方とか言ってくると、ああ、何さんが何よとかと言って、本当にみんなで分かち合うところも、すごくああいう感じはやはり、もしかしたらすごい必要なことじゃないかなと思ったから、この問題に提供しました。

また、そして、ちょっと調べているうちに、その調べているときに一番ラジオを聞いたら、本柿木音頭というのが流れたんです。そうしたら、何てこんな密着した放送、こんなことがあるんだ、何て地域にすてきな音楽があって、すばらしい、これを子供たちに聞かせたいと言ったのも事実なんです。そして、また調べていたら、こんな1,500円かかりましたけれども、FM ISで売っているんですけども、パソコンで充電すると聞こえたりするのもあって、こんなに密着しているんだしたら、やはり活用できるものは活用したほうがいいのかななんていうことも思いました。

心から住みたいと、やはりハードの面、何々が整っている、こういう施設がある、何がある、こういう待遇をしてくれるもあるんですけども、やはりここに住んでいて、ほっとするな、こんなこといいことがあるなという、心の安心・充実が整って、そうすれば不便さもちょっとがまんできたりすることもあるので、ぜひそういうことからFMとかを使ったり、それだけじゃないですけども、やはり未来の住んでみたい伊豆市にしたいなというのは、やはり心の成長だと思うので、そういうところに力を入れながらやっていってもらいたいなとつくづく思いましたので、一般質問をこれで終わりたいと思います。

議長(三田忠男君) これで間野みどり議員の質問を終了いたします。

引き続きいきたいと思います。

波多野 靖 明 君

議長（三田忠男君） 次に、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明でございます。

件名1、第2次学校再編計画白紙撤回後の中学校の今後について。

第2次学校再編計画が白紙撤回された後、子育て世代を代表に、中学校の今後を速やかに考えてほしいという請願書が提出され、子育て世代にかかわらず、いまだに多くの方から中学校の今後を心配する声が上がりに続けております。8月には第1回伊豆市教育振興審議会が開催されたようですが、今現在の伊豆市における小中学校の再編計画の見直しはどのように、どこまで進んでいるか教えていただきたいと思っております。

審議会発足後の活動内容と進行状況。

審議会や市と市民との連携はどのようにお考えか。

今後の活動予定。

審議会としての活動予定と市としての活動予定があるのかお聞きいたします。

件名2、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けての伊豆市の自転車への取り組みについて。

2020東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技開催地の伊豆市としては、今現在、自転車への興味を深めるためのイベントなども多く開催されています。しかし、正直なところ、いまだに市民への理解は薄いように感じております。

観光にも自転車のアピールをし、自転車で伊豆市内、伊豆半島を走行するサイクリストもふえている中、歩行者、自動車との共存環境は大きな課題だと感じております。

今後、伊豆市としてオリンピック・パラリンピックの会場となるサイクルスポーツセンター・ベロドロームの一点集中として自転車を楽しめるエリア環境を整えるのか、それとも、伊豆市また伊豆半島全域として、起伏ある自然豊かな伊豆にサイクリストを呼び込むのか。観光とオリンピック開催地両面からの今後の取り組みがあればお聞かせいただきたいと思っております。

一例として、自転車特区という考え方について。

以前、自民党の谷垣氏が2020東京オリンピック・パラリンピックの競技会場となる東京お台場を「自転車特区」に指定し、自転車を利用しやすい交通システムを構築する実験場とする構想を披露しております。交通インフラにすることで、公益のある役割を果たすことができるのではと指摘。特区で自転車専用レーンの整備や交通法規のあり方を実験する必要があるとの認識を示し、五輪の舞台となるところで、五輪のあり方とマッチするいろいろな実験を行えるのではないかと述べております。

伊豆市は、まさに自転車競技開催地、こういった試みはいかがお考えでしょうか。

議長（三田忠男君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

教育長（西井伸美君） それでは、まず最初に の教育振興審議会の活動状況と進行状況ですが、教育振興審議会の活動状況ですが、これまでに3回審議会を開催いたしました。

初会合では、現在の中学校の学校経営書を配布し、各中学校の概要や現状について説明し、意見交換をいたしました。

第2回の会合では、学校の見学、現在3つの中学校の見学の実施と、それから、文部科学省が示す「規模別学校のメリットとデメリット」を資料提供し、検討を行いました。

第3回は、先週の29日に開催し、中伊豆中、天城中、修善寺中学校の3つの中学校の校長先生に来ていただき、お話を伺い、また、質問をいたしました。

今後の進め方につきましては、さきの請願を受けての対応もごさいますが、来年の5月を目途に答申案をまとめていただきたいと思いますと考えております。

次に、 ですが、審議会と市、市民との連携の考えですが、大変重要であると考えております。

教育委員会では、第三者機関である教育振興審議会において、さまざまな立場の方にも御参画をいただいて御審議をいただいておりますので、市民との連携や意見を伺う方法等につきましても、今後、審議会で協議していただきたいと思いますと考えております。

次に、 今後の活動予定ですが、現在、各委員がそれぞれの中学校の現状や課題を踏まえ、教育環境改善に向けてお考えいただいている最中であります。教育委員会事務局としましても、必要な資料をお示ししながら、課題と課題解決に向けた御審議をサポートしてまいりたいと考えております。

現時点では、平成30年5月を目途に答申をまとめていただき、答申に基づき教育委員会で協議するとともに、総合教育会議においても協議し、平成30年度を目途に中学校の新しい方針と基本計画を策定したいと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） 今まで3回、審議会のほうが開催されているようです。ホームページを見ても、なかなか第2回の審議会の議事録などがアップされないもので、私としても、また保護者、特に市民としては、状況がとても気になっているようでしたので、早目の更新をお願いしたいなと思いながら、再質問させていただきます。

今後、具体的な取り組み、また意見聴取の方法というのはどのようになっているか、お聞きいたします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 審議会の様子の記録が遅くなっているのは、今まで第2回の分を一応作成して、第3回のときに委員の方に見ていただいて、言った発言と内容が違うかどうか、確認した上でアップしているという過程を使っていたものですから、時間がかかってしまっていました。

また、そこにつきましては、逆に郵送等で事前にチェックをしてもらって、発言の趣旨が間違っていないのかどうか確認した上で、少しでも早くホームページにアップできるようにしたいと思います。

それから、今後の進行の内容や意見聴取の方法ですが、これについても、今のところ私たち事務局等がこうしたらどうですかという提案ではなくて、審議会の中で議論をしていただいて、あり得る方法は幾つか提示するかもしれませんが、その審議会の中で、意見聴取等の方法についても議論していただきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） 特に若い世代の意見の聴取だとか、その反映の方法というのも考えていかなければならないと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 意見聴取のやり方が決まりましたら、今のような部分につきましては、教育委員会の事務局のほうで広く広報したり、また何人かにお願いをしたりとか、この前ではアドバイスでSNSをもっと利用したらどうだというふうなことも聞きましたので、いろいろな形で来ていただけるような方法はとっていきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

1番（波多野靖明君） そういうSNSを活用するというのも、とても私も賛成の意見でございます。ただ、どうしても、審議会の委員にはもとの教育者なんか含まれていますので、行政の専門用語などが多いんです。そうすると、市民はどうしても、この言葉はどういう意味をなしているのか、どうしても理解ができないところがあると思います。そういうところもわかりやすい情報発信を心がけてほしいと思うのですが、いかがお考えですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 全くおっしゃるとおりで、ついこの間の第3回では、本当に専門用語が飛び交ってしまって、途中で私も発言しようかなと、私も気がついていたものですから。例えば、多分皆さんもわからないと思いますが、「免外の状況はどうなっていますか」なんていうような言葉が出てきて、それをもって回答する人も教育関係者なもので、お互いにど

んどん進んでいって、これは聞いている人はわからないだろうなと思いました。

そんな関係で、その辺については縮めた単語ではなくて、時には、事務局のほうでもストップをかけ、言葉の説明をしていったりするということが必要だなということで、特に前回、校長を呼んでの会話はつくづく感じました。その辺は説明を深くしていきたいと思います。

ちなみに、「免外」とは、免許外教科を教えることです。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） 以前、文教ガーデンシティ構想のさなか、この議会のほうでもいろいろな質問がなされました。そのときに、たしか教育長だったか、教育部長だったかお答えしたのが私の記憶にあるんですけども、以前は、たしか各小学校のほうで6年生を対象にして中学校への進学アンケートなどを実施していると聞いた記憶があるのですが、最近も行われているのでしょうか。また、行っているとしたら、その内容について御回答できることがありましたら、お願いしたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） どのアンケートの件の話なのかですが、各小学校では、多分今ごろの時期になってくると、どこの中学へ行くか、もっと具体的に言うと私学へ希望していますか、どこの中学へ行く予定ですか、または中高一貫校もここには日大と沼津市立がありますので、そういうところを希望していますかという把握をしていかないとつかめないものですから、そういうような調査はやっていると思いますが、それは教育委員会が一斉にやっているものではなくて、学校が必要に応じてやっているものですので、教育委員会のほうまで集計が来ているとか何とかではなく、また、アンケート自身は、各小学校ごとの独自で調査が行われていると思います。

なお、その結果、教育委員会に関係ある指定校変更だとか、そういう手続の必要なものの連絡は来ていると思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） 第1回の審議会の内容の中で、中学校第2次再編計画が白紙撤回になったことで、ゼロベースから伊豆市の子供たち、主に中学生にとってどのような環境がいいのかを審議していくということで発足していると思っているのですが、確かに計画は白紙撤回となったわけですが、現在の各中学校に残された課題というのはゼロにはなっておりません。そして、現実問題として、今なお、そこに通う学生がいるわけです。施設の老朽化や教師不足の教育の課題なんかも、どちらも現在進行形で残っているわけですので、教育環境だけでもない、施設だけでもない、ゼロから課題を見つけ出すのではなく、第2次再編計画

で既に取り組もうとしていた課題は根底にあります。なぜその課題が解決できなかったのかもよく検討していただき、目標を明確に進めてほしいと思っております。

また、いつ審議会が開かれているのか、なかなか教育委員会のほうから情報提供がなければ、私たちもいつもホームページを探して、いつ審議会をやっているのかと検索するのもなかなか難しいと思いますので、そういうところの情報提供なんかもぜひお願いしたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁いただけますか。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） まず、教育振興審議会は基本的には公開としておりますので、次回、12月21日という会合が決まっておりますので、ホームページとか、さまざまな機会でもた御案内を申し上げます。既にホームページではアップしておりますけれども、そういったことについては、特に心がけてまいりたいと思っております。

先ほどの白紙にはなりましたけれども、現状の各中学校の課題、まさしくそのままでございます。第3回の、波多野議員には聴講いただきましたけれども、先生方からの本当に現場、我々ではなかなかわからない先生方の悩みでありますとか、子供たちのそういう課題、こういったものも真剣に受けとめておりますので、できるだけ早く課題の解決に向けて取り組みたいということで考えてまいります。よろしくお願ひいたします。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

1番（波多野靖明君） 次にいってください。

議長（三田忠男君） オリンピック関係ですね。

それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） それでは、自転車によるまちづくりについて答弁申し上げます。

御質問にありましたような、サイクルスポーツセンター・伊豆ペドロームの一点集中としてという自転車のまちづくりは考えておりません。伊豆半島全体として進めてまいりたいと思っております。

なお、11月の全国市長会のときに、まだ正確な情報は来ていないんですが、ほかの市長さんから聞いたところ、日本で一番先進地域なんでしょうか、しまなみの自転車まちづくりを進めているところから、とにかく全国に広めたいので、幾つかの地域の中心となる市は参画してほしいというような声があるんだそうです。まさに今、自転車による地域づくり・まちづくりというのは、全国展開をする途上なんだろうと考えております。そういった意味では、しまなみ、北海道、琵琶湖に比べて、伊豆は少しおくれたところはございますけれども、改めて美しい伊豆創造センターの枠組みの中による自転車振興も含めて、自転車によるまちづくりは着実に進めていきたいと考えております。

ただ、そこで、先般も台湾の皆さんと私も一緒に走ったんですが、やはり伊豆半島は富士山も見えます、駿河湾も見えます、狩野川もきれいです、だけれども、オリンピック会場もあるんですと、これがやはり非常にいいんです。そこで、最後に改めてペロドロームに移動して、何周かみんなで走る、ここでオリンピックをやるんだという、こういった施設があるわけですから、その強みを生かしながら、伊豆半島全体としてのサイクルスポーツ振興に努めてまいりたいと思います。

なお、特区については、いろいろ検討してみたんですが、具体的にどの課題を克服するために特区が必要なのかというところで、少しまだ整理がついておりませんので、引き続き検討させていただきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） 去年、2016年の12月に、国会のほうで自転車活用推進法が制定されました。その中にはいろいろと基本方針があるのですが、まず、今市長の言われたように、しまなみ海道のように観光来訪の促進のことについて取り組む自治体というのは、なかなか少ないそうです。

そういうところでも、伊豆市としても、例えば法律のほうの基本方針で、14番には観光来訪の推進というものがあんですが、2番目には路外駐車場の整備というところも書かれております。修善寺駅の自転車駐輪場を、ただ自転車が乱雑に置かれていけばいいというものではなくて、車のコインパーキングのように安全にとめられるパーキングを整備すれば、盗難やまた自転車へのいたずらなどが減り、放置自転車を減らすことにもなります。そして、観光やサイクリングで訪れたサイクリストにも、安心して、またゆっくり観光を楽しんでいただけたらと思うのですが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） まず、観光につきましてなんですが、観光につきましては、現在、伊豆半島という形でやはり美しい伊豆創造センターが中心になって、いろいろな形での取り組みをしております。また、伊豆市でも、自転車と伊豆推進協議会であったり、お隣の伊豆の国市とライド&ライド狩野川実行委員会であったり、狩野川周辺サイクル事業推進協議会など、いろいろな形で観光という形で事業を進めていきたいと思っています。

パーキングの整備ということでございますが、せっかく修善寺駅も本当にあんな形できれいになりましたので、やはり観光客にとっても、来た瞬間に美しいなと思える場所だと思います。その関係で、自転車の整備する場所につきましては、以前そのままの状態であることは承知しておりますので、その辺につきましても関係部署と協議していきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） よく自転車が走りやすいまちづくりとなりますと、道路のインフラ整備が結構話題に出ると思うんです。静岡県の中でも、道路に矢羽根をつけたりですとか、グリーンベルトの活用をしたほうがいいと、そういう意見が出るのですが、そういうところで今、伊豆市としてしっかり取り組んでいこうという姿勢というのは、どこに形としてあらわれているのか、ちょっと私としてはわからないので教えてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 矢羽根等につきましては、現在の沼津土木事務所等が中心になりまして、大瀬崎のほうですか、向こうのほうには今、矢羽根を設置していると思います。

伊豆市につきましても、現在、その矢羽根等のサインであるとか、具体的に修善寺駅周辺をどういう形で市民や観光客等が歩きやすい、あるいは自転車の通行環境として乗りやすいという形にしていくかということにつきまして、今年度中に整備計画で方針を決定していく予定であります。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） こちらのほうは、議長のほうに許可をとりまして、資料のほうをお持ちさせてもらったので、少し紹介させていただきます。

通常、矢羽根といいますと、このような矢印が書いてあるんです。ただ、これだけでは何の印なのか、観光客また海外から来た方は全くわからないんです。ただ、進行方向が向こうの矢印の方向に行けばいいのかと。実は、東京のほうに、結構、東京都内ですか、そういう矢羽根ですとかピクトグラムというんですか、そういう標示がかなり進んでいると思われましたので、その写真なんですけれども、実はこういう自転車に乗ったような標示です。このような標示が矢羽根と同時に道に描かれています。そうしますと、例えば矢羽根だけだとわからないけれども、この自転車に乗ったピクトグラム、こういう標示があれば、ここは自転車が走るところなんだというところがとてもわかりやすいですし、また、グリーンベルトのように、ずっと道路に色をつけていくんですか、そういうものよりも格段に工事費は安く終わりますし、工事の期間なんか工期の短縮にもつながると私は思っているんです。

ですので、こういう政策を進めていただければ、例えばサイクリストが訪れて、矢羽根だけだとちょっと心配、だけれども、こういう自転車のマークもあれば、自転車の方はここを走るのだという意識もありますし、車だとか歩行者、またライダーの人もこういう標示を見れば、自転車が一緒にこの道路を共有するんだ、シェアするんだという気持ちというんですか、そういう感覚・意識も持てるのかなと思うんですけれども、そういうような東京都内の

状況なんですけれども、伊豆市としては、そういう進めるような計画というのは、お考えはどうでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私のほうから答弁申し上げます。

これは、美しい伊豆半島創造センターと、それから県のほうでも進めていただいておりますので、ぜひそれは参考にさせていただき、また提言をさせていただきたいと思います。

議員御指摘のように、矢羽根は、サイクリストだけではなくて、車のドライバーが、ここは自転車も走るんだなという認識のために非常に役立っているわけです。

それから、私も自分で走っていて思うんですが、本当に前が見えないんです。この間も中伊豆を走っていたら、あと思った瞬間にもう前に車が駐車していて、真っすぐな道路だったので何となく駐車車両はないと思ってしまいうんですね。それで、ぎりぎりぶつからなかったようなことがあって、それくらい視野が、下を向いている。そこで、修善寺温泉の入り口だとか出口の三差路みたいところで、サイクリストが見ている方向に右が西伊豆、真っすぐが下田のような標示が必要になるわけです。ですから、そういったサイクリスト向けの標示の仕方と、運転手さんに注意喚起するための標識の仕方と、そして、それをちゃんと共有していただかないと、何なんだこの矢印はということになりますので、それもしっかり普及させていただく必要があるんだろうと思うんです。

私は、個人的には、全国同一の標示の仕方のほうがいいなとは思ったんですが、今、伊豆半島は、県の事業の矢羽根で進めていますので、少なくとも伊豆半島東部は、それでしっかり歩調を合わせて進めていければと考えております。

県のほうも、あそこだけで終わりではなくて、順番にということでお考えですから、ぜひ御意見を参考にさせていただきながら、しっかり一緒に進めさせていただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 補足説明。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 補足ではありませんけれども、今、伊豆市のほうでも、昨年度に基本計画というものを作成させていただきましたが、ことしも伊豆市の自転車まちづくり協議会という形で一般の市民の方も入って、どんな形でまちをつくっていくかというのを話し合いをしております。その中でも、いろいろな形で矢羽根等についても話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 建設部長。

建設部長（山田博治君） 先ほど出ました伊豆市の取り組みということで、修善寺駅前のほうで伊豆市中心市街地歩行者空間創出に係る整備計画検討業務委託ということをして、その中で歩行者と自転車が快適に回遊できるような取り組みということを今、

検討して、ハード・ソフト面をやっているところでございます。

県のほうは、県道沼津土肥線ということで、伊豆市側は沼津との境から土肥の大藪の入り口、交差点があるんですけれども、そこまでを矢羽根を整備するというで聞いております。県は、やはり県で考えている矢羽根の、今ちょっと出ていたものとちょっと違うんですけれども、それでやるものですから、それが統一的になるのかちょっとわかりませんが、そういうことで整備を先に進めていますので、市もそれに関連していきたいと思っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） これは多分、観光のほうだと思っておりますけれども、現在、伊豆市のホームページの中に「伊豆市自転車まちづくり協議会」というページがあるんです。このページがあるために、伊豆市で自転車観光を企画する方にとっては、1つの参考材料となると思っております、私はとてもすばらしい試みだと思っております。

しかし、1点、伊豆市・伊豆半島においては、自然や絶景スポットを求めるには、とても起伏の激しい道を走ることもあるわけです。そこで、女子の自転車旅をメインに作成された動画ですが、私、ユーチューブで見たんですけれども、「緩やかな場所の映像ばかりで誤解を招きやすい」という御指摘を受けました。しかし、その逆を考えれば、「バスと連携した楽々観光自転車ツアーのようなコースづくりも期待できるのではないか」との提案もございましたので、そういう利点を生かしていただきたいなど。また、男性やストイックさを求める方には、上りや下りのヒルクライムやダウンヒルのよさを、また、初心者や観光向けには、公共交通機関との連携での自転車観光、また自転車旅の推進があると思っておりますが、自転車観光の観点から、伊豆市としてどのようなお考えがあるのかお聞きいたします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 御指摘のとおり、今、動画をアップしているのは、本当に平坦なところばかりで、とりあえず今は試みとしてやらせていただきまして、本当に伊豆市は起伏が富んでいて、それぞれいろいろな形でコース設定ができますので、それらにつきましては、やはり今後、いろいろな形で情報発信をしていきたいと考えております。

先ほどありましたように、バス等の連携につきましても、東海バスさんとも連携させておりまして、いろいろな形での発信はしておりますけれども、まだまだその辺が足りないのかなというのは考えております。本当に平坦な場所を使った初心者向けのコースであるとか、山間部はヒルクライム的な要素が多いものですから、中上級者向けのコースと、いろいろな形で設定できると考えておりますので、そんな準備をこれから進めていきたいと考えています。

あと、今年度、先ほど言いました協議会のほうがありますので、そこで、ことしはレベル

分けをしたサイクリングコースの設定、伊豆市内でサイクリングコースの設定を考えております。マップをある程度完成させることによって、動画とマップと両方でいろいろな形でのPRをしていきたいという形で今、考えているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） 先ほど御紹介した自転車活用推進法の中の基本方針の中に、12番目に災害時における自転車の有効利用に資する体制の整備というのもあるんです。実は、これはいろいろな案がありまして、電動アシスト自転車を普通であれば1対2のアシスト力なんです。1の力でこげば2の力でアシストしてくれると、倍の力でアシストしてくれるのが、いわゆる電動アシスト自転車なんです。ですけれども、10月30日だったかな、新しい法改正もありまして、それは、いわゆる市街地、都市部のほうなんですけれども、リヤカーを引いた運送業者の方が、リヤカーを引いた電動アシスト自転車を使っているんですけれども、そのリヤカーのついた電動アシスト自転車については、アシスト力を3倍まで可能にすると、そういう法案も可決されたようです。

ですので、そういうところにも自転車のまちづくりを進める伊豆市としても、ぜひ乗りおけないというか、そういういろいろな特区としての事業というか考えというんですか、アイデアがどんどん皆さんの意見を聞けば出てくると思うんです。そういうところをぜひ拾い上げていただきたいと思います。

市長として最後に一言お願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 自転車は、人間が自力で走れる最も速い移動手段だけではなく、確かに御指摘のとおり、ガソリン・電気は要りません、電動バイクは蓄電しておく必要がありますけれども。したがって、災害時に使えるという意識を持つておくことが大事だと思うんです。

ちょっと別で恐縮ですが、私、3.11の後、5月の連休に行ったんですが、当然、現地は全然テレビが映らないわけです。そこでバス会社の皆さんが、あ、バスがあるよねと言って、バスの中で、バスの中についているテレビを見て、ニュースによって情報を得ていたと。つまり、あれが使えるよねという意識をふだん持っているかどうかだと思うんです。そうすると、ふだん何も電動バイクを我々が使わなくても、いざというときには使えるという意識が必要なんだと思うんです。

そういった観点から、生活の中で使う、趣味として使う、競輪学校を支援する、そして、いざとなったら災害に使える、そういったものをやはりふだんから我々が、特に行政、責任を持っている我々がそれをしっかり認識しておくということが大切なんだろうと思います。ぜひ、これからの自転車のまちづくりの政策の参考にさせていただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） 最近はオリンピックの機運醸成のために、たしか総合会館だったり生きいきプラザのほうにも、自動販売機があったと思うんですね。たしか、自分が例えばジュースを買くと、例えば1円とか2円がIOCでしたっけ、JOCでしたっけ、そちらのほうに寄附されるという、そういうような自動販売機なんかを設置されています。そういうところで、少しずつ機運醸成の取り組みはいろいろされているのだろうなと思うんですけども、ぜひオリンピックまで1,000日を切りましたので、伊豆市としてとどまることなく、しっかりと前に進んでいってほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（三田忠男君） これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

#### 延会宣告

議長（三田忠男君） 残る一般質問につきましては、明日12月5日の午前9時半から行います。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでございました。お疲れさまでした。

延会 午後 4時12分

## 平成29年第4回(12月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成29年12月5日(火曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	防災監	佐野 松太郎君
市民部長	梅原 敏男君	健康福祉部長	村井 克代君
産業部長	堀江 啓一君	建設部長	山田 博治君
教育部長	金刺 重哉君	会計管理者	長谷川 文子君

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田 博昭	次長	稲村 栄一
主査	滝川 和代		

開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（三田忠男君） ただいまから、平成29年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 一般質問

議長（三田忠男君） それでは、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、発言順序7番の鈴木正人議員から発言順序11番の森良雄議員まで行います。

これより順次質問を許します。

#### 鈴木正人君

議長（三田忠男君） 最初に、5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

5番（鈴木正人君） 皆さん、おはようございます。5番、鈴木正人です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目、有害鳥獣対策による農業被害低減への効果の検証についてお伺いいたします。

ことしの8月24日付の伊豆日日新聞に、伊豆市鳥獣被害防止対策協議会主催による、ワサビの獣害対策勉強会が開催されたとの報道が掲載されておりました。記事によりますと、講師には、兵庫県の野生鳥獣対策連携センター専務の阿部豪氏を招き、市内のワサビ農家を中心とした約40名の出席者を前に、同氏はワサビに被害を与える鹿対策を中心に解説し、防護柵と捕獲を連動させることが大事と語られたとのことでした。

また、市民に向けても、広報紙「伊豆」11月号にて、伊豆市有害鳥獣捕獲隊の特集記事にて、「有害鳥獣の被害を減らすには山の環境の改善から」と題して、現場の目線からこの問題の現状や課題について掲載され、周知をされているところです。

私もさきの3月定例会において、この問題については一般質問をさせていただきましたが、殊、捕獲に関しては、今年度から従来の捕獲特別班を「実施隊」へ格上げすることによって、その効果が期待されているところです。

そこで、下記につきまして、改めて対策の効果の検証という観点からお伺いいたします。

まず、1つ目、平成28年度作成の伊豆市鳥獣被害防止計画によると、狩猟期を除いた有害鳥獣捕獲の捕獲計画は、平成30年度までニホンジカについて毎年700頭となっておりますが、現在の達成見込みはどうでしょうか。銃猟、わな猟ごとにお願いたします。

2つ目です。同じく、ニホンジカによる農業被害の軽減目標として、平成30年度の目標値は、平成26年度の被害額、被害面積ともに3割減の1億1,543万円、13.6ヘクタールとされておりますが、現状の達成見込みはいかがでしょうか。

3点目、上記を踏まえて、解消が困難な課題や、新たな課題はあるでしょうか。またその対処法はあるでしょうか。

4つ目です。野生鳥獣の生息地としての森林・里山の再生もあわせて必要であります。伊豆市鳥獣被害防止対策協議会の構成組織の一つである田方森林組合との連携による整備状況はいかがでしょうか。お伺いいたします。

続いて2つ目です。

伊豆市一般廃棄物処理基本計画についてお伺いいたします。

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた計画であり、一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理計画のうち、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物の減量・資源化や、適正処理に関する施策の基本方針となる10年から15年の計画です。おおむね5年ごとに、または諸条件等に大きな変動があった場合など、必要に応じて見直されます。

伊豆市においては、平成19年に第1次基本計画が策定され、その後、平成24年3月に第2次基本計画が策定されてから、5年が経過したことによる中間見直し、本年、平成29年4月に行われ、平成29年度から平成33年度までの廃棄物の処理方針を示したとしております。

また、伊豆の国市との廃棄物焼却施設の広域化にめどが立ち、平成34年稼働を目標に、市内佐野地区への新ごみ処理施設の整備が進められ、一部事務組合作成の新ごみ処理施設基本計画書によりますと、これまでの焼却処理していなかったものも焼却できるようになるとされております。

そこで、以下についてお伺いいたします。

1つ目です。伊豆市において、伊豆市一般廃棄物処理基本計画の位置づけはどのようになっているでしょうか。

2つ目です。伊豆市一般廃棄物処理基本計画と新ごみ処理施設基本計画の位置づけ、整合性は、どのようになっているでしょうか。

そして、以下の3つ目、4つ目、この2点につきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の所管事項になると思われませんが、伊豆市一般廃棄物処理基本計画の観点からお伺いしたいと思います。

3番目が、新ごみ処理施設基本計画によりますと、新施設で伊豆市が設定している新たに処理可能な対象物の中に、剪定枝が挙げられておりますが、これまでどのように処理をされていたのか、また焼却処理をする理由は何なのか、お伺いいたします。

4つ目です。同じく剪定枝の総量の、年間236トンのうちの200トンは、建設予定の貯木場から発生する木皮を見込んでいとされておりますが、その事業内容や事業規模、事業形態

はどのようなものか、また焼却処理をする理由は何なのか、お伺いいたします。

また、本計画は、第3章 ごみ処理基本計画、第4章 生活排水処理基本計画を定めており、より安全な水環境を提供するため、下水道及び合併処理浄化槽の整備、普及を関連機関と連携して、生活排水処理率の向上に努めることとしています。

そこで、以下についてお伺いいたします。

11月7日、伊豆市下水道事業審議会が、下水道使用料改定に関する答申書を市長に提出しましたが、この料金の引き上げが、生活排水処理基本計画中の生活排水処理率を平成33年度までに69.2%とする生活排水処理の目標値の達成に対して、影響はないでしょうか、お伺いいたします。

最後に、伊豆市の認知症患者及び家族の支援体制についてお伺いいたします。

新聞報道によりますと、静岡県と賀茂6市町、医療機関などをつくる地域包括ケア推進ネットワーク会議が開かれ、急激な高齢化に伴い、団塊世代が75歳以上になる2025年には、認知症患者が29.7%増加する見通しを受けて、6市町は、早期診断と適切な治療につなげる認知症初期集中支援チームを設置し、対策を強化するなどの保健福祉計画案を検討しました。

認知症は、誰にでも起こり得る脳の病気で、最近では高齢者だけでなく、65歳未満の若年性認知症も認知され、患者本人の負担はもちろん、介護する家族の負担も問題となっております。

そこで、以下についてお伺いいたします。

1つ目です。伊豆市において、認知症患者や家族に対する支援体制はどのようになっているのでしょうか。

2つ目、また少子高齢化に伴い、老々介護や老人単身世帯も増加している中で、親族や専門職以外の市民後見人の養成も課題となっております。2012年4月に、市民後見人の育成が努力義務になって5年半。ようやく富士市の女性が県内で初めて選任されたそうです。伊豆市においては、現状どのようになっているかお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（三田忠男君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

有害鳥獣対策による農業被害低減への効果の検証についてお答え申し上げます。

まず、御質問にありました、伊豆市鳥獣被害防止計画に基づく捕獲計画の達成見込みですが、ニホンジカ、イノシシともに、目標を大きく上回る捕獲頭数となっております。ただ、将来的な課題としましては、やはり何といたっても、鳥獣被害対策に携わっていただく人材の確保、非常に深刻な課題であると認識をしております。

詳細について、産業部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私から詳細について説明させていただきます。

まず、御質問の 伊豆市鳥獣被害防止計画に基づく、捕獲計画の達成見込みについてでございますが、平成28年度の実績といたしまして、ニホンジカは、700頭の目標に対しまして1,193頭、内訳は、銃猟が341頭、わな猟が852頭でございます。またイノシシにつきましては、300頭の目標に対しまして690頭、内訳は、銃猟が43頭、わな猟が647頭となっております。それぞれ目標を大きく上回っている捕獲数となっております。

続きまして、御質問の でございます。ニホンジカの農業被害の軽減目標値の達成見込みについてでございます。これにつきましては、平成26年度の被害額の3割減を目標としまして、平成30年度の目標値を被害金額1億1,543万円、被害面積を13.6ヘクタールと設定しております。これに基づきまして、平成27年度の実績被害額でございますが、7,530万円、被害面積は19.4ヘクタール、平成28年度の時点での被害額でございますが、3,432万円、被害面積が9.6ヘクタールとなっており、被害金額、面積とも減少傾向になっており、目標を既に達成している数値が出ております。

しかし、農家の方によっては、被害がふえた、またこれまで被害のなかった地域へも被害が発生する等の新たな状況が発生しております。今後も、さらなる被害対策強化に努めていきたいと思っております。

続きまして、質問 の解消困難な課題や新たな課題でございますが、鳥獣被害対策における人材の確保は、大きな課題の一つでございます。これにつきましては、伊豆市鳥獣被害防止計画をもとにしまして、防護、捕獲、利用を三本柱にしまして、防護柵の設置であるとか、初心者わな講習会の実施など、市民全体で取り組むように進めているものでございます。

また、捕獲場所の課題としまして、捕獲しにくい場所への鹿やイノシシの生息率は、いまだに高いということがございます。捕獲を強化し、さまざまな場所で捕獲が進んでいますが、捕獲しにくい場所につきましては、いまだ生息密度が高い状況でございます。主には、捕獲場所までの距離が、奥山等の捕獲作業が難しい場所、あるいはゴルフ場や別荘地等、不特定多数の方が出入りしている場所でございます。奥山につきましては、本年度県の管理捕獲としまして、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用した捕獲事業が実施されております。ゴルフ場や別荘地につきましては、依頼がある箇所につきましては、実施隊による銃やわなによる捕獲を実施しています。ただ、鹿等の捕獲に理解が得られにくい場所もあり、なかなか思うように捕獲ができていないのが現状でございます。

続きまして、質問 でございますが、田方森林組合との連携による森林の整備状況についてでございます。これにつきましては、伊豆市内の民有林につきましては、田方森林組合も含む、市内及び近隣の事業者が、森の力再生事業等の補助金を活用しまして整備を進めております。平成26年度から平成28年度までの過去3年間の平均で、年間約210ヘクタールの整備を進めている状況です。森林整備により、森林本来の下層植生の回復を図り、鳥獣本来の

生息地の回復に貢献しております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） 再質問させていただきますけれども、今、効果の検証の、いわゆる計画に対しての達成状況についての御答弁ございましたけれども、いずれも捕獲頭数も農業被害金額も、大幅に改善されているという数字、ある意味、意外というようなことも感じるんですけども、かなり効果が出ているのかなという、そういう数字なっていると評価します。

その上で伺いますけれども、この捕獲頭数につきましては、銃猟とわな猟、わなのほうが圧倒的に多いという、そういう数字もなっているわけなんですけど、通告書にもありますように、今年度から捕獲特別班を実施隊に格上げして、その実施隊の待遇改善というところに着手をしているところです。そういった政策が、これは平成28年度の数字ですから、今年度の平成29年度はどうなるのかというところは、まだ検証しきれていないと思うんですけども、一定程度の効果があるというふうにお考えなのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 今、議員おっしゃいましたとおり、効果についてはまだ検証できていないのが実情でございます。ただ、やはり出役に対して、いろんな形で補助等が、奨励金であるとか、そういう形でやる気を起こしていただくという形で持っていきたいと思っていますので、これから効果が出るのではないかとこの形で伺っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） それでは、先ほど新たな課題もそうですし、解消が困難であるという課題の中に、市長も部長もおっしゃっていましたが、担い手不足、人材確保というのが、やはり喫緊の課題であるということは、先ほど御紹介した広報伊豆の特集の中にも書かれておりました。やはり山間の中での作業で、捕獲した個体を下ろしたりとか、あとは足元が危ないところでの作業ということもあったり、あとは、きのう市長も別の議員の一般質問に答えていましたけれども、若者が銃を扱わないというようなこともあったり、いろいろとそういう諸条件がある中で、ただし、そのまま何も手を打たないということでは、やはり捕獲というところの作業が停滞してしまうということもございますから、何か具体的に、わな猟については、先ほど捕獲実績も上がっているという中で、免許の補助であるとか、そういったところも市としては取り組んでいるわけなんですけれども、殊、猟友会を母体とする銃猟に関する作業、その辺の育成であるとか、確保であるとか、その辺の政策というのはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 獺友会につきましては、本当に高齢化というものが顕著になっているというのが一番の課題であると思います。その辺につきましては、若い方も何人か入っていただいている状況がありますので、そういう方たちを通じながら、獺については広めていきたいと考えています。

現在、大きな問題としまして、やはり持ってきた個体を、例えば加工センターで受け入れができないという状況が何件か発生しまして、また持ち帰っていただくような形が今まで発生してありました。これらにつきましては、今年度の予算の中で減容化施設というものを購入することになっておりますので、それらにつきましては、1日当たり4頭ぐらいの処理量という形で聞いております。そういう形で、本当に獺友会の方々の負担をこれからも減らしていきたいという形で考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） 今回の部長の答弁の中で、ちょっと再度確認させてもらいたいと思うんですけども、個体を食肉加工センターのほうに受け入れきれなかったものを、今年度予算で減容化施設を建設することになったんですけども、いま一度確認で、これから建設をするっていいですか、今建設中でしたか、その辺のところをちょっと、現状をもう一度確認したいと思います。お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） これにつきましては、補助金等の関係がありまして、県ともいろいろ協議を重ねてまいりました。現在、発注をしている状況でございます。減容化施設と、それとともに減容化施設を入れる建屋、その建築工事、同時に発注している状況でございます。今後、多分最終議会の中で、その減容化施設が高額になりますので、その辺につきましては、議員の皆さんの承認という形をいただくということになってまいります。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） それでは、もう一度わな獺について戻りますけれども、先ほども私申し上げましたが、市としては、免許取得に対する補助、助成をしているところです。3月定例会で、私がこれをお伺いさせていただいたときに、当時の産業部長の答弁で、わなの免許取得の取得者というのが、平成27年度が14名、平成29年の2月現在で、平成28年度は7名の方が取得されていると聞いておりますけれども、今年度も継続してやっていると思うんですけども、その免許取得者数の推移、数字が把握できれば教えていただきたいのと、あと、先ほども捕獲頭数の報告がありましたけれども、それがやはり、わな獺免許取得者がふえた

ことで捕獲頭数がふえているという、その辺の関連づけと申しますか、その辺の認識をどのようにお持ちかということをお伺いしたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） わな猟につきましては、初心者講習会という形で、平成27年度は、平成28年の3月にやっております。また平成28年度につきましては、平成29年の3月19日という形でやっております。参加実績が26名と28名という形で、54名の方が参加しております。ちょっとその辺で、免許にそれがどうなっているのか、ちょっと今私のほうに資料がございません。それらの方々が、やはりわな猟がふえているという形で、講習会を受けた方々の実績がそういう形で反映されていると考えております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） わな猟については、せんだっての3月定例会の中でも、やはり農業生産者自身が自分の田畑を守る、それとあわせて自分の畑を守るという意味で取得される方が多いということも聞いております。それ以外にも、周知によって、意識の高い市民がそれに参加するという話も聞いております。ぜひそのところは、やはり絶対捕獲数をさらに上げるために継続をしていっていただきたいと思っております。

捕獲に関しては、私は3月定例会でも提案をさせていただきましたけれども、鳥獣保護区、保護区というものが制度としてあります。これは適正個体数に近づけるための制度なんですけれども、結局捕獲数は、先ほどのように、かなり数字として効果が出ているようにあらわれていると思うんですが、まだまだ現場へ行くと、農業被害というのは生産者の中から出ております。そういった中で、やはり絶対数を減らすということは、まだ今後も継続していかなければいけないと思う中で、その保護区の開放というものをやはり一時的にしたかどうかということも提案させていただきました。

その経緯については、ことしの2月21日に、修善寺の総合会館で行われた達磨山柿木鳥獣保護区の更新説明会を私も傍聴させていただいたんですけれども、ここの保護区については、本年、平成29年10月31日をもって、保護区の期間を満了した後に、この11月1日から10年間更新をします。その辺の打ち合わせだったと思います。その後ここの保護区がどのような形で更新されたのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども、具体的にいえば、今後10年間、引き続き保護区として期間の更新をされたのか、あるいは期間を短縮する方法をとったのか、保護区域の面積の縮小をする方法をとったのか、あるいは全保護区域の廃止、全面開放したのか、または二ホンジカとかイノシシとか、そういった鳥獣のみ捕獲可能な制度である狩猟鳥獣捕獲禁止区域としたのか、お伺いしたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 今、議員御質問の達磨山柿木鳥獣保護区につきましては、これにつきましては、新たに伊豆市上船原鳥獣保護区と名前が変わりました。これにつきましては、達磨山と柿木地区が保護区から外れたということでございます。これにつきましては、もともと10年のスパンで設定されておりましたが、これにつきましては、平成29年11月1日から平成34年10月31日までの5年間の短縮という形で考えております。もともとのエリアの面積につきましては、1,300ヘクタールほどありました。これにつきましては、達磨山と柿木が抜けたということで、上船原地区だけで333ヘクタールという形で聞いております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） 範囲を縮小した、さらに更新期間も短くしたと。基本的には、従来通りの保護区の規制を緩和して、もっともっと個体をとりましようというような形になったということです。私もそれを聞いたところ、数字としてはまだこれからだと思わなければならないけれども、感じとして、捕獲が進むのではないかという声も現場のほうから聞いています。

そこで、先日私、柏久保にありますJA伊豆の国の修善寺営農センター、ちょうど農の駅の東側になるんですか、そこの営農センターを訪れて、センター長に農業被害にかかわる有害鳥獣の捕獲に関してお話を伺ってきました。その中でセンター長のほうは、先ほど確認させていただいた保護区の開放について、この柿木達磨山鳥獣保護区の更新説明会の中にも資料があったんですけれども、保護区の利害関係人の中に、肝心の農業生産者が入っておらず、多くの更新について、生産者の声が反映できていないと感じるというふうにもおっしゃっていました。かたや、伊豆市鳥獣被害防止対策協議会には構成団体として、JA伊豆の国であったり、静岡県東部農業共済組合、天城、中伊豆、土肥の山葵組合、伊豆市椎茸組合、土肥柑橘生産組合などの農業生産団体が入っているんですけれども、そういった生産者の声を反映させるために、そういった保護区の方針等についても、伊豆市鳥獣被害防止対策協議会、これがどのような位置づけで、そういった生産者の声を吸い上げるのか、その辺のところを御説明いただきたいと思うんですが、お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 一番最初に説明しましたが、やはりなかなか、鳥獣被害というのが出ている状況はございますけれども、それらがまだまだ理解できていないというところは重々承知しております。その中で、伊豆市鳥獣被害防止対策協議会という形で、山葵組合さんであるとか、柑橘組合さんであるとか、いろいろな組合の方が入っておりますので、本当にそのような方の意見をやはり多くの方に理解していただくような形で、これからも進めていかなければならないというのは強く思っております。

鳥獣被害につきましては、今の組合もありますし、伊豆地域森林鳥獣被害防止対策協議会であるとか、いろんな伊豆地域のものもありますので、それらの組合と連携しながら、一般の方にも理解していただいて、鳥獣被害対策を実施していきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） センター長も生産者のほうからそういう声を聞いての言葉だと思います。まさに深刻に捉えていると、そういうことを象徴しているのではないかと思いますので、ぜひ、仕組みも含めまして、生産者の声がそういう捕獲の政策に反映されるように、これからもお願いしたいと思います。

この問題について最後なんですけれども、3月の定例会で、波多野議員もこの有害鳥獣の捕獲に関して、鹿の雌の捕獲を進める必要があるのではないかという議論が、たしかあったと思います。その後、私ちょっとお聞きしましたところ、静岡県の森林研究センターの上席研究員で大場さんという方がいらっしゃるそうなんですけれども、その大場さんが、富士山麓におけるニホンジカの生態・移動行動の調査をされたそうです。調査によりますと、雄に比べて、雌は子供とともに行動するために、行動範囲は雄に比べて極めて限定的だというようなデータも持っているそうです。伊豆地域においてもこのような調査がなされているのか、またそれを生かす方法として検討できるかどうか伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 今、議員がおっしゃられましたとおり、大場さんにつきましては、伊豆市鳥獣被害防止対策協議会には入っておりませんが、先ほど言いました伊豆地域森林鳥獣被害防止対策協議会のほうで、オブザーバーとして伊豆市のほうにも来ていただいて、いろんな意見を伺っております。今おっしゃられましたとおり、追跡調査みたいな形のもの、以前はやったということ聞いておりますけれども、この対策協議会も、この前、総会等ありまして、その中でも話題にはなっております。その辺の追跡調査等につきましては、今後も相談させていただきまして、できればやって、行動範囲ですか、そういうのを調査していきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 2問目に入ってよろしいですか。再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） この問題につきましては、息の長く根気のいる政策のうちの一つだと思います。人もものもお金もかかりますけれども、やはり伊豆市の主要産業の一つである農林産業を守るための政策として、ぜひ今後も進めていただきたいと思います。

次、お願いします。

議長（三田忠男君） それでは、2問目にはいります。

答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 一般廃棄物処理についてお答え申し上げます。

伊豆市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めにより、第2次伊豆市総合計画の政策「心地よい環境づくり」及び環境に関する基本的な施策方向を定めた伊豆市環境基本条例をもとに、さらに、関連する国の基本指針や、静岡県「ふじのくに廃棄物減量計画」と整合性を図り、伊豆市の一般廃棄物処理方針を定めております。さらに具体的なことについては、市民部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、市民部長。

市民部長（梅原敏男君） それでは、鈴木議員の御質問に対しまして、 から つきまして、説明をさせていただきます。

まず、伊豆市一般廃棄物処理基本計画と新ごみ処理施設基本計画の位置づけ、整合性でございますが、新ごみ処理施設につきましては、伊豆市と伊豆の国市の一般廃棄物処理業務における可燃ごみの焼却施設でございます。新ごみ処理施設基本計画は、施設を整備するに当たりまして、計画ごみ量や処理規模等の基本的事項を定めた計画となっております。この計画は、伊豆市一般廃棄物処理基本計画の将来のごみの排出量予測数値等を使用して策定されたものでございます。

続きまして、 でございますが、剪定枝についてでございます。剪定枝につきましては、現在も現有施設で、一般市民の方からの部分につきましては、焼却処理対象物としております。ただ、施設の老朽化等によりまして、処理能力の低下等の理由によりまして、事業者等の皆さんからの剪定枝については、今現在、受け入れをお断りしております。

新ごみ処理施設で焼却する理由ということでございますが、そういった部分の課題を解決するということで、計画ごみ量に加えてございます。

また、 の貯木場に関する部分もでございます。その部分、貯木場につきましては、産業部の所管でございます事業で、県営の土地改良事業で実施して、非農用地に整備するということでございます。伊豆半島の中南部から伐採された木材を集約した後、合板工場や製材所等に売り払う中間渡場的な施設でございます。約1.9ヘクタールの敷地面積に対しまして、最大8,000立方メートルの貯木が可能と。また年間の流通が3万立方メートルということを見込んでおります。また運営主体等につきましては、県内で運営実績がございます静岡県森林組合連合会等の林業事業体と、現在協議を進めているという認識で、情報共有をしております。

貯木場で発生する木皮につきましては、一般廃棄物に当たりますので、市がその処理をすることとなるため、新ごみ処理施設で焼却するということとしております。

生活排水処理の目標値の達成の部分でございますが、下水道料金の改定が、直接生活排水処理計画の目標達成に影響を及ぼすのか、今現在、私どもにはわかりません。水質汚濁を防止し、健全な水環境を維持するために、使用する洗剤や廃食油等の適正な廃棄、またそう

いった部分を市民の皆様にご啓発し、水質浄化について正しい理解をしていただけるような、積極的な広報活動に努めてまいりたいと。また建設部局と連携を図りまして、下水道整備区域における加入促進、合併処理浄化槽への切りかえ等を推進し、生活排水処理計画の目標達成に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） 今の御答弁の中で、それぞれの計画の位置づけというのは把握をさせていただきました。伊豆市の一般廃棄物処理基本計画については、市の総合計画に基づいたものであり、新ごみ処理施設基本計画については、伊豆市、伊豆の国市の一般廃棄物の処理計画に基づいてつくられているということで了解しました。

そこで、再度質問させていただきたいんですけども、本年4月に見直された現状は、第2次伊豆市一般廃棄物処理基本計画中間見直しというものが出されているんですけども、通告書にも書かせていただいたんですが、この計画目標年度というのは、平成29年度から平成33年度までとなっております。先ほど、新ごみ処理施設基本計画は、伊豆市、伊豆の国市、それぞれの将来のごみ量予測に基づいてということで御説明があったと思うんですけども、例えば、新ごみ処理施設の稼働というのは、第2次伊豆市一般廃棄物処理基本計画以降のものになるわけで、新たに、平成34年度以降の一般廃棄物処理基本計画というものが第3次となるのかわからないんですけども、今後策定されるという、そういう認識でよろしいでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 現在の第2次の基本計画につきましては、議員おっしゃるとおり、平成33年までということでございます。新ごみ処理施設の稼働を受けまして、当然のことながら、第3次の処理計画を策定するというところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） それでは、その前提に立って再質問させていただきます。

第2次伊豆市一般廃棄物処理基本計画の第3章、ごみ処理基本計画中に3-2-14、課題の整理というところがあります。7つの課題が挙げられているんですけども、課題1として、「ごみの総排出量は微減傾向にあるけれども、1日1人当たりのごみ排出量である原単位で見ると、人口の減少に伴い微増傾向にある」としています。このことから、「ごみの発生抑制、減量化に係る取り組みを推進し、市民、事業者へ排出抑制、資源化を喚起していくことが課題となるため、ごみ排出抑制を推進する」としています。そして、さらに課題2としまして、「リサイクル率が下がってきているため、リサイクル率の向上のための新たな分

別品目の検討や拠点回収サービスの拡充、分別に係る高齢者対策などに取り組んでいく必要があることから、ごみの資源化を推進する」ともしています。さらに課題3として、伊豆市の平成26年度の事業系ごみの占める割合は37%で、国県のそれぞれ30%を上回っており、産業別人口の7割が第3次産業となるため、原単位が高い要因としても、事業系ごみの影響も考えられると。このため「事業者に向けた排出抑制やごみの分別、リサイクルを推進していく必要があります、事業系ごみ対策を推進する」としています。

これを踏まえて、確認したいんですけれども、先ほど部長も答弁なされました、今後策定される第3次伊豆市一般廃棄物処理基本計画は、これらの課題を踏襲すると、そういう認識でよろしいでしょうか、お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 第2次の中でその課題をクリアするために努力してまいりますが、その後の部分についても、その課題が残るならば、当然のことながらそういった部分の課題をクリアするために、基本計画に載せてまいります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） その上で、さらにお伺いしたいんですけれども、先ほど剪定枝を新たに新ごみ処理施設でもって焼却するという。その理由が、既存施設の老朽化で受け入れができないというところもあったり、一般市民からのものは焼却処分しているんだけど、事業者のものは受け入れていないと。そういう事情、課題を克服したいということがございました。

先ほど、私、その課題の整理の中で、一層の減量化であるとか、リサイクル率の向上であるとか、事業系ごみの削減であるとか、その辺の基本的な課題というものを踏襲されるということの前提の中で、新たな剪定枝の焼却というものは、例えば資源ごみとして回収してリサイクルするとか、そのような方策というものは検討することはできないんでしょうか、お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） まず、剪定枝等の廃棄物を廃掃法に基づいて、事業系の一般廃棄物として処理をさせていただくと。その部分で、現在、伊豆の国市等で行っております堆肥化施設等のこともございます。伊豆の国市はそういった部分で処理をさせていただいている。ただそういった部分で、伊豆市においては、その処理をする施設を整備するのか、そういった部分も検討の材料にはなっておりますけれども、新たなごみ処理施設ということで焼却できる、事業者からの部分、事業者に負担をしていただいている部分を軽減するという。ことで、新ごみ処理施設で焼却をさせていただきます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） 今、伊豆の国市で、向こうは剪定枝をチップ化すると、そういう設備がありますよ。ただ、やはり伊豆市も同じようにやるとなると、新たに市独自の施設が必要になるということも考えるということなんですけれども、例えば、これまで検討されている中で、焼却施設を広域でやっているわけなんですけれども、伊豆の国市の既存のチップ化する施設というものがどれだけの能力かというのは、ちょっと私もわかりかねるんですが、そのところを、例えば広域連携でもって処理等をするというような検討はなされたことはあるのでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ちょっと整理をしてお答え申し上げます。

今回の新しいごみ焼却場は、自家用ですけれども、発電施設を考えているわけです。そうすると、そのカロリーをなるべく平準化したいわけです。議員の皆さんも真庭を視察したことがあるやと思いますけれども、あそこは銘建工業という大きな母体があって、そしてあそこはバイオマス発電をしていますので、あらゆる、根っこだとか、剪定枝とか、いろいろなものを混ぜて混ぜて、カロリーを平均化して使っているわけです。したがって、伊豆市、伊豆の国市の場合には、売電ではなくて、しかし、さはさりながら発電機能をつけるので、カロリーはある程度合わせたい。そうすると、生ごみが多いときに、剪定枝とか木皮とかをうまく合わせられるような環境はつくっておきたいわけです。

他方、生活ごみは別として、チップとか剪定枝を新たな用途でリサイクル、転用できるかという話なんですけど、これもやはり、あそこを拝見しますと、銘建工業がチップをつくり、ペレットをつくっているからあれが成立しているんです。ペレットのほうが高いわけです。チップだったら簡単なんですけれども、そうするとなかなかカロリーが合わないんだそうで、それをうまくペレットでやっていて、ところが、あそこにはペレット工場があるから、全国平均の半分の価格で購入できている。そのような環境が、今伊豆半島にはないわけです、現時点において。導入できればうれしいですけれども、現時点において、そういったことがないことを考えると、チップ化して別の用途に使うとすれば、市内、あるいは伊豆半島に多い、旅館さんとかホテルさんですとかに、ボイラーの重油、灯油のかわりにチップボイラーに乾燥していただくということは、選択肢の一つとしてあろうかと思えます。ただ、それを全面的に伊豆半島の中で展開できるような合意形成とか計画ができておりませんので、平成34年稼働を目的にしている新ごみ焼却場の中で、制度として計画に組み込むのは、なかなか厳しいのではないかと、このような認識をしております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） ちょっと時間もございませんので、この件については所管が一部事務組合の所管ということもありますので、中身に深く突っ込んで議論をするつもりはございません。

先ほど、私、再質問で確認しようと思ったんですけれども、貯木場の木皮についても、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのか、その辺お聞きしようと思ったんですけれども、一般廃棄物として捉えているというような御答弁もございましたので、とりあえず、それはそこで受けて、また所管する組合であったりとか、組合議会のほうの議論の材料にしていただければよろしいかと思えます。

次、お願いします。

議長（三田忠男君） 3問目、答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 認知症対策についてお答え申し上げます。

伊豆市の高齢化率は、現在約38%で、高齢者のひとり暮らしの世帯は約4,000世帯、そして、2025年には高齢化率が約42%と予測をされております。また認知症の高齢の方の割合は、高齢者人口の約15%と推計されているようで、そうすると伊豆市の場合には、おおむね1,800人程度と、算数をすると出るわけです。

そこで、認知症予防としては、いろいろ課題がある中で、やはり非常に効果があると期待されている軽スポーツ、伊豆市内でもいろいろなグループで軽スポーツをされていますけれども、以前よりは、ゲートボールよりグランドゴルフが非常に盛んだそうで、専用のグラウンド等ございませんが、そういったことが整備する選択肢があるのかどうなのか、そのほかの軽スポーツをスポーツ施設の多い伊豆市の中で、どのようにさらに進行していくのかというような事業も含めて、認知症予防対策というものを進めていきたいと考えております。

詳細については、健康福祉部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、支援体制につきまして説明させていただきます。

平成19年度から「認知症サポーター養成講座」を開催しており、地域の支えとなる認知症サポーターは、現在約3,000人となりました。今後も認知症サポーターを養成してまいります。

また、市内4地区の地域包括支援センターでは、認知症の方を介護している家族を対象に、「家族介護者の集い」として相談会等を開催しております。

強化事業として、認知症高齢者に優しい地域づくりの推進役として、市とともに認知症施策を推進する「認知症地域支援推進員」の設置、平成28年度には、認知症の初期症状や相談窓口や医療・介護サービスの情報などを掲載した手引き「認知症ケアパス」、これは各戸配布されたもので、「認知症お助けノート」と書いたものですが、それを作成し、普及

啓発、初期の認知症の方の早期発見・早期対応の活動を展開し、重症化を予防するため、医療・介護関係の専門職で構成した「認知症初期集中支援チーム」の設置など、早期から事業を展開しております。

また、今年度5月より、伊豆市独自の政策としまして、徘徊高齢者の早期発見ツールとして、靴のかかるとに番号シールを貼り、見守りを行うための「安全くつシール事業」を開始しております。

番の市民後見人につきましては、現在、広域の市町で人材育成について検討をしております。平成28年度、成年後見制度利用促進法が制定され、国が示した成年後見制度利用促進基本計画をもとに、市の計画を策定します。その中には、担い手の育成・活動の推進として、市民後見人の研修・育成・活用について盛り込んでいきます。

市民後見人につきましては、独居高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者等の増加により、今後、市民後見人の需要はふえていくと思われれます。市内の関係部署及び社会福祉協議会等、高齢者の権利擁護に関する事業と連携をとりながら進めてまいる予定です。

議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） まず、今回私がこの質問を取り上げさせていただく経緯というのは、簡単にお話ししますと、実は私の母も、5年前にアルツハイマー型の認知症ということを発症しまして、それまで在宅で家族で介護してきたことがございました。デイサービスを利用させていただいたり、ショートステイも利用させていただきながらのものだったんですけども、最近その症状が進行していく中で、ケアマネさんのお勧めもありまして、実は、市内のグループホームのほうにお世話になることになりました。

その中で私も、まさか自分の母が、まだ75歳ですか、そのぐらいの年齢なんですけれども、そのようになってしまうというのは、ちょっと信じられないということが初めはあったわけなんですけれども、周りを見ますと、やはりそういった方で、患者さん本人も御苦労されているし、御家族も御苦労されている、そういうことを目の当たりにしている、そういったことがありましたので、今回このテーマについて取り上げさせてもらったということです。

再質問の中で、ちょっとお聞きしようと思ったんですけども、先ほど市長のお話の中で、市内の認知症の患者数、推計ですけれども、1,800人程度ということで、そういう御答弁もございました。15%ぐらいというような話もございましたけれども、先ほど認知症初期集中支援チームであるとか、認知症ケアバスであるとか、そういったことで、早期発見につながったりとか、その後の支援体制、そこにつきましては、私はこの伊豆市も、ほかの他市町に遜色なく、やはり支援体制ができているのかなというふうに認識はしているところです。

ただし、やはりその認知症患者とその家族にとりましては、病気のことを正しく理解して接していただくということが、何よりも心強く大事なことであります。認知症に対する正しい知識の普及啓発をする上で、先ほど部長のほうからもございましたけれど

も、認知症サポーター講座というものがあります。これは先ほど御答弁にもありましたけれども、現在3,000人ですか、サポーターがいるということで、これは国の平均から比べても高い数字だと思います。小学校でも、出前講座でサポーター講座をやったりとか、そういうようなことも聞いているんですけれども、そのサポーター講座に参加される方、年齢層などに何か特徴があるんでしょうか。より多くの市民がこういったことを認識して参加されているかどうか、ちょっとその辺の状況がどうか、お尋ねします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 認知症サポーター講座の関係ですけれども、年齢につきましては、平均どのくらいというところのデータは持っておりませんが、先ほどのお話のように、中学校であったりとか、そういうような若年層の方から、広くは高齢者の方までということで、講座のほうを広く進めているところです。主には、民生委員さん等は必ずということで開催をさせていただいて、協力を求めているところです。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） ありがとうございます。

ぜひ、より一層、また市民のほうに周知して、私も家族本人でございますけれども、やはり家族も改めて勉強するというような機会を設けていただきたいと思います。

時間がないので、最後にちょっと提案といいますが、お話しさせていただきますけれども、先ほど部長のほうから、徘徊認知症患者の対策として、今年度から「安全くつシール」というものの普及に努めているという御答弁がございました。これにつきましては、実は先週ですか、隣の伊豆の国市の議会の一般質問に傍聴に行ったんですけれども、そこで2名ほどの議員が認知症のことについて取り上げていまして、「どこシル伝言板」というのがあるそうです。張りつけるものなんですけれども、QRコードがついていまして、衣服にアイロンでプリントして張りつけるようなものだそうです。30枚で1,980円ぐらいのようなんですけれども、近隣ですと、三島市がこの10月からそれを採用して活用していくというお話もございました。市長の紹介でこの話をお聞きになっているかどうかかわからないんですけれども、その辺を検討していただけるかどうかということをお願いいたしたく中でお答えいただいて、私は終わりにしたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 数日前にも報道が出ていたんですけれども、ハーバード大学の河内一郎先生という方が、ソーシャルキャピタルという言葉を使って、社会の資産という直訳なんですけど、地域力だと思うんですが、健康寿命に影響しているという論文を出されて、実は数年前に、伊豆市でも研究対象にされたんです。裾野、三島、たしか伊豆の国、伊豆市の4

力所で、地域力、ソーシャルキャピタルがどの程度高齢者の生活に影響しているかと、これ非常に関連性があるんだそうです。伊豆市は地域力があるので、きのうの御議論にもあったように、消防団の実員、あるいは人口比に対する消防団とか、民生委員はちょっと欠けていますけれども、これはやはり伊豆半島、伊豆市にはまだ地域力があるということなんです。問題は、それが急速に低下しているということです。

その中で、そういった地域力を維持して、ソーシャルキャピタルを維持することで、いろんなツールを使いながら、靴に貼るだとか、バッグに下げるだとか、そういったツールも使いながら、地域の皆さんが、あの人はちょっと心配だよねとか、あの人はバスで降りたけれども大丈夫かなとか、ここ日赤よりも前だよねとか、そういったもので注意喚起し合うような社会であれば、私は安心して暮らせる社会になるんだろうと考えております。

議長（三田忠男君） これで鈴木正人議員の質問を終了いたします。

それでは、40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時39分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### 発言訂正について

議長（三田忠男君） 先ほどの一般質問における発言について、訂正の申し出がありましたので、これを許します。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 先ほど、認知症の支援事業の中で、「安全くつシール」というように言ってしまったようです。正しくは「安心くつシール」です。よろしく願いいたします。申しわけございません。

永岡康司君

議長（三田忠男君） それでは、次に、10番、永岡康司議員。

〔10番 永岡康司君登壇〕

10番（永岡康司君） 10番、永岡康司です。

通告に従いまして、2件、質問をいたします。

教育長、また市長に答弁を求めます。

大きな（1）番、伊豆市運動施設条例その他、これは丸山スポーツ公園条例のことを指しますけれども、この条例について伺います。

現在、伊豆市内各地区には、さまざまなスポーツ施設があります。テニスコート、野球場、

屋内施設競技場、ゲートボール場、屋内施設体育館、弓道場等多く、市民のスポーツ振興として利用されております。また各地からも、施設を利用した学生の合宿が盛んに行われております。そこで、伊豆市運動施設条例では、住民の福祉と健康を増進することを目的に、管理規則第4条、住民がその施設を利用することについては、不当な差別的な扱いをしてはならないと明記されています。

ここで、教育長、市長に伺います。

伊豆市運動施設条例と丸山スポーツ公園条例との違いは何か、3回目になりますけれども、再度伺います。

各運動施設（野球場）と丸山公園野球場との使用料金の違いは何ですか。

施設の企画管理運営を行っているという「魅力プロジェクト」とは、どんな組織でどんな活動を行っていますか。

魅力プロジェクトの活動（紹介）実績を教えてください。施設ごと、稼働日数・参加人員などです。

伊豆市運動施設条例と伊豆市丸山スポーツ公園条例を一本化する考えはありませんか。

大きな（2）番、平成30年度教育委員会の重点施策について伺います。

教育委員会では、平成30年度の重点施策としての基本方針を愛郷心、自主性、創造性と豊かな人間性を育む教育環境づくりを柱に、市民が生涯、心身ともに健康で心豊かに生活できる環境づくりを行っていくと聞きました。

その幾つかある施策の中で、市民スポーツの振興による健康づくりと環境整備とありますが、生涯スポーツ振興による健康づくり、社会体育施設の利用促進対策、この2つの項目について、今後どのように進めていくか伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（三田忠男君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

教育長（西井伸美君） 伊豆市教育委員会では、伊豆市教育大綱に基づき、市民自身が、健康で心豊かに生活が送れるよう、地域で気軽に体を動かしていただくことを目的に、地域での社会スポーツ推進に取り組んでおります。

議員からは、これまでも、社会体育施設の利活用に向けた御指摘をいただいているところであります。私のほうからは、 、 、 について答弁をさせていただきます。

まず、 ですが、伊豆市運動施設条例と丸山スポーツ公園条例の違いですが、伊豆市運動施設条例は、体育館やグラウンドなど、施設単体について、スポーツ利用者を対象に規定しています。一方、丸山スポーツ公園条例は、公益性が高い公園として位置づけ、広場や樹木、多目的広場、専用野球場、テニスコートなど、運動施設があり、スポーツを中心に、市民等が憩いの場として広く利用できる公園として規定しております。

いずれの条例も、目的は市民の健康づくりと余暇活動の充実ではございますが、施設の性格により、丸山スポーツ公園については、営利行為の禁止や公益性を意識した内容であることが「違い」となっております。

次に、 ですが、市内野球場と丸山スポーツ公園野球場の料金格差についてであります。市内の専用野球場として条例に位置づけられて施設は、天城ふるさと広場野球場と丸山スポーツ公園野球場の2球場となっております。料金比較ですが、専用野球場の料金は、昼間1時間当たり、丸山球場は1,540円、一方、ふるさと広場は2,700円であります。

御指摘の料金の格差につきましては、野球以外の利用が限られており、フェンスで囲まれ、マウンドや外野等の芝生の管理など、野球ができる多目的グラウンドと比べますと、維持管理コストがかかることから、一定の御負担を利用者からいただいております。

また、近隣市町の野球場との比較もいたしました。球場の規模、施設の内容、1時間当たりで比較した場合、野球場につきましては、同程度か若干高い状況となっております。

なお、減免制度等により、伊豆市民や伊豆市体育協会加盟団体及び伊豆市スポーツ少年団加盟団体においては、利用料の軽減を図っております。

次に、 ですが、伊豆市運動施設条例と丸山スポーツ公園条例の一本化については、個別の施設を規定した伊豆市運動施設条例と、公園全体を1施設と規定した丸山スポーツ公園条例は、性格が異なるものと考えます。

議員からは、以前同様の御提案をいただきましたが、丸山スポーツ公園条例と伊豆市運動施設条例の一本化が、市民スポーツの振興に寄与することの検証も含め、今後、教育委員会でも、伊豆市体育協会や関係スポーツ団体の意見を伺いながら、審議してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 続いて、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 魅力プロジェクトについてお答え申し上げます。

私が市長になりましたときに、随分伊豆市内にはスポーツ施設が多いなと感じました。その後、神奈川大学のある先生から、人口比でいくと、伊豆市のスポーツ施設は非常に多いと。これはむしろスポーツ産業として活用したほうが良いというような御提案をいただいて、そのための組織を魅力プロジェクトとして立ち上げた次第でございます。

組織と実績については、産業部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私から、 と について説明させていただきます。

伊豆魅力プロジェクトのプロジェクトリーダーにつきましては、体育協会会長、構成員といたしましては、商工会、観光協会、旅館組合、民宿組合、宿泊組合、伊豆市等により組織されております。

事業の柱につきましては、スポーツ合宿の誘致による交流人口の増加であり、スポーツ施設の確保と宿舎や昼食、バスなどの手配を一元化して、ワンストップサービスとして構築し、広く事業展開しております。また、市内の各種団体や市民と、市外の団体との交流活動も積極的に進んでおり、地元の強みを生かしながら、さまざまな団体と交流が生まれております。

次に、実績でございますが、平成28年4月から平成29年3月までの直近の1年間におきまして、狩野ドームは10日間、宿泊誘客人数は130人、修善寺体育館については4日間、宿泊誘客人数は178人、丸山スポーツ公園については22日間、宿泊誘客人数は576人、狩野グラウンドの使用は10日間、修善寺グラウンドの使用は3日間、中伊豆社会体育館は5日間、天城ふるさと広場につきましては122日間で、宿泊誘客人数は5,235人となっております。

また、弁当の総数につきましては、全てで5,088個の発注があり、地域経済の活性化に一役買っております。

ワンストップサービスなどの利便性のよさから、リピーターとなる団体も多く、今後も積極的に新規顧客の獲得に力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） ありがとうございました。

もう一回確認させていただきたいと思います。

伊豆市運動施設条例の中の市民グラウンドとしては、これは運動施設という形で捉えてよろしいですね、それは。それから公園にあるスポーツ施設、テニスコート、それから野球場、またグランドゴルフ場、ゲートボール場等、これは公園の中の一部の施設という形で捉えてよろしいのでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 議員おっしゃるとおりであります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） 先ほど、教育長が説明したとおり、運動施設であれ、公園の中にある施設であれ、活用する目的は一緒だと。要するに、市民の健康づくりを目的としたコンセプトであるということだけは間違いのないと思います。

この中で、では狩野川記念公園の球場も、公園の中の一部と捉えても、それはよろしいんですか。テニスコート、それから野球場も、狩野川記念公園の中の一部、グラウンドの施設として捉えてよろしいんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） 狩野川記念公園につきましては、伊豆市都市公園条例という条例の中に位置づけられた施設でございます。その中で、狩野川記念公園は複合施設ということで、現在指定管理を行っているところでございます。当然のことながら、有料施設について、今多目的グラウンドと我々は考えておりますが、もちろん野球もできます。これにテニスコート、こういったものが有料施設となっておりますので、これについては、指定管理者が利用料金という形で料金をいただきながら、管理運営を行っているというスポーツ施設でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） 丸山スポーツ公園の条例の第1項の中に、これは公園の指定なんですけれども、第244条の2第1項に基づいた、これは都市公園法の中の一部の中で、丸山公園が公園として指定されているという形で書いてあります。第244条については、市民のための施設であって、平等に扱わなければならない、特別な扱いがあってはならないと、この丸山スポーツ公園条例の第3項の中には、住民の福祉と健康の増進及び余暇の利用促進を図るために、この公園を運動施設条例、これを施設というということです。

そうすると、私の考えでは、この中の野球場、市民の運動場の運動施設と、これはイコールであっていいのではないのかなという気がするんです。確かに公園の中の一部と、市民運動場の一部と、これは同じ扱いであっていいのではないのかなということで、これは相違ですから、あくまでも違いはあるなということは確認しました。

2番目に、価格、要するに料金の違いなんですけれども、この料金の違いで、丸山スポーツ公園だけ、公園の中にある1つの条例で、この料金表を見ますと、伊豆市のグラウンドについては、半日で1,020円です。市民グラウンドとしては1,020円。修善寺グラウンド、狩野川記念公園グラウンド、中伊豆グラウンド、狩野グラウンド、半日で1,020円になっているんですけれども、この丸山スポーツ公園だけは、2時間で3,080円になっているんです。これ半日借りると6,160円。突出していると思いませんか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） おっしゃるとおり、今こちらの手元にお配りいただいた資料の中で比べますと、料金的には高いというのはおっしゃるとおりでございます。

ただ、先ほど申しましたとおり、専用野球場というような位置づけもありますことから、こちらの料金についての見直し等も、これから課題としては認識しておりますし、これまでも議会等で、いろいろな利用の申し込み受け付けとか、利用料の減免等も見直しして多くなってきたところでございますが、現場の方々の利用促進、その方法等踏まえて、こちらについても検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） 減免措置があることは承知しています。どこのグラウンドも50%から100%の減免措置があると。これは全ての伊豆市の中のグラウンドは承知して、これは平等であるということだけはわかっています。

昨年の3月定例議会に質問しました、その教育部長の答弁の中に、比してこれは高いと思いますと。しかし細かく話をさせていただきますが、維持管理費について、平均で年間877万円ですと、念押ししています。それだけ経費がかかっているんだよということを言っていると思うんです。かといって、収入は164万円しかありませんということで、これは1,020円にしますと、利益が少なくなると。非常に経費がかかる施設ということで、市の財政のほうも厳しい中がございます。その中で、逼迫させる要因にもなりかねない。要するに、これ以上安くすると、伊豆市の財政を逼迫させるんだということを言っていると思うんです。ですから、この料金で何とかお願いしますと。理解していただけませんかということなんです。逼迫するということは、追い詰められてゆとりのない財政なんだということを言って、この丸山スポーツ公園は、それだけ逼迫させているんだと。一つの要因だということを言っているんですけども、そこら辺、教育長、感想いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 金額的に言うならば、その逼迫という言葉は適当ではないかなとは思っています。ただ、実際にそのように、この前答弁しましたようにかかっていることは確かだとは言えますが、逼迫ということまではいっていないかと思えます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） 確かにそうです。1つの施設について、そこまで負担をかけるということはないと思いますけれども、前回の答弁では、877万円かかっているんだから、それだけ高いんですよということを言いたいんですね。

では、一つ教育長にお尋ねします。狩野川記念公園の指定管理料って、平成29年度の予算は幾らか御存じでしょうか。急に突出した質問で申しわけないんですけども。なければ、僕のほうで調べてありますので。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 1,100万円かと思いますが。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） 1,087万円です。

では、丸山公園の管理料というのは幾らかかっているか御存じでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） こちらも私のほうで、約900万円前後というふうに我々は認識をしております。電気料とか、受付業務の委託料も含めての総額でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） 予算書を持ってきました。

狩野川記念公園は、指定管理料1,085万円、これは間違いないと思いますけれども、丸山公園の維持管理費施設業務委託料は404万8,000円、それから電気料が298万1,000円、ほかの経費もありますけれども、トータル的には972万円の予算をつけています。

そうすると、この丸山公園は、狩野川記念公園と比較して、そんなにお金がかかっているとは思えません。管理料も400万円ですから。そこで、経費が877万円もかかっているんだということ自体が、ちょっと僕はおかしいんじゃないのかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） その点については御指摘のとおりだと思います。全体的に見ますと、丸山公園が特別突出して負担がかかっているということはないかと思っております。

実は、6月の議会でも小長谷議員から、減免についても御質問等もいただきました。昨年に料金の見直し、こういった受付業務も含めて、利用料金の見直しも行ったところでございますので、平成28年度の1年間変えて、課題があれば、それをまた改めてこれからスポーツ振興審議会等で協議をするということも検討しておりますので、今御指摘いただいた課題はその中でも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） わかりました。

とりあえず、今僕が質問している内容というのは、要するに料金が何でこれだけ違うんだと。では、公園の中にあるテニスコートの料金は、たしか1時間510円だと思ったんですけども、他の施設と一緒に料金なんです。テニスコートの料金は、1面1時間510円だったと思います。そこはほかの施設と一緒になのに、丸山公園だけ6倍の突出した料金であるのか、ちょっと僕は解せなくて、どうしようもないんです。だから3回も質問して、何とかこれを直していただきたい、それが僕の質問趣旨なんです。今後教育委員会にこれを検討していただきたい。できれば直していただきたいと思います。

次に、魅力プロジェクトのことについてお聞きします。

昨日、魅力プロジェクトさんのほうの資料をいただきました。今、答弁いただいたとおり、ちょっと細かくて、僕もまた虫眼鏡で見ないと見えないんですけども、今、平成27年度の天城ふるさと広場の実績をいただきました。年間46回、稼働日数はちょっとわかりませんが、5,624人で4,189万530円の宿泊料金のメリットがあると。協力金も183万7,000円。天城ふるさと広場についての魅力さんの活動というのはすばらしいのではないのかなと。46回のうちに、1週間使っているとか、1日で済んでいるとかってありますので、延べ日数とすればもっと多く利用されているということで、魅力さんの活躍は理解します。

ただ、ここにある平成27年度の丸山公園については、先ほど答弁でありましたとおり5回の578人、宿泊金額は423万5,000円、延べ稼働日数が22日なんです。22日をこの料金で直すと、1日借りたときの使用料金が2万4,720円ですから、54万3,000円の収入になるんですけども、ちょっと丸山公園に関して、5日というのは少ないのではないのかなという気がします。

それで、この丸山公園の稼働実績なんですけれども、魅力さんが紹介するのは、これは平成27年の実績なんですけれども、5月に186人、7月が275人、8月が328人と、これは延べ人数ですので、1日20人泊まれば、5日で100人になる、そういう計算になると思うんですけども、市内の人が使っている人数が3,100人、市外の人が2,176人のうち、魅力さんが789人。もう少しこの丸山公園を使っていたらいいなと。もっともっと魅力さんに、この丸山公園もそうです。ほかのグラウンドもそうなんですけれども、もう少し使っていて、稼働実績を上げていただきたい。

ただ、僕が言うのは、この1日の料金が2万4,720円という、これ学生が使うとえらい高い金額になるんです。1週間もいると何十万円というお金になるんです。そこら辺の料金体系が、どうしても僕には理解できない。ましてや葦山運動場もあるし、それから狩野川公園もありますし、わざわざ遠くまで来て、伊豆の土肥の観光グラウンドに来てまでも、本当に合宿してやれるのかどうかというのが疑問に思うんです。それだったら、もう少し価格を改定させてもらって、もっと利用頻度を上げてもらおうと。それによって、地元の発展につながるのではないのかなと。学生は観光に来ているわけではないんです。練習に来ている、合宿に来ているんです。富士山を見にきているわけではないんですから。ですから、幾ら観光施設の中の野球場とはいっても、本当に子供たちが一生懸命にスポーツをやるということで、もっと使用頻度を上げてもらいたい。魅力さんにももっと力をつけていただきたいと思います。

最後になりますけれども、この施設条例と丸山一本化はあり得ないと、それはもう僕も理解しています。都市公園条例、都市公園法があって、そこに合併できないことはわかっています。僕はこれ、なぜ一本化しないかというのは、合併当時、この丸山公園条例が伊豆市の条例からはぐれたのではないかという意識を持っていたものですから、何でこの丸山公園条例だけが伊豆市のスポーツ施設条例から外れているのかなというのが、不思議でしょうがな

かった。そこら辺は、公園と施設との違いがあるということで、一本化できないということはわかりましたけれども、この料金が一本化できないということは、条例変更で可能ではないのかなと僕は思っています。確かに、前の答弁でも877万円の管理費がかかっているとは言いますけれども、そこはそことして、ほかの管理費も1,000万円かかっているんですから、もうちょっと使用頻度を上げていただければと思います。教育長、ぜひよろしく。それが通らなければ、また違った手段で改定できるようにお願いしたいと思います。

では、次。

議長（三田忠男君） 答弁求めなくてよろしいですか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） 結構です。

議長（三田忠男君） では、2番に入ります。

答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） それでは、2つ目の点について答弁いたします。

伊豆市の生涯スポーツの取り組みにつきましては、民間のノウハウを活用しながら進めております。スポーツ推進委員による軽スポーツの推進、体育協会による競技スポーツ及びスポーツ少年団の育成、体育施設の指定管理者による自主事業などが主になります。

それぞれが行う事業が、市民の健康づくりに寄与するものと考えます。一例として、スポーツ推進委員が小学生の基礎体力が低下していることから、本年度から実施している運動能力向上委員会、体協が実施している総合型地域スポーツクラブによる各種健康づくり事業、天城温泉プール、中伊豆温水プールで指定管理者が実施している各種教室や、狩野ドームのトレーニングルームを活用した体力づくりなどが挙げられます。

今後は、健康福祉部と連携しながら、生涯スポーツによる健康づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、社会体育館等の施設ですが、施設利用につきましては、現状、体協の加入スポーツ団体や、スポーツ少年団が減少しており、今後も人口減少や少子化の影響などにより、減少することが見込まれます。

そうした中、社会体育施設の利用促進は難しい課題ですが、指定管理への移行による民間のノウハウを活用することで、利用の促進や市民向けサービスの向上などの成果が出ております。

今後も、指定管理者と連携しながら、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） ありがとうございます。

生涯スポーツ振興と健康づくりということなんですけれども、2020のオリンピック・パラリンピック、これがあと1,000日を切りましたんですけれども、これを機に、スポーツ振興ということをもっと伊豆市でも、サイクリングスポーツもありますけれども、ほかの施設についても、生涯学習の中で取り入れていただきたい。そこら辺の意気込みですか、スポーツ振興をどういうふうにこれから進めていくのか。オリンピック後もそうなんですけれども、オリンピックの1,000日前、それからオリンピック後のスポーツ環境の整備というのは、どのように進めていくのか、ちょっと教育長、お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 今、議員がおっしゃられたように、生涯スポーツというのは、人間が生きがいを持って生きていく上で大事な部分であると思います。いろんな意味で趣味、それから健康、総合的に考えたときに、生涯スポーツの推進というのは必要であると考えますので、それについては、また個別に一つ一つ盛んになるよう、教育委員会としても取り組んでいきたいと考えています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） 確かに、高齢化がどんどん進んでいる中で、老人の引きこもりが多くなる環境が出てきていますので、これも例えば、老人で今はやっているグランドゴルフ、それからゲートボールというようなことで、外へ出る環境づくりも必要ではないのかなと。それが健康づくりであって、必要ではないのかなと。もしやれるのなら、小学生と、それから老人との共同参画によるスポーツ振興というのもあってもいいのかなと。だんだん子供が1人か2人の家族が多くなってくると、そういう遊びに対しても、部屋で遊ぶ機会が多くなってくるように僕も思っているものですから、もっともっと外へ出して、一緒になって遊べる施設があってもいいかなと。それをまた教育委員会、体育協会も取り組んでくれているとは思いますが、今後もそういった面でスポーツ振興を取り上げていっていただきたいと思っています。

次に、3点ぐらいお聞きしますけれども、来年の話なんですけれども、インターハイが東海4県であると聞いております。インターハイというのは、高校生のオリンピックと言われるんで、僕も小長谷議員と一緒に、高校1年のときに日大三島がインターハイで全国優勝したことがあります。そのときの主な選手は、室伏選手という僕より2つ上の高校3年生のハンマー投げの選手で、息子さんもお嬢さんもハンマー投げで活躍した選手がおりまして、そのときはインターハイで優勝して、盛大に三島市をパレードしたような記憶もあるし、祝賀会もやった覚えもあります。

そういった面で、高校生のインターハイ、これをもちろん東海4県、中でも静岡県としては、スポーツ振興をする伊豆市、その教育委員会、体育協会がどのようにかかわっていくの

か、教えていただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） 御案内のとおり、来年度、東海4県でインターハイが開催されます。県下でも、沼津市とか袋井市とか、それぞれ会場を持ちまして実施されるということで、ことしの5月に、伊豆市のほうでも実は実行委員会を発足してございます。こちらは、伊豆総合高校でありますとか関係する自転車競技団体、それから教育関係者とかスポーツ団体とかそういった方々で実行委員会を発足してございますので、こちらが中心となって、実際本体の部分についての受け入れ態勢、運営、こちらのほうをしましてまいります。それに関連して、今回のインターハイは、高校生が自分たちでおもてなしをしようというようなことも目的でございます。伊豆総合高校はもちろんでございますが、菰山高校とか伊豆中央高校が、それぞれそういった組織をつくられて、個別にどういう活動ができるかということを経験者の目線で、これまで各地で行われておりますものを踏まえて、そんな準備も進められております。

実際、自転車競技がすぐ市民の方々に、ということにはならないかもしれませんが、実際今、伊豆総合高校の自転車部の生徒さんが、このインターハイに向けて頑張っているというようなことも聞いておりますので、ぜひそういうことを多くの市民の方に情報発信をするなり、機運醸成やら、自転車は気軽にできるスポーツ、施設がなくてもできるスポーツでございますので、こういったことについては、ぜひ積極的に取り組んでまいりたいということで、これからインターハイの準備が本格化いたしますので、成功に向けて、おもてなし、宿泊施設につながるような大会にしたいというふうに考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） ありがとうございます。

インターハイというのは、本当に各高校生の今までの訓練の総成果、中学でいえば中体連ですか、と一緒にというふうに感じておりますので、ぜひ伊豆市としても全面的に協力していただきたいと。

もう一つ、先ほど魅力プロジェクトのことをお話ししたんですけれども、そこら辺での魅力プロジェクトのかかわりというのはできるんでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 魅力プロジェクトにつきましては、やはり観光という形で、本当に伊豆市に多くの人に来ていただくということがございます。観光だけではなくて、当然スポーツでも、やっぱり伊豆市に来ていただいた方へのおもてなしということが含まれてきますので、その辺につきましても、教育委員会と協議いたしまして、検討していきたいと考えています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） 確かに大きな事業でありますので、ぜひこの伊豆市もいろんなスポーツ施設を持っているもんですから、できれば伊豆市も誘致した中での競技を開催できればと僕も希望しているところです。

そういった中で、この生涯スポーツ振興事業について、いろいろと市民に広報宣伝活動しなければならぬと。そういったときに、今の伊豆市の広報活動というのは、なかなか市民の方たちにうまく伝わっていかないのが、僕は現状だなと思っています。FM放送に関しても、時によっては八木沢の中でも聞こえないところもあるし、大久保からこっちのほうでは、全く聞こえない地域もありますし、そういう情報伝達も伝わらないような形で、また回覧板等の冊子も送ってくるんですけども、本当に一遍にどかんと来るもんですから、本当に最初から最後まで読むのかなという、僕らでもこれを全部読むのは面倒くさいなという感じなんです。とにかく、伊豆市の広報とその議会広報は、ちょっと見ますけれども、中学の広報だとか小学校の広報だとかとなると、だらっと長く書いてあって、本当にこれを読むのかなと、本当に広報はこれでいいのかなと。

この生涯スポーツ振興についての広報活動も、本当に若い人たちから老人の方たちまで、組織を利用した中でも広報活動をしていただきたい。そこら辺、教育長、周知徹底を図るために、どのような手段を考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 今、議員御指摘のとおり、その広報活動、要するに知らしめるという部分について、どのような手段ができるのかというのが課題の一つだと捉えています。今具体的に、今度はこうしますということは言えませんが、やはり大きな課題だと捉えていますので、またうまく広報が伝わるように、それは年齢層によって、若い人たちは若い人たちの手段がありますでしょうし、お年寄りについては、そこにわかりやすいというそんなものを課題として、今後検討していきたいと考えています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） そうですね。市民の皆様にも周知を図れるように、またお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

社会教育施設の利用促進対策についてお聞きしたいと思います。幾つかありますので、よろしく申し上げます。

まず、体育施設の中で、天城温泉プールが来年平成30年度に取り壊しになる予定だと聞いておりますけれども、それは確かでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） 天城温泉プールですか、こちらについては、施設が老朽化しているというようなこともございまして、現時点では、平成27年に出了した答申を受けて、平成30年度末をもって閉館するというこゝで計画をしております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） 平成30年に取り壊すということはわかりました。

そうすると、天城地区、湯ヶ島地区について、要するに子供たちが遊べるようなプールというような施設は、これを取り壊すとなると、あとほかにあるんですか。そこら辺、ちょっとお願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） 天城地区のほうでは、今回この温泉プールがなくなりますと、地区にはそういった施設はなくなります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） 要するに、なくなるということですよ。

僕たちも子供のころから、プールというのは余り関心なかったんですけども、もう海に行けばそのまま泳げるという形で、海で育ったものですから、プールは関心がなかったんですけども、小学校が建てかえになったときに、プールが小学校にもできました。やっぱり海で育っていると、プールで泳げなくなるんです、沈んじゃって。僕も経験がある。僕も高校時代に水泳部に入りましたので、一番最初にプールに入って200メートル泳がされたときに、泳げませんでした。なぜかという、沈んじゃって、もうプールで育っていない、経験がないものですから。

それと、天城湯ヶ島地区で、子供たちが遊べる、要するに水遊びができるというか、運動施設、プールがないということ自体は、市民にとっても、これは大きな問題ではないのかなと僕は思うんです。だと思ひます。やっぱり子供たちを育てるためには、要するに、体育施設としてプール、また市民のためのプールもあってもいいのではないのかなと。大きな川があるから川で泳げばいいと、昔の話もあるんですけども、やっぱり天城湯ヶ島地区にプールがなくなるのであれば、その代替えにプールをどこかに検討する価値もあるのではないのかなと。また教育長、考えておられるかどうかお聞きします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） ちょっと1カ所、すみません。

厳密に申し上げますと、天城地区には、狩野ドームの中にプールがございます。ただこちらは、夏の間だけ天城小学校の子供たちが使っているということでございまして、通年とか、そういった意味では、厳密に申し上げますと、通年使えるプールはないという状況でございます。

対策については、現在こちらは中伊豆の温水プールとセットで指定管理をしておりますので、天城の利用者の方にも支障のないような形の対策を考えると、子供たちのプールの利用のあり方についても、学校教育、そちらと連携をとりながら検討してまいりたいというふうに考えております。御指摘ありがとうございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） プールについても、ぜひ今後取り組んでいただければと思っています。これ市長にもお願いすることだと思えますけれども、天城地区にもう一つ、子供たちのため、また市民のためのプールをぜひ設置していただきたいと、そのように感じております。次の質問をします。

スポーツ施設の中で、修善寺体育館がありますけれども、これが大分年数が、築40年たっていると。老朽化が激しい中で耐震化も進んでいないということを聞いておりますので、今後この体育館をどのようにされるのか。今後建てかえが必要なのか、それとも補強するのかがどうか。こちら辺の対策はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） 御指摘の修善寺体育館でございますが、こちらは昭和51年に建築されまして、もう築41年ということでございます。当初の答申では、平成30年末をもって閉館するというような答申をいただきましたけれども、新中学校との関連等もございまして、現在も学校の子供たちが使っているという施設でございます。これからは、この後また耐震診断とか、伊豆市のほうでも新たにこういう公共施設の総合管理計画をつくりましたので、これに基づきまして、長寿命化がいいのか、あるいは学校の関係の施設としての検討が当然始まると思いますので、その中である程度方針が出てくるというふうに考えておりますので、その中の検討の中で活用が決定していくということになるかと思われま。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番（永岡康司君） 昭和51年につくったということで、41年たっているということは、相当古いのではないのかなと思っています。

その中で、やっぱり耐震化もしていなければ、子供たちの安心安全というのが確保できないのではないのかなと。そのためにも何とかしなければいけないのではないのかなと。新しい中学校の問題もありますから、これをどうするかというのは、また難しい話になると思

ますけれども、今、新中学校の問題も計画が立っていますので、なるべく早いうちにこの問題も片づけていかなければと思っています。何かあってからでは遅い話です。

それからもう一つ、違った話になりますけれども、3番目になりますけれども、最近グラウンドゴルフが非常に盛んで、土肥地区にも3つ施設があります。あるといっても専用のグラウンドゴルフ場ではないんですけれども、丸山公園の野球場の中でも、2面使って老人クラブがやっている状態ですし、松原公園の芝生公園もグラウンドゴルフで使って、毎週木曜日かな、練習しているし、丸山公園の外の公園の林の中でも8ホールつくってあるし、それから南小学校跡地の芝生の上も、老人クラブで毎週金曜日にグラウンドゴルフの練習をしていると。非常に今、土肥地区でも盛んになっています。その他、天城、中伊豆、修善寺のほうの環境整備はどうかわかりませんが、そこら辺のグラウンドゴルフの老人への普及について、教育長、どのように考えていますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 議員が先ほどおっしゃられたように、生涯スポーツの一つとして、グラウンドゴルフが盛んであるということは、私自身も聞いておりますし、それについては検討に値するものかなというふうには考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

永岡議員。

10番（永岡康司君） これ平成29年11月29日の伊豆日日新聞、これ見たことありますよね。「人気過熱グラウンドゴルフ会場予約に列」という形で、南伊豆が8時半の役所のオープンの30分前に、もう10人、20人が会場の予約をするために並んでいるということ。それだけ利用している人が多いと。これはいいことなんです。僕はいいと思っています。そのために南伊豆も環境整備をしようということになっています。土日はなるべく控えてくださいということ。それは子供たちに使わせるということで、土日は控えてくださいよということ。この新聞を見ますと、20分、30分前から年寄りも並んで待っているんだということ自体が僕は異常だと思うんです。

そういった面でこの伊豆市も、グラウンドゴルフ場の整備に関してばかりではないんですけれども、そういう環境整備ってどうなんでしょうか。そこら辺、市長なのか、教育長なのかわかりませんが、そういうグラウンド整備はどうなんでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 今、その新聞に限らず、グラウンドゴルフが各地で盛んに行われているという話は聞いておりますので、また伊豆市の中でも、そのことについては検討していきたいと考えています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

10番(永岡康司君) 検討していききたいというのは、誰でも答えられる言葉なんですけれども、検討して実施していけたらいいなと、ふやしていただきたいなと。グランドゴルフは1時間半ぐらいの遊びなんです。ちょうどいい遊びなのかなと。本当は3ゲームぐらいやりたいなというのが実情なんですけれども。

土肥の今のグランドゴルフ大会については、本当に2カ月に1回はあります。伊豆市長杯があったり、教育長杯があったり、老人クラブ土肥支部長杯、これ全部上があります。市長杯も伊豆市の市長。要するに土肥でやっているのは、市長杯の土肥支部、教育長杯の土肥支部、それが伊豆大会とあります。それから老人クラブ、生涯学習グランドゴルフクラブ、それから青木興業さんもスポンサーになったりしています。いいですね、企業名を挙げて。やっぱり三信さんがスポンサーになったり、それからJAがスポンサーになったりという形で、2カ月に1回は、必ずそういう大会があって、老人の人たちが本当に楽しみにやっているということで、大体100人ぐらいは来ています。

今も南伊豆でこういう過熱したグランドゴルフ、人気のあるグランドゴルフをもう少し考えてみると、例えば伊豆半島の大会だとか、東部大会だとか、県大会だとか、そういう大会を計画する考えはありませんか。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

教育長。

教育長(西井伸美君) 今はここで、それについてやりますとか、やりませんとか、ちょっと答弁はできませんが、議員に今お話ししていただいたことにつきましては、考えていききたいというふうには考えております。

議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

永岡議員。

10番(永岡康司君) そういう大会があったらいいなということで、これは大変なことなものですから、無理にとは言いませんけれども、そういうものがあったらいいなと。そこに全国大会でもこの伊豆へ来て大会を開けると、競技場が幾つもあれば、そこに宿泊施設の整備だとか、道路整備も必要になってくると思いますので、環境整備も必要になってくるので、ぜひこういった大会も伊豆市であったらいいのかなという思いがあります。

すみません、時間がありませんので、今、丸山公園の管理棟というのが一次避難地になっております。そこに行くまでに、今の八木沢の人たちは坂を上っていかなければならないし、遠いというイメージがあるんです。どうしてもやっぱり、南小学校体育館を避難地として活用していただきたいという形になるかと思うんですけれども、そこら辺、教育長、今の丸山公園の管理棟が暫定的な避難地ではなくて、南小体育館を避難地として指定はできないんでしょうか。そこら辺、お聞きしたいと思います。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） こちら、土肥南体育館については、社会体育施設ということで、こちらのほうで所管をしております。

現在、あそこは津波の避難想定区域というようなこともございまして、地震が起きて津波の場合には高いところに逃げていただくと。当然のことながら体育館は危ないということになりますし、大分外側等も老朽化が進んでおりますので、そういう耐震関係は、危険ではありませんけれども、そういったこともございます。今、暴風雨災害のときに、そちらのほうに避難をするということもあるかもしれませんので、これはまた地元の方々とか、防災関係、そちらの方とか、地域づくり協議会のほうでもそういう防災のお知らせをしているというふうに聞いておりますので、合意形成の中で、この活用についても検討してまいりたいというふうに考えております。あくまでも体育館はスポーツ施設ですので、それに支障のない範囲で対応できることがあれば考えてまいります。

議長（三田忠男君） これで永岡康司議員の質問を終了いたします。

〔「議長、休憩をお願いしたいと思います」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） よろしいですか、お諮りしますけれども、いかがですか。

では、5分間休憩をお願いします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時39分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

西島信也君

議長（三田忠男君） 西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、4点、市長に質問いたしたいと思います。

最初に、美術館建設について。

長年の懸案であった美術館建設に向け、建設準備委員会が本年1月に、約2年の検討を踏まえた基本構想を市教育委員会に答申しました。そこでようやく、旧修善寺町時代からの約束といわれる美術館建設の準備が本格化すると、誰しもが思っておりましたが、その後何の動きも見えてきません。

総合教育会議を主宰する市長には、予算や条例の提案など、大きな権限がありますが、次の事柄についてお尋ねをいたします。

いつごろまでに美術館を建設することを考えているか。

美術館の立地、規模、建設事業費などはどのように予定をしているか。

これは、昨日、間野議員からも同じような質問があったと思いますが、間野議員は教育長からの答弁を求めたものですから、私は市長に答弁を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

2番目、早霧湖決壊の危険性。

早霧湖は、日向地区山上にあり、農業用ため池として利用されているが、近年はヘラブナ釣りも楽しめる周囲2キロメートルの大きな池であります。

しかし、この池の直線距離で1,000メートル下流に、伊豆聖苑や田方南消防署が存在し、さらに新ごみ処理焼却場の建設が予定されております。近い将来、北伊豆地震のような大地震がここを襲えば、早霧湖が決壊し、甚大な被害をもたらすことは間違いありません。大災害が起こる前に、早霧湖の堤防を強化する等の対策を当然とるべきと考えますが、いかがでしょうか。

3番目、貯木場整備とその廃棄物について。

天城北道路大平インターチェンジ周辺を「森と農 活力創造推進区域」として、内陸フロンティア推進区域に指定されたとのことであります。その中に、貯木施設を整備するとの項目があります。この件について、次のとおりお尋ねをいたします。

貯木施設の整備目的及び設置・運営主体。

貯木施設の規模及び予定処理量。

木皮等の廃棄物が年間200トン排出されるとのことだが、その処理方法はいかがでしょうか。

大きな4番目、天城湯ヶ島インターチェンジ道の駅整備について。

天城湯ヶ島インターチェンジ道の駅の整備方針について、次のとおりお尋ねをいたします。

施設整備費約5億7,000万円のうち、建設、設備、テラス等で4億2,500万円となっているが、その内訳はそれぞれ幾らでしょうか。

レストランを営業するとなると、厨房機器等、相当な什器備品が必要となるが、その購入経費等は誰が負担するのか。

当局は、この道の駅の管理運営に指定管理者制度を導入しようとしており、ただいまは指定管理候補者を募集しているとのことだが、どのような推移になっておりますか。

利用料金制度の適用が可能としているが、どのような施設の利用を想定しているのでしょうか。

レストランの営業や農作物の販売は、市の事業ではないのではないかと思っておりますが、どうでしょうか。そういうことでよろしいのでしょうかということです。

以上です。

議長（三田忠男君） ただいまの西島信也議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 美術館についてお答え申し上げます。

美術館のあり方とスケジュールは、現在教育委員会で検討しておりますので、私は事業費のあり方について申し上げたいと思います。

議員御承知のとおり、今伊豆市は、新市建設計画をさらに見直しているところです。これから大変大きな事業が続くのか、あるいは別の方向に進むのか、現時点で判然としておりません。そこで、湯河原の町立美術館は旅館を転用したものなんです。たしか7億円ぐらいの改修費だったと思いますが、狭い階段がたくさんあって、ちょっと美術館には使いにくいという印象を受けました。下田の上原美術館の仏教美術館部分の増設が、あれも7億円ぐらいだったと聞いております。修善寺美術館は、庭園とカフェを併設するとなると、例えばの話ですが、やはり10億円ぐらいはかかるのではないかと、こう思うんです。そうすると、やはり全体の財政シミュレーション、ある程度のめどが立たないことには、少し建設まで、今直ちに事業費を組む状況には、なかなかないのではないかと考えております。

もう一つ、教育委員会のほうでももう少し検討作業が進みますと、今度ランニングコストを見積もっていただくことになっておりますので、その建設費とランニングコストの対策がめどが立たないと、なかなか建設までステップを進めることは難しいのではないかと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 美術館の規模、建設事業費などは教育委員会で検討しているということですが、いつごろまでに美術館を建設しようと思っているんですか。これは第2次総合計画にも書いてありますよね、たしか。美術館建設に向けた計画策定ということで、まず1問目、いつまでにつくろうとしているんですか、お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） その第2次総合計画の中の約100億円規模の事業が、今頓挫しているわけですから、なかなか次の建設事業には進めないということです。

正直いって、一部の方から、文教ガーデンシティの100億円をやめれば、すぐに10億円の建設費は出るのではないかという御意見もございましたが、議員御承知のとおり、財源構成が全く違っておりますので、どこかをやめてどこかに充てられるという予算制度になっておりませんので、現状で新たに見直さざるを得ないというような状況でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 予算がうんとかかるから、まだ建設の見通しが立っていないという

ことを言ったんだと思うんですけれども。

いいですか。月ヶ瀬につくる道の駅なんていうのは、第2次総合計画に載っていなかったんです。あっという間にできようとしているではないですか。だって美術館の建設は、もう20年前から言われていることです、旧修善寺町のころから。それで近年、市長はすぐに建てるようなことを言っていたんですから。

要するに、市長の任期はあと2年4カ月しかないんです。その間に何をやるのかということをお私に聞いています。お答えください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 修善寺美術館の整備と私の任期とは、直接関係はございませんので、それを前提に教育委員会のほうが検討しているわけではないと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 関係はありますよ。だって公約というのは、任期中にやろうとするわけでしょう。これが公約だったかどうかはわかりませんが、少なくとも五、六年前には、建てる、建てるというそういうチラシを選挙の前に修善寺町内にまきましたよね。だから非常に何の計画もないということがこれでわかったわけです。今のところ何の計画も立てていないということで。だって教育委員会が立てているといたって、建設準備委員会ですか、昨年度にやった。あれはもうできて答申させたわけでしょう。それで新たに建設委員会ですか、つくろうとしているんですけれども、まだできていないではないですか。何で早くそういうことをやらないんですか。何の計画もやろうとしていないんですか。そこはどうですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） きのうの間野議員の御質問で、しっかり教育委員会のほうに御質問いただいておりますので、教育委員会で検討していただいていることは、教育委員会のほうに御質問をお願いしたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 美術館をつくる気があるんだったら、何で早くつくらないのかと言わないんですか。何も言っていないんですか、そんなことは。もう4月から、予算ができてから、修正案も可決していますよね。それからもうあなた、8カ月ぐらいたっているではないですか。それなのにまだできていないって、何も言わないんですか。できなくてもいいと思っているのではないですか。どうですか、そこら辺は。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） きのは、ちゃんと法的権限を持っている教育委員会からお答えしておりますので、間野議員と同じように、権限のある執行機関のほうに御質問を賜りたいと思います。今、私は市長として、教育委員会に検討を委ねておりますので、それはしっかり法的権限と責任がある執行機関にお尋ねをいただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 市長は要するに、それは確かに美術館をつくれればお金はかかります。だけれども、修善寺の郷土資料館を潰したのは市長ではないですか。それなのに、代替となる美術館を何の進展も督促していないというのはおかしいと思います。非常におかしい。

では、次の質問をお願いします。

議長（三田忠男君） 早霧湖の問題、答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これは建設部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） それではお答えします。

早霧湖につきましては、静岡県が、平成25年度に地震津波対策アクションプログラム2013に基づき、ため池の耐震対策の推進として点検調査を行いました。この結果、耐震対策が必要となり、現在静岡県で事業を進めております。

本年度につきましては、業務委託により、関係者等の意見を聞きながら、対策工法の検討を行っているところでございます。この検討結果をもとに、平成30年度に実施設計を行い、平成31年度に工事着手、年度内に完成する予定と伺っております。

また、ソフト対策としましては、平成26年度に伊豆市におきまして、ため池のハザードマップを作成しまして、日向区全戸に配布し、周知を図っているところでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 私が何でこのようなことを言うかということですがけれども、昭和5年に北伊豆震災という大地震があったわけですがけれども、そのときに修善寺の虹の郷の下に大きな池があったんです。その池が震災で堤が壊れてしまって、水が全部流れて、約2万トンと言われておりますけれども、2万トンの水が流れてしまって、下の集落の人が22人亡くなっているんです。家屋も十何軒が倒壊して押し流されたということですから、これはもうつい八十何年前の話なんです。

それで、そのときに日向の池はどうなったかということ、日向の池も被害を受けたんです、

そのときに。その後、日向の集落の人たちがみんな総出で、延べ4,700人総人工で出て、ひび割れがしたから修理したということで、またその隣の佐野のほうではがけ崩れが起こって、大変な人死にもしたということで、もう現実的な脅威なんです。ですから、これはぜひ進めていただきたいと思います。

それで、早霧湖の水は大体どれくらいあるかといいますと、面積でいうと、私が見たところ15万平方メートル、水深2メートルとして、約30万立方メートルの水があそこにあるわけなんです。それが決壊したら大変なことになると。今の伊豆聖苑、それから田方南消防署、それから今度できるごみ処理場、これが全部押し流されてしまうということになりますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、今建設部長のほうからお話がありましたが、平成30年度に実施設計をやるというお話ですけれども、それはどこが事業主体でやるんでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願ひます。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 県で設計を行います。仕事も県で行います。市のほうではなくて、県で全部施工していただくということで。それに対しまして、市は地元調整とか、そういうところには一緒に入って行って協力をお願いするということになっています。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） わかりました。

ぜひ、早期にお願いしたいと思います。これは、昔は下にうちなんてなかった、施設もなかったんですけども、今はそういう3つの施設、それから下に住宅もかなりできてきましたから、大災害が起こると大変危ないということが推定されますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問を。

議長（三田忠男君） 3問目、お願ひします。

答弁願ひます。

市長。

市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 答弁願ひます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは私のほうから、先ほど鈴木議員からの質問で、市民部長のほうがある程度答弁しておりますが、ほとんど同じようなことになっていしまいますけれども、一応貯木場の整備目的でございますが、持続可能な林業の振興と、強靱な森林づくりに向け、伊豆中南部から集積する材の貯木施設を整備し、豊富な森林資源の効率的活用をし、

林業の活性を図ることを目的になっております。

設置及び運営主体につきましては、静岡県内で運営実績のある静岡県森林組合連合会が実施する方向で、現在静岡県を交えまして協議をしているところでございます。

また、貯木施設の規模でございますが、内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業で、大平地区に非農用地として造成している約1.9ヘクタールが計画されている面積でございます。そこで、最大1日当たり8,000立方メートルの貯木が可能になっておりまして、年間最大3万立米の流通を見込んでいるという状況でございます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 今の産業部長のあれで、年間3万立米ですか。さっき市民部長は年間3,000立米と言ったような気がしたんですけども、どちらなんですか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 多分、3万立米という答弁をしていると思います。3万立米です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） それでは、再質問させていただきます。

貯木場を設置するということなんですけれども、この整備目的。先ほどの答弁で、伊豆半島の南部・中部からの材木をそこへ中間渡場として置いて、そこからまた持っていくということです。整備目的というのは何でしょうか。要するにどういう整備目的かと。要するに企業誘致なのか。先ほどの答弁で、県の森林組合がやるって言ったんですけども、森林組合が運営するんですか。それともそうではなくて、ほかの会社が運営するのか。森林組合が運営ってということですか。それが1点目。

それから、整備するのは誰ですか。要するに、ただ単に広場をつくるだけかもしれないけれども、とにかくお金がかかるわけです。整備をするのは誰なのか。伊豆市がかかわっているのか。伊豆市もお金をだすのか。それと用地は誰が取得するのかということ。要するに、伊豆市がどれだけかかわるのかということ。さっき、県がどうたらと言っていたんですけども、伊豆市はどうかかわりをするのかということ。土地とか整備の費用、それはどうするのか。それと、あと運営は誰がやるのかということ。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 運営につきましては、決定ではございませんが、先ほど述べましたとおり静岡県森林組合連合会のほうが運営する方向で、今進めているという状況でござい

ます。整備につきましても、森林組合が行うということになっています。

伊豆市のかかわりでございますが、最終的にその非農用地につきまして、1.9ヘクタールほど出る予定でございますが、それを一応最終的には、静岡県の方から買収するという状況になっております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 要するに、非農用地として買収するという事は、市がお金を出すということですよ。県が最初やるのかもしれないけれども、それを市が買収すると。ではそのメリットはどういうところにあるんですか。企業誘致にあるんですか。先ほども言ったように、あそこは幾らか知りませんが、1平米1万円としても、1億9,000万円かかるわけですから、お金が。それだけのお金を出して、どういうメリットが伊豆市としてあるんですか。企業誘致としてやるんですかと、そういうことを聞きたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 大変重要な課題ですので、私のほうからお答え申し上げます。

今、日本全体で森林整備の必要性、重要性は、随分理解されるようになってまいりました。これまでは、温暖化対策、環境整備等で、主として話題になっていた。あるいは日本の7割を占める森林の活用という方向だったんですが、実は今、災害対策、防災の観点で、山に木を残すべきではないという議論がはっきりしてまいりました。川勝知事におかれましては、知事になられたころから、木を切り倒して出さないのはけしからんという御主張だったんですが、特にこのたびの九州の豪雨で、要するに、山に切り倒しておいた木が流れるほうの流木となって、すさまじい破壊力を有してしまっただけです。国交省は今、砂防ダムをスリット型に変えようとしていて、伊豆市でつくっている砂防ダムも、完成したものいずれスリット型に改修したいんだそうです。つまり地球温暖化対策、それから産業としての森林整備、それから防災という意味で、森林の整備の必要性は、ものすごく今、高く認識されています。それによって、議員も既に目にされていると思いますけれども、森林環境税の導入がほぼ決まったということですので、その中で、市域が広く、そして83%が森林を占める伊豆市においては、これは場所を提供するだけの社会的必要性、市民への公益性が、十分にあるものと私は判断をしております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 今、市長からお話ありましたけれども、集めてくる材木は、何より伊豆市からだけではないわけです。いっぱいどこからか、南のほうから、それともよそのほうから来るわけです。それであそこを中間渡場としてやって、それで大型トレーラーがあそこをやって、どこかの合板会社が何かわかりません。それが取りにくると。そういうことを

しようとしているわけでしょう。

それで、何で1万9,000平米も土地を伊豆市が取得して、提供しなければならないのかと、そこがわからないと。そういうことを言っているんです。どういうメリットが伊豆市にあるんでしょうか。例えば、雇用を創出するとかどうだとか、そういうことなんですか。どうですか。そういうことはありますか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 全体としての市民への公益性は、先ほど申し上げたとおりですが、森林を産業として考えた場合に、伊豆市はまだまだポテンシャルはあると思っております。ただ今回の判断は、林業の振興だけではなく、全体としての公益性が十分にあるものと、市長としては考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 恐らく、間伐材を切り倒して、そこに集めようっていうんですけれども、今だってやっているわけです。伊豆半島のどこでも。そこには山渡場とか、そういうのをつくってやるんですけれども、その中間渡場としてここへつくるとなれば、それは合板会社か何か知りませんよ。そういうところにとってはうんとメリットがあります、大型トレーラーで来るんだから。山渡場へは行きませんが、山渡場は小さいから行けないけれども。そういうことで、それは企業のためにはなると思うけれども、私は伊豆市民のためにはなるかどうかはわかりはしないと思いますけれども、そこら辺はどうですか。企業のためになると思いますか、どうですか、市長。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほど部長が答弁したとおりに、県と森林組合連合会のほうで協議中なんです。実際に南の方々が、ここに一旦置かれるのかどうか、そこもまだよくわからないところはあります。場所は提供しますが、事業主体は森林組合連合会ですので、そういった事業のあり方については、まだ協議中ということでございます。ただ森林整備の必要性については、先ほど申し上げたとおり、広範な利益があると私は考えておりますので、市民の御理解をいただけるのではないかと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 私は市民の利益にはならないと思います。ただ、金をそこへやるだけではないかなという気がします。

それで、先ほど廃棄物のことについてお話がありましたが、ちょっと私もお伺いしたいと思うんですけれども、木皮等が年間200トン出るということです。これについては、先ほど

あって燃すということだそうですけれども、それで木皮が200トン出るといふそういう根拠といふか、そういうのは、3万立米を動かすと200トン出ると、そういうことですか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 貯木場から出る木皮が200トンの根拠につきましては、現在、静岡県森林組合連合会が上船原等で中間渡場を運営していただいていたと。そういった部分を含め、県森連さんのほうに聞き取り調査を行いまして、200トンという数字を出させていただいております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 先ほど木皮は産業廃棄物ではないとおっしゃいました。これはどこか法律とかに、木皮は産業廃棄物ではないというようなことが書いてあるんですか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 一般廃棄物か産業廃棄物かという部分につきましては、西島議員にもたしか組合のほうから御説明をさせていただいていると思っておりますが、まず廃掃法に基づきまして、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれますよと。産業廃棄物とはという部分については、燃え殻、汚泥、廃油、産廃等のその中に、木くずというのが政令等でうたわれております。その部分で、木くずについては建設業から出てくるもの、木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業等の業種から出るものを木くずというふうに規定されております。貯木場から出る木皮につきましては、業態的に林業、素材生産サービス業に当たるといふことで、建設業等の木製品等の製造業には当たらないという判断のもと、一般廃棄物と。産業廃棄物には当たらないといふことで、一般廃棄物。廃掃法に基づきまして、一般廃棄物はその地域の処分場で処理するといふふうに、組合の事務局から聞いております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 木皮は木くずとお認めになるんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 木くずという部分で、産業廃棄物に当たる木くずではないといふふうに判断しております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） だから、木くずを出す人は、その事業活動に伴って出す人もいるし、一般の個人でも出す人だっているわけです。だから木皮は木くずですか、どうですかということを知っているの。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 産業廃棄物は木くずというふうにとられておりますが、木皮については一般廃棄物に当たるといふふうに判断しております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） いいですか。木皮は一般廃棄物だなんて、そんなどこに書いてありますか。いいですか。この廃掃法は何かというと、廃掃法の種類は全部で20種類あるんです。事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理法で規制された20種類の廃棄物と。その中の14番目に木くずとあるんです。木くずの定義は、建設業に係るもの、木材業に係るもの、木製品製造業とパルプとありますけれども、これ木材業ではないんですか。木材業に係るものでしょう、これは。だって、おたくは木材業って言わなかったけれども、木材業って書いてあるんです。一般の人が出した木くずは、それは産業廃棄物ではないですよ。だけれども、事業活動によって出すわけでしょう。事業活動といたって、木材を集めて何をするか。木材を集めて、それをパルプ会社か何とか会社が引き取って、チップにするのか知りませんよ。そういうことをするためでしょう。あるいは材木で建設で使うのかわかりませんよ。だけれども、これは木材業ではないですか。これはおかしいんです。これは完全なる一般廃棄物ではなくて、産業廃棄物だと私は思うんですけれども。その組合の職員は確かに産業廃棄物ではない、一廃だと言っているわけですがけれども。

それともう一つ、さっき鈴木議員の質問にもありましたが、伊豆市のごみの量を減量化しよう。資源化しよう、あるいは事業活動で生じたものについては、引き取らないようにしようということを書いてあるではないですか、伊豆市の廃棄物の基本計画に。それにも反しているではないですか。何で出てきたら何でもかんでもいいよと言うんですか。おかしいではないですか。それ市長、どう考えますか、そのことについて。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほど市民部長からありましたとおり、法律に基づく政令の中で、木材生産の中の木皮は事業系一般廃棄物という定義だということでございますので、議員の御質問は貯木場整備についてであり、さらに、新ごみ焼却場については、組合議会のほうで引き続き御質問いただければと思います。

先ほど、政令の解釈を市民部長から伝えさせていただきました。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 誰が解釈したかということです。ちゃんとした専門家が解釈したわけではないでしょう。組合の職員がそう解釈しただけの話ではないですか。おかしいですよ。

それで、木皮の200トンというのは、組合で話せとといったって、これは伊豆市から200トンくらいありますから、これを入れてくださいよと言っているのではないですか。そういうのを市長は逃げの手ばかり打って、おかしいです。全然おかしい。だからこれは、その200トンについてもおかしいと。

それと、貯木場をつくること自体について、市民の理解は得られないと私は思います。

では、次に行ってください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 先ほどの産業廃棄物の法令上の理解につきましては、この部分は組合事務局におきまして、静岡県とうちのほうの事業設計をちゃんと確認した上で、静岡県について産業廃棄物ではない、一般廃棄物であるという確認を取っているというふうに聞いております。

議長（三田忠男君） 4番目、答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 道の駅については、総合政策部長に答弁させます。

議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それではお答えいたします。

まず、1番の施設整備費の内訳でございますが、議員がお示しいただきました施設整備の内訳は、基本計画、基本設計時のものでございます。現在、実施設計を進めておりまして、建築工事費に約3億6,500万円、それから建築の施設の設備工事費に約1億1,800万円、それから広場や水際公園などの整備に8,700万円で、需用費、施設整備の全体では5億7,000万円となっております。

次に、2番でございますが、レストランにおけます厨房機器等の購入経費についてでございますが、調理に必要となる基本的な機材につきましては市で購入し、それ以外につきましては、指定管理者の負担を想定しております。

それから、3番の指定管理候補者募集の推移でございますが、先日の全員協議会でも御説明させていただきましたが、10月5日に募集要項等を公開して、公募を開始しております。10月18日に募集の説明会を開催し、市内外から12団体の参加がございました。10月19日から25日まで、募集内容に関する質問を受けまして、4団体から27項目の質問が寄せられまして、この御質問に対する回答につきましては、11月2日に市のホームページに掲載させていただいているところでございます。

次に、応募意思のある団体につきましては、11月10日までに、応募表明書を提出していた

だくこととしておりました。全協の際には、まだ複数という形でしたので、応募の書類の提出期限が11月30日で、ちょうどその当日で、まだ最終的な応募表明の状況については確定しておりませんでした。応募表明書自体は5つの団体からございました。最終的に書類の提出がありましたのは2団体でございましたので、今後、指定管理者審査会の審査等を経まして、指定管理の候補者を選定していきたいと考えているところでございます。

次に、4番の利用料金制度についてでございます。利用料金制による施設の利用につきましては、これは最終的には、現在検討しております設置条例等も関連するため、現在、詳細につきましては、整理検討を進めている段階でございます。また、今後選定される予定の指定管理候補者からの提案内容等も踏まえた中で決めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、5番のレストランの営業や農作物の販売についての、市の事業ではないという確認でございますが、こちらにつきましても、先ほど申し上げました設置条例を検討する中で、あわせて整理を行って、最終的な決定をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 今、お話があったわけですが、1番目の施設整備費で、1億1,800万円が設備費ということになっています。それで主な厨房機器等については市のほうで調達するけれども、ほかのものについてはあれだよということなんですけれども、それはわかりました。それはあれにも書いてあります。こちらの応募書にも書いてあるわけですが、それでは一つ伺いますが、電気、ガス、上下水道料等のそういう運営費ですけれども、そういうのはどこが出すのでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） こちらにつきましては、要項等でございますが、基本的には指定管理者のほうの支出になる予定でございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） これだって相当な金額になると思います。それで、こういうような金額を払って指定管理者がやってくれるのかということも、ひとつ問題だと思うんですけれども。

それから、この図面の中に加工場ってあります。40平米の加工場。この加工場というのは何ですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 加工場につきましては、例えば、今回の運営活動におきまして、特に指定管理者に今お願いしようとしておりますレストラン、物販、それらの関係のために必要な場所として考えているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） ちょっとよくわからなかったんだけど、それはいいです。

それから、4番目、5番目に行きますけれども、これは一緒にやりたいと思いますけれども、このことについて、検討しているというあれなんですけれども、今ごろこんなことを検討してはしょうがないではないですか。利用料金制度でもって、要するに公の施設を利用する、昔でいえば使用料金ですよ、昔というか、指定管理者でなければ。それはどんなものを考えているのかということです。例えば、さっきちょっと言いましたが、虹の郷。虹の郷では入場料が利用料金になっています。どこでも大概入場料というのが多いです。あるいはグラウンドを使用する利用料とか、そういうのが多いんです。それが私はわからないから聞いているの。利用料金って、何を利用する利用料金なのということを聞いている。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） すみません。十分な御説明ができなくて申しわけなく思います。基本的には、まだ最終的なものについては、今後の指定管理候補者との調整も必要なところで、具体的なものをちょっと申し上げておりませんが、例として言いますと、例えば多目的スペースというようなものが施設の中にあるかと思いますが、そういった部分の利用に関しては、利用料金等の対象になるようなことを今想定しているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 多目的室、それは利用料金ということになるんでしょうけれども、あれは微々たるものでしょう、あの中にあたって。その多目的室は考えられますけれども、そのほかのものについては、何も考えられないんです、私にとっては。何を利用料金とするのか。それでもう一つ、だからわからない、利用料金が何なのか。検討すると言ったって、いつまでに検討するのか。それをいつまでに検討するのか。3月の設置条例まで待たなければいけないんですか。

それとも、天城会館のときみたいに、天城会館も利用料金って言ったんだけど、利用料金を条例に載せなかったですよ、幾らということ。入場料を幾らって載せなかった。うやむやのうちにやろうとしているのか。どっちなんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 今回、道の駅には、どこにもある駐車場とトイレ、それから食事を食べるところと地域の特産品を売るところ、それから市民用の公園ということは何度も申し上げているとおりです。その中には、当然やはり市民の皆さんが集って、その風情の中で何か活動するスペースはあるだろうということで、いわゆるこの辺でいえば、生きプラの会議室のそういった料金をいただくところも出てくることを想定しているわけです。

今回、まだ部長が検討中と言っておりますのは、前、議会で御説明したとおり、まずは指定管理をしているところ、まず候補を決めて、その民間のセンスをしっかりと設計に生かして、最も成功する確率の高い設計で行きたいと考えているわけです。ですから、まだ詰め切っていないところがあるわけです。今回は2社が最終的に残っていますので、最終的に決めていただいたところと、より具体的に決めていただき、率直な話、ビジネスの部分はもうかっていただけるような、あるいは市民がお使いいただくところは、市民に使いやすいような設計について話し合っただけさせていただきたいということを申し上げているわけです。ですから、今回は最終的な指定管理を皆さんに条例と予算でセットをお願いするのではなくて、まず候補を決めさせていただきたいという手続をとっているわけです。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） だから、利用料金を徴収する公の人はどこかということをもっと、それがまだわからないでは、業者に聞いてなんていうことはそういう問題ではないでしょう、これは。公の施設なんですよ。それがまだわからないでは、どういうことなの、これ。

それで、指定管理者が行う業務で、書いてありますよね、応募要項。1番目が農林水産物、特産品等の販売に関する業務。2番目が飲食の提供に関する業務。3番目以下は観光情報が何とかと書いてありますけれども。農林水産物、特産品の販売、飲食の提供、これはレストランです。これどういう位置づけになっているんですか。これはさっき聞きましたけれども、市の業務なんですか。指定管理をしてもらうということでしたら、本来市がやるべき業務を指定管理にしてもらうわけでしょう。市がやったっていいんだから。これは本来やるべき業務なんですかということ。どうですか、それは。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 今、御指摘をいただいたのは、要項に書いてある指定管理者が行う業務ということで、幾つか列挙された内容でございます。基本的に今回の道の駅というのは、例えば食事を目的にするとか、物販を目的にするというよりは、それらをもとに、地域の振興を図っていくというのが大きな目的でございます。そういう中では、こういったものを指定管理者が行う業務という書き方をしてございまして、そこを見ていただくとわかると思うんですが、実際に具体的に記載されたのは、そういった幾つかの項目であります。

ただ、今回そういった目的のための一つ的手段であります、それをどのように営業展開していくとか、もしくは運営展開していくかというところについては、事業者によるところがございまして、基本的な考え方としては、市の事業というか、道の駅のそういった目的のある手段をやっていただくことを事業者にお願いするというような形の考え方でございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 言っていることが、私は余りよくわからないんですけども。

要するに、指定管理者が収受するお金は何かというと、ここに書いてあります。利用料金がまず一つ、それから指定管理業務による収益、3番目が本市が支払う指定管理料、その他収入、自主事業とか書いてありますけれども、自主事業というのはわかります。指定管理業務による収益、これどういう収益なんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 今回の道の駅は、いわゆる地域振興施設、建物の部分のほかに、先ほど申し上げましたが、広場等ございまして、そういった全体を対象として考えてございまして、例えば今のいう広場の利活用に係るようなところにおけるものについては、今、議員の御質問の内容の答えになろうかと思えます。

議長（三田忠男君） 再質問をお願いします。

西島議員。

13番（西島信也君） 要するに、私が推測するところによると、指定管理業務による収益というのは、農林水産物、特産物の販売、飲食の提供による収益、そのことを言っているんですか、これは。指定管理業務による収益というのはどういうことですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 先ほど申し上げた指定管理者が行う業務のところについてそう言われているのではないかと思えますが、具体的にこの部分が、いわゆる指定管理の事業として考えているものと、それからここでいう指定管理者がみずから行う事業、それは自主事業というものでございまして、それら全体を包括した形で業務というふうになっておりますので、これらそれぞれ一つ一つが、全て指定管理業務というものではございません。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） だから私が言っているのは、要するに物販、それからレストランによる収益は、この指定管理業務による収益かどうかということを知りたいんです。それをお答えください。それをやらなければ話が始まらないです。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私のほうから整理します。きのうもこの議論があったんですけれども、今回は収益が期待できる事業と、それから市民向けの、いわゆる公園機能です。これをあわせ持って全体を管理していただくわけです。こちらは公園だから業務委託、こちらはもうかりそうだから指定管理ではなくて、全体を同じ事業者さんに管理をしていただく。その中に、収益が上がらないところと上がる場所があるということです。少なくとも伊豆市としては、自主事業とは別に、物販と食事のところはやってくださいと。それから、できれば市民がいる集まれるような多目的スペースも欲しいですねということは申し上げております。そのほかに、自主事業にどのようなことを提案されるかどうかはわかりません。

先ほど部長から、ただ物売るだけではなくて、地域が元気になる地域振興事業だという説明があったんですが、道の駅がもともと地域振興の役に立つと言われたのは、中国地方からなんです。あそこで道路沿いに道の駅というものをつくってみたら、それまで貯金通帳を持っていなかったお母さん方の野菜が売れるようになったんです。今まで、世帯の貯金通帳はお父さんの名前だったのが、お母さんが初めて自分の通帳を持って元気になったというのが、道の駅が地域振興に役立つと言われた最初のところであって、これは今、土肥地区で元気になっている「ありがとう」と似たような構図なんです。

したがって、単に物売って、事業主さんがもうかっただけではなくて、地域の皆さんが地域でとれる物売って、そしてそこが元気になっていくということなので、地域振興施設と私たちは呼んでいるわけです。その中には、収益事業も当然含まれているということです。その収益事業を期待しているところと、収益が望めない公園機能をあわせ持っている、そして全体として、1つの施設として管理していただくという制度になっていますので、その枠組みについては、御理解を賜りたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 言っていることが何もわからない。

私が聞いているのは、さっきも言いましたけれども、利用料金というのは何ですか、指定管理業務による収益というのは何ですかということを聞いているわけです。何も答えられないではないですか。そんなことでいいんですか。もう道の駅をやりだしてから半年も1年もたっているのに。それがおかしい。

それで、一つ伺いますが、指定管理業務による収益をその指定管理者の収入にしていよいよ、そういう規則というのは、法律とか規約とか、どこに書いてありますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

副市長。

副市長（本多伸治君） 今、西島議員が御指摘の部分は、地方自治法の解釈なんだと思うん

ですけれども、その部分、さまざまに解釈があるということは、私ども承知しております。それを今、特に御指摘というか、御質問をいただいていた今回の道の駅の収益になる部分、レストラン、物販、ここについて西島議員の御指摘は、自主事業なのか指定管理者として指定管理業務なのかという問いだと思っておりますけれども、これは自治法上の解釈も、まだ定まっていないというか、議論はさまざまにあることは承知しておりますけれども、実際の実例を見ますと、一つには、利用料金というものを設定して、それに基づいて、その利用料金制度でレストランの収入についてはその運営事業者を支払うというものと、それともう一つ、これも多いパターンなんですけれども、自主事業として、自主事業をやってくださいねとことを協定書なんか結びながら、自主事業として運営してもらうということで、それをレストラン事業者のほうに収入として上げてもらうと。先ほど市長からも御説明しましたように、やはり道の駅を成功させていくためには、民間事業者の人のアイデアだったりとか経営努力というのを引き出さなければいけないものですから、収入を相手方にとってもらって、そこでインセンティブをもらえるかどうかというのは、またそれは事業提案の中なんですけれども、まずその方向性を持った上で、あとやり方としては、全国でも利用料金というものを設定する、ないし自主事業として設定するというものがございますので、そこについては、今回事業者の人の提案やなんかを見ながら、また他の事例も確認しながら、今後検討していきたいということで、先ほど総合政策部長のほうからは、まだそのことについては決定をしていないと、今検討中だということで回答させていただいたところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 今、副市長さんのお答えがあったわけなんですけれども、それは確かにそのとおりかもしれませんが。だから利用料金を設定して、そこでやるんだったら、私はレストランだって物販だって、それはいいと。だけれども、それによると、それが全然はっきりしていないではないですか。私は利用料金でなければ、自主事業でやるんだったら、それはそれでいいと思います。だけれども、ここに指定管理者が行う業務で、物販とか飲食の提供、これが書いてあるからおかしいではないですか。それで今言った、副市長さんは利用料金を取るのはいいい、自主事業で取るいいと。指定管理業務による収益って、だからこれは何だということを聞いているんです。どこにもそんなことは載っていないです、地方自治法には、指定管理による業務は。それは利用料は載っています。利用料金は収受していいよと。だけれども、指定管理業務による収益というのは、どこにもそんなことは書いてない。指定管理業務による収益なんてことはどこかに書いてありますか。何も書いてないです。勝手につけて、今もって何も決まっていない。どうするんですか、これで、道の駅は。私は全然おかしいと思う。市長、答弁してください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、指定管理の対象となり得る、例えば広場ですとか、そういったところにおける収益等が考えられますので、そこを利用した際の収益等は、こういったものに当たるというふうに考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 何ですか、今言ったことがよくわからなかった。もう一回言ってください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 道の駅全体で、水際公園、そういった広場を併設したような形で全体を考えてございます。そういったところを利用することによって行う事業、そこでの収益等が考えられます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 水際公園で何をやるのか知りませんが、それは自主事業といったって、大したあれではないでしょう、そんなのは。だから私が聞いているのは、物販とレストランの収益のあれはどうかということを知りたいけれども、何もお答えがない。全く今もってそんなことが決まっていなくて、やろうなんて、大体話がおかしいです。

それでは、350万円と言われている指定管理料ですけれども、この費用350万円の用途はどういうものですか。どういうものに使うんでしょうか。全部に使うのか、それとも公益的施設に使うのか、どっちですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） こちらにつきましては、公益的な施設の範囲でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） それでは、ここに書いてあることとちょっと違っているような気がするんですけども、それはそれとして。

この道の駅は、どう見ても観光客のための道の駅で、地元の人が物を売れば、それはそれであるかもしれないけれども、利用するという点においては、地元の人なんて余り利用しないと思います。

それで、7億7,000万円の建設費のうち、実質的負担額、伊豆市の負担額2億5,000万円としていますけれども、これは回収するつもりはあるんでしょうか、ないんでしょうか。市長、教えてください。回収するつもりがあるかないか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 収益事業の中から、どのような提案がなされるか、まだ2社の内容を私は見ておりませんので、そこを今、2億円をイメージ的にその事業から回収できるかどうかは、現時点で具体的に説明することはできません。

道の駅は、きのうも申し上げたんですが、いろんなパターンがあるんです。公設公営のところ、公設民営のところ、函南のようにPFIで、民間でやっていただいて函南町が買い戻しているところ、いろんなパターンがあるわけです。今回は、そこでしっかり観光産業としてもうけていただくところ、市民の皆さんにとって憩いの場所となる公園機能、それから情報発信機能と、そういったものが複合的な施設で整備しておりますので、市としては、公園機能以外には負担をしないということが最低限だと考えております。それをもって、市民に対する公益性はあるものと考えておりますが、そこから先は、できればやはりもうけていただいて、少しでも市にリターンをしていただければ、当然ありがたいと思いますが、今から、2事業者さんの具体的な提案をこれから聞くところですので、私はその場に入りませんけれども、その中でしっかり検討させていただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 西島議員。

13番（西島信也君） こんなようなやり方では、何も決まっていないうんざんなやり方では、回収なんていうのは夢のまた夢です。何も回収できません。拳句の果てには、指定管理料の値上げだなんてなりかねない。本当にこれは何も決まっていなくて、全く全然ざんな計画です、これは。絶対にこんなことではうまくいかないと思います。

そういうことで、以上で質問を終わります。

議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

ここで、議事の都合により、昼の休憩にいたします。

1時40分再開といたします。

休憩 午後 0時41分

再開 午後 1時39分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

青 木 靖 君

議長（三田忠男君） 次に、9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

「住民の意見を反映させた市政」への取り組みについてが大きなタイトルであります。

現在、伊豆市では、総合計画の再検討が行われようとしています。また平成30年度の予算編成に取りかかる時期になっています。

そこで、伊豆市の現状を踏まえて、今後の市政の方針や計画をつくるに当たって、どのような基本的な姿勢で取り組むのか、そして、いかに住民の声、思いを大事にした計画にしていくのかを伺っていきたいと思います。

今日現在の伊豆市の現状をどう捉えていますか。伺います。また20年後の伊豆市のために、今何が必要と考えていらっしゃるのか伺います。

それを踏まえて、来年度以降の事業の計画をつくる段階で、住民からの意見をどのように聞いて反映させてきましたか。また、幅広く、各年代や立場の違う団体など、それぞれの皆さんの意見を聞くための取り組みは、どのように行ってきたのでしょうか。また今後予定しているのでしょうか。伺います。

来年度以降取り組む事業について、それぞれ計画の策定や審議が行われますが、その過程の報告の仕方、計画の案ができた時点での公表のあり方、そして最終決定までの過程などをどのように周知するのか、どんな方法で周知していくのか、どうお考えなのかを伺います。また情報の公開、情報の発信のあり方について、どのように行うお考えなのか伺います。

以上について、市長、教育長、それぞれから答弁を求めます。

議長（三田忠男君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、伊豆市の現状についてですが、この10年近く、ずっと議会で申し上げてきたとおり、今伊豆市は、ピンチとチャンスが同居している状況にあると認識をしております。人口減少、なかんずく子育て世代の近隣市町への社会的流出がとまりません。これが非常に大きな課題として、今も続いております。他方、道路整備の進捗や、国全体による観光振興策など、チャンスも目前に見えているという状況でございます。

そういった中で、おおむね20年後の伊豆半島というものを考えながらこれまで進めてまいりました。まず、ほぼ確実に言えることは、おおむね20年後には、伊豆縦貫道が下田までつながっています。その折には、伊豆市というのは、大平インターと月ヶ瀬インター、2点を中心として、まさに伊豆半島における道路ネットワークの要衝ということになります。クロスロードということになります。それまでには、ICT技術が相当革新的に伸びておりますので、東京や静岡空港からのバスは無人になっているかもしれません。ICT技術というのは、相当これで進捗をいたします。

もう一つ確実なことは、人口減少はかなり深刻になっているということです。大体今、亡くなっている方が500人ぐらい、出生数が100人余り、社会的流出が200人から300人、これがとめられる状況にはございません。問題は、市民に対する行政サービスを維持できるまでの

市の活力が、20年後に残っているかどうかということに尽きようかと思えます。

そこで、この議論を深めるために、参考資料を議長にお許しをいただき、ここに配付させていただきました。私たちは今現在、何となく日本はまだ経済大国だという感覚に浸っているわけです。ここにあるとおり、国としては、人口1億2,000万人、実は先進国の中では圧倒的に大きな人口を擁しているわけです。その結果、GDPや輸出額が国単位で見るとこのような数字になります。ところが1人当たりで見ますと、何と1人当たりのGDP、つまり日本の生産性は世界で27位、これは為替によって多少変わりますので、ことしのデータは変わっている可能性もありますが、私たちはものづくり、工業生産品の輸出大国だと思っておりますけれども、何と輸出額に至っては、世界で1人当たり44位なんです。研究開発費もノーベル賞の授賞者数もこういったことです。そして、1人当たりのGDPは、全ての人口割ですから、現に働いている方々の労働者1人当たりの生産性で見ると、何とギリシャの1つ前の世界で17位なんです。これが現状なんです。私たちは今この世界に住んでいるわけです。

そして、ピークは1994年ですから、1994年に中学校1年生になって新聞を読み始めた35歳以下の皆さんにとっては、日本というのは、実は一度もいいことがなかった国なんです。これが国民の中で、大きな認識の違いになっているわけです。問題は、このまま何も変わらなければ、私たちはこのまま20年後を迎えてしまうということです。

他方、一番下にありますように、これはデータをとろうと思ったらとれるのですが、整理してありましたデビッド・アトキンソン著の本から抜粋しておりますが、今、国が進めております国際観光産業を見ると、何と129カ国中126位という数字なんです。これが世界トップレベルであれば、伊豆半島は将来性がないということです。逆に言うと、これはまだ伸びしろがあるということなんです。

したがって、私たちは、これから20年間、世界レベルのリゾート地を目指す伊豆半島全体として、世界レベルの観光地を目指すという伸びしろがある中で、現在停滞している生産性をいかに上げて、市民に対する行政サービスを維持できるだけの活力を維持するかということが、私は大きな課題だと考えております。

その中で、何といても、最も大切なことは、間違いなく教育です。したがって、この議論は、教育振興審議会、教育委員会、そして議会において、より積極的により深く、議論をお願いしたいと考えております。

それから、2番目のところは、各部長から答弁をさせますが、これまでの私自身の痛切な反省を踏まえて、やはり今、伊豆市が置かれている状況、将来に対する見通し、そして今行おうとしている政策の背景、目的、実施要領等をより細かく丁寧に市民の皆さんにお伝えする必要がある、これは私が最も今反省しているところでございます。現在ある広報紙や、FMISを活用するだけでなく、より広範な、主要政策については一般紙でも取り上げてもらうような広報の仕方とか、圧倒的に若い方々はSNSで情報をやりとりしているようですから、多様な広報の仕方を模索して、あらゆる世代、年代の市民の皆さんに、より深く

政策を理解していただくような努力がまだまだ非常に足りないところだと痛切に感じておりますので、そこを重点的に努力をさせていただきたいと思えます。

議長（三田忠男君） 次に、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

教育長（西井伸美君） 私のほうからは、 つきまして、教育ということに絞ってお答えをいたします。

まず、中学校の現状ですが、御存じのとおり、修善寺中を除いた3中学校は、生徒の少数化が顕著であり、単学級での運営や複数の教科における専門の教科担任の不在、部活動の制約などにより、学校運営に支障を来しています。

しかし、4校を1校にした場合、通学区域が市内全域となり、通学の負担が大きいことや、地域の実情にも違いがあり、土肥地区については、9年間の連続した学びや地域と連携した特色ある教育活動を推進する義務教育学校に再編します。平成30年4月に開校いたします。

小学校は、土肥、中伊豆、天城の小学校の再編成が進み、集団生活を通じて切磋琢磨し、向上心を培いながら、子供たちが健やかに育つための教育環境が整ってきました。中学校の再編の方向性が整い次第、修善寺地区4校のあり方について取り組みます。

さて、20年後ですが、さらに児童生徒の少子化が予想され、修善寺中学においても、1学年2クラスとか3クラス規模になることが予想されます。またほかの中学校では、全て単クラスになると予想されます。

そのため、教育振興審議会には、10年後、20年後を見据えた中学校のあり方について諮問したところでございます。

また、昭和40年代、50年代に建築した学校施設の建てかえが余儀なくされ、長寿命化計画や改築計画が急務となっているところであります。

以上です。

議長（三田忠男君） 補足説明の関係がありますので、総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、2番の住民の意見をどのように聞いて反映させたかという質問につきまして、総合政策部関係についてお答えいたします。

第2次総合計画策定に際しましては、平成26年3月から約1年かけまして、市民意見の反映に取り組んでまいりました。市内各地でのタウンミーティングの開催を12回、さまざまな形でのワークショップの開催を9回、市民・青少年・各種団体に対するアンケート調査の実施、子ども議会を開催するなど、多くの御意見をお聞きし、計画に反映してまいりました。

計画案は、市民有識者等で組織する総合計画審議会への諮問とともに、パブリックコメントにて公表し、その中で御意見をいただきながら進めてまいりました。

そして、現在取り組んでおります第2次総合計画改定作業では、ことしの6月より、意見の反映に取り組んでおります。

これまでの意見聴取については、市の施策に対する市民満足度や意識について、無作為抽

出によるアンケート調査の実施、子育てママスタッフや伊豆総合高校生徒、市内の中学生に対するヒアリングやワークショップの開催のほか、市内4カ所でのタウンミーティングにおける市民意見把握などがございました。

意見内容等につきましては、市ホームページやSNSなどで、随時お知らせしてまいったところでございます。

現在、市の庁内組織でございます策定幹事会や策定委員会にて、改定素案の内容検討、調整を進めており、今後パブリックコメントを経て、市民有識者で組織します策定審議会の答申をいただいた後に最終決定したいと考えております。

次に、(仮称)天城湯ヶ島インターチェンジ道の駅事業についてですが、平成27年度より、地域住民を対象としたワークショップや、地域住民代表や各種団体の代表で構成され、有識者を座長にした(仮称)天城湯ヶ島インターチェンジ周辺構想検討協議会を開催し、意見聴取を行いました。

ワークショップや協議会で議論いただきました内容については、ワーキング便りや協議会通信を発行し、該当地区への回覧配布とともに、市のホームページやSNSによりお知らせしてまいりました。

また、地権者説明会や地元の月ヶ瀬区や篠原班を対象とした説明会を開催し、事業内容の周知を行いました。

今後も、現在進めております実施設計の進捗状況や、指定管理候補者の選定状況について、市のホームページや広報などを活用しながら、市民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

議長(三田忠男君) 建設部長。

建設部長(山田博治君) それでは、建設部都市計画課のほうから、2番について回答します。

現在、都市計画の見直しを進めています。平成32年度には、中伊豆、土肥、天城湯ヶ島地区を含めた市域全体への都市計画区域拡大を目指し、住民説明を行っています。

ことは、8月から9月にかけて、地元説明会を市内10カ所で行いました。まずは勉強会として、都市計画とは何か、都市計画の必要性やメリット・デメリット、住民の皆さんへの影響など、正しく理解してもらうための説明を行い、その場で質疑応答を行いました。会場に来られなかった方には、広報やホームページで意見交換の内容等、開催概要をお知らせしています。

今後も、平成32年度に向けて、地元説明会、個別相談会などを実施し、丁寧な説明を進める予定でございます。また希望により、小さな地区単位でも説明会を開催することを考えております。

意見の反映についてですが、説明会や個別相談会で出された意見について、対策できる・できないを含めて、全ての回答が必要であると考えております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、子ども・子育て支援事業計画の策定につきましてお答えいたします。

伊豆市子ども・子育て会議条例に基づきまして、委員からの意見を聞くだけではなく、小学生以下の児童を持つ保護者を対象に、アンケートをとりました。

この計画には、若い子育て世代の意見を反映させる必要があると考えます。

今後の予定といたしまして、前回のアンケートの回収率が低かったことを踏まえ、アンケートの手法検討や、若いお母様方の意見を聞く場を多く設けるなどして、今後の計画策定を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） 今回の質問の趣旨は、今いろいろ説明していただいたんですけども、中身のことを一つ一つ言うつもりはありません。情報の扱い方であるとか、対話のあり方、そういうことをテーマに、もう少し質問させていただきたいと思います。

先に、市長部局のほうに聞きたいと思います。

今もお話いただいたように、全体的な伊豆市のこれからの姿をもう一回見直しをしているということだと思っておりますけれども、その過程で、今市長もおっしゃっていましたが、恐らくもっと説明が必要なんだろうと思っておりますけれども、市民の方も、意識の非常に高い方は、説明をしてもらっても、基本的な市のほうの見通しの制度といたしますか、それをはかりかねているんだと思っております。納得はできないまでも、理解をしてもらっているのかどうかという、その段階で、基本的な認識ですよ、今市長がおっしゃっていたような現状認識のところ、まだまだ一般の市民の皆さん、あるいは議員もそうなんですけれども、一番基本のところの認識のところ、まだずれがあるような気がしてしょうがないんです。それは、人口がもっとも減っていく、そういう中で、本当に今の市の見通しが、これでは甘い見通しではないのかというあたりが気になっている方が非常に多いと思っております。その辺の基本的な認識の相違をまず認識しているかどうか。僕はすごく隔たりがあると思っているんです。そこを伝えきれていないところが、そもそものスタートであって、そこがうまくいけば、全体が動き出すのではないかと考えているんですけれども、その基本的な現状認識のところ、差があるかどうかという、その認識が市長にあるかどうか。そこを埋めるためにはどうすればいいとお考えでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ある意味、政策ではなくて、市長の行政運営の中で、正直言って最も

難しい課題の一つだと考えております。去年のちょうど今ごろ、20回近くのタウンミーティングをやったわけですが、やっぱりどうしても、幾ら説明しても御理解いただけなかったと今も思い出すのは、やはり100億円の無駄遣い事業ではないかと。つまり将来の財政を安定させるために組んだ事業だったんですが、財政制度は説明すればするほどわからなくなって、相当いろいろ広報の仕方は悩んだんですが、どうしても、ちゃんと説明すればするほど、こちら側の説明は難しくなるんです。特に行政制度の中でも財政というのは非常に難しいものですから、ましてや伊豆市は、いろんな財源を使っているんで、それは一つの代表です。

それから、幾つかの事業を効率的・効果的にやろうとすればするほど、どうしても複合事業になります。昔のように縦割りで、これは農林課の事業、これは観光課の事業というものだけではできない時代になっていますので、国のほうもそうです。以前は、幼稚園は幼稚園、保育園は保育園、作業所は作業所と、きっちり分けないと補助金が出なかったそうなんですが、今は「ふらっと天城」のように、むしろ複合事業を進めるべきだということになって、これだけ社会が変わっているんです。ところが、複合型事業になると、なかなかこれが御理解いただくのが難しくなることも事実でございます。

したがって、今求められている将来の公共サービスを維持するための財政のあり方、それから事業の組み方等に、市民説明と御理解をいただく非常に困難を考えていて、今直ちに解決策を残念ながら持ち得ていないというのが正直なところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） 新聞報道等でも、他市町でも、複合施設であるとか、そういった計画があって、恐らくその必要性があるからこそ、合理性を求めてそういう事業が上がっているんだと思うんですけれども、今おっしゃったとおりで、事業の予算規模が大きくなりますから、そこで理解が得られていないのかなというふうな事例がほかにもあります。全体の事業の予算を抑えようとしているんだけれども、その金額が大きくなることに理解を得られない。そのあたりの、やっぱり情報のやりとりの仕方が、今までと同じではできないんだと思うんです。今すぐ方法はないということですので、そこは考えていただくということをお願いします。

そこで、もう少し分解して、きょうは情報の話をしたいので、情報の発信の部分と、あと意見の回収の部分、それを最終的にどういうふうに政策に生かすのかということまで、最後まで話したいんですけれども、今現在の情報発信、例えば広報紙であるとか、ホームページであるとか、SNSという答えも今ありましたけれども、その情報を一元的に執行部のほうで管理しているのは、総合政策部長ということですのでよろしいんでしょうか。だとしたら、全体的な情報の管理というのをどういう考え方でやっているのかというのをまずちょっと聞きたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） ただいまの青木議員のおっしゃるとおり、今、市からの各種情報提供等について、情報発信、これらにつきましては、総合政策部の所管で行っております。基本的には、窓口は一元的に行っているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） 先ほどの答弁にもあったように、いろいろな説明会であるとか、意見交換をして、それについての回答を広報とかホームページとかでしていますということだったんですけども、情報ツールとして、広報紙、それからホームページ、今はFM、これらが主になっていて、SNSもFM ISのほうで一部扱ってもらっているというふうに理解しているんですけども、今現在、ホームページでいろんなものを確かに出していますけれども、その情報のツールとして、ホームページがどの程度機能しているというふうに評価されているのか、あるいは、結構いろんな情報を出しているんだけども、意外と見てもらっていないのか、うまく機能しているのか、機能していないのか、要するに、もっとホームページを見てもらうような努力だとか、そういうのが必要なのではないかなと思うんですけども、ホームページの現在の使い方とその評価を伺います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） ホームページにつきましては、今年度、一度ポータルサイトという形で、入り口部分の見直しをして、情報の一元化ができるような形に改善をさせていただきました。ただ、実際にその効果がどうであるかといったところにつきましては、ちょっと数字は持ち合わせておりませんが、例えば、それで飛躍的に情報の提供が伸びたかといったところについては、改善がされたがために、それでもって進んだというところまではまだ行ってないかと思っております。そういう認識でございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） ホームページそのものは、今かなり充実してきているんだと思うんです。入り口がちょっと入りにくいとか、いろいろ問題はあるにしても、ホームページでの情報公開というのは、引き続きやっていただきたいと思うし、もっと改善の余地があると思っています。

そこで、ホームページとかをごらんにならない方もたくさんいますので、SNSも御利用にならない方もたくさんいらっしゃいますので、そういう方たちに対して、逆にITが進んで、情報をとれる人は大量にとれるんだけども、そうではない人との情報格差がどうしても出てきてしまうものですから、市のほうで発信しているつもりでも、受け取っていないと

いうふうに受けとめられる方もたくさんいらっしゃるということが事実でして、そこを従来の広報伊豆とかだけでは、恐らく埋められていないんだと思うんです。その辺をどういうふうに感じていますでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） まさしく、御指摘の点はございまして、全ての方が、そういった各メディアを使って情報を仕入れるというのは難しい状況でございます。それより一番根本的なツールとしては、やはり広報紙というものがございまして、これは各戸に今配布されているところでございます。ただ、これも文字情報を送るというだけでは、なかなかそれで十分伝わったかというのは、やはりとる人にもよりますので、現在一部取り組んでいるんですけれども、FM ISの中でも、そういった市の情報関係を放送して流しているところでございますので、そういった複合的な対応をしながらやっていくのは、一つの方法だと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） まだ実は、FMが聞けないところが一部にあるということですので、そこを補完しての話ですけれども、やっぱり昔は、きのうから話が出ていた有線放送って、もっとみんなが毎日必ず聞いていたと思うんです。今、市からのメールで、振り込め詐欺が今多発していますとかっていうことまで、メールで今入ってくるんですけれども、さっき言ったように、メールを使わない方もいっぱいいて、実はその方たちにこそ振り込め詐欺の話は伝えたいというようなこともあるので、ぜひFMを全体で聞けるようにして、そういったITを使わない人でも、昔の有線放送みたいに、毎朝必ず聞いてもらうようなところで重要な情報を流すとか、そういうことも一つの手段としてはあり得るのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） まさしくそういったことで考えていかなければならないんですが、その方法として、それを狙ったわけではございませんが、今回も広報の中で、例えばFM IS、それは一つのコミュニティ放送ではありますが、そこにさまざまな市の情報ということで、特に昨日の本会議の中でも御質問等ございましたが、災害情報、そういったものの情報提供をしているよというような形でまず出して、まずは最初に、そういったラジオという一つのメディアを活用することを市民の皆様にお気づきいただくというようなことを考えたことを、広報紙の部分に一部ちょっと記載をするような工夫を始めたところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） さっきも言いましたけれども、情報格差があると思います。メールを使える人とそうではない人の差を絶対埋める必要があると思っていて、そういうところを基本的な事業の目的であるとか、背景とかを伝えるのにも、ぜひ使ってほしいなと思います。

次なんですけれども、それが今、発信の話ですけれども、今度は皆さんの意見を聞く場、対話の場のことについてちょっと聞きたいと思います。

タウンミーティング、各種それぞれの事業の説明会、あるいは意見交換会等々、いろいろなものが行われてきました。恐らく、文教問題をやっているときは、ことしよりもかなり多い回数をやったはずです。振り返っていただいて、相当回数は行ったんですが、それは一定の効果は上がったとは思いますが、やってみてどうだったのか、改善の余地があるのか、思ったほどではなかったのか。またそれを踏まえて、今後、タウンミーティングであるとか、説明会であるとか、変えていくようなお考えがあるのか、そこを伺います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 変えていこうと思っています。これ実は試行錯誤なんですけど、いわゆる御用聞き型の何でもどうぞというタウンミーティングを旧町単位ぐらいの広さでやると、ほとんど参加者は期待できないという感じです。去年は1つ大きな具体的な事業がありましたので、それで去年の今ごろはやったんですが、今、次にやるべきであると考えているのは、その地区にとって最も重要な課題、例えば小土肥では津波対策をやろうと思っているんですが、そういった重要な課題のときに、一番皆さんにお集まりいただけるのではないかと。でも当然その議論をするんですが、そして最後に、そのほかにありませんかという形が、ひょっとしたら一番、皆さんの関心を喚起するのかなという気がいたします。

先般、沖の原に限定をしてタウンミーティングをやったんですが、あそこがかなりの数あるんですが、それでも、たしか沖の原地区の方、四十数人だったと思います、参加いただいたのが。ほかのタウンミーティングから比べると、1地区で40人というのは多いんですが、それでもやはり、これだけの課題でこれだけかという御意見もあったんですが、少しでも参加しやすいようなテーマ設定と地区設定をした上で、さらにその中でその他の御意見も拝聴する形が、現時点においては、御意見を集める手段としては効果的なのかなと考えております。

〔「教育部にも同じ質問を」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 教育長、答弁願えますか。

教育長。

教育長（西井伸美君） 正直言って悩んでいます。いろんな方法でやって、いろんなよかった点もありますけれども、そうでないような点。ただ私の経験の中学校問題についてのことでいうならば、小学校単位で保護者に対して案内を出して、保護者にやった説明会が一番人

は集まってくれたのかなと。それはまた、当然我が子のことを話をしているわけですから、来てくれて、意見、質問がいっぱい出ました。

今度、では市民に対して、保護者にはそうやれば、多分我が子のことですから集まってくれると思いますが、市民に対してはどんなふうな形で説明会といいますか、意見を聞く会といいますか、そういう会合をやるときにやればいいのかというの、非常に悩んでいるところです。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） やっぱり、時間もある程度かけなければいけないんでしょうし、工夫も必要なのかなと思いますけれども、今、変えていく、あるいは悩んでいるということですので、検討していただいているということだと思いますから、意見の取り入れ方、その開催方法であるとか、ぜひ引き続き検討をお願いしたいと思います。

それで、またこれは総合政策部長になるかもしれないんですけども、そこで説明会、あるいは意見交換会に来て、非常に限られた時間しかないものですから、全ての人が全て意見を言えないんだと思うんです。そういう人が集まったところでは、なかなか発言しにくいけれども意見を持っている方というの、もいらっしゃる。そういう方の御意見をやっぱり拾う必要があるだろうと思うんです。そこで、使いづらくなったという一部の御意見もあるんですけども、ホームページのところ、お問い合わせ、御意見、御提案というスイッチがあるんです。そこから入っていくと、ホームページに3,500字まで書き込みができる御提案のところがあって、なぜか静岡電子申請サービスというところにつながって、そこから書き込むんですけども、これを説明会の後に、きょう御意見伺えなかった皆さんは、こういうところ、書き込みができますという御案内をぜひしてほしいんです。今やっているのか、やっていたとしても、新しい説明会をやると、また対象者が違いますから、毎回毎回やらないと、常に対象者が変わるはずですので、それを恒常的にやってほしいんですけども、どうですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） お答えする前に、一つ参考に、私がこれまでやった市民アンケートの中で、50%を超えた回収率はたしか2つだと思います。65歳以上だったかな、対象にした認知症の自己チェックアンケートがあったんです。これはたしか50%を超えて、アンケートをとってくれた方から、驚異的な数字だと、ものすごく信頼度が高い。恐らくその対象の方々は、我が事としてお答えいただいたと思うんです。もう一つは、この4月にやった幼稚園から中学生までの中学校等に関するアンケート、この2件だけが、やはり我が事としてお答えいただいた案件ではないかと思っています。そのほかは、全部回答率は大体4割以下ですから、そういった直接関心の高い問いを皆さんに投げかけるということが一つ大事なんだろう

かなということが一つ。

それからもう一つは、去年のタウンミーティングまでは、全て最後に、どの集会であろうと、ホームページのここにありますがと。もう一つここで申し上げたのは、必ずまず私が見ますと。私が見た上で、担当の部長、課長に指示をするか、自分から答えますということを行いました。何となくホームページに投稿されると、順番に行って、いろんな人に見られて市長に行くのではないかという、ちょっと不安があったようですので、必ず広報の担当は、私に最初に持ってきますということを明言した上で、ここをぜひどうぞということを書いてまいりましたので、これからも、集会やタウンミーティングの際には、それは必ず徹底していきたくて考えております。

議長（三田忠男君） 総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 今、青木議員からございましたホームページからの意見を募集するという、確かにそういうシステムになってございます。具体的には3つほど、いわゆる意見を言う内容として、それに対して回答が欲しいのか、いらなくて一方的に意見を言っていると、もしくは問い合わせをするというような形で、それぞれのものによって、回答するものもあれば、回答せずにそのまま行政の情報として持っていただくようなものがございます。

ただ、タウンミーティング等で御意見を頂戴したいというようなことを市長のほうもかねがねいろんなところで言っております、具体的にこういったものがあるということをもう少しやはり市民にアピールする必要があるという認識でございます。最近の事例でいきますと、この問い合わせ関係で多いのは太陽光発電、実は伊東の問題を間違えて伊豆市に送ってくるというような例があって、そういうのは非常に多いんですが、少なからず、こういったものを使って意見を言おうとする人たちは多いということがわかりました。ただ、間違えるということは、当然市外の方であるんですけども、そういった中で、やはり市民の方からも、いろんな問題点の提起というのでも出ております。ただ、やはり数としては非常に少ない状況でございますので、こういったせっかくあるメディアをもっと活用するというのは、青木議員のおっしゃるとおりでありますので、その辺については、今後検討を図っていきたくて考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） 先日のタウンミーティングでも、今度教育部のほうですけども、若いお父さんの参加者の方が、若い人の意見を聞いてもらうにはどうすればいいでしょうかというような投げかけがあって、その場では特に内容までは御発言はなかったんですけども、今のようなホームページから提案ができるというところの御案内は、教育部のほうでもぜひやってほしいと思いますけれども、お考えはどうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 保護者を特に対象とした場合は、かなり年齢層も若いですし、そういうものに抵抗感は少ないと思いますので、広く広めていきたいというふうに考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） それで、またさっきと同じなんですけれども、ホームページとかを使わない方の意見もぜひ拾ってほしいんです。今、恐らく支所とかには御意見箱的なものがあると思うんですけれども、その辺の活用の状況というのはどうなんでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 現在の状況は、申しわけありません、ちょっと把握はしておりません。

確かに議員おっしゃられたように、各支所でのいろんな御意見の、いわゆる目安箱的なものというのはしっかり検討させていただいて、置かせていただくようにしたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） 余り使う人がいないということかなと今思いました。

逆に、今度は電話をかけてこられる方もあると思うんですけれども、それはどこでまとめてくれているんでしょうか。秘書室に電話がかかるんですか、そういう御意見というのは。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 例えば、具体的に部署がわからない場合であれば、問い合わせ先としてどうしても秘書室あたりに来ることが非常に多いです。当然そこで来たさまざまな意見につきましては、該当する各所属のほうに連絡して、基本的にはそちらのほうで対応するというような形をとっております。またものによっては、総括して、それを受けました秘書室のほうから回答するというのもございますので、それについては、特に具体的に一つの方法があるということではなく、いろいろな形で住民からの問い合わせ、意見については、調整を図ってそれぞれの部局で対応していくという形になっております。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） 電話についてもそれぞれの部に割り振ってもらっているということでもいいですね。そういう取り組みを引き続きお願いしますということにしておきます。

それで、実は、もう一回ホームページに戻るんですけれども、今ものすごく変化が速いので、今のものをまたそのうち更新するのかなと今思っているんです。動画がもっと多くなると

か、もっと見やすくなるとか、今の予定でいいですけども、一般的にホームページはどのくらいのスパンで変更するのか教えてください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） ホームページの基本的な情報、新情報等につきましては、随時入れておりますので、そういう意味では、今の状況でもできるだけ最新の情報が皆さんの目に行き渡るような形をとってございます。ただ、今言いました更新という話でございますが、更新という形でいいですと、今年度一応システムの更新を1つさせていただきました。さまざま新しくなったもの、見た目は変わらないんですが、内容について大分システム上の考え方が変わっておりますので、それをどういう状況なのかというのは、数年の間は、どうしても運用した中で課題を探っていかなければならないと思っております。そこで、やはり必要な、例えば内容の修正等が出てくれば、随時やっていくこととなりますが、現在のところは、今あるシステムをそのまま使って、もう既に若干課題等も出てきているんですけども、そういったものを集めた中で、今後対応するということとなります。年次としてどれくらいかというのは、まだはっきりしたことは申し上げられませんが、何年かに一度という形で見直さなければいけないかなというふうに考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） そうしましたら、またちょっと進みますけれども、いろんな審議会やら協議会が行われていて、本文の中でも言いましたけれども、審査の過程、あるいは計画案ができた状態でどういうお知らせをするかというようなことがあって、その辺の情報の出方が、皆さん結構気になっているところだと思うんです。今、新しいこととか、大きな事業が目白押しですので、その辺の情報の出し方について、ちょっと最後に確認していきたいと思うんですけども。

基本的には、いわゆるプライバシーポリシーであるとか、そういうのがベースになっていると思うんですけども、ここまでは出すけれども、ここまでは出せないよというルールがあると思うんです。あるいは、これは積極的に出したいけれども、これは出したくないとか、いろいろな状況や、個人情報であったり、契約だったり、いろいろあると思いますけれども、基本的な考え方、そういう現在進行形のものについての基本的な情報公開の考え方を教えてください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 今、審議過程も含めて、基本的には個人情報に触れないところは、ホームページで届くようにしております。先般、別の場だったでしょうか、新しいごみ焼却場の中のホームページにたどりつけなかったという御指摘もあったんですが、たしか700ペー

ジだったかな、過去の議論が全部載っているんです。ですから、一旦私が印刷をして、全戸に配布しようかと思ったけれども、とてもそんな量ではないので。

ただ、「それを全部見てください。だから市としては情報公開しています」というわけにはいかないのです、やはり要点については整理をして、広報紙なり、あるいは重要案件については独立したペーパーで配布させていただく必要もあろうかと思えます。

ただ、正直言って、月に1回の区長配付ですと、現状でも「多い、何とかしてくれ」という状況の中で、例えば、支所とかコンビニに置かせていただいて、市民の皆様には申しわけないけれども、そこまで取りにきてくださいよとか、申しわけないんですが、市民の皆さんからもちょっとアプローチしていただくことも訴えさせていただかないと、なかなか必要な情報を全部丁寧にというところまではいかないようなことも危惧しております。

情報の行きと帰りについては、我々行政と市民の皆さんとで、ものすごくキャッチボールを深めてまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） ちょっと違ったんですけども、情報の出し方をどこかで押さえているのではないかというふうに思っている方が多いんだけれども、今の市長の答弁だと、出しているけれども、全部はなかなか見てももらえない環境ですということだと思っておりますけれども、ここまでは出す、ここからは出せないという判断基準がありますよねというふうに聞いているんです。過程のもの、途中のもの、そこをお知らせしていないでしょうという話です。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 市として、特にこういうルールでマニュアル化しているものは当然ないんですが、それぞれの担当、それぞれの部署で、節目節目に出すようにはお願いはしています。ただ、出す情報はどこまで成熟した情報なのかという問題もあります。中途半端に出して誤解されるという懸念もありますし、当然議員おっしゃるような、個人に関することは当然省きますので、それは各それぞれの計画であり、事業であり、節目節目でしっかり出すようにはしていきます。

ただ、本当にその熟成度はいろいろ問題がありますので、そのあたりは若干タイミング的に遅いと思われることもやむを得ないかなと思っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） 今、一般的に情報量が非常に多くなっていて、それに比べて、伊豆市の情報の出し方がどうかというような見方で多分見られているんだと思っております。情報戦争とも言われますから、情報のやりとりの中にも意図を感じる方もいらっしゃると思いますので、なるべく情報を出せるようなものは、早いタイミングで精度の高い情報を出していただ

きたいと思うんですけれども、その辺が聞きたかったんですけれども、要するに、出し渋っているのではないかと思われている節があるようなところがあると思うんです。その辺の考え方をもう一言だけ教えてください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 確かに、出てきた情報が遅くて、変な予見を与えてしまうというのは、こちらの本望ではございませんので、例えばどういった情報を今後公開する予定なのか、そういった形でやるとか、幾つかその方法があると思います。一番早いのは、先ほど言ったとおり、早い情報を早い段階で出すというのがよくて、しかもそれが、余り情報量があると逆に見ていただけないということがあれば、必要最小限の的確な情報を公開するというような形になりますので、これらにつきましては、いわゆる市全体の中で、各部局の情報の出し方とか、そういったものを一度しっかり整理して、もう一度そういった、市民に対する行政サービスの一環として考えていきたいと思えます。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） わかりました。

それでは、紙媒体の各部から出てくるいろんな資料があつて、これも部で結構仕事の性質が違いますから当然なんですけれども、健康福祉部さんあたりから出てくる資料は非常にわかりやすく、タイムリーな情報も入っていて、いいと思うんですけれども、そういう各部からの情報の発信の状況とかを監理してほしいんです。ここはもっと出せとか、ここを直せとか。そういう市から出している情報を一括して監理している責任者というのは、やっぱり総合政策部になるんでしょうか。そういう紙媒体のものも結構重要ですので、さっきから繰り返していますけれども、情報格差を埋めるという意味で。紙媒体の市からの情報の出し方をもっと各部からどういうものが出ているかというのを誰かにコントロールしてほしいんですけれども、そういうことってできないですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 秘書室の広報広聴スタッフがその担当なんですけど、したがって、総合政策部長が全体をやっております。

ただ、市長が一番、市民の皆さんの声を一番聞くのも私ですので、こういう情報を出したほうがいいよということは、かなり直接言うこともあります。もちろん総合政策部長のほうで、全体を統括していますけれども。

その中で、こういうところが少し足りないとか、あるいは健康福祉部は、実は若いお母さん向けの資料が多いので、とにかくわかりやすく、若いお母さんが読んでわかるような単語を使ってくれとか、相当部長以下苦労してもらいました。あとは、税制とか市民課のところ

で、国保とか、非常に行政用語が続く文章があるものですから、ただ、そこはなかなか平たく直しにくいようで、そういったやりとりも、市長とそれから総合政策部と、それから広報広聴スタッフのほうでやっています。ただ、まだまだ道半ばですので、ぜひ改善提案を具体的に皆さんからありましたら、御提案いただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） 教育部のほうも、今大きな問題があるものですから、なるべく情報を出してほしいんです。校舎の状態がどうだとか、そんな細かいことでもいいので、なるべく、皆さん関心がありますから、ぜひ紙媒体の発信を検討してほしいんですけれども、できることとできないことがあるというのもわかりますので、どの程度なら教育関係でも新しい発信が可能かということをお聞きします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） さっきから話に出ている個人のプライバシーに関する事だとか、具体的な子供に関する事は出すことはできませんが、それ以外のところは、基本的に出す分には、何も特に問題はないと思っています。

ただ、今のことからいうと、私の認識が甘いのか、逆に言うと、どういうものが欲しいのかというのをつかまえない部分というのはあるものですから、それがわかれば出すことについては、選択はしますが、そんなに多くの問題があるとは思っていません。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） また御提案やら、市民の方からの要望とかもあれば、紙媒体での情報発信もさらにお願ひできるということだというふうに受けとめました。

そろそろまとめに入りますけれども、最初に市長に答えてもらって、まだ難しいよということだったんですけれども、やっぱり今大きく変わろうとしているときなので、一番の基本の部分の政策の背景、そういうものをぜひ伝える努力を市役所全体でやってほしいと思うんですけれども、今やろうとしている本来の事業の目的だとか、その背景というのを伝える努力を市役所全体でやってほしいんですけれども、その取り組みについて、最後にまとめでも一言、これからどういうことをするのかというのをお願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 厳しい、そして率直な御提言を今賜ったと思っています。

年を改めてということもあるんですが、今総合政策部のほうで総合計画の見直しを3月をめどにやっておりますので、そこで一定の方向が出ようかと思っています。その中で、今までの総合計画の骨子が変わるわけではないので、改めてその折には、私たちはどの方向に、なぜ、

いかに向かおうとしているのかについて、もう少しすっきり説明をさせていただけるよう、努力を傾けてまいります。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） ぜひ、丁寧な説明と意見吸収をお願いします。

きょう、私の発言通告書の中で言った住民の声、思いを大事にした計画というのは、先日の委員長報告でもさせてもらった、益城町の町長が復興計画を立てるときに、こういう姿勢でやりますということで、いろんな場所で非常にたくさんの方が参加した中で、住民集会であるとか、意見交換会をやって、復興計画をつくりましたというところに出てきた言葉が、この住民の声、思いを大切にしたい計画ということなんです。ああいった災害で、本当にほとんど全員が被害を受けたというような、本当に危機的な状況だからこそ、皆さんの関心が高く、将来のまちづくりに参画されたんだと思うんですけども、我々の置かれている立場も、考えようによっては非常に厳しい状況にあるわけですから、ぜひその辺の注意喚起とともに、我々はこれをどうしたいのかということをごぜひ積極的にさらに発信していただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長（三田忠男君） これで青木靖議員の質問を終了いたします。

ここで、2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時40分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

森 良 雄 君

議長（三田忠男君） 次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

きょうは、傍聴者ゼロかなと思ったんですけども、ありがとうございます。

さて、今の昨今の日本を取り巻く情勢はあれです、北朝鮮のぼろ船、いかりはないようですし、かじもない、スクリューは落としちゃった、青木さんの話を聞いていると、まさに我が町と同じです。どこに行ってもいいかわからないと。

市民の皆さんはよく知らないでしょうけれども、伊豆市の財政は確実に硬直化していますから。要は、はっきり言うと、行き詰まっているということです。市政の行き詰まりが今の質問で十分におわかりになったと思えます。

さて、本題に入ります。

市長の海外出張です。

私は、この質問は、これは公的な海外出張ではないと判断しました。プライベートツアーです。ぜひ、いや、違うよ、これは公的な海外出張なんだよという見解をここで示していただきたい。はっきり言って、公金が幾ら使われたかもわかんないんだよ。

市長は7月1日から3日までインバウンドと称して台湾へ出かけています。間違いありませんね。台湾へ出かけた目的は何ですか。

何人で出かけましたか。同行した伊豆市民の人数は何人ですか。一緒に行った方、同行者はどんな方ですか。人数や役職、氏名を伺います。人数は6人ですか、8人ですか。同行者は伊豆市での役職はどんな役職ですか。夫人も一緒に行った方もいるようですが、どなたか伺いたい。市民の間では、いずれも市長の後援会の幹部の方とされていますが、いかがですか。

台湾で会った方はどんな組織のどんな方ですか。要は、私的な組織か公的な組織かを伺いたいです。組織、役職、どんなことをしている組織ですか、説明してください。この組織と台北市との関係はどんな関係か、市長とこの組織の関係を伺いたい。

7月1日の夕食はどこで誰と取りましたか。2日はパーティーのようですが、何人で参加しましたか。

市長は、7月は台湾へ2泊3日、8月はカナダのネルソン、ホープへ7日間、9月は中国へ8日間、3カ月の間に実に18日です。成果はいかがですか、ぜひここで述べていただきたい。

特定空き家。

狩野川公園前の特定空き家等について伺います。

ここについては、9月議会の一般質問でも伺っていますが、有効な対策はないようです。その後、何か前進がありましたか。進展がありましたか。

この11月3日から3連休では狩野川公園の駐車場は大にぎわいでした。公園の遊具で遊ぶ子供たちでにぎわっていました。伊豆市には遊ぶところがないと言っているお母さんもいるようですが、ここは国道に面した公園で、楽しそうに遊ぶ子供たちを車から見るすることができます。

記憶に間違いがなければ、以前、市長はこの公園の遊び場を考えたいと言ったことはありませんか。私の記憶違いでしょうか。この公園の拡張ができればと思いますがいかがでしょうか。

国道を挟んでいますが、特定空き家を駐車場にする考えはありませんか。たしか、前回の質問ではここは特定空き家だと言ったはずですが、現在の認識はどうか伺いたい。

サイクリングの方が駐車場を求めてうろろうしている方もおります。サイクリングの拠点でも、駐車場があるかないかで価値が大きく異なります。駐車場の拡張を検討してはいかが

でしょう。

霞堤。

霞堤という意味、皆さん御存じだと思いますけれども、読んで字のごとく、かすみのような堤防ということです。要は、堤防がないということです。

ことは、大型台風が伊豆半島に接近してきました。建設部長、僕の判断で間違いがあったら言ってください。幸いなことに、大した被害もなかったようですが、まだ伊豆市には霞堤が存在するようです。私の思い過ごしならよいのですが、霞堤を確認しているようなら、伊豆市、「提」が違います、土へんに直してください。霞堤を確認しているようなら、伊豆市内にはどこにあるのか教えていただきたい。

牧之郷の沖の原地区は、堤防よりも下に民家があります。狩野川の水が野尻川を逆流するおそれはないでしょうか、市長の考えをお聞きしたい。

伊豆市で水害のおそれのあるところを把握していますかを伺います。

先ほどのあれでも、市長の話にも出たようだと思いますけれども、温暖化対策とか環境対策、これはもう今世界的な問題です。国連の政策というのは、ここに尽きるんです。

トレイルランニングレース。

12月10日にトレイルランニングレースが行われます。一般のハイカーからは迷惑だの声も出ています。狭い山稜線歩道に1,500人も入ります。1,300人だからよいのですか、何が起るか想像できないようです。道が壊されます。自然が壊されます。

トイレの用意はしてありますか。二本杉峠から仁科峠の間では、トイレは幾つありますか、幾つ用意しておりますか。山の中から出てくる参加者がいます。何をしているか想像できますか。

オーバーユースという考えがわかりますか。国立公園の中の伊豆山稜線歩道を破壊から守りませんか。

市長には、ぜひこの伊豆山稜線を全線歩いていただきたい。

次、ジオパーク。

市長は、9月17日から24日まで中国まで行ってきました。何しに行ったのですか。

世界ジオパークへの見通しはいかがですか。感触を伺いたい。見通しを伺いたい。

伊豆半島ジオパークには、足りないものはありませんか。私がいつも言うのは愛、愛なんです。愛が足りないようです。

ジオパークのこれからを伺いたい。

ジオパークはユネスコだと言ったのを覚えていますか。ユネスコは国連に属しています。国連は何を求めていると思いますか、自然保護ではないでしょうか。もし、ジオパーク、世界認定が難しいようでしたら、やはりこの辺が不足しているのではないかと思います。

次、狩野川の水質悪化。

狩野川の水質の悪化はひどいと思いませんか。橋の上から水面を見るだけでも、透明度が

悪くなっています。狩野川の水質をよくしませんか。市長がよくしようと思えばよくなります。

水質検査はしていますか。検査結果はいかがですか。水質検査をきめ細かく進めませんか。狩野川の支流の大見川の水質の悪化が特にひどいようです。BODの悪化がひどくありませんか、伺いたい。

次、先ほども教育問題がお話されておりました。私も、伊豆市の未来は教育に尽きると思っております。教育長さん、ぜひ頑張って、伊豆市を日本一の教育のまちにしてもらいたい。全国学力調査について伺いたい。

4月に行われた全国学力調査について伺います。調査結果について伺います。

調査結果に基づき、これからどんな対策をとるのかお聞きしたい。

改めて伺いますが、伊豆市の児童生徒の成績はいかがでしたか。

アンケートではどんなものがあったでしょうか。アンケートでは児童生徒と先生に食い違いがありませんか。

学力テストの分析ソフトがあるようですが、伊豆市では導入されていますか、導入状況を伺いたい。導入されているようでしたら、使用状況を伺います。

以上です。

議長（三田忠男君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、台湾訪問の目的は、インバウンドの推進という目的を持って、私と伊豆市観光商工課の担当職員主査の者と2名で出張いたしました。同じ行程で参加した市民さんは、伊豆市インバウンド推進プロジェクトチームの方や一般市民の方、合わせて6人でございます。私の後援会とは関係はございません。

先方でお会いした方は、まず伊豆市の台湾における観光大使をお願いしております林果児氏、この方は、7月をもって台北永楽ロータリークラブ社長につかれたということで、その就任式に参加をいたしました。この機会に、静岡県台湾事務所の宮崎悌三所長や、あるいは日本台湾交流協会の渡邊金三氏にもお目にかかっております。

7月1日の夕食、御質問でございましたけれども、台北市内でこの方々と夕食をともにしております。台北永楽ロータリークラブは、国際ロータリー第3482地区として、社会奉仕活動や人道活動をしている組織であると認識しておりますが、私はロータリーの会員ではなくて詳しくございませんので、そこは少し伊豆市長としては正確にお答え申し上げできないかもしれません。

それから、まず、成果ということですが、去年の議会でも報告したかもしれませんが、台湾との交流は伊豆市長単独だけではございませんで、まず県がやっています。それから、伊

豆半島全体として、美しい伊豆創造センターで台湾に対するインバウンドもやっております。また、去年の11月から12月にかけて、自転車を一生懸命振興している3480というロータリークラブの自転車隊がおいでになり、その後林さん御一行がおいでになり、そして私がまさにプライベートで去年の年末は台湾に伺ったわけです。

これは、まさに伊豆市に来てくださいという、こちらがインバウンドで推奨している、来てくださいとお願いしているサイクリングとゴルフを公費ではできませんので、来てくださいという以上は、こちらからも行って同じことをしなければ相互交流になりませんので、その際には私費で行って、私はサイクリングとゴルフはしてまいりました。そしてその結果、今回7月に林さんのロータリークラブのほうで呼んでいただき、10月の上旬に3480のロータリークラブの自転車隊が伊豆半島においでいただき、その流れの中で、GIANTの創始者の会長さんの娘さんと今、コンタクトがとれて、そしてGIANT JAPANとの連携も、今、着手されているところであります。そういったいろんな方向から、それから公私にわたる交流の中で発展しておりますので、1回の訪問で何かできたというものではないと認識をしております。

それから、8月はカナダの姉妹都市でありますネルソンとホープへ参りました。

これは5年前の25周年と、今回30周年なのですが、ぜひこれは、私は市長だけでなくいいと思うんです。5年置きがいいのか、毎年がいいのか、隔年がいいのかわかりませんが、ぜひ、私が毎年行くわけにはまいりませんので、議員の皆さんもネルソンなり、ホープなりと交流をしていただければと思います。

それから、中国へは、これは伊豆市長ではなくて、伊豆半島ジオパーク推進協議会長の立場で参りました。アジア太平洋ジオパーク会議に参加するためであり、これはユネスコのほうからできれば参加したほうがよいというアドバイスもいただき、会議に参加をいたしました。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番（森 良雄君） ほかにないの、答えは。

議長（三田忠男君） 一問一答ですので。その次になります。

森議員。

15番（森 良雄君） あれ、目的、さっぱりわかんないですよ、はっきり言って。市長、この海外出張は職員と一緒にいったというんですけれども、幾らかかったのですか、伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 議員、情報開示請求をされて、資料をお持ちのとおり、およそ16万円でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番（森 良雄君） いや、2人で16万円、総額幾らだったのかを答えさせてくださいよ。

議長（三田忠男君） だから、16万円と今答えていますよ。

15番（森 良雄君） 2人で16万円ね。

議長（三田忠男君） だから……。

15番（森 良雄君） いや、それでもって次の質問に移るんだから、ちゃんと答えさせて。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうで補足させていただきます。

旅費につきましては、2人分ということでございます。

〔「幾らか」と言う人あり〕

総合政策部長（田村英樹君） 15万9,685円が2人分でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 質問、前後しますけれども、この何、林さん、果児さん、台北ロータリークラブの社長の就任祝いに行ったんですよね、市長は。ロータリークラブというのは公的な組織なんですか、私的な組織ですか、伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） すみません、私はロータリークラブの会員ではないので、正確に答えられませんけれども、中華民国、もしくは台北市の組織ではないと認識しております。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） 随分、無責任な答えです。観光大使というのは公的なあれなんですか、私的なですか、伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆市として、台北における観光大使として委嘱しております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 伊豆市の観光大使ってどうやって任命するんですか、誰がしたんですか、どういう規定があるのか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆市長として、観光大使という名称で委嘱をさせていただきました。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） 議員の皆さん、市民の皆さんどう思いますか。公的な役職じゃないですね、観光大使って。いつどうやって任命したのか知りませんが、はっきり言って公私混同と言わざるを得ませんよ。皆さんが……。

市長の海外出張には支度金が出るんですね。一般の職員も出るんですね。今回は幾ら出ましたか、支度金は。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 3万5,035円です。

〔「それで2人ね」「これ、わかんない」「自分で見ていないから、これ1人分、2人分」「2人分です」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 2人分でございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） 誰がついていったんですか。もし、あれだったら、そちらで名前言えなければ、私のほうで名前言いますけれども。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 主査の高田泰宏でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番（森 良雄君） ほかに誰が行ったのか答えさせてくださいよ。

議長（三田忠男君） 1人だけですね。

〔「はい、議長」と言う人あり〕

市長（菊地 豊君） 市の職員は私と2人だけでございます。

15番（森 良雄君） 市のいろいろな組織に関係した人も行っているんでしょう。観光協会の会長だの副会長あたりも行っているんでしょう、行っていないんですか。では、いいよ、俺が言う。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） 浅田さんという方、御夫婦で行っているようですね。堀江さんも御夫婦で行っている。杉山美央さんは御夫婦で行っているのかどうかは知らないけれども。それから、伊豆中央の佐藤さん、間違いありませんか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 公費で公務で行ったわけではございませんので、ここでお答えする立場にございません。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） 伊豆市の行事で行っているんですから、議員の皆さん、そうじゃないですか、市民の皆さん、伊豆市の行事で行ったんでしょ、8人で。それで誰が行ったか答えられないというんですよ、そんなことありますか。

さて、では具体的な話に入りますけれども、市長さん、羽田空港まで何で行きましたか。新幹線で行ったのですか。笑うんじゃない。

〔「覚えていないや」と言う人あり〕

15番（森 良雄君） 覚えていないとは何だよ。新幹線で行って覚えてないの。ちゃんと答えさせてよ。ごめんなさい、どなっちゃいけないって言われているんだ。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 修善寺から品川まで新幹線の旅費でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 本当にそうなの。市長新幹線で行ったの。市長答えなさいよ。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） すみません、質問になかったので、私自分も確認していないんですが、スケジュールはとってありますので、確認すればお答えできますけれども、旅費と私の行動と違うことはあります。市長はいろんな動きをしていますので、旅費は旅費で計算し、その旅費とは違う工程をとる場合もあります。ちょっと、今は確認しておりません。ひょっとしたら、向こうで別の公務があって前泊したかもしれません。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） あなた、すぐでしょうよ、そこで市長室に確認させればいいんだよ。修善寺品川間4,510円、品川羽田間410円、支度料3万5,035円、本人へ支払ったということになっているんです。朝、何時の飛行機に乗ったんですか。あなた方は乗用車に分乗して行っているのではないんですか、羽田まで。確認して。それ、記憶ないなんて何ですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

〔「確認しましょうか」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 確認してもらいたいと思いますけれども。

では、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時05分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総合政策部長から訂正があります。

総合政策部長（田村英樹君） 先ほど、森議員にお伝えしました出張の旅費でございますが、15万9,685円につきましては、これは大変失礼しました、1人分でございます。

議長（三田忠男君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私のスケジュールを確認しましたところ、前日はこちらまで夕方いて、そして移動して、私は羽田空港で翌日早かったので、前泊していると思います。その前泊は自己負担をしています。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） また、職員の高田さんは何で行ったんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 空港で合流ということ聞いております。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） 何で行ったかと僕は聞いているんですけども、部長さん。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） そちらについては、では後ほど確認させていただきます。

議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。いいですか。

では、再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） 市長さん、何で行ったかわかんないなんて、少なくとも伊豆市の市長なんですよ、あなた。きょうも災害の話、いっぱい出ているわけですよ。市長がどこにいるかわかんないなんていうのでいいんですか。だから、何で僕は北朝鮮のぼろ船だって言ったんですよ。スクリューはないは、かじはないは。これは今の伊豆市の現状じゃないですか。

それで、職員が何で行ったのか。自動車で行ったんでしょう。彼は1万5,000円のうちの5万8,375円はもうもらっているんでしょう。市長だって一緒に行っているはずですよ。電

車賃は前払いでもらっているんですよ、ホテルに前日泊まったと言っていますけれども。あなた、車で行ったんですよ、みんなと。もしあれだったら、例えば、伊豆中央の佐藤といったらあれでしょう、伊豆中央の社長でしょう。一緒に行っているんでしょう。彼が引率していったようなもんだ。今回は彼のあれを聞いておらんけれども、どうやって羽田まで行ったのか。何で行ったかわかりませんと言って、前払いでもって新幹線代もらっているんですよ。返す気ないですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 全く事実と異なりますので、もう一度確認します。

6月30日、前日はまとい会の懇親会があり、その後、これからちょっと伊豆市があることをお願いしようと思っている研ナオコさんの御親族のお通夜に行き、そこから私は、前日移動をしております。

これは、議会の皆さん、市民の皆さんに御理解いただきたいのですが、市長のスケジュール、非常にハードで、時に自分を休ませるために日程とは多少違う行動をすることがあります。こういう場合には、必ず私は自費で前泊をしております。羽田近くの東横INN羽田に泊まったと私は記憶しているんですが、それは、行程、1日前日移動しただけであって、その間の差額については自分で負担をしております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番（森 良雄君） 担当者はどうすんです。担当者は何で行ったの。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

調べますか。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時15分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 出張しました高田が現場に出ておりまして、ちょっと連絡が遅くなりまして申しわけありません。

携帯電話で確認しましたところ、本人は、行きは皆さんとやはり車で一緒に行ったということで聞いております。帰りにつきましては電車で帰ってきたということで、その電車の片道代だけが、一応旅費として計上されております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） そういうお話だけれども、僕のところへはそういう資料は届いていないんですよ。修善寺品川4,510円掛ける2、品川羽田410円掛ける2、支度料3万5,035円と。では、あれですか、職員はこれとは違う支度金というか旅費をもらったんですか。これは本人へ直接支払いになっているはずですよ。自動車で行ったのと新幹線で行ったのは同じ額が出るんですか、伊豆市は。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 市長と同行しました職員につきましては、旅費につきましては、電車代については、新幹線代は片道でございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） そういうお答えなら、そういう資料を出してください。私は、情報公開条例に基づいて、資料をいただいた上で質問をしているんですから。話が全然違うではないですか。市長だってそうですよ。あなた、伊豆市の市長なんだよ。私はなぜ18日間も海外に行っているんだよと。市長が行き先不明でいいんですか、市長、答えてくださいよ。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） すみません、御質問をもう一度お願いします。

15番（森 良雄君） あなた、私が聞くまで行き先わかんなかったんじゃないですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほどから、台湾、ネルソン、ホープ、中国とお答えしておりますけれども。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

議長（三田忠男君） 森議員。

15番（森 良雄君） あなた、俺のときだけそんな焦らせないでくださいよ。何質問しているのかわかんなくなっちゃう。青木君のときなんか、皆さん10分間の質問に40分近く答えさせているんですよ。こういうの不公平と言いませんか、不公平なんですよ。

それと、これは旅費等は何か、航空運賃、宿泊費等は伊豆中央へ支払われているんですね、間違いありません、答えてくださいよ、伊豆中央へ。すると、伊豆中央の社長佐藤何がしという人はあれでしょう、公務で行ったんじゃないんですか、伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 公務員でない者が公務で出張するというのは、極めて特殊な場合だと思うんです。予算にも上がっていないよね、予算措置しているの。

〔発言する人あり〕

市長（菊地 豊君） 予算措置もしておりませんし、議場においては、プライベートなことは発言できないことになっておりまして、公務にかかわらないところは発言が許されておりませんので、そこは御承知のことと存じます。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） 議員の皆さん、市民の皆さん、市長が旅行社の社長を連れて行っているんですよ。それはプライベートと言いますか。もし、これがプライベートなら、あなたの出張はプライベートですよ、プライベートツアーだ。予算とも言っちゃった。パーティーへ出席したというのは写真があるから出席しているようですけども、野柳地質公園って行ったんですか、2日目行ったようですけども、伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 例えば、私が東海バスによく乗ります。運転手さんが仮に、わかんないですよ、一々調べていないから。仮にうちの後援会の名簿に入っていたら、僕、乗れないということですか、あり得ませんよね。タクシーの運転手さんが、修善寺駅でタクシー乗るときに、あなたは私の後援会員ですか、どうですかと一々それを確認しませんよ、公務とは別の話ですから。どこの旅行代理店を使う、使わないかというのは市長が選んでいるわけでもなくて、しかるべきところが、御心配いただくなくてもちゃんと私の意向とは別に契約していますので、そういったことは、要するに、事実でないことをここで公然と行っていただかないでいただきたい。

野柳地質公園は、以前、こちらに来ていただいたこともあり、民間レベルですけども交流をしておりますし、あるいは、ほかのジオパークを見学することも勉強になりますし、それから、以前申し上げたとおり、ジオパークというのは保全とかだけが目的ではなくて、極めて大切な課題として、交流というのがあるんです。活動し、交流することが極めて重要な活動になっているんです。したがって、台湾に行った折に、よそ様の地質公園、ジオパークも拝見をいたしました。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 行くのに反対しているわけではないんですけども、行った証拠がないんですよ。ぜひ、野柳地質公園ってどういうところなのか、それから、当然行ったからには、ビジターセンターぐらい訪問していると思うんですけども、ビジターセンターにつ

いての感想を伺いたいと思うんですが、いかがですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 野柳地質公園を視察した成果であれば、今はこれを準備しておりませんので、後でまた整理をしてお届けさせていただきます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 何でこんな質問したかというのと、ここへは往復3時間かかると言われているんですよ。そんな暇あったんですか。それから、行って、この公園の特徴もここで説明できないようなら、本当に行ったのかと私は疑問に思うんですけども、特徴ぐらい言えるでしょう。この公園の特徴は何なんですか、それからビジターセンター、僕はこの次の質問に移ったときに聞こうと思っているけれども、やっぱり伊豆半島の最大の欠陥はまともなビジターセンターがないということなんですよ。それを見てきませんでしたか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私もかつては外国出張を受ける立場でしたから、外国出張の場合には旅費と宿泊費が一番高いわけです。特に、遠くになればなるほど旅費がかかるわけであって、したがって、なるべく無駄な時間をつくらないように、受け入れる側も工夫するし、行く側も日程を組むわけです。ただ、そのときに、かつてあったような、今は多少変わりましたよ、十数年前は本当に1つの目的でしか行っちゃいけない、ほかのところは寄っちゃいけないというようなことが一時期あったんです。逆に非常に不効率なんです。特に、政治家は、国会議員であれ、地方政治家であれ、よその国へ行ったときにいろんな事業を見て回るというのは、極めて効果があるんです。私は今でもそう思っておりますので、出張したときにはなるべく、直接、視察、出張目的でない事業も拝見するようにしているんです。それは私は市民の公益にかなうと思っています。

御質問は、今回、インバウンドとして、現地でこういった事業を組んだということですので、野柳地質公園の成果については、今持っておりませんので、これは改めて必要であれば、議員の求めに応じて、提出をさせていただきます。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） 当然、答えられないんだから出してくださいよ。本当に行ったんだったら、やっぱりビジターセンターの前で市長の写っている写真ぐらい撮ってくるべきですよ。

それから、私は何をやっちゃいけない、かにやっちゃいけないなんて言っているわけではないです。先に言ったように。往復3時間かけて、見学時間、最低だって30分か1時間はか

けるでしょう。4時間も午後のスケジュールもあるのに、そんな時間があるのかということから聞いているんですよ。相当強行スケジュールだったのではないですか。何を見てきたかもここで説明できないんですか。改めて聞きます、説明してください。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 当然、3時間、何時間かかったか、今正確に覚えていませんけれども、外国出張を組むときに、自分が公費で行くときは何をやる、私費で行くときは何をやる、伊豆市長と行く場合は何をやる、伊豆半島で行く場合には何をすると分けて活動しているわけです。したがって、今回はインパウンドの推進のためのみずからも個人的にも大変御尽力をいただいている林さんの、そして彼の活動母体であるロータリークラブの社長就任式という機会を活用して訪問したわけです。このときには、ほかに行く場合には、例えば、伊豆半島とか静岡県で行く場合、皆さんと一緒にジオパークへ行っていただければいいですけども、そうでない場合も多いものですから、今回はあえて時間を割かせていただきました。

御質問の内容と野柳ジオパークの成果は、質問内容が違っていますので、御下問であれば、また整理をして、その成果については議員にちゃんとお届けをいたします。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 質問内容が違うって、私はあなたの出張報告書みたいなのをもとに質問しているんですよ。あなたはここへ視察に行ったんでしょう。何で今答えられないんですか。議員の皆さん、そう思いませんか、市民の皆さん、そう思いませんか。

だから、私ははっきり言わせてもらおう。これは私的なプライベートな旅行だ。そこへあなたの後援会の幹部の伊豆中央の社長を初め、みんな誰を見たってあなたの後援会の幹部じゃないですか。幹部を引き連れた慰安旅行にしかすぎない。もう速やかに、二、三日うちにあなたの言いたいこと全部書いて出してくださいよ。さもなければ、僕はもうあれですよ、これは私的な旅行に公費を使ったと市民に訴えますよ。要は、もう、きょう1日、きのうから始まっているけれども、伊豆市の問題点は透明で公正で隠し事のない伊豆市にしてもらいたいんです。そうしなきゃ、伊豆市もこれから発展はないと思いますよ。個人旅行、個人の後援会の慰安旅行を公費を使ってやったと。もし、私が言っているのが間違っているんだったら、もう速やかに、誰と一緒に行って、市長は例えば東横INNへ泊まったと言っているけれども、東横INNは1も2もあるし、どこへ泊まったのか、領収書、東横INNだったら出ているはずだ。この辺、ちゃんとそれぞれ全部示しなさいよ。もう7月の海外視察が記憶にないで、私は議員の皆さんが納得するかどうか知らんけれども、僕は納得しませんよ。市民の皆さん、どうですか。若い人もいらっしゃるんだから。海外旅行に行っても記憶にないでは済まないでしょう。

議長（三田忠男君） 森さん、こちらを向いて。

15番(森 良雄君) あなた、寝ていると困るからこっち。それはちょっと言い過ぎだな。きょうは言い過ぎちゃだめだと言われているんで、次に移ります。速やかに出してくださいよ。何か言いたいことあるってよ。

議長(三田忠男君) では、補足説明があれば。

産業部長。

産業部長(堀江啓一君) 市長のほうの視察の内容につきましては、ちょっと私もわからないんですけども、一応、担当の高田のほうから報告書はいただいています。その関係で、一応、野柳地質公園の視察という形で、ちょっと読まさせていただきます。

台湾は、ユネスコに加盟していないので、世界ジオパークは存在しないが、台湾独自のジオパークとして位置づけられていると。

〔「マイク」と言う人あり〕

産業部長(堀江啓一君) ごめんなさい、位置づけられていると。この公園には、上が球状で下が石柱のような岩石があり、キノコの形をしているのでキノコ岩と呼ばれ、クイーンズヘッドがキノコ岩の代表となっている。このキノコ岩は海水によって、下の層の岩柱が侵食されてキノコ状の形になった。入場料につきましては、1人80元。事前予約すれば、案内ガイド、言語としては日本語、英語、中国も対応可能。公園内は車椅子でも行けるように配慮されている。しかし、ジオパークとしての地質の説明看板等がコース途中になく展望台にある程度なので、ジオパークというよりは、観光スポットとしての要素が高いと。同公園内のビジターセンターには、地質等が説明がしっかりされていた。また、非公認ではあるが、姉妹ジオパークとしての伊豆半島ジオパークも紹介されていたと。

以上でございます。

議長(三田忠男君) 市長。

市長(菊地 豊君) 議場において、議員が市長を公然と批判することは当然のことであって、私も事実であれば当然批判を受ける立場でございます。ただ、実名を出して、ここで公費を使っていない方に対して、公費による慰安旅行というのは、明らかに名誉を棄損するものでございますので、議会のほうではしかるべくお取り計らいをお願いしたいと存じます。

議長(三田忠男君) 再質問。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) 議員の皆さんがどうやって判断するか知りませんが、僕は公的な旅行とは思いません。産業部長が言った今のことは、インターネットを見ればみんな出ている。僕は市長に聞いているんだよ、市長の感想はどうなんだと。何で答えられないんですか、こんな立派なジオパーク、いわゆる台湾ではジオパークと称しているところが。それで、せっかく行ったのにビジターセンターも見えないと。来たかどうかわからない。そんなことも表明できない。伊豆中央のあれですよ、社長は伊豆市から金をもらっているんですよ。それから、杉山美央にしる、天城の鶏屋さんにしる、何だ。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） 最後まで続けてみてください。

15番（森 良雄君） 伊豆市の役所とか伊豆市の金を使っている人ですよ。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時53分

議長（三田忠男君） それでは、暫時休憩を解き、会議を再開いたします。

議長から森議員に質問させていただきます。

先ほど、私から見て、事実誤認かと思うような発言がありました。それは、伊豆中央バスの社長が税金を使って台湾へ行ったというような趣旨だったと思いますけれども、税金というのは、公務員にしか発生しないと思いましたが、その点を改めて確認しますけれども、どういう趣旨で言ったか、改めて答弁願いますか。お願いします。

15番（森 良雄君） これは時間に入らないのかな。

議長（三田忠男君） はい。

15番（森 良雄君） もし、そう言ったんだったら、それは間違いだ、訂正する。私が言いたいのは、公費が伊豆中央バスに振り込まれたと、いわゆる、この文書は振り込んだかどうかは知らんけれども、伊豆中央へ送られたとは書いてある、私はそういうふうに言いたかった。この文書を見る限り、市長は羽田まで新幹線で行ったことになっているし、当然、高田の書類はわからんけれども、高田も新幹線で行ったんだと思うんだけど、実際は市長は別かもしらんけれども、3台の車に分乗して羽田まで行っているだね。これは、事実だと思いますよ。もし、間違っているんだったら指摘してください。だから、少なくとも羽田へ行くまで、市長はどうか知らんけれども、高田の分は公費が使われているということは事実だ。

議長（三田忠男君） 先ほどの、改めて答弁を願いますか。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 高田君の旅費につきましては、先ほども申し上げましたとおり、行きについては皆さんで行ったという形で、それについては旅費は出されておられません。帰りは新幹線で帰ってきておりますので、その分の旅費については支給されております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） では、まとめようかな。

では、高田君の行きのその約5,000円分の電車賃はどういうふう処理されるのか、それは後でいいから教えて。

それから、市長は、ジオパークへ行ったんだったら、当然入園料取られるわけです、あそこは有料だから。領収書があるはずだから、ぜひ見せてください。大体、7月にジオパーク見に行きました。はい、どんなジオパークだかわかりませんでは信頼するわけにはいかない。

では、次に移りたい。

議長（三田忠男君） はい。

15番（森 良雄君） 次、お願いします。

議長（三田忠男君） それでは、2番目の特定空き家の件です。

答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 狩野川公園前、国道の反対側のいわゆる景観、防犯上問題のある土地についてだと思えますけれども、有効な対策はないようですと御質問にあったかと存じますが、御承知のとおり、あそこは都市計画の見直しが功を奏して、既に解体をされております。民間の土地ですので、市として、現在何かを検討する状況にはございません。景観が改善されたことは、市長としては喜ばしく思っております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 私が問題にしているのは、建物は確かに取り壊されたけれども、残ったものは小さい小屋みたいなものがあるんですよ。あそこは特定空き家なのかどうか、ちょっと確認したい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） お答えします。

先ほどもありましたように、北側につきましては、もう除却しておりますので、空き家等では該当しません。南側につきましては、9月以降調べ等を実施したわけでありましたが、法的にも空家対策法に基づく空き家等に該当しないということが判明いたしましたので、現在、空家対策法に基づく手だては現在ありません。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） その根拠はどこにあるんですか、法的根拠がないということなんだけれども。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） 空家対策法では、空家等というものに対しては、建物又はこれに附属する工作物であって住居その他の使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地ということでもありますので、南側については、本来建物が存在しませんので、工作物といえますか室だけですので、この空家対策法には該当しないということでもあります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 今までの質問には、あれなんですよ、きょうじゃないけれども、あそこは特定空家法に該当すると言っていたはずですよ。では、そうすると、それはもうしょうがない、そういうふうに判断しているんだから。対策法でいけば、少しはあそこもきれいになるのかなと思うんだけど、市長に聞きますけれども、あれはあれですか、そうすると、手の打ちようがないというんですか、手を打つ気はありませんか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 民間の方が所有をする工作物でございますので、特定空家対策等措置法にかかわる案件ではございません。現時点において、著しく防犯、景観上障害があるとも判断できませんので、ただ、お隣の土地が既に民間活力のほうで動いていますから、今後の地主さんの活用の仕方について、注視をしてみたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） 今まで、私だけじゃないよ、あそこ何やったってだめだよというのが大方の見方ですよ。だから、資材置き場にでもされるのが関の山かなと僕は思うんだけど、今まで何年もさんざん言っていて、今後ここ、あと2020年にはオリンピックだということに来て、伊豆市の入り口に対して、市としては手の打ちようがないというふうに判断してよろしいですね。

では、次に移ってください。

議長（三田忠男君） 答弁要らないですか。

15番（森 良雄君） 答弁要らないよ、手の打ちようがないんでしょう。

市長（菊地 豊君） 霞堤については、建設部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 建設部長。

建設部長（山田博治君） 霞堤につきまして、初めに、野尻川の管理者は県であります。狩野川との合流地点から管理距離は1,200メートルとなっております。狩野川の管理者は、修善寺橋より下流が国土交通省となるため、野尻川との合流地点付近は国土交通省の管理となります。

御質問にありました霞堤であります。狩野川では霞堤と位置づけた箇所はありません。

また、県、市においても、霞堤と位置づけた箇所はありません。過去に、瓜生野ふれあい広場、こちら左岸ですけれども、左岸のところが霞堤であったかと思えます。ただ、そこは国のほうの事業で、平成26年3月に竣工していますので、堤防が全部つながりましたので、今現在は霞堤はないと思っております。

続きまして、牧之郷の沖の原地区は、堤防より下に民家があります。狩野川の水が野尻川に逆流するおそれはないでしょうかという質問ですけれども、出水どきの規模によりますが、狩野川本川の水位が野尻川の水位より高くなる場合は、狩野川本川の水が野尻川へ逆流するおそれがあります。しかし、過去10年間の野尻川付近の浸水実績はございません。

続きまして、伊豆市で水害のおそれのある箇所を把握していますかとのことでありますが、狩野川直轄区間においては、国が公表しています狩野川水系洪水浸水想定区域図で、狩野川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域や想定される浸水の深さ、浸水が継続する時間等を把握はしております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） よくわかんない。そうすると、牧之郷の野尻川の河口付近の人たちは浸水の心配はないというふうに判断していますか。それから、僕は、大仁との境の山田川のところも、あそこも堤防が低くなっていますけれども、あの辺も霞堤じゃないんですね。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 野尻川のところの浸水はないかといいますと、浸水区域には入っております。先ほど、市長が答弁しましたように、野尻川の沖の原という地区の防災の関係で、地区説明会を行いました。それは、国、県、市も行きまして、今の現状を説明して、これからどうしていかうかというところの段階を踏んで、これから何回か国、県交えてやっていく予定でございます。

山田川の付近につきましては、堤防は低いというのは国でも承知はしておりますけれども、霞堤としては認識はしておりません。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） では、山田川の堤防は何ていうの、その低くなっているの。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 何て言われましても、堤防は堤防で……。霞堤というの、まず、2つの効果があるということで、まずは1つ目は、平常時の堤内から自然に出やすいという

のと、2つ目は、上流で堤内、要するに河川の中で氾濫したときに、その水位がその霞堤で渦を巻くというか、戻って水位を緩めるといふ、そういう安全なことが考えられますけれども、山田川のところはそういうことではないというように国のほうからも聞いております。  
議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） こんな議論していてもしょうがない。

要は、沖の原、水は入るんでしょう。対策は考えているの、考えていないの。国、あそこへ水門つくるとしたら、やるとしたら国のあれですけども、そういう要望はしているのか、するつもりはあるのか、伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 先ほど言いましたように、そういうことも含めまして、こちらから何がいいかということも提案ありますけれども、地元がどういうことを願っているかということと、その堤防を何とかするというには3つの方法がありまして、1つは完全バック堤といいまして、全部堤防を上げちゃって、ちゃんとした高さに上げて、その分、野尻川も下げてくると。そうすると、川幅も広くなったり、用地の問題とか補償とかという非常に大きな問題があるということと、セミバック堤といいまして、河川の、狩野川の堤防を上げます。野尻川をその断面にしますけれども、そうすると、排水できないですけども、排水機場をつくるということでポンプをつけたり、そういう形でやりますと、例えば、今度は維持費とか、そういうものが多くかかるということ。あとは自己流堤ということで、もうさわらないで完全に仕切っちゃって、そこをポンプで全部かい出すということとなりますと、また非常にそういうお金がかかるということで、そういう案は国、県は持っていますけれども、要するに、地元がどう考えるかということを含めて、これから地元に入って行って、そういう協議をしていきたいというように考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） では、これからやってくれるんですね。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） これからそういう方向に向けて、地元に入って、まずはどういう地元が意識をして、どういう方向がいいのかということに入って行くということです。その最終段階が、何がいいのかということがやっぱり地元との合意が必要なもんですから、例えば、土地が必要とか、いろいろ問題がありますので、何がいいかということでは最終的になると思います。

以上です。

議長（三田忠男君） 次、それでは、トレイルランニングをお願いします。

答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） トレイルランニングレースについては、産業部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 産業部長。

産業部長（堀江啓一君） トレイルランにつきましては、議員も御承知のとおり、12月10日、今度の日曜日に開催の予定でございます。

実行委員会につきましては、懸念事項であります環境への配慮、これにつきましては、環境省や県などの指導を仰ぎながら、最大限努力するように伝えてあります。

また、歩道走行につきましては、競技規則上、一列になって走行することとなっております。また、ハイカーが第一優先であるということも確認しております。

トイレの設置状況でございますが、二本杉峠周辺には設置場所がありません。そのため、その手前の黄金橋付近、これはスタートから24.9キロポイントになります、またその後の仁科峠付近、これは43.5キロポイントになりますが、そこにそれぞれ10基、合計20基を仮設で用意するというところでございます。また、そのほかにも、仮設トイレにつきましては、その20基を含めまして合計で79基、もともとの常設トイレが5カ所ありますので、そういう形で対応していくということで聞いております。また、参加者の携帯トイレの携行周知についても行っていくということでございまして、必携品として携行トイレを持たせたり、かつ、前日に装備品のチェックであるとかブリーフィングを行いますので、そのときに徹底していくということでございます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） では確認しますけれども、携帯トイレは持って歩くと、必携だね。それだけぜひやらせていただきたい。

それと、職員は何人ぐらいここへ配置するんですか。それから、仁科峠から戸田峠までの間、職員は誰もついていないと思うんだけど、つけさせてくださいよ。何人ぐらいつけられるか伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 今、正確な数字は持っていませんけれども、職員については十数名、出役、出るということで聞いております。ただ、実行委員会全体とすれば、その数ではありませんので、そういう形で、走行者につきましては管理していきたいと思っています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番(森 良雄君) では、次に移りますけれども、トレイルランニング、いわゆるブナの根っこを踏んでいたり、コケを踏んでいたり、それから皆さん御存じかもしれないけれども、イノシシの水浴び場、沼田場を踏んでいたり、要は自然破壊であることは事実なんです。そういうことを認識してもらわないとこれはずっと続く。

それで、一般のハイカー優先だというけれども、そんなの優先だなんていったって、ここは一方こんな道がずっと10キロ近く続くんだから、二本杉峠から戸田峠まではこんな道だ。どうやって優先するんですか。そんな、言葉だけではだめだよ。ちゃんとできないんだったらコース変更しなさいよ。俺はコース変更しかないと思っていますけれども。

次に移ってください。

議長(三田忠男君) それではジオパーク、答弁願います。

市長。

市長(菊地 豊君) アジア太平洋ジオパーク会議には、伊豆半島の会長という立場で行ってまいりました。幾度も議会で申し上げているとおり、世界自然遺産等とは異なって、ジオパークの場合には、活動が非常に大切な要素なんです。最近は防災も非常に要素になっております。したがって、お互いに相互交流をして、ユネスコの目的である世界の平和と安定に寄与するという、そのためにジオパークは存在し、活動しているわけです。

7月に審査を受けましたけれども、2度目の審査、ジオサイトの整備、案内標識、それからジオリアも前回と違って整備をいたしました。それから、何よりも大きく異なっていたことは、ジオガイドさんが充実をしたことと、それから地域の活動が非常に活発になっていることが非常に高く評価されております。特に、審査員の方が驚いたのが丹那断層です。90年前に地震が起こった、その地層がずれた、しかも家屋の横がずれたものがそのまま残っている、あるいは崩れ落ちたお宮さんの鳥居がそのまま残っている、これは世界でも非常に珍しいんだそうです。100年もの間、地域の皆さんがそれを継承し続けたという、そういった活動が高く評価されているんです。

ただ、私どもはユネスコにそのほか、2年前もいろんな要素がございましたので、現時点でどのような今回審査の結果になるかわかりませんが、残念ながら、まだ結果は届いておりません。12月中にはユネスコ世界ジオパークの事務局から公表されるものと期待をしております

議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

森議員。

15番(森 良雄君) この間までは、11月中に来ると言っていたんじゃないんですか。今度は12月ですか、ちょっと確認して。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 9月にも、あるいは、すみません、いつ申し上げた、9月だったでしょうか、申し上げたとおり、11月中旬から12月にかけてのどこかで公表されるということでございました。残念ながら、11月中には連絡がなかったものですから、12月を越えることはないと思いますが、私どもの立場としては、待つしかない状況にあります。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） 本来だったら、そのぐらいの情報は入れてもらいたいんですよ。何のために市長が出張しているんだかさっぱりわかんない。

次、移ります。

議長（三田忠男君） 狩野川です。答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 市民部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 狩野川の水質の悪化という部分につきまして、森議員からは4点ほどの質問というふうに認識しております。

まず、1点目の水質検査をしていますかという部分につきましては、伊豆市、伊豆の国市、函南町の狩野川流域の市町とその他団体で構成しております狩野川水系水質保全協議会伊豆支部におきまして、年1回、水質検査を実施しております。検査場所につきましては、伊豆市内、船原橋、宮田橋、湯川橋、小川橋、大仁橋、熊坂橋の6カ所で実施しております。

水質検査の結果につきましては、河川の水質汚濁の状況を示す環境基準等の検査項目でございます生物化学的酸素要求量、BODと言われている部分でございますが、その数値からいきますと、生活環境の保全に関する環境基準、6カ所とも水質に問題はなしという結果が出ております。

水質検査をきめ細かく進めませんかという部分でございますが、現在、水質検査を実施しております数値等に問題がございませんので、実施する予定は今のところございません。ただ、この検査結果が数値的に悪化した場合については、検査回数、検査場所等の部分についても検討しなければならないというふうに考えております。

大見川の水質の悪化という部分につきましては、これは旧の合併前の中伊豆町の時代から、毎年5カ所、水質検査をやっております。大見川については新橋下流、地藏堂川につきましては民間の養殖場、冷小の下流、また筏場の冷小川の部分と冷川の馬場沢橋の下流、旧大東小の裏の部分で検査をしております。5カ所とも先ほど申しましたBOD、水質の汚濁の状況を示す数値におきましては、基準値以内におさまっているという形になっております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 今回はBODに絞って質問しているんです。何でBODに絞っているかといったら、大見川の水質の悪化というのは指摘されているんですよ。部長は環境基準がと言っているけれども、環境基準を超えるようじゃもうだめなんです。そういませんか。どうですか、市長。その辺答えてくださいよ。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 特に、大見川の水質については、アユ釣りの皆さん、それから、先般タウンミーティングでも、冷川地区で特に川を愛する方から強い御指摘がありました。

そこで、ずっと我々も調べていたんですが、やはりカワシオグサです。これは、水質が悪化した、以前言われていた田畑からの栄養とかそういったことではなくて、大変つらい話なんですけれども、やはり河川工事が進んだことによって、大水で川の大きな石が動かなくなっているんだそうです、昔に比べて。昔は大水が出るたびに大きな石がごろごろ流れて、カワシオグサを摩擦で取っていたものが、安全化工事によってそれが減ってきて、カワシオグサがふえていると。これは水質に直接影響するのではなくて、そういった安全化事業がある意味、負の側面が出ているということのようです。これは、丁寧に手作業で取るしかないようなのですが、なかなかそこは手間がかかりますので、現状、そういうところまで、原因の把握までたどり着いたという状況でございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） どこでどう手違いがあったかしんないけれども、僕はBODが悪化しているというふうに聞いているんですよ。ぜひ、市民部でもう一度、過去のデータ等調べて悪化していないかどうか確認してほしい。やってもらえませんか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 大見川の水質悪化のBODの数値の件につきましては、合併前の中伊豆町からやっている中におきまして、BODの数値的には基準の範囲内であるということで報告を受けております。

議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

15番（森 良雄君） 僕もアユ釣り好きなので、大見川でやっていたんですよ。僕の一番好きなおとり屋が廃業しちゃったんだよ。いろんないい意見があると思うんだけど、ぜひもう一度、環境基準ではだめなんです。データとしてぜひとってもらいたいんですよ。それで、市長の言うような原因なのかどうなのか、ぜひ伊豆市として調べてもらいたいんですけどもいかがですか、市長。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 狩野川の最上流部に位置する伊豆市としては、私は狩野川の水質の維持というのは極めて大切な、後世に残すべき財産だと考えております。水質検査はもとより、さらに私は深刻だと思っているやっぱり河川のごみ、これも含めてしっかり環境を改善していく努力は着実に進めるべきであると、このように考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 次、お願いします。

議長（三田忠男君） 学力問題です。

答弁願います。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから、全国学力・学習状況調査の結果について答弁いたします。

小学校では、国語A、算数Bにおいて、全国の平均正答率を若干下回っています。一方、国語B、算数Aでは、全国の平均正答率を上回っています。中学校では、全ての教科で全国の平均正答率を大きく上回っており、義務教育9年間を通して、子供たちの学力は良好な状況にあると言えると思います。

次に、児童生徒の質問紙による調査の特徴的なあらわれについてお答えします。

よいあらわれとしては、家庭学習の習慣が身についている、地域とのかかわりを大切にしている、規範意識が高いなどが挙げられます。特に、地域とのかかわりに対しては、肯定的な回答の割合が全国と比べて非常に高くなっています。

一方、改善したい点として、文章を書くことに抵抗がある、テレビを見たり、ゲームをしたりする時間が長い、新聞を読まないなどが全国よりも低くなっております。新聞と学力に相関関係があることは、過去の調査からも明らかになっているところです。

なお、児童生徒質問用紙と学校質問紙の結果から、子供たちの学習意欲を高めていけるよう、さらに授業改善を図っていく必要があります。

以上、今年度の調査結果の詳細につきましては、保護者向けのリーフレットにまとめ、各家庭に配付しています。また、市のホームページにアップしたりしております。各校の結果につきましては、学校だより等を通じて、保護者等にも各学校の様子を知らせているところです。

最後に、分析ソフトについてお答えします。

伊豆市では、例年10月中旬に県教委から配付される分析支援ソフトを活用しています。この分析支援ソフトは、調査結果をさまざまな角度から分析、検証し、自校の成果と課題を明らかにすることができるため、学校改善に役立っているところであります。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 質問というより、お願いなんです。

今の教育長のお話にもあったように、今は相当いい分析ソフトができているということなもんで、ぜひそれを活用していただいて、先生も分析が楽だろうし、個々の子供への指導もそれのできるというふうに聞いておりますもんで、ぜひ伊豆市の、僕は伊豆市はもう教育しかないなと思っています。教育長、ぜひ頑張って伊豆市の子供たちの学力アップを図ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質問を終了いたします。

#### 散会宣告

議長（三田忠男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月7日、午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

散会 午後 4時23分

## 平成29年第4回(12月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成29年12月7日(木曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算(第6回)
- 日程第 2 議案第 96号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
- 日程第 3 議案第 97号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第2回)
- 日程第 4 議案第 98号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第 5 議案第 99号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第 6 議案第100号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第101号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第102号 伊豆市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 日程第10 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺総合会館)
- 日程第11 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について(天城ふるさと広場)

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(16名)

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君
9番	青 木 靖 君	10番	永 岡 康 司 君
11番	小長谷 順 二 君	12番	小長谷 朗 夫 君
13番	西 島 信 也 君	14番	杉 山 誠 君
15番	森 良 雄 君	16番	木 村 建 一 君

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	菊	地	豊	君	副	市	長	本	多	伸	治	君
教	育	長	西	井	伸	美	君	総	合	政	策	部	長
田	村	英	樹	君	防	災	監	佐	野	松	太	郎	君
總	務	部	長	伊	郷	伸	之	君	健	康	福	祉	部
市	民	部	長	梅	原	敏	男	君	村	井	克	代	君
産	業	部	長	堀	江	啓	一	君	建	設	部	長	山
教	育	部	長	金	刺	重	哉	君	会	計	管	理	者
									長	谷	川	文	子
													君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	植	田	博	昭	次	長	稲	村	栄	一
主	査	滝	川	和	代								

開議 午前 9時30分

### 開議宣告

議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成29年第4回伊豆市議会定例会4日目の会議を開きます。

### 議事日程説明

議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 議案第95号～議案第99号の質疑、委員会付託

議長（三田忠男君） 日程第1、議案第95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第5、議案第99号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）までの5議案を一括して議題といたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

それでは、議案第95号について。

最初に、5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

5番（鈴木正人君） 皆さん、おはようございます。5番、鈴木正人です。

私は、議案第95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）につきまして、質疑をさせていただきたいと思います。

議案書の31ページ、3款民生費、2項児童福祉費、4目こども園費についてお伺いいたします。

これは所管が第2委員会になりますので、これ審査のほうは付託されていると思いますから、私は所管外の議員ですので、後日の第2委員会の審査の一応審査材料ということで、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず初めに、このこども園建設事業につきましては、設計委託料6,900万円、土地鑑定業務委託料85万円が計上されております。まず初めに、1番目なんですけれども、一応これ確認をさせてもらいたいという意味で書かせていただきました。予算を全額繰越明許費とする理由はということでお尋ねします。

続きまして、2番目が、予定している全体の事業スケジュールはということでお伺いします。先般の市長の行政報告の中でも、このこども園建設事業については平成32年4月開園を目指して進めたいという、そういうお話がございました。その辺も含めまして、1番目の繰

越明許とする根拠にもなると思うんですけれども、事業スケジュールについて再度確認をさせていただきます。

3番目、設計委託料6,900万円ですけれども、その設計委託の内容はどんなものなんでしょうかと。基本計画があったり、基本設計があったり、実施設計があったり、造成設計とか、いろいろ等々、設計業務はあると思うんですけれども、どれを指しているのかということを確認したいと思います。

そして最後に、10月31日の全員協議会で、所管するこども課のほうからこの事業についての議員への説明がございました。建設及び運営主体は公設公営で、児童発達支援事業の併設とあります。児童発達支援センターの機能の開設に関しては、先般の一般質問で間野みどり議員が質問いたしましたけれども、あくまでも事業所としてスタートさせて、おいおいセンター機能もつけ加えるというような、そういうような御答弁だったと思うんですけれども、できれば開園にあわせてセンター機能も集約したらどうかという御意見もあります。その辺の見解を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 新こども園建設事業の関係でございますけれども、の全額繰越明許費とする理由ですが、最初にの御質問であります全体スケジュールから説明させていただきますと、今回の補正予算で計上しました設計委託期間が7カ月から8カ月かかると考えており、その後、農地法等の手续や土地登記を平成30年12月までの1年間で終えて、平成31年から造成工事を始めたいと考えております。その後、本体である新こども園の建設、建築を進め、平成32年4月開園を目指しております。

この12月議会において補正予算を計上させていただき、非常にタイトなスケジュールの中でも地権者への説明を丁寧にして、関係者の意見を聞き、協議する時間を十分持ち、しっかりとした設計を検討していきたいと考えております。そのために繰越明許することで、新年度においてもタイムラグなく進められると考えており、全額繰越明許とするものであります。

の設計委託の内容ですが、大きく分けまして、こども園本体の建設に係ります基本設計と実施設計、それと、こども園の土地部分の造成設計であります。

それから、の児童発達支援事業の併設でございますが、当初の計画では、まず必要な支援ということで児童発達支援事業所の整備を優先し、その後に障害児相談支援事業と保育所等訪問支援事業を実施する児童発達支援センターへ移行していく考えを持っておりました。

間野議員の一般質問にお答えしたとおり、議員の皆様の御意見を伺い、また関係の皆様と協議してまいりたいと考えております。設計につきましては、センターへの対応もできるように考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、再質疑ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） それじゃ、再質問させていただきます。

とは事業のスケジュールに絡んでの話なので、今、御説明賜りましたのでわかりました。ただ、ちょっと私、すみません、勉強不足なので、財務の關係にちょっと確認したいんですけれども、これ繰越明許というのは議会のほうの予算承認が当然前提となるわけなんですけれども、あくまでも当年度で執行できなかったものを翌年度に繰り越すというのが前提だと思っていて、そこがちょっと見解が違うと思うんですけれども、確認です。昨年のちょうど1年前の12月の議会で、ことしの4月からこども医療費の助成拡大ということで、当時あれは債務負担行為として提案されてきたと思うんですけれども、そこちょっと考え方が違うのかな、どうなのかなということ、初歩的なことなんですけれども、ちょっと確認をしたいと思います。

それとあと、3番のところなんですけれども、設計委託のところは、今の繰越明許の認識に係ることだと思うんですけれども、予算計上6,900万円になっているんですけれども、当初、文教ガーデンシティ構想内に計画していたこども園の建設に係る設計委託料というのが、これ基本設計、実施設計、造成設計含めて6,172万6,000円だったということがありまして、700万円ぐらいの差異があるんですけれども、この6,900万円というのが支出限度額として見ているのかどうかということ、ちょっと確認したいと思います。

それとあと、4番目の児童発達支援センター、こちらの集約させるかどうかということについては、今の部長の答弁ですと、センター機能も開園当初から利用できるように、そういうような方向でも検討するというような答弁に私はとれましたけれども、そのところで、やはり部長もおっしゃっていましたが、利用者であったりとか市民の方、そういった、議会も含めまして、具体的にどのような形でスケジュール感の中で集約していこうかと、その辺のお考え、予定がございましたら教えてください。

議長（三田忠男君） 3点ですかね。

それでは答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 御質問、債務負担と繰り越しの違いということによろしいんでしょうか。

例えば、今回、議案書の6ページを見ていただきますと、滞納者への電話催告業務委託として債務負担行為を設定させていただいております。これは平成32年度までにトータル限度

額、総額で1,260万円の債務を設定するんですが、それぞれ予算執行する場合には、各年度で年度ごとの予算を計上しなければならないと。今回これは、平成29年度は予算上げていませんので、平成29年度の予算執行はできないですね。でも、契約はここで平成29年度にできると。平成30年度からは、それぞれ各年度で予算をそれぞれ計上していきますと。ただし、その限度額は1,260万円ですよと。

今回のこども園の繰り越しにつきましては、31ページを見ていただきますと、今年度の平成29年度予算として6,985万円を既に予算計上をしております、今回の補正で。そうしますと、この計上した額を事業の進捗によって予算執行もできますけれども、全額を翌年度に予算計上せずに、平成30年度は予算計上せずに、そのまま平成30年度に予算執行ができると。もうここで1回計上してありますので、それを平成30年度にそのまま持っていくので、予算計上しなくても平成30年度はこの補正をもって予算執行できると。債務負担はそうじゃなくて、予算執行するときにはそれぞれ各年度で予算計上をしなければならないという、平たく言うとそういうところです。

議長（三田忠男君） 2番、3番の質問に対して。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 2番目の御質問の6,900万円が限度額でいいのかということによろしいでしょうか。

そのところにつきましては、6,900万円が限度額でございます。

それから、3番目の質問で、児童発達支援センターという機能の関係になりますが、目指すところはセンターということになりますけれども、一番問題なところは人員配置の関係と、あと専門職のところをどうように持っていくかというところで、今現在もそういう専門職の派遣というところができるところの業者であったりとか、そういう機関との話もさせていただいておりますが、そういうような状態が整った状態でやはりセンターを始めなければいけないという部分がございますので、その点が平成32年4月にというところが今後のところで協議していきたいところでございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） では、最後になりますので。

3番目の設問の設計に係るところに関連することなんですけれども、今いろいろと市民、利用者含め意見を集約していく努力はしたいという、そういうお話ございました。かなり全体スケジュールがタイトだと思っておりますので、ただし、その中で、やはり基本設計、実施設計進む中で、途中途中、段階段階で、この間の青木靖議員の一般質問じゃないですけども、そういった利用者であるとか職員の方であるとか、そういった方々の意見が反映できるような、そういう聞き取り意見の集約のスケジュールへの落とし込みというものもやっぱり必要じゃないかなと思います。

いろいろと行政視察で、第2委員会も類似している施設のほう視察へ行ったということを知っていますけれども、そういった中でもいろいろとアイデアがあると思いますから、ぜひその辺を織り込んでいただきたいと思いますけれども、スケジュール感の中で、その辺具体的にどういうタイミングでそういった意見を集約しようかということを考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） この12月の補正予算が通りました後は、早い段階で、地権者の方はもちろんですが、請願もいただきました保護者の皆様、それからこども園の父兄の皆様等と話し合いの場を持っていくようにしたいと考えております。

議長（三田忠男君） 以上で鈴木正人議員の質疑を終わります。

次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

私、いつも質疑の最初に言うんですけども、これだけの議案書つくったら、これに倍する説明書が欲しいということをおっしゃるんですよ。今回のあれでも、災害復旧の予算でこれだけの説明資料がありますけれども、皆さんこれで、どこでどんな工事が行われるのかわかりますか。まず、この工事計画書をもって、あれですよ、県に業者が施工計画書を出したら突き返されますよ。地元の人だけが知りたいんじゃないんだから。伊豆市全体の人が、これどこでどんな工事をやるのかと。そこへ行って見たいと思う人だっているわけですよ。

市長が言っていたでしょう、今、大きな災害が起きたと。我々は、伊豆市にああいう対策をやれなんて言っていないんですよ。この狩野川流域でもって一生懸命、流木に対応できるような砂防堤だっつつくっているわけだ。市民への不安をおおるようなことを議会で言っているようじゃ困る。あなたの仕事は、市民の不安を解消するのが務めなの。

質問に入ります。こども園のことも、いろんな方の質問で概要がわかってきましたけれども、まだまだわからないところがいっぱいある。

15番、森良雄です。

議案第95号では、補正予算について質問します。継続費補正、道の駅整備事業、変更の理由等が不明です。

次に、湯ヶ島幼稚園、小学校改修工事、もうちょっと説明していただきたい。事業の進捗状況もあるでしょうから、進捗状況、補正、変更の理由について伺いたい。

次、第3表繰越明許費、児童福祉費、新こども園建設事業、どんなこども園をつくらうとしているのか。待機児童の現状と、このこども園をつくることによって待機児童は減るのか、ふえるのか、そういうことも含めて。それから、私が一番関心を持っているのは、隠れ待機児童がぜひ、現在、待機児童がいるのか、いないのか。隠れ待機児童がいるのか、いないのか。

か。把握しているんだったら、この席で発表してもらいたい。

次、消防費、Jアラートの導入ということなんですけれども、現在もJアラートはあるんだと思うんですけれども、現状とこれから入れようとしているものの違い、その辺説明していただきたい。

それから、地方債補正。私は地方債というのは借金だと思っていますけれども、こども園建設事業とか公有財産管理事業、観光施設整備事業、無線通信設備管理事業、追加、変更、事業の名称、事業規模、内容について説明していただきたい。

次、12款に移ります。放課後児童クラブ利用者負担金が55万6,000円、これは大した金額じゃないんですけれども、現在、各小学校で放課後児童クラブが設置されていると思うんですけれども、放課後児童クラブに対する要求というのは今どんどん高まっているわけです。議員の皆さん、そうですよね。必要な要求もあるわけです。教育もやってくれというような要求もあるわけです。その辺どういうふうを考えているのか。現状の地域により内容に違いがあるのか。それから、この55万6,000円がどういう改善につながるのか伺いたい。

保育園一般事業、次、歳出に移りますけれども、事業の内容、増額の理由について伺いたい。

次、小学校一般事務事業、これも増額の理由、それから工事の内容なども教えていただきたい。電気料金が急に何百万円単位で出てくるというのもちょっと解せないもので。

続いて、農地災害復旧事業500万円と書いてありますけれども、災害規模がわからないと、幾らになるかわからないですよね。ぜひその辺、僕はこれ写真見た限り二、三百万円で終わるんじゃないかなと思っているんですけれども。いや、そうじゃないですよ、何十メートルもあるんだよとかね。それから、1つ聞きたいんですけども、関野の道路というのは、あれは農道なのかどうなのか、その辺も教えてください。

以上、質問終わります。

議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

まず、総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） すみません、1点目の継続費の補正につきましては、変更の理由というか、新たに道の駅整備事業で追加をさせていただいております。

2つ目の2款1項の旧湯ヶ島幼稚園、湯ヶ島小学校の事業の進捗状況につきましては、現在実施しておりますのが旧湯ヶ島幼稚園の改修工事と旧湯ヶ島小学校のプール、こちらの解体と駐車場の整備工事です。いずれも予定の工程で推移しておりますので、年度内の工期では完成をする予定でございます。

次に、補正の理由でございますが、こちら提案の補足説明でも申し上げさせていただきましたが、まず、湯ヶ島小学校の改修工事では、エレベーター等の増設や外構の工事で舗装面積が増加によるものが主な増額の理由でございます。同じく年割額の変更につきましても、これは現在の実設計の推移の進捗の状況によりまして、平成29年度と平成30年度の年割額を変更させていただくものでございます。

次に、9款の繰越明許費でございます。Jアラートの新型の受信機等の導入ですが、こちら、まず、新型と旧型の違いということでございますけれども、これは情報伝達に要する処理時間が大幅に縮減されるということや、気象等の特別警報の伝達の情報内容が細分化され、充実されるというものでございます。導入時期は、この補正を可決していただいた後、発注しますので、運用開始については、平成30年の夏ごろには運用できるのではないかと見込んでおります。

続いて、私からは、第5表の地方債の補正でございますが、まず、新たに追加するものとして、こども園の整備事業、こちらは設計委託料6,900万円のうち起債の対象、合併特例債ですね、の対象となる実施設計分4,980万円の95%を見ておりますので、4,730万円を新たに追加させていただくものです。あとの変更部分につきましては、こちら提案理由の補足説明で私のほうから説明をさせていただいておりますので、そのとおりでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） ほかに補足説明の方いらっしゃいませんか。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、議案書の31ページの新こども園建設事業の関係ですけれども、まず、の概要につきましては、10月31日の全員協議会で説明させていただきましたとおりでございます。新こども園は、現在の修善寺東こども園を移転し整備することを基本とし、新たに児童発達支援事業所を併設するものです。公設公営で平成32年4月開園を目指します。定員は156人を予定しております。この事業により、施設の老朽化や防災、交通面での危険等、修善寺東こども園が抱える問題を改善するとともに、近年の3歳未満児の保育需要の増加に対応することになります。さらに、児童発達支援施設を併設することで、障害等により支援が必要な未就学児童に対し、専門的な療育、訓練を行うことが可能となります。

2番目のこの新こども園新設整備事業補正予算における待機児童について言うならば、修善寺東こども園は現在において、今年度におきましても4月からの新規入園希望は25人ありましたが、全て入園できておりますので、待機児童はございません。

の隠れ待機児童の認識がいろいろあるようですので、お答えが難しいですけれども、この新こども園新設事業補正予算において言うならば、修善寺東こども園の3歳未満児の定員を大幅にふやす計画をしておりますので、入園希望に100%とはいきませんが、おおむね対応できるものと考えております。

それから、同じ31ページの保育園一般事業の中で690万4,000円の事業の内容、増額の理由ということですが、ここの部分につきましては、保育士等の処遇改善加算に伴い、私立こども園3園の保育園分の運営費負担金の増額でございます。増額理由は、民間の主幹教諭、若手リーダーに対して、新しく処遇改善加算が今年度からできたためでございます。今回の補正予算では、増額分の国庫支出金として、歳入においても民生費国庫負担金のうち施設給付費負担金304万6,000円、また県支出金として、民生費負担金の施設給付費負担金152万3,000円を計上させていただいております。

私からの説明は以上です。

議長（三田忠男君） ほかに。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから、7款1項の道の駅整備事業のことにつきまして補足説明をさせていただきます。

道の駅整備事業が5億8,520万円に変更になった理由でございますが、9月議会の全員協議会で説明させていただきましたときにつきましては、工事費分として5億7,000万円という形で説明させていただきました。実際につきましては、地域振興施設建築工事と水際公園工事分の合わせた工事費が5億7,000万円で、建設時の施工管理分が1,520万円があります。これを足した分、一応5億8,520万円を今回計上させていただきました。

続きまして、41ページの1億3,190万円の支出理由でございますが、これにつきましては、地域振興施設建築工事分として5,000万円、設備工事として4,700万円、水際公園工事分として3,490万円を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） ほかにありますか。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） それでは、教育部のほうからは森議員御質問の、まず、歳入12款1項放課後児童クラブ利用者負担金の件、市の放課後児童クラブの現状とこの55万円の負担との関係の御質問でございます。

今回の55万6,000円の増額につきましては、これは利用者増に伴う増額ということございまして、今回も冒頭御説明しましたけれども、29ページ、歳出のほうの放課後児童クラブ運営事業、こちらの70万円という増額をしておりますが、こちらの利用者増に係る運営費の増、これに係る見合う分でございます。

もう一点は、地域のニーズにどう対応しているかというようなことの御質問でございますけれども、正直言いまして今、現学童保育のニーズについて、いっぱいいっぱいというような状況でございます。今回の12月補正で、新たに修善寺小学校、修善寺南小学校の施設整備をすべく、設計業務の補正をお願いするところございまして、それぞれまたその整備に向けて取り組みたいというふうに考えております。

それから、2点目の10款小学校の一般事業の電気料の増額でございますが、こちらについては当初我々のほうでも、毎年電気料も7校の電気料が減ってございましたことから、かなり大幅に削減した予算を計上させていただきました。今回は各学校でもそれぞれ経費節減に取り組んでいただいておりますけれども、来年の2月以降の電気料が不足するという状態となりました。これは決して学校が過度のお金を使ったというわけではございませんで、我々の査定が非常に厳しく査定してしまって、その点については、我々の支出見込みの積算が甘かったという点については反省をしております。今回、その不足分についての増額をお願いするものでございます。

最後に、天城小学校の管理事業の増額ということでございますが、こちらは47ページでございます。今回は天城の小学校の中の1階に会議室がございますが、元職員室だったところでございます。こちらに知的の特別支援学級を来年4月から新たに改修するための工事費、備品購入費の予算でございます。棚、ロッカーの撤去、壁の改修、また電気、水道設備等、子供たちの様子によっていろんな施設等の整備が必要でございます。こちらにつきましては、預けていただく保護者の方々の御意見やら特別支援学校の様子、さらには児童に合ったそういった備品等のいろいろ検査をした上で、必要なものというようなことで、今回、新1年生が2名この学校に通うということが確定しましたことを受けての予算のお願いでございます。

説明は以上でございます。

議長（三田忠男君） ほかにありますか。

建設部長。

建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから、11款の災害復旧事業についての工事内容について御説明いたします。

議案書は53ページになります。

まず、農地災害復旧事業ですけれども、2カ所ありまして、1カ所は湯舟ということで、復旧延長は7メートル、ふとんかごが21メートルということで、高さがあるものですから、ふとんかごを7メートルを3段積むということで21メートルを計画しております。

続きまして、北又の田、畦畔工事につきましては、復旧延長が20メートル、ふとんかご工まで57メートルになります。こちらのほうは勾配緩やかなものですから、ふとんかごは2段ということで、下段は29メートル、上段が28メートルという水量になります。

続きまして、農業用施設災害復旧事業になりますけれども、関野になります。これは復旧延長が7メートルで、ブロック積みが31平米、あとコンクリート舗装が14平米を予定しております。ここにつきましては、関野は市道になりますけれども、その他市道ということで、災害基準とすれば農地でも出せるということで、農道で出しております。

続きまして、河川災害復旧事業ですけれども、ここは牧之郷になりまして、重要河川の田沢川になります。復旧延長は85メートルで、環境保全型のブロック積み工を240平米、高さはS Lでいきますと平均3.2メートルぐらいの高さを予定しております。あと、モルタル吹

きつけ工が厚さ 8 センチのものを200平米を予定しております。

いずれにしましても、この予算に上げているものはこれから災害査定というものを受けますので、査定を受けたときに査定官との協議の中で、このままオーケーになるのか、多少切られるのかということはありませんけれども、その内容によって多少変更する場合があります。

以上です。

議長（三田忠男君） ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） これだけ一気に再質問というのもしんどいね。

まず、道の駅整備事業、5億8,520万円、これの中にいろいろ設備費だの何だの入っているんですね。ところが、どういう設備を使うとか何かというのは、業者の提案をこれから待つわけでしょう。もうできているんですか、業者のある程度提案が。そういうのはまた別に考えるんですか。まず、そこが1点。

それから、新こども園について移ります。

議長（三田忠男君） 森さん。款ごとにやりましょう。

15番（森 良雄君） 款ごとにやるのか。

議長（三田忠男君） 1回とめてよろしいですか。

15番（森 良雄君） 1つだけでいいか。

議長（三田忠男君） 7款だけをいいですか、1回。

15番（森 良雄君） 1つでいいの。お願いします。

議長（三田忠男君） では、今の質問についてお答え願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 提案を待つということではなくて、一応、実施設計の中で備品については検討を進めております。一般的なガスレンジであるとかレンジフード、シンク、冷蔵庫、冷凍庫となる一般的な備品については、当然市のほうで用意する予定でございます。ただ、それ以外の事業者の提案によって、創意工夫によって事業をする点はあると思います。それらにつきましては、事業者のほうで用意するということになると思います。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 要するにそれは、事業者の提案はこの中に入っていないんですね。事業者でやりたいことは事業者が負担するというふうに理解していいですね。基本的なものはあるんじゃないんですか。シンクだとかレンジだとか、ガスだとか何かどうするかなんていうのは。そういう基本的なのは誰がどこで考えるんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 今も説明させていただきましたが、ガスレンジであるとかシンクであるとか冷蔵庫、それらの一般的な備品については市のほうで用意させていただきます。ただ、事業者の提案によります、市が想定している以外のものにつきましては、事業者のほうと協議しながら、一応事業者のほうで用意していただくという形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 次にお願いします。

再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 次に移らなきゃいけないんですね。まだあるの。

議長（三田忠男君） 7款終わりました。

15番（森 良雄君） 今度、次でしょ。第3表のところへ移らなきゃいけないんですね。

ここのところからは、さっぱりわからないんですね。まず、どんな施設をつくろうとしているのか。いいですか。先ほど質問の中で答えが出ていたようですけれども、発達障害者を主に考えているのかなと思ったら、どうもそれ以外の障害者も考えているんですね。それで、障害者は全部ここへ集めようと考えているんですか。それとも、東こども園のエリアの子供たちだけここへ集めようと考えているのか。それを伺いたい。わかるか、言っていること。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） この新こども園ですけれども、こども園と児童発達支援事業所というところで、それぞれ別々の施設が併設されるという計画なんですけれども、こども園につきましては、もちろん東こども園の今の園に通ってくださっている範囲があると思いますけれども、そこが主です。また、ほかのところも希望すれば、この東こども園のほうには入れることとなりますけれども、また別に児童発達支援事業所につきましては、全体的に未就学児の障害をお持ちの児童の方の対象となる施設となりますけれども、障害福祉サービスの一つです。なので、そのところは、通うというところでは未就学児が対象となりますけれども、センター機能を持ちまして、障害児の療育相談とか受けるというような機能を持ちますと、障害児というのは18歳未満の方になりますので、そのところは広い範囲で相談を受けるといった機能を持つこととなります。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑。

森議員。

15番（森 良雄君） その障害児を受け入れるというところがよくわからないんですよ。こども園だから、未就学児の障害児は全部、伊豆市内の障害児は全部ここで面倒見るとい

ふうに考えているのか、それとも東こども園のエリアの子供たちだけをここで面倒見るとい  
うふうに考えているのか。それとも、センター機能というのは相談に乗るだけなのか。その  
辺が私はわからない。もっとわかるように説明して。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 児童発達支援事業所の対象となるところの未就学児は、東こ  
ども園の地区の人だけではなく、伊豆市全体を考えております。その中でも、前に全員協議  
会のところでもちょっと話があったと思いますけれども、その対象のお子様の中には、やは  
り土肥地区で遠いということを理由に土肥のこども園を希望される方であったりとか、いろ  
いろあると思いますので、そこについては加配職員を今までどおりつけてというような体制  
にもなるかと思えます。

その中で、こども園に行くということと、ここの児童発達支援事業所に行くというところ  
は、こちらは福祉サービスということになりますので、別々の考えを持っていただきまして、  
子供さんによってはこども園のほうに週に2日行って、あとの3日はこちらの児童発達支援  
事業所に行くというような方もいらっしゃいますし、ずっと1週間全部を児童発達支援事業  
所に通うというお子さんもいるという考えになります。

議長（三田忠男君） 次の質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 次に移るとのことだね。

議長（三田忠男君） はい。

15番（森 良雄君） Jアラートの件について聞くんですけども、総務部長の説明を聞  
くと、これ全部ソフト面の改善じゃないかと思うんですけども、そうすると、何かこの受  
信のほうで改善するところが必要になるのか、どうなのか。僕にはちょっと理解できないん  
ですけども、その辺お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） まず、今回の補正につきましては、土肥地区、土肥の支所庁舎に  
あるJアラート、これを旧型から新型に入れかえるというものと、あと、修善寺、天城湯ヶ  
島、中伊豆のこちらの庁舎にはJアラート今ございませんので、こちらに新たに設置する  
ということで、新たに設置する部分と、土肥地区のJアラートを更新すると、そういうこと  
になっております。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 確認になるかもしれないんですけども、そうすると、この土肥を  
除いたこちら側は、いわゆる土肥を除くこちら側ということは東側は、今まではJアラート

はなかったというふうに理解してよろしいですか。今度新たにつけられるというふうに理解して。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） Jアラートは、国からの情報を直接受信して同報無線に流すわけなんです。こちらの庁舎の場合はエムネットと申しまして、国からメールで情報が来ます。そのメールが来るときには音が鳴ってすぐわかるような状態。それを確認して同報へ流すという、ちょっとワンクッション、一手間をかけるというような状態でしたので、今回導入させてもらうというものです。

議長（三田忠男君） 質疑ありますか。次の質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 次どこへ移っていい。第5表に移っていいか。

議長（三田忠男君） どうぞ。

15番（森 良雄君） では、第5表に移らせていただきます。

こども園の続きですけれども、大体何か何をつくろうとするかがわかってきたわけです。確認しますけれども、土肥以外の発達障害者、いわゆる就学前の発達障害者は、東こども園で全部面倒見るといふようになるのか。それと、発達障害者だけじゃなくて、その他の障害児童もここへ集めようとしているのか、それを伺いたい。

議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

改めて、森議員。

15番（森 良雄君） この借金は、もう同じこと聞きますからね、発達障害者のための借金で、それはいわゆる土肥を除いた伊豆市全体の発達障害児童、いわゆる障害のある子供たちのための借金なのか。それから、それだけじゃなくて、発達障害だけでなく、普通の身体障害者もここへ集めようとしているのか。それを確認したい。

議長（三田忠男君） 答弁願いますが、内容ではなく、この3款でつくろうとしているこども園のことを確認していると思いますので。

健康福祉部長、内容じゃなくて、つくるための起債を起こしたということ。

では、総務部長に変更します。総務部長、お願いします。

総務部長（伊郷伸之君） この今回の地方債でございますが、事業のほうでも新こども園の建設につきまして、健康福祉部のほうから再三御説明がありました。今回は、その建設にか

かわる実施設計の6,900万円のうち合併特例債を充てるために、今回新たに追加をさせても  
らっているものでございます。当然、新市建設計画の位置づけがあつての特例債ですので、  
伊豆市の新市建設に寄与するものとして起債を起こしたものでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 伊豆市の何、新市建設のために必要な資金なんですか。それじゃ困  
るから僕は質問しているんですよ。議員の皆さん、センター方式というのは欠陥方式なん  
ですよ。わかりますか、何が欠陥だか。例えばですよ、修善寺保育園の子供の……

議長（三田忠男君） 質疑にしましょう、森議員。質疑。意見は結構です。

15番（森 良雄君） 質疑でしょう。

議長（三田忠男君） いや、今のは意見です。

15番（森 良雄君） 修善寺保育園の子供もここへ通わせざるを得なくなるんでしょう、  
この借金を認めれば。それがセンター方式ですよ。いわゆる全部集めるということなん  
ですよ。熊坂も、あゆのさとも、みんな発達障害者はここで面倒見るといことなん  
でしょう。そのための借金じゃないですか、これ。だから、何をつくろうとしているか  
ですよ、東こども園で。センター方式と言っているんだから、多分そうだと思います  
よ、僕は。センター方式の最大の欠陥は、近くのこども園とか保育園に子供を預け  
られないということ。そのための借金じゃないんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

森議員。欠陥であろうがなかろうが、それをつくるための限度額だということ  
を今までずっと言っているみたいです。今のは中身の問題になりますので。だから、  
中身は抜きに、こういう起債を起こしていいのかということですね。

では、答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これが第5表の議案質疑なのかどうか疑わしいところですが、  
議長から答弁せよということでございますので、私どもはきっちりと制度をつく  
って、この子はあちら、この子はこちらということ余りしたくないんです。ほか  
の市町では、もうきっちり分けているところもあるんです。しかし、若いお母  
さま方の話を伺うと、非常にグレーな場合とか、あるいは、この子は早く診  
断して、早く対応してくださいという方とか、何日かは通わせるけれども、  
ふだんは中伊豆にお友達と一緒にいかせたいんですとか、いろんな柔軟な  
多様な御要望があるんです。したがって、先ほど健康福祉部長からありました  
ように、なかなか重いお子さんは、ここに5日間の子もいるかもしれませ  
んし、土肥の方で週に1回は見てほしいという方もいるかもしれませ  
んし、そういったことを選択肢、環境をつくっているのであつて、この  
子はこちら、この子はあちらということ、私どもが親御さんに、ある

いは子供さんに指定するという考え方ではございません。

議長（三田忠男君） 次に行きます。

森議員。

15番（森 良雄君） 終わり。もう先へいっちゃったの。

議長（三田忠男君） 終わりでした。

15番（森 良雄君） 困ったね、どんどんあれだね。

放課後児童クラブ、繰り返しになりますけれども、現状を見ていると、どうもそれぞれの学区でもって内容が違うように感じるんですけども、そういう、現状そうなんですか。私の認識がまずいのか、どうなのか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） まず、こちらの放課後児童クラブの運営につきましては、伊豆市の放課後児童クラブ健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、これに基づきまして基本的な運営方針を決めております。当然のことながら、施設によって社会福祉法人でありますとか運営母体が違いますので、個々の内容については若干差異はあろうかと思えますけれども、基本的な運営の取り組み方針、子供たちの見守り、そういったものについては差異はないというふうに考えております。

議長（三田忠男君） 歳入に対する質問ですので改めて、最後の質問になります。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 何。

議長（三田忠男君） 歳入のところで聞いている質問ですので、それに沿った質問をお願いいたします。

15番（森 良雄君） 大体わかった。おかしいなというのもわかった。

では、歳出に移ります。

議長（三田忠男君） では、今は終わっていいですね。

次のところ、では、再質疑ありますか。

15番（森 良雄君） 保育園一般事業、さっぱりわからないな、これ。もう一度説明してください。

議長（三田忠男君） 3ページの3 - 2 - 3のことですね。再質疑のところ。

15番（森 良雄君） 3款2項3目なんだから、保育園一般事業。違うか。ページ数を間違えたか。

議長（三田忠男君） この事業の内容、増額の理由は先ほど説明がありましたけれども、改めて答えるということによろしいですか。

改めて再質疑していただけますか。

15番（森 良雄君） 今までも聞いているから。あゆのさとだとか、あまぎとか、なかい

ずで使うんでしょう、これ。具体的に何に使うの。

議長（三田忠男君） では、改めて2回目にしますので、改めて手を上げて立ってお願いします。

森議員。

15番（森 良雄君） 31ページの保育園一般事業609万4,000円、これ何に使うんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 先ほど申し上げた説明と同じになるかもしれませんが、この保育士等の処遇改善加算に伴いまして、私立のこども園3つなので、あゆのさと、あまぎ、なかいず、3つの園になりますけれども、そこに運営費負担金ということで支払う金額でございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 保育士の待遇改善、これはもう国家的なあれだと思います。当然国からの補助金もこれ出るんですか。そういうことと、対象者、ちゃんと保育士の待遇改善になるように支出されるんですか。それを伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） この処遇改善加算につきましては、制度の中でいろいろな方に対象になるというものがあるんですけども、主幹教諭の中で中核リーダー、それから専門リーダーということで経験年数等がいろいろございます。その中で、そういう対象の方には加算ということでお金が払われるということになりますけれども、あともう一つ、若手リーダーというところも、いろいろその要件、経験年数がございしますが、それによって加算ということで民営のこども園に対して払われるということになっておりますので、その対象となる方の人数によって、その園に払われる運営費負担金ということは金額が変わってございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 次に移ります。

再質疑、その他ありますか。

15番（森 良雄君） ありますよ。

議長（三田忠男君） 森議員。

15番（森 良雄君） 伊豆市民というよりも国民として最も言っておきたいのは……

議長（三田忠男君） どの質問ですか。

15番（森 良雄君） いや、言っておきたいから。あなた、いちいち焦らせるなよ。

議長（三田忠男君） いや、焦らせちゃいけないんですけども。質疑はもうこの項目は終

りましたので、次に移ってください。

15番(森 良雄君) それが僕の言った質問に対してちゃんとした、先生方にちゃんとそれが回るのかどうなのか。しっかり管理してくださいよ。

次、では、10款にいけということだな。

議長(三田忠男君) そうです。

15番(森 良雄君) 10款。教育長、お願いがあるんだけど、僕はもう教育費は幾ら使ってもいいと思っているんですよ。だから、この僕の質問は、使っちゃいかんという質問じゃないというふうに受け取っていただきたい。どんどん使えという。

ということは、これ、いわゆる今まで締めちゃったから今度補正して、補正に出したんですよというようなふうに僕は受け取りますよ。そんなことやめてくれと。意見になるかな、議長さん。

議長(三田忠男君) はい、そのとおりです。

15番(森 良雄君) だけれども、これ大事なことですよ。僕は、伊豆市はもう教育でしか生きる道はないと思っている。だから、今の学校の現場で何が起きているかといったら、カラーコピー機で出したいけれども、白黒で出すとか……

議長(三田忠男君) 電気代のところですので。

15番(森 良雄君) 電気代も入っているじゃないの、この中に。

議長(三田忠男君) いやいや、電気代のことしか入っていませんので。電気代のことしか入っていません。カラーコピーのことは入っていません。

15番(森 良雄君) 電気代の増額って、何で増額するの電気代。それも半端な額じゃないですよ、あなた。

議長(三田忠男君) では、どんな理由で電気代が増額するのか、質問でよろしいですか。

15番(森 良雄君) 要するに、電気代締めつけちゃったからこうなったんでしょう。それをやめなさいよと。ね、市長。

議長(三田忠男君) 答弁。

15番(森 良雄君) だから、もう基本的な姿勢を、先生がカラーコピー出してやりたいと思ったって出せないんですよ、今の伊豆市の。そうですね、教育長、部長。

議長(三田忠男君) カラーコピーと電気代が私には関連がわかりませんので、電気代についてお答えください。

教育部長。

教育部長(金刺重哉君) 学校の現場でも大変厳しい財政の中で御負担をいただいているのは十分でございますが、子供の教育環境、先ほどおっしゃったとおり大事なものでございます。今回はこれまでのベースを基準に、本当にすみません、電気料は全て学校ではなくて我々の教育部のほうに来ますので、学校現場の本当に実情をちゃんと把握してこなかった点ということについては本当に反省をしておりますし、これから学校現場とも連携をとりなが

らニーズに合った予算をお願いしたいというふうに考えております。御指摘ありがとうございます。

議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 特に市長、副市長、言っておきたいけれども、余り教育費を締め上げないようにしてくださいよ。先生方には伸び伸びと教育できるように、子供たちも伸び伸びと教育を受けられるように、ぜひ教育長、部長、お願いします。伊豆市は教育のまちだ、これしかないですよ、生き残るの。

では、次に移ります。

議長（三田忠男君） どこです。11款ですか。

15番（森 良雄君） 11款でしょう、次といたら。

議長（三田忠男君） はい。

15番（森 良雄君） まだあしたもあるから、ぜひ言ったようなことを、書き損じているところもあるから、言ったようなことをちょっと一筆書いて、ここはこういうボリュームだよと。それから、できれば……

議長（三田忠男君） 森さん。11款に今いったんじゃないですか。

15番（森 良雄君） 11款でしょう。

議長（三田忠男君） その部長というのは、どの部長を指していたのか。産業部長ですか。

15番（森 良雄君） 建設部長だよ。

議長（三田忠男君） 建設部長。すみません。

15番（森 良雄君） 余り話の途中で折らないでよ。わからなくなっちゃうよ。

農地災害、農業用施設、河川災害、どこで起きたかというのがわかれば、僕はまちのほうぐらいしかわからない。あそこ登っていけば見えるんだなと。後から検証できるように、このところでこういう災害……、悪いけれども、この地図じゃ検証できない。あなた方、あれでしょう、業者に施工図出させるときは、ちゃんともっと細かいところ位置指定するでしょう。このまま県に相談行きますか。どこでどういう災害が起きたか。行かないはずです。ちゃんと詳細図を持っていくはずです。だから、私は無茶を言っているとは思わない。だから、私がどこでどんな災害が起きたのか検証できるような地図も添付してほしい。

それと、表でいいから、ここは何メートル、深さ何メートル、幅何メートルの土砂崩れがあったとか、例えばさっきの質問で、20メートルでふとんかご20個ぐらいだったら、500万円なんてかかるわけないでしょう。かかるの。だったらいいですよ。私の認識不足だと言ってくれていいから。そういうのを判断できるような資料をひとつあした見せてもらいたい。お願い。それで終わります。

議長（三田忠男君） 今のは要望みたいに聞こえますが、質疑ではないんですね。

では、終わりです。

15番（森 良雄君） どうにだってなるじゃん、質問だよ。出してくれるの、では、あした。

議長（三田忠男君） 質疑は終わりですね。

以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ここで45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時44分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、市長に3点、一般会計補正予算につきまして質疑をいたしたいと思います。

まず最初に、補正予算書の17ページですか、1-1-1、2-1-1-1ですね、2款の03総合事務組合退職手当特別負担金というのが載っていますけれども、これは議案説明では一言も触れられておりませんので、これについて説明を求めたいと思います。対象者は何人なのかということも含めて説明を求めたいと思います。

それから、次に、3款の31ページ、先ほどから大分お話が出ましたが、新こども園建設事業ということで、これが繰越明許になっているということなんです。それで、先ほど鈴木議員のほうからも森議員のほうからも質疑があったわけですが、執行部側の、当局側の言おうとしていることはわかりましたから、その再答弁は要りませんけれども、地方自治法第213条に繰越明許費という項目があります。これをちょっと読んでみますと、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができるということで、予算の定めるところにより繰越明許するということなんです。それで、先ほど来、話を聞きますと、何、事業は平成30年度にやるということを言っておるような気がしたんですけれども、事業を平成30年度にやるのに平成29年度予算でとっていいんですかということをお聞きしたい、1つ。

それで、それを予算が成立していないのにもかかわらず、すぐさま繰越明許にするというのはどういうことですか。いいですか。ちょっとまたこれ、地方自治法逐条解説をちょっと読みますと、予算繰越使用の制度は地方公共団体が単年度に完了を予定して事業を計画し、これを予算化した場合において 予算化した場合ですよ、まだ予算化していないですよ。予算化した場合において、これを補うべき財源があるのにもかかわらず、特別の事由によりその執行が遅延し、当該年度内に完了することができないときに、国の会計規定に準じて会

計年度独立の原則の特例を設けようとしたと。要するに、予算は、とにかく平成29年度予算だったら平成29年度中に使わなきゃだめだよ。だけれども、特別の事情によりその執行が遅延した場合は翌年度に繰り越していい、これが繰越明許なんですよ。その特別な事情というのは何かということですけども、たまたま天候の都合とか、あるいは突発的事項のために、事業の実施が当初の予定よりも延びて、翌年度にまたがるような事態が生じた場合にこの制度があるよと、繰越明許できるよと、そういうことなんですよ。

それにもかかわらず、まだ予算を提案していないのにもかかわらず、どういう特別な事情が、さっき時間がないとか何とか、タイトだとかそんなの言っていましたけれども、そんなのが特別の事情ですか。それともう一つは、予算が成立していないのに何で繰越明許ができるんですか。おかしいじゃないですか。そこは、どういうふうに解釈をしているんでしょうか。お伺いしたいと思います。

次、7款の41ページ、1 - 4 - 15道の駅整備事業ということで、工事内容ということなんですけれども、先ほど1億3,190万円、これ道の駅整備工事をやると。何に使うかという、何か言っていましたね、ちょっと聞き取れなかったんですけども、造成とか水際公園とか設備費、設備の費用だということですけども、どうも聞いているところによりますと、どうもこの事業は平成29年度にはできないような感じですよ。さっきの繰越明許でも言いましたけれども、何で平成29年度中にできないものを平成29年度予算にのせてくるんですか。

これによると、天城湯ヶ島インターチェンジ、道の駅、今後のスケジュールガイドというのは、これがこの前の全協で皆さん配られたと思うんですけども、いいですか、実施設計が平成30年1月までです、1月までにやるよということで、入札を2月末にやるよということで、工事は4月からやるよということになっているわけです。大体今もさっき言いましたが、平成30年度にやる工事を何で平成29年度に計上するんですか、平成29年度予算に。おかしいじゃない、これ。これは全然おかしいですよ。だって、会計独立の原則だから、さっき言ったように、何年度予算はその何年度予算で使い切らなきゃならないというのは、これが原理原則なんですよ。その特別な場合に繰越明許があるよということ、それはさっきの話ですけども。

この道の駅の場合も、まだ何も決まっちゃいない、実施設計だってできていない、用地買収だってできていない、平成29年度中に工事はどうもやらないよだと、工事はやらなくて平成30年度にやるのに、何で平成29年度に予算を計上してきたんですか。これはまことにおかしいと。何か市長さん、あなた焦っているんじゃない。と思いますけれども、このことについてちょっと説明をいただけますか。

それから、もう一つ今のことについて言いますけれども、今の1億3,100万円のうち水際公園とか設備とか使ったですけども、森議員も言っていましたけれども、指定管理者が、指定管理候補者を早く決めたいのは実施設計に反映したいから決めると何回も言っていますよね。この前も言いましたよね。それが今、産業部長さんのお話ですと、どうもそれは関係

ないようなことを言っている。では、何だったんですか。実施設計に反映するために指定管理候補者の提案を聞きたいから早くしたいと。実施設計をやる前に、それがおかしいというんですよ全然。実施設計はまだできていないよと、指定管理者だって決まるのはいつ、何月ですか、わからないけれども。これによると、公募選定1月の初めなんて書いてありますけれども。とにかく、もう設計もできていない、用地も買収できるかどうかわからない。できるかどうかわからないでしょう、これ、決まったわけじゃないでしょう。いろんな手続がありますよ、それは農地を提案する場合とかいろいろあるから。あそこは農振地域ですか、よくわかりませんが。とにかく、そういうことだよ。

これは、一番の問題は、平成29年度に工事を行わないのに、平成30年度に行う予定にしているのに、なぜ平成29年度予算に入れてきたのかと、そういうことですよ。時間がないとかそんなのはあれになりませんよ。どういう理由があるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から答弁させます。

議長（三田忠男君） 2款からいきますか。

総務部長、答弁願います。

総務部長（伊郷伸之君） 総合事務組合退職手当特別負担金についてですが、こちらは早期退職制度を利用する職員2名分と、普通退職を予定している職員1名分を見込んでございます。

議長（三田忠男君） 3款の答弁願います。第1答弁を。

13番（西島信也君） 第1答弁もうやるの、ここで。全部やるの。

議長（三田忠男君） 全部やるやる。全部質問したんですから。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 繰越明許の関係なんですけれども、鈴木議員への質疑の際に回答したとおりなんですけれども、こちらとしましたら、やはり12月議会において予算を計上させていただいて、そして、十分にその設計というところに協議の時間をもちたいということでもやりました。議会のほうから決議書をいただきまして、早期にこの事業を進めたいということから、時間がかかる設計というところを、平成29年度からそのところをかりたいということで、そこが特別の事情と考えました。

以上です。

議長（三田忠男君） 7款の答弁をお願いいたします。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 工事予定が4月からという形のスケジュール表が出ていると思い

ますが、できれば2月中に入札等をできればと考えております。その中で業者が決まりました、いろんな形の申請であるとか各国であるとか県であるとか調整問題が出てくると思います。それらをしながら、4月の当初からすぐに工事ができるような形で、今回の補正という形で計上させていただきます。

また、指定管理者候補が決まっていないという話がありましたけれども、実施設計を行っておりますけれども、その中でレイアウトとかそういうものは大きく変わるということは想定しておりませんが、内装であるとかいろんな形で指定管理者がやはり要望することが出てくると思います。そういう形で、今回その辺で調整が出てくるという形で、実施設計中にこういう形での工事という形で発注させていただきました。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。款ごとに。

西島議員。

款ごとにいきましょう。

13番（西島信也君） では、款ごとで。

では、2款ですか。最初に総合事務組合退職手当特別負担金790万6,000円ですか。これにつきましては、要するに、この総合事務組合退職手当特別負担金というのは、早期に退職、何でこれ設けられているかという、自己都合で退職した人はこれに当たらないわけですよ。勧奨退職で、要するに肩たたきがあったときに、何年か前までありましたけれども、肩たたきがあったときに、肩たたきで、では早期退職だと、それじゃ、退職金が全額丸々もらえないじゃないかわいそうだから、市が、何人分ですか、2人ですか、3人ですか、市が負担して、この790万円というのを負担して、要するに定年退職までいたときに、定年退職まで定年退職金をもらう、そういう金額の補填するために市が出しているお金なわけですよ、これは。

これは制度の問題なんですけれども、要するに、今は勧奨退職というのではないというふうに聞いているわけなんですけれども、これは早期退職といっても自己都合だとは思いうんですけれども。退職は、自己都合か勧奨退職かどっちかしかないわけですから。そういう、では、要綱とかそういうのは多分あると思うんだけど、そこら辺はちょっと説明してくれますか。もちろん中には勧奨退職という人もあるかもしれないけれども。さっきそれで、早期退職ともう一人、そこら辺の1人、2人とか言ったけれども、そこら辺よくまたわからなかったものですから、改めてちょっともう一回説明していただけますか。それと、そういう制度がどういう制度になっているのか。だから、私が思っているのは、退職手当特別負担金というのは勧奨退職をやめた方のためのやつだということ。

では、それをお願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃられるように、以前は勸奨退職といって、退職を勸奨するという制度で退職金の上乗せというのはありましたが、現在そういう制度はございません。早期退職はこちら総合事務組合の条例上の制度なんですけれども、その制度にのっかって、伊豆市が早期退職を希望する人を募集をかけます。毎回定員を定めるんですけれども、募集をかけて、それに応募した職員、それは当然、事務組合の退職制度の中での加算金になります。その加算金に対しては、伊豆市が特別負担金として支払うと。

自己都合については特別負担金が生じないということではなくて、自己都合も普通退職なんですけれども、退職する3年前の給与が退職時より12号が基準です。1年4号ですので、三四、十二号、それより多い場合、退職時の給与が多い場合は、その差額に対する退職金は特別負担金として支払いなさいと。当然3年間で4号ずつ上がると12号なんですけど、その間に昇格とかがありますと、当然12号より金額的には多くなりますので、その分は普通退職でも特別負担金が生じるというものでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） ちょっと答えてくれなかったところがあるんですけども、いいです、いいですというか、改めてまた聞きますけれども、要するに内訳は何人とか言いましたよね。その何人というのをもう一回言っていただきたいと思うんですけれども、そういう、これは個人のあれになるかもしれないけれども、大体、早期退職って何歳くらいの方なんですか。それ2つをお伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 先ほど最初に申したのが、早期退職による退職者2名と普通退職による退職者1名分を見込んでおります。伊豆市は早期退職の募集をかける場合、勤続年数が20年以上で退職時の年齢が50歳以上ということで募集というか応募をかけています。

以上です。

議長（三田忠男君） 次の質疑ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） それでは、3款新こども園。

今、先ほど健康福祉部長さんのほうからお話いただいたんですけれども、それはさっき鈴木議員の答弁で聞いていると私言ったでしょう。私は繰越明許のことを聞いているんですよ。もう一回言いますけれども、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用できるという。まず、2つあるわけなんですけれども、性質上、もう一つは予算成立後の事由、どっちに当たるんですか。それを1点お伺いします。

それで、この地方自治法逐条解説、ここに載っているんですけども、これももう地方公務員のバイブルみたいなものですよね。当然読んでいるとは思うんですけども、いいですか、それに書いてありますけれども、地方公共団体が単年度に完了を予定して事業を計画し、これを予算化した場合において、これを賄うべき財源があるにもかかわらず、特別の事情によりその執行が遅延し当該年度内に完了することができないときに、国の会計規定に準じて会計年度独立の原則の特例なんですよ、これは。特例を設けようとした。特別の事情というのはどういう事情かという、たまたま天候の都合とか、あるいは突発的事項のために、事業の実施が当初の予定よりも延びて翌年度にまたがるような場合に、そういう事態が生じた場合と書いてあるわけですよ。

予算が成立していないのに、まだ成立していないでしょう。補正予算が成立、1億3,000万円ですか、失礼、六千何百万円ですね、こども園のですから。つまり、来年度どうもこども園を建設すると、建設のあれをやるというふうに言っているわけですけども、そこがおかしいんじゃないですかということ。まず1つは、やる気がないのに、平成29年度中に事業を執行する気がないのに、何で平成29年度予算にのせたんですか。それはいろいろ忙しいとか何かそんなのあるかもしれませんよ。あるかもしれませんけれども、これはおかしいじゃないですか。地方自治法に違反していませんか、これは。どうなんですか。普通だったら考えられませんよ、これは。どうですか。市長、教えてください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 地方自治法における、国家予算もそうなんです、単年度が基本原則で、給料のようにきちっと4月1日から3月31日まで執行できるものもあるし、あるいは公共事業のように計画的にできて、そして4月1日から3月31日までを計画的に組めるところ、執行できる事業も当然あるわけです。それは大前提なんです、しかし、地方自治法は、きちりそのとおりにやることによって硬直した行政にならないような配慮がちゃんとなされているわけです。

今回のこども園については、本来でしたら平成29年度の当初予算で我々は上げたかったわけです。残念ながら5月16日に否決をされて、9月の議会で全会一致で新こども園推進の決議がなされて、そこで改めて七、八カ月、半年以上かかる設計を今、御提案申し上げているわけです。ですから、このようなある程度柔軟性のある行政運営というものは、地方自治法は禁止しているわけではございません。それが一つ。

それから、もう一つは、やはりこれは財源がございまして、きちり設計は何年度、工事は何年度と分ける必要もないと思いますけれども、さらにこの事業は、我々は平成32年4月開設という、合併特例債という貴重な財源を充てたいと考えているわけです。ですから、3月31日までに協議をして、4月1日から設計に入ってというようなことを避けるほうが、私は議員と市民の皆さんの理解は得られると。市民の皆さんも議員の皆さんも当然進めるべ

きと決議された事業の財源手当は、やはり制度としてしっかりしている国からの新市建設事業を使うべきだと、私は皆さんお考えだと、このように判断をしております。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 市長は今、こういう硬直化したどうだこうだなんて言っているわけですが、そんなことは、やっていいなんてことは、勝手にやっていいなんてことは何もどこにも書いていないですよ。どこに書いてあるんですか。あったら教えてください。

だから、ちゃんと地方自治法に書いてあるじゃないですか。何でそれを破るのということを知っているんですよ。これはおかしいんですよ。破っているじゃないですか、これは完全に。予算も成立していない、特別な事情というのは日にちがないから、それは特別な事情に当たるんですか。そんなのは到底認めるわけにはいきませんよ。

これを要するに平成29年度予算にやっておいて、では、1つお伺いしますけれども、設計料が6,900万円と土地鑑定業務委託料が85万円と、これ全額繰越明許という、繰越明許がおいしいんだけど、しているわけ。全額来年度にやろうとしているわけですよ。土地鑑定委託料なんか全然あれじゃないですか。要するに土地を取得するためにこういうふうにかけるわけでしょう。それを来年度にやるんですか。では、何もあなた、土地は取得できるかどうかわからないし、何もできないし、何でこういう設計だけできるんですか。おかしいですよ、これは。そういうことじゃないですか。おかしくないか。おかしくないと言うかもしれませんが、これは議員の皆さんにぜひ御判断いただきたいと思うんですけれども、幾ら時間がない、時間がないと言ったって、それは自分たちが悪いんじゃないですか。自分たちがあんな変な文教ガーデンの提案をしてきたからこそ自分たちが悪いので、だから、そういうことじゃない。

議長（三田忠男君） 質疑に戻してください。今のは意見と判断しましたので。

13番（西島信也君） いいですよ、では。

とにかく私が言っているのは、地方自治法のことを知っているんですよ。地方自治法、いいだ、いいだなんて市長は言うけれども、地方自治法のどこがいいんですかということ。これはちゃんと言ってくれなきゃ困りますよ。地方自治法のどこがどうで、特別な事情というのは何だということを書いてもらえますか。

それと、何で予算の成立前に繰越明許をやるのか。これやっちゃだめだと書いてある。予算成立後に繰越明許と書いてあるじゃないですか。おかしくない、これ。そこをちゃんと答弁してくださいよ。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） この繰越明許につきましては、議員おっしゃるとおり、会計年度独立の特例ということでしっかり自治法で認められている制度です。今回その予算につま

しては、今回の補正予算の予算書というのは、今回95号は1ページから8ページまでが予算書になっております。その3ページに民生費の3款2項児童福祉費として7,715万1,000円の補正をお願いしていると。その内訳について9ページ以降で説明をさせていただいている。そのうちの幼稚園の建設に係るものについて、この追加補正と同時に法律の定めるところによる繰越明許費を計上させていただいて、それを補正予算として今、御審議いただいているんですが、当初予算においても当初年度内に見込めない場合は、当初予算の場合でも繰越明許を設定できます。

当然、議員、今までも3月補正で設定して3月補正で全額繰り越しをするという事業は、今までも幾つもやってきました。それと今回も何ら変わらず、追加補正をさせていただくと同時にその分を全額繰り越すと。それは適正な工期を設定する場合、3月31日までに終わる見込みが当初から見込めないの、繰り越しをさせていただいて事業執行をすると、そういう趣旨ですので、予算が成立していないのにできないということでもなく、今回、追加補正と明許を同時に議案補正として上げさせていただいております。

議長（三田忠男君） 次に、7款、質疑ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 7款ですか。わかりました、はい、やりますよ。

何も説明になっていないから、そういうことじゃ。だって地方自治法の説明ですよ。あなたたちはそういうのが専門家でしょう。我々素人に言われて、そんな黙っているなんておかしいじゃないの、あなた。非常におかしいと。

では、次に、7款道の駅整備工事へいきます。

どうもこれ話を聞いていますと、これも平成30年度にやる工事ということなんです。さっきから何回も言っているとおり、平成29年度の予算は平成29年度中に使わなきゃだめだということを行っているわけですよ。だめだということになっているわけなんです。その救済策として、さっき言った特別の事情で繰越明許があるわけですよ。

それで、これもそうですよね、このスケジュールによりますと、実施設計が1月末に終わって発注調整をやると。何だかわからないけれども、発注調整というのは。工事は、入札を2月末にやると。4月から工事をやるという。だから、これもさっきと同じようにおかしいんですよ全然。平成29年度の予算で何で、だから、平成30年度にやればいいことじゃないですか。幾ら入札やるといったって、何も決まっていらないのに、用地買収もできるかどうかわからないのに、用地買収は本当にできるんですか。1億3,100万円。

それで、さっきも言ったけれども、設計の中に指定管理者候補者の意見を入れてやるなんて言っていましたよね。それは何かできるというお話なんだそうですけれども。とにかく私がさっきから、同じですよ、さっきのこども園のあれと同じで、平成29年度の補正予算で、それを平成29年度にやらないで、何で平成30年度にやろうとしているんですか。それだったら、そんな上げなきゃいいじゃないの、上げなきゃ。平成30年度に上げてくれればいいんじゃない

ないですか。それこそ会計年度独立から完全に違反していますよ、これ地方自治法違反ですよ、この予算は。事情があるんでしょうけれども。だから、その事情を聞きたい。それは、遅くなるとかそんなことを言っているわけですけども。

市長は前々から、法律守ったら、前にこれ私が直接聞いた話ですけども、法律を守ったらいい行政はできないとかそんなこと言っていましたよね。今回もこれですか。法律違反やっているんですよ、あなたたちは。どうあれしますか、市長、教えてください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つ私、質問を確認したいので、こちらから質問させてください。

先ほど総務部長からも説明したとおり、また議員の皆さん御承知のとおり、これは各都道府県もほかの市町も、この越年の予算とか繰越明許って常態として行われていて、この9年間もずっと伊豆市議会では、3月に多いことはたしかなんですけれども、いろんなケースで可決をされ、西島議員にも幾度も賛成いただきました。この件だけ急に地方自治法違反になった、その論点だけ伺いたいんですが。

議長（三田忠男君） 答弁してやってください。

13番（西島信也君） それは反問権に当たるわけ。反問権なの。どうなの。

議長（三田忠男君） 質問の整理をして、それで答えたいそうですから。

13番（西島信也君） だって、言うことがわからないからじゃないの、反問権というのは、西島の言っていることがわからないから。どうなの、それは。

議長（三田忠男君） なぜ今回出たかわからない.....

13番（西島信也君） 何がわからないの、言っていることが。何がわからないの。それを教えてくださいよ。そうじゃなきゃ、そんなの答えられるわけないじゃん。何がわからないのか。

議長（三田忠男君） では、もう一度整理してください。

市長（菊地 豊君） もう一度ちゃんと。議会のルールで質問権は認めていただいていますので。でないと、我々は正確に答えられないわけですよ。これは合法的な行為で、ほかの都道府県、ほかの市町でも行われて、伊豆市議会でもずっと行われてきて、この点だけ、この事業だけ地方自治法違反だと指摘される理由を私は伺っているんです。そうしないと、こちら制度の繰り返しだけになってしまいますので、そこを、この事業だけを違法だと指摘される理由を伺わせてください。そうしないと、こちら同じ制度の説明の繰り返しになってしまいますので。

議長（三田忠男君） 理解しました。

13番（西島信也君） では、いいですか。

前にもいっぱいそういうことあったけれどもという、前にもいっぱいこういうことやってきているんですよ、伊豆市は。違法なことをやってきているの。だから、私は、中にはそれ

は賛成したのもあるかもしれませんが。だけれども、大概の予算は反対してきたからね。ほとんど大概の予算は反対してきた。だって調べていないでしょう。調べたの、どれが賛成して、どれが反対したか。私の記憶じゃ、大概の予算は反対してきた。それは議会じゃ可決になりましたよ。けれども、私は大概の予算は反対してきましたよ。中にはそういうのもあるかもしれないけれども、気がつかなくて。あるかもしれないけれども。そういうこと。

では、そういうことで答えてください。

議長（三田忠男君） では、本筋の答弁をお願いします。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、道の駅の平成29年度に予算を計上している理由なんです、議員の皆様にお示ししたとおり、入札の時期が今予定の時期が2月末ということで、今回発注しようと予定している工事は平成29年度の工事で、それが平成30年度にまたがる工事でございます。ということは、最終的には議会の御承認を得なければなりませんけれども、御承認を得た時点で成立すれば、それは平成29年度の工事ということで、そうしますと当然、一般的なこういった工事につきましては前払い金制度がございまして、当然その分の支出が想定されますので、そういった意味では今年度こういった予算計上する必要がございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 今、突然、総合政策部長があれした。私のこの前の一般質問は総合政策部長がやって、今度は産業部長がずっとやっていたでしょう。そういうすみ分けどうなっているのかなと私は思ったりしたんですけれども、まあそれはいいとして、では、このスケジュール概要という、この配られたやつ、平成30年度に工事となっているじゃないですか、これ。平成29年度から工事やるなんて書いていないじゃないですか。おかしいですよ、これは。何で入札を4月にできないんですか。要するに、入札をしたいがためにこんなことやっているわけでしょう、予算に入れているわけでしょう。だから、これが非常におかしい。

では、入札を2回やろうというわけですか。全部この道の駅は工事費で5億何千万円となっていますけれども、5億何千万円、今出てきたのは1億3,190万円ですよ。1回入札して、もう一回入札しようという、そういうことになりますよね。何で一遍に入札しないんですか。これは全然わけがわからない、そういうところ辺が。1億3,100万円と残りの部分と明確な区分があるんですか。それをさっき私は最初に聞いたんですけれども。とにかくおかしいんですよ、これは本当に。本当におかしい。だって、政策部長さんだってあなた、そういうことを県で副市長さんとやったんでしょうけれども。県でやってきて、ずっと専門的にやってきた人でしょう。

議長（三田忠男君） 質問を絞っていただけですか。

13番（西島信也君） だから、おかしいと。おかしくないということを書いてもらいたい

んだけれども。とにかく、こんなでたらめ、でたらめと言っちゃ悪いかもしれませんが、でも、でたらめとは言うのはあれだけでも、違法な予算計上は、私は認められないということをお願いしたいと思うんですけれども、これに対して違法じゃないと言うんだったら、どこに違法じゃないと書いてあるかと。どこに違法じゃないと、地方自治法とかほかにもわかりませんよ。どこに違法じゃないと書いてあるのかということをお願いしたいと思っております。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、私、これまで県の土木関係の仕事をしておりまして、そういった入札等にも若干かかわっていたので、私のほうから答弁させていただいたところなんですが、今、西島議員が言われているとおり、平成29年度に発注しようとしている工事というのは、平成29年度から平成30年度にまたがる1つの工事としてお考えいただきたいと思っております。ですから、最初に1つ大きな工事を発注して、そのうち、いわゆる契約の中で当初に前払い金制度というのがございまして、そういったことで、業者の方が事前に工事を始めるための支度金というのが必要な場合、それを請求することができるんです。ですから、それに相当する額を平成29年度中に用意する必要があると。そのために今回計上させていただいているということで、例えばまた別の工事を発注するとかそういうことではございません。

議長（三田忠男君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

議案第95号はこれにて終わります。

次に、議案第98号に入ります。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

これもよくわからないんですよ。議案第98号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）、繰越明許がここに出ているんです、1億4,900万円。繰り越しの理由、次ページの地方債との関連、市債の理由、関連性、この辺。これ多分、この1款1項4目の下水道事業計画変更、これのここに関連しているんじゃないかと思いますが、その辺の関連性、関連があるとか同じ工区だとか、そういうのも教えてください。

それと、今の西島議員のあれとも関連すると思うんだけれども、この工事はもう着工しているのか、それともまだ着工していないのか。着工前だったら、何でこの1,700万円の管渠工事が出てきたのか。この辺もはっきりわかるように教えてください。

以上。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁させます。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） それでは、森議員の質問にお答えいたします。

84ページからになりますけれども、まず繰り越しの理由につきましては、本年度の本工事の工事現場は大平地内の国道136号になります。9月議会で承認をいただいておりますけれども、施工延長は575.1メートル、内容といたしましては、推進工法による鉄筋コンクリート管の400ミリが195.2メートル、同250ミリが48メートルの開削工によりまず硬質塩化ビニール管200ミリを331.9メートル施工し、工期は平成30年3月23日までとなっており、事業を今進めております。

今回、推進工法の施工箇所におきまして、現場の土質が当初想定していた20センチぐらいの礫層という土質を想定していましたが、今回、推進工法でヒューム管を設置する箇所80センチ程度の転石が出ました。そのために工法変更をする必要が生じました。繰り越しの理由の一つは、まず工法検討するために協議期間に時間を要したこと、もう一つは、土質の変化によりまして、推進工法なものですから日進量、どうしても転石が多いと1日進む量が少ないものですから、その量が短くなるということで、この2つの理由により工期延長をお願いするものです。

また、地方債との関連になりますけれども、84-2になりますけれども、この国庫補助事業での特定環境公共下水道事業の下水道工事に充てるため、1,700万円を委託料から工事費に振りかえるものです。当初、国庫補助事業でやっていますので、委託料につきましても国庫事業をもらって補助残を市で行っていますけれども、その補助残につきましては、委託料につきましては起債の対象にはなりません。しかし、今回振替をお願いすることで、工事費として支出する場合は補助残が起債対象になるため、地方債の補正をお願いするものです。

また、委託料の1,700万円の減につきましては、下水道契約変更等の業務の入札をしましたところ、入札差金が生じたものになります。

また、工事費の1,700万円の増ですが、現在施工しております大平地区の早期完成を図るため、委託料からの振替をお願いするものでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） この工事、ちょっと始まっているかどうか教えてよ。工事始まっているの、この工事は。

議長（三田忠男君） 建設部長。

建設部長（山田博治君） この工事は、仮契約が8月25日で本契約が9月12日、議会の承認

を得てからなものですから、工期は9月13日から行っておまして、現在大平で夜間で開削工事、推進は立野側のほうからを一部進めています。基本的には今、開削工法、セブンイレブンより青羽根側を今、一生懸命やっているところでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） この間、夜、天城から帰ってきたとき、工事やっているというようなあれは見えなかったもので聞いているんですよ。夜間やっているんですか。

まだ質問あるよ。それから、開削工事やってきて、80センチぐらいの大きな転石が出てきたということですね。それ確認しますよ。この管渠工事1,700万円やるというのは、これは同じところにやるんですね。同じところだと、この1億4,900万円が増額されるのかなというふうに理解するんだけど、それでいいのかな。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 推進工法を行ってまして、推進工法は前に説明したように、マンホールを掘ってそこに機械を入れて何メートルかずっと掘って行って、そこで機械を取り上げるところにマンホールをつくります。その最終のところマンホールを掘ったときに、そこに大きな転石が出たと。すると、そこに転石があるもので、今の推進工法だとできないもので、そこで変更するということであります。

あと1,700万円の増ですけども、議員おっしゃるとおり、この工事に行いますので、ふえたときには議会承認になりますので、それは変更のときには議会に承認をかけて願います。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） これで最後なんだな。

またあした聞きますから、この後。ということは、1億4,900万円プラス1,700万円、これは土屋建設工業がやるわけだよね。要するに、1,700万円はいわゆる随意契約で土屋建設でいくのかなと僕は思うんだけど、転石工事で工種変更があるようなお答えのようだから、ちゃんとやっているかどうか。工種変更したんだったら、工種変更しましたと写真撮っておくとか何かあると思いますけれども、ぜひあした見せてください。工種変更の記録ちゃんととっていますかどうかいいたい。

議長（三田忠男君） 記録をとっているかどうかの質疑でいいですか。

15番（森 良雄君） またあとはあした聞くから。

議長（三田忠男君） 最後の答弁です。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 随意契約じゃなくて当初契約の契約変更になります。そのために今、工法検討をしていますので、しっかり工法を出したときにはその確認をしながらしっかり行っていきます。

議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

これで通告による質疑は終わりました。

ただいま議題となっております議案第95号から議案第99号までの5議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

議案第100号～議案第103号の質疑、委員会付託

議長（三田忠男君） 日程第6、議案第100号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第9、議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

まず、議案第100号について。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） まず、この議会運営はわけがわからないよ。議員の皆さん、これでいいの。しっかり自覚してもらいたいよ。きのうの一般質問、何ですか。5分の質問で20分も答えさせていて。お金の使い道がどうなのかも答えさせない。それでいいですか、皆さん。市民の皆さん、どうですか。

〔「質疑に入ってください」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 議案の100号の質疑お願いします。

15番（森 良雄君） 誰だよ、今言ったの。杉山議員か。

〔「質疑に入ってください」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 質疑お願いいたします。

15番（森 良雄君） 誠議員も言ったな。

さて、議案第100号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について。これ書いてあるとおり、理由がよくわからないです。私の認識不足なのか。今までは窓口どこだったのか、健康福祉部だったのか、市民部だったのか。今回はこれ市民部へ移行するということですよ。まず、今まではこうだったけれども、これからは市民部、この恐らく真下のところが受付だということかなというふうに僕は理解するんだけど。具体的な内容及び移管の理由について伺いたい。

議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁させます。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 今までという御質問です。提案理由のときにも申し上げました。新旧対照表110ページ見ていただきましても、健康福祉部の国民健康保険と後期高齢者医療保険の事務を市民部へ動かすと。市民部では年金相談、市民相談とか年金業務、また国保税の賦課業務を行っておりますので、そちらの市民部へ持っていくことによって、市民の方の手續の利便性とか事務の効率化が図れるんじゃないかということで、今回改正をお願いするものです。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） そうすると、今まではこの事務、いわゆるこれ集金の業務だと思うんだけど、集金業務ですね、まずそれを確認したい。それは、健康福祉部のほうの窓口で集金していたんですか。それを今度市民部へ動かそうとしているのか。その辺よく理解できないんだけど、お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 今回は国民健康保険の資格と給付の業務、また、後期高齢者につきましても資格と給付とあと保険料の賦課です。国民健康保険の賦課と徴収につきましては市民部のほうでやっておりますので、何といいますか、今までの市民部の中では税務課と市民課のいろいろ事務のすり合わせはあるんですけども、大きく健康福祉部の保険課でやっていたのは資格と給付及び後期高齢者が保険料の賦課と。それを移すということです。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 市民部でやるというのはわかるんですよ。今まで健康保険なんかで健康保険課でしたか、そこへ市民が行っていた、市民が今までは、健康保険についてはもう健康福祉部へ行けばいいのかなと、私なんかそう思っているわけです。今度は市民部でやるということ、その辺がよくわからないんだよ。では、市民の混乱はないのかな。大丈夫かな。

議長（三田忠男君） 答弁願います。市民の混乱はないだろうかという質問です。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） これにつきましては、3年前に市民部のほうから健康福祉部のほうにこの国保の関係、後期高齢者の医療の関係等がまいりました。そのときにも確かに住民の方からのいろいろな問い合わせ等が殺到して、大変困ったわけですけども、その後

3年たちまして、やはり国民健康保険、保険関係と年金というところはどうしても一緒の部署にならないと、今現在も市民課のほうで手続した後に、必ず保険の関係でまた生きいきプラザのほうの2階の保険課のほうに行かなければいけないというような状況がやはり改善されませんので、ここのところの国保と後期高齢の加入、脱退、それから国保、後期高齢の給付、医療の助成、そして後期高齢者医療の賦課調査、そのところを今まで健康福祉部で持っていました、市民部のほうに移るといことです。

議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

次に、議案第101号について質疑を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

私、頭が悪いのかな。ぜひ市民が混乱しないようにやってください。PRもしっかりやってくださいよ、今度、窓口は市民部になりますよと。いいのかな、こんなこと話していて、杉山さん。

議長（三田忠男君） 質疑にいきましょう。

15番（森 良雄君） では、質疑に入ります。

議案第101号、これは単純明快。誰の給料が上がるのか、対象者は誰になるのか、どのくらい上がるのか教えてください。それから、特別職ということだから、どんな人になるのか。それから、これは答えたくなくしゃいいけれども、伊豆市にはどんな職員がいるのか、職員の身分。もしわかるようだったら、後でいいですから表にでもしてくれるといいなと思うんですけれども。

以上、質問終わります。

議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁させます。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 1点目の給料が上がるのかとか特別職までの5点につきましては、私、補足説明で十分説明したと認識しております。

伊豆市の職員、ほかにも名称が違うということなんですが、今回の提案の条例の適用を受けない職員としまして、一般職の中では技能労務職員がおります。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 誰が対象なのかわからないから聞いているんですよ、お願いします。  
議長（三田忠男君） 対象職員の範囲をお答えください。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 今回、3本の条例の改正をお願いしております。まずは特別職、いわゆる市長、副市長、教育長。一般職の給与に関する条例ですので、先ほど申しました技能労務職員以外の一般職。3本目の任期付職員の採用等に関する条例ですので、任期付職員。以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 確認します。要はこの条例は、市長、副市長、教育長の給料を上げますという条例ですね。確認します。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 特別職につきましては、期末手当の支給率でございます。

議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

次に、議案第103号について質疑に入ります。

最初に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正について。改正の目的、内容について詳しく説明していただきたい。要は下水道料金の値上げだと思いますけれども、値上がりする地区と値上げのない地区があるのかどうか教えていただきたい。

それから、この値上げの理由は狩野川東部浄化センターの値上げが要因だと思うんですけども、ほかにもいろいろ値上げの理由があるというふうに説明をされていたと思うけれども。この東部浄化センターの値上げの内容、例えば東部浄化センターでは1立米当たり、例えばですよ、100円しか上げないのに、伊豆市だったら1立米200円上がっちゃったとか、そういうのを知りたいから。東部浄化センターは立米当たり幾ら上がるのかわかるように。それから、その他の値上げについても、例えば中伊豆支所へ行けば、あそこに別の業者が窓口開いているわけです。ああいうのが伊豆市の下水道行政の合理化に寄与しているのかどうか。僕は、ああいうのも逆に値上げの要因になっているんじゃないかなと思うんですけども、その辺どういうふうに分析しているのかお聞きしたいです。

議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁させます。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） それでは、森議員の質問にお答えします。

提案理由でも説明をいたしましたけれども、もう一度ということで詳しく説明をいたします。

まず、改正の目的ですが、下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域における水質の改善という重要な役割を担っているところです。一般家庭や事業所から排出される汚水処理にかかる費用を使用料で賄うことを基本に、適正な受益者負担のもと安定した経営を継続する必要があるため、今回料金改定をお願いするものです。

料金改定の理由としまして、まず1点目は、平成30年度から狩野川東部流域下水道維持管理負担金の単価が改定されること、2点目としましては、本来使用料で賄うべき維持管理費の経費回収率が県内市町と比較して低く、一般会計からの繰入金が多額となっていること、3点目としまして、4町合併に伴う平成22年の料金統一以降、改定が行われていないこと、以上3点となります。

改定内容でございますが、下水道、農業集落排水の一般汚水の基本料金270円を345円60銭に、水道料金91円80銭を116円64銭に改定するものです。

なお、下水道の営業温泉汚水につきましては、基本料金270円を345円60銭に改定し、水道料金は現行料金に据え置きます。

値上げの対象地区は市内全域となります。修善寺地区、土肥地区、天城地区、中伊豆地区の下水道、農業集落排水使用者となります。

狩野川東部流域下水道維持管理負担金の単価は、平成29年度まで1立米当たり77円でした。平成30年度からは99円となり、22円値上がりすることになります。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） ちょっと確認するけれども、東部浄化センターは立米当たり99円が22円値上げされると答えたのかな。それと、まだ質問するよ。もし私の聞き間違いなら聞き間違いで、正しい数字をまた言ってくださいよ。東部浄化センターの値上げは幾らだと。

要は、私の質問の趣旨は、値上げの理由に合理性があるかどうかなんですよ。今の質問ですと、まず対象地域、全ての排水系の施設が全部値上げされるということですね。それで料金は統一されると、それが1つ。値上げしないという地区はないということですね。それは狩野川浄化センターの値上げに、もし今僕の聞き違いじゃなければ22円値上げされると。余りにも大き過ぎるんじゃないの、値上げの幅が。

市長に聞きたいけれども、伊豆市の下水道料金というのは恐らく、熱海はもっと高いかもしれないけれども、熱海を除いてこの辺、伊豆市が一番高いんじゃないの。そんなことをや

っていいんですか、市民負担がどんどんふえていくんだね。まず、私の今言ったようなことについて、まず建設部長の今の答弁では到底納得できません。値上げの説明になりませんよ。ちゃんとデータ分析して、これこれこういう理由でこれだけ値上げしてほしいんだというふうにしてもらいたいですけれども。まず、もう一回、東部浄化センターの値上げ分をもう一回確認したい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 東部流域下水道の維持管理の単価は、平成29年度までは1立米あたり77円です。平成30年度から99円になります。差額が22円の増額ということになります。料金は、伊豆市内下水道、農業集落排水使用者、全て同じ単価に統一いたします。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 市長に聞きたいけれども、値上げ幅が大き過ぎるんじゃないですか。合理化の努力なんか全然していない。最低でも市民に説明するんだったら、受け入れ側が値上げするんだからしょうがないと、受け入れ側が値上げする分ぐらいは値上げしてほしいと、ならば市民も納得せざるを得ないだろうけれども、これじゃ納得しませんよ。市長、答えてくださいよ。ちょっと大き過ぎるんじゃないですか、値上げ幅が。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 下水道は上水道と違って、受益者が市民全体になるわけです。上水道の場合には、必要な人が飲んだりお風呂に入ったり、そこに利益があるわけです。下水道の場合には、排水することに利益があるわけではなくて、きれいな環境を維持保全することが公益性ですので、したがって全額料金で賄うのではなくて、やはり地方債の返済とかある程度予算を全体で組むわけです。

ところが、伊豆市の場合には、料金によるカバー率がちょっと低過ぎてバランスが悪くなっているところがありますし、それから、やはり東部浄化センターの値上げに対して対応しないわけにはいきませんので、下水道の広域性のところとそれから料金改定の合理性については、市民の皆さんに御理解を賜りたい。これからこの条例が通れば、しっかり市民の皆さんに対する御説明は申し上げたいと考えております。

議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正につい

て、質疑を行います。

補足説明資料として答申書を読ませていただきました。その答申の中における2点お伺いいたします。ごめんなさい、そういうことですね、ごめんなさい、全体3つです。

1つ目です。下水道料金の改定について、審議会の答申ではこのように言っています。住民への十分な周知期間を確保することを考慮し決定すること、また、下水道の役割と必要性を行うとともに、改定を行うことになった背景及び理由についても十分な説明を実施されたいというふうに意見を述べております。答申から約1カ月が経過していますが、これについてどのように受けとめ、今議会に提案したのかお伺いいたします。

2つ目です。営業温泉汚水の使用料は、観光産業及びそれに関連する産業の振興と修善寺地区の下水道に実施経緯を考慮して、改定を行わないことが妥当との意見ですけれども、これは諮問と同じでしょうか。どのように諮問したのかわからないので、簡潔にお願いしたい。それから、ちょっとこれ読むだけではどういうふうに理解していいのかわからないです。

それから、最後です。営業温泉汚染水の使用料、いわゆる水道料金制度は今回は改定しません。改定した場合どうなるかという質問、ちょっとすみません。これじゃ何を言っているのかわからないと思うんです。改定していないのに、なぜ改定した場合どうのということなんです。そうじゃなくて、いわゆる温泉以外のところについては27%の提案が今回なされていますので、それをそのまま営業温泉汚染水に27%分適用するとすると、どのくらいの金額なのかということをお尋ねしたいんです。

というのは、答申書にもありますけれども、この伊豆市でいわゆる使用料は維持管理に対してどのくらい占めているかということ、平成28年度末に比べたとき、これは59%に過ぎないんです。そこのところもう少し、いわゆる受益者負担と言ったらちょっと語弊あります、市長も言ったように、別に受益者負担100%すべきという性格のものじゃないと思うんですけれども、少しこの辺は使っている方々というか、上げていくべきじゃありませんかと。これは県内の他の市町と比べて低い水準になっていますよと。具体的に静岡県下の県内の経費の回収率も読ませていただきましたけれども、それを参考にしておりますけれども、そういう意味での3点目の質疑であります。よろしくお伺いいたします。

議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁させます。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） それでは、お答えいたします。

まず、1番ですけれども、下水道事業審議会からは改定の実施時期について、平成30年4月からとすることが適当であるが、住民への十分な周知期間を確保することを考慮し決定す

ることと答申をいただいているところであります。これを受け、下水道を使用される方に対し、生活環境の改善や自然環境の保全といった下水道の役割、必要性とともに、現行料金では下水道事業の維持管理に必要な費用を賄えておらず、多くを一般会計からの繰入金に頼っている現状なので、料金を改定を行うことになった背景、現状についても周知を行ってまいりたいと考えております。

また、周知期間の確保についてですが、本条例は平成30年4月1日から施行した場合、実質的値上がりとなるのは7月以降の請求分からとなります。そのため、来年1月から値上げまでの約半年間、周知を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、2番のほうです。営業温泉污水については、基本料金は一般污水と同様の改定を行う一方、水道料金に関しては改定を行わないことが妥当との答申をいただいております。まず、下水道事業審議会への諮問においては、営業温泉污水に限った諮問事項はございません。水道料金を据え置く理由につきましては、修善寺温泉は伊豆市にとって重要な観光資源であり、観光産業やそれに関連する産業の振興と雇用を確保するということと、昭和40年代後半の修善寺地区の公共下水道事業の開始に当たりまして、一定の水量がないと污水が流れず滞留してしまうため、水の流れを確保するとともに、これにより狩野川やその支線である修善寺川の水質改善を一層進めることができることから、旅館組合に温泉污水の流入をさせていただいたという経緯から、据え置くものでございます。

なお、答申でも、この下水道使用料の見直しを行う際に、営業温泉污水の改定についても検討するよう意見が付されているところであります。次回は料金改定を行う際に改定の検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目ですけれども、営業温泉污水の使用料を改定した場合の金額は幾らになりますかということで、改定約27.1%ぐらいになりますから1立米当たり76円となります。今現在、回収率というところで平成28年度を見てみますと、約59%回収率ということで、使用料収入が3億600万円に対して維持管理が約5億2,000万円かかっております。2億1,000万円強を一般会計から繰り入れしているような状況なものですから、そういうことでこういうことになっております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） 木村です。

1つ目の市民の皆さんというか、いわゆる市民の皆さんに今回の改定理由についていろいろ環境面とかいろいろなことと答申が出されているんですが、すみません、これはどういうときにどういうふうの説明するのかということが大事なことなんですけれども、今回提案されているのは、これは議決された後に市民の皆さんに説明したいということですよ。そうすると市民の皆さんは、もう決まったことなのに何でとこうなるわけ。我々はある意味ではそ

ういう議決権というのを持たされているもので、市民には幾ら説明したって、もう議会で決まったことですからという説明になる。

ずっと今まで、今回の一般質問もそうですけれども、青木議員のほうから、いわゆる住民の意見を反映させた市政へということで、それについては大事なことだし、難しいけれども、市長も大事なことだというふうに話されました。私も大事なことだと思います。全部が全部聞いたら、では、いろんな意見があるからまとまらないんだけど、でも、市民の声を聞くと。今回もそうだと思うんです。部長にこれを問うたって、ちょっと余りにも責任が重た過ぎるから、そういう今回何を決めるにしたって、いわゆるどういう政治のあり方ということで市民とのパイプを通すのかということでは、僕は市長がこの点についてどう考えているのかということはやっぱり重要だと思いますので、部長じゃなくてこれは市長、どのようにお考えなのか説明してください。

それから、温泉汚染水、いわゆる修善寺のところは入れない、ここはいろんな過去の経歴があってということでもわかりました。水の水量を確保するという意味では必要性があるから、そういう歴史があったと初めて私わかったものですけども。そういうことだったのかと。ただ、観光産業に影響するからということの、もし、これ答申だからどう受けとめたかということ、それについて産業の振興云々と言われているんですけども、やっぱり生活者、する人にとっても、いわゆる観光に携わらない方々にとったって、今回これが提案されたら生活にある意味では影響する。そういう意味では何も変わらないと思うんです。その点についてのお考えを聞かせていただきたい。

それから、すみません、3点目は私の何というか設問不足でちょっと申しわけなかったんですけども、そうしますとどのくらい、もし今言った27%分上げたら、いわゆるこの維持管理費の59%、今現在そうですよと。ただし、これは基本料金も入っているから、基本料金は上げるから、その分については、今回の提案は少しこの59%の中に影響して60に近づくのかな、六十数%に近づくと思うんですけども、もし計算をしていたら、いわゆる水道料金の分を一般汚水と同じように上げた場合はトータルとして幾らになるのかと、そういう計算はしていませんか。もうしていなかったら結構でございますが、お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 今回の下水道料金の改定は、時期的には急いでいた案件でございます。東部の浄化センターのほうで値上げすることに伴い、関連市町の中でちょっと条例化がうちがおくれてしまったものですから、そこはこのようなやり方でまずは御理解を賜りたいと思います。条例が通ったら、市民の皆さんにはしっかり説明をさせていただきたいと思います。

そして、将来なんです、私はあるタイミングでしっかり市民に伺おうかと思っています。それは水道料金もそうですし、下水道料金もそうですし、それから、これから伊豆市と伊豆の国市と一緒にごみ焼却場をやっていきますから、ごみ袋も、伊豆市は今、ごみを出す方に

負担をしていただいている。伊豆の国市は袋だけ負担いただいて、ごみの回収は市民全部で負担いただいているわけです。そういったものをしっかり選択肢を挙げて、これはゼロサムですから、予算の総額が、どこかに打ち出の小づちがあるわけではないので、こういった公共料金のあり方、ある程度の水準もお示した上で、全体で負担すべきバランスといたしますか、それから料金で負担していただくバランスというものは、一度整理をして市民の皆さんにしっかり問うていきたいと思っております。ちょっとその時間の今、余裕がなかったものですから、この案件だけは特出しで審議をお願いしているんですが、遠くない将来にはそういった市民の皆さんの御意向を確認をしたいと考えております。

議長（三田忠男君） 計算上の問題。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 計算上ですけれども、パーセントはちょっと計算していないんですけれども、仮に27%上げたときに、温泉汚水の湧水量が27万7,499立方あるものですから、約500万円の増額ということで、今約59%ですけれども、60になるかどうかぐらいだと思います。

〔「答弁漏れです。すみません」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 市長。

市長（菊地 豊君） すみません、2番目の答弁が漏れておりました。

御承知のとおり、旅館、ホテル、観光の中の宿泊施設は施設の負担が非常に大きいんです。固定資産負担、あるいはこういった、特に修善寺の場合には、皆さんが石けん使っていわゆる汚水になったものだけではなく、いわゆるきれいなあふれ出た温泉水も入れていますので、それを全体のことを考えますと、ここで今こういった環境の中で、これから伊豆半島全体をリゾートとしてどのように発展させようかというこのタイミングでその負担をいただくのは、なかなか難しいのではないかというように私は答申の結果を判断をいたしました。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） 1つだけお尋ねします。3番目のところはわかります。それから、2つ目の点、いろんな見方の問題があるから、一概にこれを市民だけに、極端な話、市民だけにこれだけ値上げをお願いしておいて、温泉は、旅館はどうなのということは、いろんな見解の違いがあるから、それはまた私は勉強させていただきます、この間。

それから、今市長が言われたさまざまな公共料金について整理していきたいということは私も見守るし、積極的に意見も述べたいと思うんです。今回お尋ねしたいのは、一般質問なんかずっと受けて、それからとりわけ文教で、いい意味では僕は争点になったなと思っているんですけれども、いろんな市民の意見をどういうふうに取り入れるかということでは、いい機会として今、私は、伊豆市は少しずつだけれども前に行っていると思うんです。その中の今回提案されているこの件についてののみのお尋ねであります。

もう一度お尋ねしますけれども、答申は住民への十分な周知期間を確保しましょうよと言っている。でも、値上げされたら、もう決まったことですからということになるわけじゃないですか。どうしようもないですよ、市民の権限はある意味では我々が握っているんだから。それはちょっと、この点についてどのようにお考えですかということなんです。ちゃんと市民と一緒に行政を進めるといったときに、今回の下水道料金の今議会における提案をどのように、この中で住民意見を反映させるというところを見たときに、どのように見られているのか。お願いします、もう一度。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） もちろん主権者は市民の皆さん御自身ですから、その御意向というのは一番基本的なところなんです、しかし、多くの場合、このように市民の代表の皆さんに、市長とは別に、最終的な権限を有する市長とは別に審議会とか委員会とかを開いていただき、そしてさらに市民の代表である議会にお諮りしている手続は、必ずしも私はそれで足りないとは考えておりません。二元代表制ですので、基本的にはそういうことなんでしょうと考えております。したがって、一定の人数の議員さんがここで当選されてきているわけですから。ただ、このように、市民負担に直接影響する公共料金のようなものは、もう少し広く全体として予算のバランスを確認する上で、御意向を確認してよいのではないかと思っています。

私は、過去の例で、比較的こういうのはアンケート等をしてよかったなと考えているのは、特別養護老人ホームのときに、70ベッド、50ベッド、30ベッドを介護保険料の値上げとセットで伺った例があるんです。そうすると、どういう負担をするとどれだけの利益、利益といえますか受益レベルになるということ、やっぱりわかりやすい形でお諮りしたやり方は、1つのあり方だろうと思っています。

ただ、公共料金のあり方について、どのような市民の皆さんの意向を確認するかについてはまだ決めておりませんが、いずれにせよ、そんな遠くない段階で公共料金のあり方、それから、ほかの予算とのバランスの考え方については御意向を確認したいと考えております。

議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号から議案第103号までの4議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 0時14分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第104号、議案第105号の質疑、委員会付託

議長（三田忠男君） 日程第10、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）及び日程第11、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）の2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

質疑に入りますが、議案第104号及び議案第105号の2議案については、森良雄議員のみの通告となっておりますので、一括して質疑を行います。

それでは、議案第104号及び議案第105号について。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 議員の皆さん、私ですか、質問するの。私だけ。皆さん何とも思わないの。

議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について。選考の理由、方法、どのようにやったのか伺いたい。

議長（三田忠男君） それでは、分けて答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁させます。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから選考理由、方法について答弁させていただきます。

まず、修善寺総合会館でございますが、修善寺総合会館につきましては、修善寺総合会館運営委員会を公募によらない指定管理者候補として選考した理由を述べさせていただきます。

同委員会は、第一に、昭和56年度から修善寺総合会館の指定管理をしており、当施設に関するノウハウがある点、第二に、当施設の入居団体により構成されている点、第三に、業績評価の中で管理に関しては適切と評価されている点、最後に、指定管理継続の要望書が出されている点でございます。

そして、今年度、公募によらない指定管理者選定であるため、同委員会が修善寺総合会館の指定管理者候補として適切であるかどうかの審査を伊豆市指定管理者審査委員会が行いました。その結果、同委員会は指定管理者候補として適役であるとの答申を受けました。このことから、今議会へ上程しているものでございます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 105号もお願いします。

産業部長（堀江啓一君） 105号につきましては、特定非営利法人伊豆市体育協会を指定管理者公募によらない指定管理者候補として選考した理由について述べさせていただきます。

同体育協会は、第一に、平成25年度から天城ふるさと広場の指定管理をしており、業績評価も妥当であるA評価である点、第二に、事業の継続の要望が出されている点、最後に、昨年度、旅行業2種を取得しており、今後の業務拡大にも意欲がある点でございます。

今年度、公募によらない指定管理者の選定であるため、天城ふるさと広場の指定管理者候補として適切であるかどうかということ伊豆市指定管理者審査会が行いました。その結果、同体育協会は指定管理者候補としての確であるとの答申を受けました。以上のことから、今議会へ上程するものでございます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） それでは、まず、104号について再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 議員の皆さんは何もありませんか。

伊豆市の指定管理者というのは、一回決まったらもうずっと同じ人がやるんじゃないですか。ね、市長。いいんですか、それで。伊豆市の指定管理者は、一度決められたらもうずっとだ。同じ人がやる。例外もあつたね、中伊豆の。わしから言わせれば、逃げ出しちゃったという例外だね。修善寺総合会館運営委員会だというんです。何やっていますか、この方たち。極論ですけれども、掃除やっていればいいというような感じです。あれだけの会館を利用して新しい事業をやるなんてことは何も考えていないです。あそこから収益を上げようなんて何も考えていないじゃないですか。こんなことじゃ、もう伊豆市は発展しませんよ。少しでも指定管理料を減らそうなんて、そんな考えは全くない。観光協会だ、商工会だ、温泉旅館協同組合だ、修善寺温泉区だ、みんなあそこでもって、あの建屋を使って左うちわでのうのうとやっているというのが現状じゃないですか。ね、市長。何か考えていますか、あれの活性化。

要は、一度決めたらはずっと指定管理料をもらえるというのが伊豆市の指定管理者制度です。それについてどう思いますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 総合会館については、建物の性質、それから現在の活動から答申の結果が妥当だと考えております。総合会館の長期的なあり方については、また全体の市有施設の検討の中でしっかり将来像を考えてまいりたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） あなたね、もう10年近く市長やっていて、これから将来像を考える

んですか。言わば、あなたの政策はもう全部行き詰まっちゃっているんじゃないですか。この間のこの9年間、何をやっていたんですか。今、私が聞きたいのは、今ある施設をどうやって有効利用しようか考えているのかどうかですよ。このまま毎回同じ指定管理者を決めていったら、もうますます衰退するだけです、この施設自体。それを当てはめれば、これからつくる道の駅だってそうですよ。

議長（三田忠男君） 道の駅は関係ないです。

15番（森 良雄君） 君は何を言いたいんだ。

議長（三田忠男君） 総合会館の質問をしてください。総合会館についての。

15番（森 良雄君） 例を出しているんですよ。指定管理者を一度決めちゃったら、未来永劫、永久にやることになるんじゃないですか。

議長（三田忠男君） それはわかりませんので。

15番（森 良雄君） わからないのは君だけだよ。黙っていればいいんだよ、最後まで聞けよ。

議長（三田忠男君） 最後の質問にしてください。

15番（森 良雄君） いちいち人が発言しているところ、腰を折ることないんだよ。

議長（三田忠男君） 腰を折っていません。

15番（森 良雄君） 折っているじゃないか。

議長（三田忠男君） 脇道にそれたから戻したまでです。

15番（森 良雄君） 脇道にそれたかどうかなんて、市長、笑い事か、お前。笑い事じゃないよ。

議長（三田忠男君） 早く質問をお願いします。

15番（森 良雄君） 何で入札にしないんですか。市長に聞きたい。

議長（三田忠男君） 最後の答弁をお願いします。

市長。

市長（菊地 豊君） 答申の結果が妥当だと考えております。

議長（三田忠男君） それでは、105号についての質疑ありますか。

15番（森 良雄君） 質疑になっちゃうの。それが2回目なの。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番（森 良雄君） 1回目やっていないでしょう、105号。

議長（三田忠男君） 1回やりましたよ。

15番（森 良雄君） どこで。

議長（三田忠男君） 全体でやったじゃないですか。104号、105号、まとめて一括で質問してもらいました。

15番（森 良雄君） 105号、3回質問できないのか。

議長（三田忠男君） 3回できますよ。

15番(森 良雄君) まだ1回やっていないでしょう。

議長(三田忠男君) 1回目はもう終わりました。

15番(森 良雄君) いつ。

議長(三田忠男君) 先ほどです。

15番(森 良雄君) 誰だ。私が質問したのか、105号とって。

議長(三田忠男君) しました。

15番(森 良雄君) 105号と質問したか、私。記録どうなの。

議長(三田忠男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時23分

再開 午後 0時24分

議長(三田忠男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど私は一括質問という形をお願いしましたが、森議員が一括質問していなかったということを申し出て、私もしたと思ったものですから、私の勘違いもありましたので、改めてすみません、森議員、105号の質問をお願いします。

なお、答弁は、先ほど答弁していますのでよろしいかと思えます。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番(森 良雄君) 議員の皆さん、これでいいの。市民の皆さん、これでいいんですか。

議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について。選考の理由、方法について説明してください。

これは基本的に、体育協会は何をやっているのかです。体育の振興が行われているんですか。全く行われていない。それで妥当だ、妥当だと言っているんです。

以上、終わります。

議長(三田忠男君) それでは、森さん、先ほどの答弁は既に終わっているということですので、再質問の2回目からお願いいたします。

森議員。

15番(森 良雄君) 2回目だというもので質問しますけれども、体育協会って一体何なんでしょうか。市民の健康、体力を向上させるためにあるんでしょう。私から見ると何もやっていない。やっているのは、旅行業を一生懸命やっているだけだ。これで選考しました、何とか委員会で可決したから妥当だ。市長、笑い事じゃないよ、あなた。では、教えてくださいよ、体育協会はこんないっぱいいろいろやって、伊豆市の市民の健康はこんなに向上していますと。ぜひ教えてください。

議長(三田忠男君) 答弁願います。再質疑の2回目の答弁をお願いします。

〔「体育協会だと、指定管理じゃなくて教育委員会なんだそうです」と

言う人あり]

議長（三田忠男君） では、教育部長が答えます。

教育部長（金刺重哉君） 議案資料の138ページに体育協会の概要ということでお示していたとおりでございます。当初から市民スポーツの振興ということで、市内には多くの関係団体がございます。こういった団体の中核施設ということで、主な業務内容、こちらに書いてあるとおり、社会、体育、スポーツ施設も含めて市民のスポーツ環境の管理運営、こちらのほうにも御尽力いただいておりますし、独自でさまざまな業務実績を行っていただいているというふうに考えております。

議長（三田忠男君） 最後の質問になります。ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 何で入札やらないのか伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 入札につきましては、前議会でもありましたけれども、3回以降についてはしなければいけないということになります。今回2回目ですからしないということではないんですけれども、前5年間やっていただきまして適切に管理運営されているということ、先ほど言いましたように、旅行業の2種を取りまして今後その活躍が期待されるということで、あと5年間につきましてはさらなる事業の拡大が見込めますので、今回選定させていただきました。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号及び議案第105号の2議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

#### 散会宣告

議長（三田忠男君） 以上をもって本日の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月20日午前9時半から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時28分

## 平成29年第4回(12月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第5号)

平成29年12月20日(水曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算(第6回)
- 日程第 2 議案第 96号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
- 日程第 3 議案第 97号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第2回)
- 日程第 4 議案第 98号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第 5 議案第 99号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第 6 議案第100号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第101号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第102号 伊豆市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 日程第10 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺総合会館)
- 日程第11 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について(天城ふるさと広場)

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第106号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算(第7回)

追加日程第2 議案第107号 財産の取得について

追加日程第3 発議第 8号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

追加日程第4 発議第 9号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

追加日程第5 閉会中の所管事務調査の申し出

追加日程第6 諸般の報告

### 出席議員(16名)

1番 波多野 靖 明 君

2番 山 口 繁 君

3番 星 谷 和 馬 君

4番 間 野 みどり 君

5番 鈴 木 正 人 君

6番 下 山 祥 二 君

7番 杉 山 武 司 君

8番 三 田 忠 男 君

9番	青木 靖 君	10番	永岡 康司 君
11番	小長谷 順二 君	12番	小長谷 朗夫 君
13番	西島 信也 君	14番	杉山 誠 君
15番	森 良雄 君	16番	木村 建一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊地 豊 君	副 市 長	本多 伸治 君
教 育 長	西井 伸美 君	総合政策部長	田村 英樹 君
総務部長	伊郷 伸之 君	防 災 監	佐野 松太郎 君
市民部長	梅原 敏男 君	健康福祉部長	村井 克代 君
産業部長	堀江 啓一 君	建設部長	山田 博治 君
教育部長	金刺 重哉 君	会計管理者	長谷川 文子 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	植田 博昭	次 長	稲村 栄一
主 査	滝川 和代		

開議 午前 9時30分

### 開議宣告

議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、平成29年第4回伊豆市議会定例会5日目の会議を開きます。

### 議案第95号～議案第99号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 日程第1、議案第95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第5、議案第99号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）までの5議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

それでは、初めに、議案第95号及び議案第98号並びに議案第99号の3議案について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

第1委員会委員長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議長から報告を求められました議案第95号、議案第98号及び議案第99号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）第1委員会所管科目について、初めに建設部関係は、補足説明はなく、質疑を行いました。

主なものとして、災害復旧費の八木沢地区堤防工事について、工事の主体と内容について質疑があったのに対して、八木沢地区などの漁港区域は市の管理ですので、市が工事を行っています。波の力を抑えるための突堤が台風で壊れたために復旧工事を行っているものですとの回答がありました。

次に、総合政策部、産業部関係では、総合政策部より補足説明の後、質疑を行い、道の駅整備工事に関連して、基本計画の中の収益部門、非収益部門の考え方と自動販売機の売り上げの関係について質疑があったのに対し、基本計画の中の収益、非収益の表記は、お金の区分ではなく、レストラン、物販スペースについて場所としての区分を示したものです。自動販売機の売り上げは、収支見込みの中の収入に含まれますとの答弁がありました。

また、指定管理者の候補者の選定について経過の説明を求める質疑に対して、10月の説明会には12社がお越しいただき、その後、10月中旬に応募の意思を示すエントリーシートを市内外5社からいただきました。その後、11月末の期限までに2社から提案書の提出がございました。今後、12月末に審査会で候補者の審査をしていただきますとの答弁がありました。

また、指定管理料の設定についての質疑があり、公募の基準となる収支の見込みは専門家に委託して試算を行ったものです。その中で、管理部門については、ある程度経費分を出すことを前提にしていますが、今回は、収益が上がる部門では、管理者の責任においてしっかり収益を上げていただき、その収益で全体の管理費、人件費などを賄っていただくことで指定管理料を低く抑えていただくような提案をしてくださいという考え方をベースに公募をしていますとの答弁がありました。

次に、総務部関係では、補足説明はなく、質疑を行いました。

主なものとして、Jアラート受信機等の導入工事について、工事の内容について質疑があったのに対し、今回は、土肥地区の既存の施設を更新して、修善寺・中伊豆・天城地区に新規導入するものです。国からの要請で、Jアラートの機器について、平成30年までに旧型受信機の更新が必要なため、また、地震津波対応のため土肥地区は単独での更新を行い、その他の3つの地区を修善寺統制局で管理することとし、2つの設置とさせていただきますとの答弁がありました。

以上、各部ごとに審査の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第95号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、大平の下水道工事での補正の概要と工法、工期の変更の内容について確認があり、当初契約額の2億790万円から前払い金分8,310万円を差し引き、加えて、今回大きな石が出たため、工事の進捗に必要な予算2,420万円を見込み、1億4,900万円を繰越明許するものです。今後、請負業者と工法等の協議の上、設計変更、工程確認を経て、変更契約の手続を行います。大平地区の工事は平成32年度の完了を目指して行っていきますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第98号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）については、補足説明、討議、討論ともなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第95号、議案第98号及び議案第99号の3議案について、委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 次に、議案第95号から議案第97号までの3議案について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

第2委員会委員長（木村建一君） 16番、木村建一です。

ただいま議長から報告を求められました議案第95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算

(第6回)所管科目について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

当局の補足説明の後、質疑を行いました。

主な質疑、確認事項は、新こども園建設事業について、全額を繰り越すとのことだが、全額を繰り越すのであれば、当初予算に計上すべきではないかとの質疑に対し、平成29年9月議会で全議員が賛成した「修善寺東こども園の早期建設による新こども園整備を求める決議」を受け、市として早く進めなくてはいけないということで、財源に合併特例債が利用できる平成32年4月の開園を目指しました。既に候補地を決め、地権者の方にはその場所にこども園をつくることについての内諾を得ています。園の整備は、設計業務に約8カ月、建物の建設に約1年必要と考えています。そのほかに、農地転用の手続や土地の登記、売買契約等を考え、スケジュール的に逆算すると、ここで補正させていただき、今年度内に設計の契約を行い、平成30年10月ごろまでに基本設計及び実施設計を終わらせ、12月中に農地転用や土地の登記、売買契約を済ませ、平成31年1月から園舎の建設に入りたいと考えています。スケジュールが非常にタイトなため、平成30年度に送らずに、今回、補正予算を提案させていただきました。繰越明許に設定することについては、地方財務実務提要によると、「経費の性質上、年度内に支出を終わらない見込みのあるものは、繰越明許費として翌年度に持ち越して使用することができます」とあり、予算を繰り越して使用することができます。全額の繰越明許とは、全額を最高限度額として繰り越しさせていただきたいという趣旨ですとの答弁がありました。

次に、児童発達支援センターについて、まずは児童発達支援事業から始め、いずれセンターに移行するとのことだが、初めからセンター機能を入れることはできないのかとの質疑に対し、国からの平成32年度までに各市町に児童発達支援センターを整備するという基本方針もあり、新こども園には、センターに必要な相談室を初め、職員がふえたときに対応できるような職員室の確保等、児童発達支援センターの設置を見据えた設計を考えています。児童発達支援センターの機能で一番大事なことは、作業療法士や理学療法士、心理士などの専門職の配置です。これについて、専門職の派遣を委託できるような事業所に打診をしていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議はなく、賛成討論2件、反対討論1件があり、採決の結果、付託されました議案第95号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)については、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第96号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第97号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第2回)について、当局の補足説明はなく、質疑を行いました。

システム改修の内容について説明を求めたのに対し、平成30年度からの介護保険制度の改正に伴うもので、改正の主なものとして、報酬改定や介護保険料の段階判定所得額の変更及

びサービス利用時の個人負担割合の変更ですとの説明がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第95号から議案第97号の3議案について、委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時47分

議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第95号から議案第99号までの5議案について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第95号について、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

2つほどお聞きしたいと思います。

1つは、東こども園、新こども園建設事業についてお伺いします。

このこども園は、どんなこども園をつくるのか、さっぱり見えてこない。センター方式だと。何のセンターをつくるんですか。支援センターをつくるんだらうと思うんだけど、支援センターをつくるなら、つくりたいなら、今すぐにだつてつくっていいじゃないですか。建物がなきゃ、できないんですか。必要な要員を集めて今すぐ発足すべきではないんですか。私はそう思うんですね。困っているのは子供なんですよ。そういう議論したのかどうか。何が何だかわからない子供たちが、自分がどんな状態であるのかかわからない。その結果、親御さんたちもおろおろしているのが現実ではないかと思うんですね。

今、発達障害児を発見するチャンスというのは何回くらいあると思いますか。1歳児健診と入学前の健診くらいしかないんですよ。私のこの見解が間違っているんだったら、間違っていると指摘してください。

センターをつくって、必要な要員をそろえて、父兄の不安を取り除いてやるのが、僕はセンター設置の目的だと思う。どうも話を聞いていると、建物をつくらなきゃ、センターができないようなことなもので、その辺どういう議論されているのか。

それから、ここは発達障害児を収容するためのこども園をつくらうとしているのかどうかね。僕は、発達障害児であろうとも、それぞれ近くのこども園で面倒を見るのが筋だと

思っているんですけども、そういう議論がされているのかどうなのか伺いたい。

もう一つ、教育関係でいろいろ質問しているわけだけども、教育関係で、放課後児童クラブがありますけれども、放課後児童クラブに支援しておりますけれども、今、伊豆市の放課後児童クラブというのは、それぞれの校区でもってそれぞれの子供たちの面倒を見ていると思うんですけども、何か統一された、宿題を面倒を見てやるとか、そういう統一された考え方があるのかどうなのか。この予算の中では反映されているのかどうなのか伺いたい。

以上。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

第2委員会委員長（木村建一君） 森議員の質疑に対してお答えいたします。

まず最初に、支援センター、必要だったらすぐにつくるべきだと、じゃないのかという質問ですけども、今回、御存じのように、こども園と併設して障害者の子供たちのための児童発達支援センターをつくるわけです。

今、委員会のこのまとめ的な報告もしましたけれども、児童発達支援センターをつくるためには、建物だけあって、ただ単なる建物ですから、我々も大いに論議しましたけれども、これは一部ですけども、その障害児の状況に応じて作業療法士がかかわったりとか、理学療法士がかかわったりとか、心理士等がかかわったりと、いわゆる専門職の人がかかわらないと、建物だけあって、その人たちがいないと、児童発達支援センターの相談等々も含めて機能はしないということなんです。

したがって、それぞれのこども園に支援センターをつくれと言うけれども、一番、今、当局もそう、全国もそうです、困っているのは、その専門的な人員配置がなかなか大変だということですから、森議員がおっしゃられる、それぞれのこども園に全ての専門職の方々が配置できればいいんですけども、今、新たに、今回補正が提案されている支援センターだって、報告したように、当局は本当に人員配置のことで一生懸命頑張っているということですから、今すぐにやるべきではないかという前向きな答弁は大いに結構なんですけど、現実それ等に対応し切れないということです。

それから、それぞれのこども園に対応できないのかということですけども、今お話ししたように、それぞれの対応しようとする、それぞれのこども園に今言った専門職を置かなくちゃなりません。したがって、できればいいんですけども、そうはいかないという状況であります。

それから、放課後児童クラブ、統一された学習というふうな話しされましたが、今回、放課後児童クラブの提案されているのは、御存じのように、当初提案のように、修善寺小学校、修善寺南小学校の中にいわゆる平屋建ての学童の建物を建てること、それから中伊豆の子供たち、中伊豆のクラブに利用者が増になったもので、それに対する運営委託料ですというこ

とでありました。

さらには、設備備品の購入がありますけれども、これは当初、提案理由にあったように、これは土肥の小中一貫の移行に伴って、学童も移動するものですから、それに必要な備品をそろえたいというふうな提案でありましたので、学童クラブで一斉に学習しているのかどうかという話は一切やっておりません。

以上であります。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 発達障害というんですか、お話を聞いていると、発達障害でも必要なんだろうと思いますけれども、リハビリだ、何だとかって。僕は、発達障害というのは精神的な障害だと思って質問しているんですよ。

そうすると、お聞きしますけれども、ここは、いわゆる伊豆市の身体障害も含めた障害児を全部ここへ集めるという考え方でこの予算が組まれているのかどうなのか、それが1点。

もう一つ、いわゆる放課後児童クラブですけれども、どうも建物とか何かハードに重点が置かれておりますけれども、ソフトについては全然考えていないのかどうなのか伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

第2委員会委員長、木村建一議員。

第2委員会委員長（木村建一君） 障害者をここに全て集めるのかということですが、わかりやすく言うと、介護保険制度と同じように、その子供子供の状況に応じた、何というか、人として生きるための、子供たちが生きるための計画をつくります。その計画にのっとって、新しくできた障害者発達支援事業所に対して、A君は、Aさんはこのくらいの日程でいけば、最初にこういうケアをしましょうよというところができますよということですから、別に全てが全て、毎日毎日、障害者はここに来なくちゃならないとか、集めましょうという考え方はありません。それぞれの発達障害児の状況に応じて、ここに来られる条件等も決まるということでもあります。

それから、ソフト面はやらなかったのかということは、今回提案されておる中身については、その件の提案はないものですから、この件については話をしておりません。質疑もしておりません。

議長（三田忠男君） 最後の質疑、森良雄議員。

15番（森 良雄君） まあ堂々めぐりになっちゃいますからあれですけれども、ここは発達障害児に関したのものではないのかな。身体障害児も含めてのセンターをつくるのかということを確認したいことと、今のお答えだと、いわゆるふだんは例えば熊坂こども園に入れるけれども、月に1回とか何か東こども園へ来ればいいのか。そういう考えでつくるのかどうなのか伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

第2委員会委員長、木村建一議員。

第2委員会委員長（木村建一君） この点も論議になったんですけれども、こども園に登録をする子供たちが発達支援センターに両方登録できるのかと。そういう制度でありませんということであります。

先ほど言ったように、発達支援の事業所に受けようと思うならば、ちゃんと、審査と言ったら失礼ですけども、どういう状況がこの子にとっていいのかというプランをつくりますから、そのプランに応じてやると。当然、こども園が隣り合わせですから、全く遮断するじゃなく、その時々に応じて発達障害を持っているお子さんがこども園に交流する場合もあり得るでしょう。それはその時々状況に応じて、専門家及び保育士さんが話し合いをしてやるのかなというふうに思っています。

議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

これより議案第95号から議案第99号までの5議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第95号について討論、採決を行います。

それでは、先に反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

議案第95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について、反対討論をさせていただきます。

まず、ここでは、道の駅の整備事業が行われておりますけれども、現在、ここの指定管理者が2社応募していると。間もなく審査に入ると言いますけれども、5億8,520万円が継続費補正になっている。まだ、事業がこれから始まるのに、指定管理者も一緒に決めてしまうと。非常に乱暴なやり方が行われるんじゃないかなと思います。

旧湯ヶ島幼稚園・旧湯ヶ島小学校施設改修費2億7,800万円も計上されている。継続費補正ですね。広大な小学校の校庭があるのに、プールを壊して新たに駐車場をつくるというようにないですね。

その次のページに新こども園建設事業6,985万円、これは設計費ですね。どういう建物をつくるのか、その建物で何をするのか、皆さん本当にわかっているんですか。私はわからない。

今の質問の中でも、発達障害児をここへ集めるのか。発達障害児だけでなく、身体障害児もここへ集めるのか。そうでしょう、リハビリだ、理学療法士だ。そうしたら、身体障害児もここへ集める。ちょっと考えていることが僕は違うんじゃないかと思うんですね。

だって、発達障害って一体どういうのか調べると、発達障害とは、対人関係を築くのが不得意な自閉症スペクトラム障害や、衝動的に行動しがちな注意欠陥・多動性障害（ADHD）

D)、読み書きや計算が苦手な学習障害(LD)などがある。生まれつきの脳機能障害が原因とされ、低年齢から発症する。しかし、発症がわからないという場合もあるんですね。

皆さん、最近、伊豆市地域自立支援協が講演会を開いた。笹森さん、この方が発症したのは成人になってからでしょう。発達障害というのは非常に多様な発症の仕方をしている。お父さん、お母さんが一番困っているのは、何が何だかわからないということなんですよ。それをいかに早期に発見してやるか。

伊豆市の場合、私が間違っているなら、間違っていると指摘してください。いわゆる生まれて1年目の健診、次が小学校入学時の健診、これ以外に発達障害児を発見してやろうという努力をしておりますか。これから施設をつくる、支援センターをつくると言っていますけれども、この支援センターというのは発達障害児の支援センターなんじゃないですか。その辺の議論がどこまで行われているのかね。少なくとも今までの質疑では、わからない。どうも、つくろうとしているものが、この身体障害児も含めたケア施設をつくるようなふうにも受けとられる。それでよろしいですか、議員の皆さん。

発達障害児、私は発達障害児は嫌いじゃないんですよ。何とかしてやりたいと思うんです。

それで、そういう中で、いわゆるお父さん、お母さんはどうしていいかわからないまま、子供の成長していくのを見守っていくんですよ。だから、おぎゃあと生まれたときから、いわゆる見守ってあげる行政の支援が必要なんじゃないですか。1歳児健診を待たなくても、行政側から赤ちゃんが生まれたら声をかけてやる、3カ月たったら声をかけてやる、6カ月たったら声をかけてやる、ぐあいはどうですか。1歳児健診が終わった後でも、2歳でも3歳でも、そういうきめの細かい、温かい支援ができるようなセンターをつくっていただきたい。

そのセンターをつくるための設計に入るんでしょう。そうじゃないですか。こども園に併設するということは、僕はそういうことだと思っんです。

この支援センターの最も重要なのは、ハードじゃないんですよ。当然、人も必要です。しかし、聞いているのは、身体的な障害者じゃなくて、僕が必要と思うのは、もっと精神的な障害者をどうやって発見してやるか、そういうプロが必要だということを言っておきたい。そういうのは何も、ハードをつくる前、今からでも取りかかってもいいんじゃないですかと私は言いたいですね。

どうも今までの話を聞いていると、新こども園をつくることに重点が置かれております。話を聞いていると、どうも障害者をここへ集めて、障害者を隔離してしまうようなふうにも受けとれる。そんなことは絶対にしていただきたくない。熊坂こども園に入りたいなら、熊坂へ通わせましょう。

〔「言い過ぎだぞ」と言う人あり〕

15番(森 良雄君) 何だ。永岡君、何だ。余分なこと言うんじゃない。

議長(三田忠男君) 討論願います。

15番(森 良雄君) 言いたかったら、ここへ来て言えばいいんだ。永岡康司だな。

議長(三田忠男君) 討論を続けてください。

15番(森 良雄君) いいですか。熊坂こども園へ入りたかったら、熊坂こども園へ入れてあげる。修善寺保育園へ入れたかったら、修善寺保育園へ入れる。少なくともここへ障害児を集めて隔離するようなまねはやめてもらいたい。あつてはならないので、警告だけはしておきたい。

6ページに滞納者等への電話催告等業務委託というのがありますが、どこへどんな委託しているのか、さっぱりわかりませんね。

今言ったように、こども園建設事業は、地方債補正で4,730万円とられております。公有財産管理事業が1億7,780万円、観光施設整備事業が1億4,280万円、地方債補正が行われますが、道の駅建設などは指定管理者と建設事業が同時進行で行われている。非常に今までではないような方法でまちの建設が進められているんじゃないかと。

13ページの歳入の欄では、放課後児童クラブ利用者負担金が55万6,000円計上されておりますが、利用者の増加ということで、それぞれ施設の改修も行われる予算が計上されております。利用者がふえた、施設をつくる、一方では人口減少が猛烈に進んでいる。要は行き当たりばったり、思いつきの行政がこういう結果になっているんですね。

歳入では、農地災害復旧分担金が50万円、どこでどんな方がどのぐらいの災害を受けて、どういう補修が行えるのか、これまたさっぱりわからない。

それじゃ、ずっとページ飛んでね……

〔「さっぱりわからないって、自分の責任だ」と言う人あり〕

15番(森 良雄君) 誰だ、言ったの。誰だ。

議長(三田忠男君) 討論を続けましょう。討論を続けてください。

15番(森 良雄君) 誰だ、今言ったの、自分の責任だって。

議長(三田忠男君) 討論を続けてください。

15番(森 良雄君) 杉山武司君か。誰だ。マスクしているから、君わからないんだよ。笑い事じゃない。

〔発言する人あり〕

15番(森 良雄君) それじゃ誰だ、今言ったやつ。

議長(三田忠男君) 討論を続けてください。

15番(森 良雄君) そんなマスクなんかかして、おまえ、人にわからないような顔をしているんじゃない。

いいですか。53ページに農地災害復旧工事500万円、農業用施設災害復旧工事500万円、河川災害1,850万円が計上されている。多分これ、どこかで誰かが負担していると思いますけれども、どんな災害があったか、皆さんはわかっているんですか。私はわかりませんよ。

ふとんかごを20個つくり、500万円だ。1個25万円もするふとんかごをつくるんです

か、市長。何を積み込むんですか。ダイヤモンドでも積み込むんですか。これが伊豆市の土木建設ですよ、建設部長。

私は同じようなことを再三言っているけれども、ちっとも答えが返ってこないじゃないですか、どこで何をやるのか。

いいですか、議員の皆さん。1個25万円、20個だか25個だか、よくわかりませんが、何十万円もするようなふとんかごをつくるんですか。何も説明。これではっきりするのは、恐らく、来年の9月になって決算で出てくるのは、この予算をどこかへ流用していると、そういうことが想定できる。

いいですか。笑っているところじゃないですよ、伊豆市は。伊豆市の財政事情はどんどんと逼迫していくんですよ。無駄遣いしちゃだめですよ。こども園を大きくしろ、運動場をつくれなんて言っている人もいますけれども、財政を考えてから言ってください。

17ページには会議録作成委託料というのが70万円出ているけれども、何でこんなに会議録が必要になっているんですか、予算をオーバーするような。

地域づくり交付金が50万円出ている。この事業そのものの成果はどうなんですか、大丈夫ですか。伊豆市の地域の破壊が進んでいる。

バス路線維持事業補助金228万7,000円、どこで何をやっているのか。バス路線でどんどん市民が便利になってくるんだったらいいんですけども、便利になりました、住みよくなりましたなんていう声はちっとも聞こえない。

放課後児童クラブなんかも、これからどんどん放課後児童クラブ、事業性は増してくるんですよ。伊豆市は教育のまちだぐらいにしないと、伊豆市は本当に子供たちまでいなくなっちゃいますよ。放課後児童クラブだったら伊豆市に任せてくれと言えるような、ぜひ放課後児童クラブをつくってください。

新こども園建設事業に6,900万円投入されますけれども、これは設計なんです。設計の段階で何をつくるのか、はっきり皆さんはわかっているんですか。わかっていないのは僕だけです。そうだったら、ぜひ笑ってくださいよ。森良雄だけか、何をつくるかわかっていないのは。永岡君、子供たちをここへ隔離するようなまねだけはよしましょうね。

〔「言い過ぎだよ」と言う人あり〕

15番(森 良雄君) 言い過ぎだと言うんだったら、君は副議長なんだから、ぜひやってくれ。

小学校、これはもう教育部長に聞いているからわかりますけれども、こんな電気料を後から補正しなきゃならないなんていうような教育だけはやめてほしい。子供たちにはふんだんにお金を使わせてもらいたいですよ。

〔発言する人あり〕

15番(森 良雄君) おかしいか。お金がないから、まともな教育ができないんだ。伊豆市の子供は常に学力テストでもって日本一になるぐらいの目標を持ってもらいたい、ねえ市

長。そのためには、やっぱりコピーはカラーコピーを使わせるとかね。誰だ、笑っているのは。現実なんだぞ、下山君。カラーコピーをやめて白黒コピーにしているのが伊豆市の教育の現実だ。笑い事じゃないですよ、議員諸君。本当、私もこれだけ反対討論するのに、やっぱり疲れるんですよ。きょうは飲みに行くのやめるかな。

議長（三田忠男君） 不規則発言はやめましょう。

15番（森 良雄君） それで、給与費明細書などがここについているけれども、何ですか、これ、54ページの給与費明細書。誰のための補正前、補正後なんていうのがあるんですか。ねえ傍聴者の皆さん、市民の皆さん、長等というところが増額されている。議員はされていない。

やっぱりこの議案書は、伊豆市を何とかしようという精神に僕は欠けていると思います。何とか、その中でも子供たちをもっともっと幸せにしてやりたいと思う。そういう議論が欠けていると思うので、反対討論とさせていただきます。

終わります。

議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

5番（鈴木正人君） おはようございます。5番、鈴木正人です。

私は、議案第95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）につきまして、賛成の立場であえて討論いたします。

本予算案では、歳出の中で数々の事業について提案されておりますが、私は以下の2つの事業について意見を述べさせていただきます。

まず、民生費において、新こども園建設事業、設計委託料6,900万円並びに土地鑑定業務委託料85万円があります。この事業につきましては、さきの9月定例会にて、議会も「修善寺東こども園の早期建替えによる新こども園整備を求める決議」を可決したところであり、私もこの事業の必要性は強く感じるところです。

しかしながら、本会議での議案質疑、また一般質問、そして第2委員会での審議の中で、併設する予定の児童発達支援事業所を児童発達支援センターとしてスタートできないのか、もしくはスタートしてほしいという意見が多く出たことも事実であります。

私も、利用者の観点から、ワンストップで相談、そして対応のできるセンター機能をあらかじめ設計の段階から整備しておくほうが得策であると考えます。もちろん、現状、既存のこども園での受け入れも従来どおり継続していただき、その上で、さらに柔軟で多様な子供たちの受け入れができるように強く求めるものであります。

また、公設公営のこども園として、市内の幼児教育の拠点と位置づけ、子供たちが市内のどのこども園に入っても同様の教育が受けられるような発信を積極的にしていただきたいと思っております。

次に、商工費において、地域振興施設、道の駅建築設備、水際公園工事の平成29年度分の1億3,190万円が提案されております。この事業は、道路利用者等への良好な休憩場所の提供及び地域情報等の発信により、市民と来訪者との交流を促進するとともに、地場特産品等の販売等による地域産業の振興並びに地域の防災活動の拠点として、市民の福祉の向上を図ることを目的とし、管理運営方針としては、道の駅のにぎわい創出のみならず、伊豆市及び天城湯ヶ島地区全体の活性化につなげる運営を行う。地域のニーズを的確に踏まえた、まず地元に使われる施設を目指すとした（仮称）天城湯ヶ島インターチェンジ道の駅の建設事業であります。

しかし、今定例会でも、さきの9月定例会にて可決されました伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正によりまして、この事業が設置条例制定前にあらかじめ指定管理者の候補者を選定する準備行為が必要な場合に適用されたこともあり、その指定管理の内容につきましては、さまざまな質疑がされたところであります。

しかし、現在、指定管理候補者の選定中のため、細かな内容については、今後、候補者の提案を踏まえながら決定していくとの答弁が多く見受けられました。このことを不信に感じて、このような状態で建設事業を進めるのはいかながなものかと考える方がいても当然であると私も感じました。

ところが、この手續条例の改正が可決した現在、このようなことは想定できたのかもしれませんが、私自身もことしの当初予算の中でこの事業については認めた立場もあり、現にこの状況でどのようにしてこの施設の目的を最大限達成できるかを考える上では、ここでの予算を認めないという理由は私にはありません。さらに、走り始めたこの事業をいかにして地域の振興に役立てていくのかという点では、まだ多様な市民の意見も反映できる環境であるとも私は感じております。

そこで、この事業を進めていく上で、幾度となく周辺の既存の道の駅や商業施設の経営に打撃を与えてしまうのではないかという懸念が多くあったことも、また事実であります。

この施設の主目的は、地域産業を中心とした地域の振興であり、地域情報の発信機能です。情報発信の方法や地域産業の振興、推進という課題解決のために、これから積極的な情報公開と、既存の事業者の方々の御意見も積極的に開業までの準備段階から吸い上げていただくことを強く望みます。そして、あわせて、市民の福祉向上に寄与する、市民に開かれ、市民に愛される施設となるよう願うところでもあります。

これからもこの事業の進捗については注視していくことを申し上げ、討論を終わります。

議長（三田忠男君） 次に、西島議員ですが、どちらの立場で。

〔「反対討論をします」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） それでは、反対討論、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第95号、一般会計補正予算（第6回）について、反対の立場から討論を行います。

まず、新こども園建設事業6,985万円の支出であります。内容は、設計委託料が6,900万円と土地鑑定業務委託料が85万円です。

11月30日の本会議における議案説明では、新こども園の平成29年度補正予算は平成30年度に全額繰り越すと説明をしておりました。平成30年度に執行することがあらかじめわかっている事業なら、なぜ平成29年度予算に計上するのか、理解不能であります。平成30年度に予算執行するなら、平成30年度予算に計上するのが当たり前の話でありまして、これが会計年度独立の原則であります。

例外として、地方自治法第213条に繰越明許費の制度がありますが、それは経費の性質上、すなわち特殊な事情があった場合に、その年度内に支出が終わらない見込みのあるものと、予算成立後の事由に基づき、その年度内に支出が終わらない見込みのあるものについては、翌年度に予算を繰り越して使用できるというものであります。

しかし、今回の場合は、先ほど言いました2つの理由、いずれもこれらの理由に該当するとは私は思いません。したがって、地方自治法違反の疑いが濃厚であり、違法な予算設定であると言わざるを得ません。

また、新こども園の用地取得ができていない現状において設計委託などの契約をすれば、文教ガーデンシティ構想の二の舞になる可能性もあり、市に再び大損害を与えかねないということになってしまいます。このような危険を冒すことは絶対に避けなければなりません。

次に、道の駅整備工事として1億3,190万円が計上されております。これも新こども園の補正予算と同じように、平成29年度中には予算がほとんど執行できないのにもかかわらず、予算だけ上げてあるのは不可解きわまりありません。すなわち、用地取得がまだできていない、設計もまだ終わっていない。しかし、合併特例債に間に合わせるためだけに工事予算の頭出しをすると、日にちが足りないのなら、水面下でそれはやっておけばいい話であります。これは、水面下の交渉は市長は得意なはずでありますけれども、まさに本末転倒の考え方です。

さらに、当局は指定管理者制度を導入するとしているが、市の本来業務と指定管理業務、自主事業の区別を明確にしておらず、利用収入と業者の収益行為を曖昧のままにしているのは、甚だおかしいと言わざるを得ません。

そして、これは根本的な問題ですが、この道の駅の経営が当初のもくろみどおり成り立っていくのかどうか、これは非常に疑問であります。月ヶ瀬の何キ口か上に天城越え道の駅が現在営業しております。昨今は観光客が減少しているにもかかわらず、何とか頑張っていると聞いております。そんなときに今回の月ヶ瀬にできる道の駅がオープンすれば、必ずやお客の取り合いになり、共倒れになるのは目に見えております。

数年前の天城ミュージアムを皆さん思い出してください。あのときは、天城会館の再利用

ということで、天城ミュージアムをつくって、展示をしてお客を呼べば、天城湯ヶ島が活性化すると、にぎわいを創出できるということで大々的に始めたわけであります。そして、年間2,500万円の市費を指定管理料として、3年数カ月にかけて支出しました。その結果、合計1億円の金は何の成果もなく、どこかへ消えていってしまい、天城ミュージアムも跡形もなく消滅してしまいました。

皆さん、この道の駅の建設は、よくよく考えて審議して、慎重にやっていかなければならないと考えます。早急に事を進めると、必ずや後悔するはめになります。

以上、私はこの道の駅整備事業に反対し、平成29年度一般会計補正予算（第6回）の反対討論といたします。

以上です。

議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

2番（山口 繁君） おはようございます。2番、山口繁です。

私は、議案第95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）についての賛成討論を行います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,410万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ173億9,179万2,000円とするものです。

歳出予算のそれぞれの費目についての補正は、おおむね妥当なものだと判断をいたします。ただ、1点だけお願いをしておきたいと思います。それは、民生費の児童福祉費に計上されている新こども園建設事業であります。

事業予算として6,985万円とありますが、新こども園の設計委託料が主なものであります。建設に向けての準備を進めたいとの執行部の考え方に賛同するものであります。

この予算をめぐることは、全額を繰越明許費に計上ということで、このことに関する質疑や意見のやりとりがたくさんありましたが、合併特例債を有効利用して、平成32年4月の開園を目指すという趣旨から、早期に必要な手続を始める必要があるということでの理解をいたしました。

また、新こども園建設につきましては、児童発達支援事業所の併設をもとより提起されているものですが、ここで改めてお願いをしておきたいと思います。事業所ではなく、センターを開園当初からの併設をお願いをしたいということであります。

国の社会保障審議会の要請では、平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とするとあります。市町村単独での設置が困難な場合は、関係市町村の協議により、圏域で設置することも可能となっておりますけれども、伊豆市のこうした広域な地理的状況を考えた場合、単独設置が好ましいというように思います。

お隣のまちには既にあるということで、では、協議をして、ぜひそちらにお願いしますということが果たしていいことかどうか。やはり市独自でつくることが好ましいのではないかというふうに思っております。

そして、伊豆市で唯一の公設公営のこども園を予定しているわけでありまして、そこに併設することは重要な意味を持つというように思います。

児童発達支援センター設置に関しましては、職員配置といいますが、必要な専門職要員の確保ということが大きな課題であるということがもとより言われておりましたが、開園まであと2年間あるわけですので、それまでの間の準備、その間に万全な対応、適切な措置をとることは可能だというように思います。

以上、新こども園建設に関して、児童発達支援センターの併設を強くお願いして、議案第95号、平成29年度一般会計補正予算（第6回）の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

議長（三田忠男君） それでは、討論の最後になります。

賛成討論、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

議案第95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について、賛成の立場で討論を行います。

この議案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,410万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ173億9,179万2,000円とするものであり、第2条では継続費の補正、第3条では繰越明許費、第4条では債務負担行為の補正、第5条では地方債の補正をそれぞれうたっています。

この補正予算のうち、3款2項4目こども園費の中で、新こども園建設事業については、文教ガーデンシティ構想中止に伴い、予定されていた新こども園建設や、併設される予定であった児童発達支援事業も白紙となり、関係する多くの市民や保護者から早期建設を求める声が上がっていたものです。

現状の修善寺東こども園は、老朽化や立地上のさまざまな課題を抱えており、既に本年3月には、修善寺東こども園父母の会会長から、新こども園建設と児童発達支援施設の実現を希望する陳情書が議長宛てに提出されており、9月の定例会では、未歩行・重度障がい児を持つ親の自主グループ「ひだまり」から出された「児童発達支援事業所の早期設置及び医療的ケア児の支援に関する請願書」を、1名を除く14名の議員の賛成により採択し、さらに同定例会では、議員発議による「修善寺東こども園の早期建替えによる新こども園整備を求める決議」を全会一致で採択してきたところであります。

今回、これらの声を受けた形で提案された新こども園建設事業については、所管する第2委員会で時間をかけて詳細な質疑が行われ、懸案となっていた児童発達支援事業についても、

センター化を目指して前向きに取り組む旨の答弁が出されましたし、補正予算成立後は速やかに地権者、保護者との話し合いを進めたいとのことであり、議会としても早期建設を最優先して推進していく責務があると考えます。

また、一部議員から出された繰越明許費を前提とした予算に対する懸念についても、詳細な説明が行われ、タイトな建設スケジュールも示された中で、この新こども園建設事業費が、地方財務実務提要に記された経費の性質上、その年度内にその支出を終わらない見込みのあるものとして認められるものであり、何ら問題があるとは思いません。

補正予算では、このほか、利用者が増加している放課後児童クラブの施設整備、運営に対する費用や、天城小学校に新たに開設する特別支援学級の整備費用、国交省と連携して進められている道の駅整備工事の費用、そして、市民への緊急通報に欠かせないJアラート新型受信機導入事業など、市民ニーズに応え、地域の活性化や市民を守る大切な予算が計上されており、円滑な市政運営上、必要かつ欠かさざるべきものであります。多くの議員の理解と賛同が得られますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

議案第95号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第96号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第97号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第98号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第99号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

ここで55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第100号～議案第103号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 日程第6、議案第100号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第9、議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長に報告を求めます。

議案第100号から議案第103号までの4議案について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

第1委員会委員長（青木 靖君） それでは、ただいま議長から報告を求められました議案第100号から議案第103号までの4議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第100号 伊豆市事務分掌条例の一部改正については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、今回の提案は、生きいきプラザで行っていた国民健康保険と後期高齢者医療保険の業務を本庁舎のほうに窓口を変えろという内容だが、変更に伴い市民の方が迷わないように対応を考えているのかとの質疑に対し、現在も通常の届け出は本庁舎の市民課へ来る方のほうが多い状況ですが、年明けから広報いず、FM ISでお知らせし、手続予定の方には事前に案内通知を送付し、窓口に来られた方には、4月から窓口が市民課になることを十分に御案内させていただきますとの答弁がありました。

審議の後、委員間討議、討論はなく、採決の結果、議案第100号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 伊豆市営住宅条例の一部改正については、確認として、公営住宅法施行令及び同施行規則の改正に伴う引用条項ずれであるとの説明を受けた後、その他質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第102号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、上下水道課より補足説明を受けた後、質疑を行いました。

主な質疑として、下水道使用料の改定について、下水道審議会では料金の改定の必要性をどのように捉えたのかとの質疑に対し、平成20年、平成21年に上水道審議会、下水道審議会において市内料金の統一を検討し、上水道については平成22、24、26年の3段階で料金を統一し、現在に至っています。その際、下水道も同時に値上げすると負担が重くなることから、下水道は金額を抑える結果と当時はなりました。それでも当初は70%ほど使用料で回収率が賄われていましたが、今回、狩野川東部流域下水道の負担金が上がったことに伴い、料金の改定を諮問させていただきましたとの答弁がありました。

ほかの質疑として、今回の料金改定は、狩野川東部流域下水道維持管理負担金単価の改定があったことが考慮されているが、函南町、伊豆の国市で既に料金改定が議決されたのに、当市がこの時期の検討になったのはなぜかとの質疑に対し、伊豆市は、流域下水道管理負担金以外に、市内に8カ所の下水道処理施設の維持管理費がかかるため、使用料での回収率が県下でも非常に低い水準です。回収率を上げることを目指す一方で、使用者の負担が急激に増加することを避けるため、近隣市町の改定率を勘案しながら進めてきたためですとの答弁

がありました。

その他質疑の後、討議が行われ、反対1名、賛成1名の討論があり、採決の結果、議案第103号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第100号から議案第103号までの4議案について、委員長報告を終わります。  
議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかにお願いたします。提出してください。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時03分

議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第100号から議案第103号までの4議案について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑は終結いたします。

これより議案第100号から議案第103号までの4議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第100号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第100号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号について討論、採決を行います。

議案第101号について討論を行います。

反対討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第101号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

これは、特別職、すなわち市長や副市長などの給料を値上げする条例です。

市長は、当然副市長や教育長も含めて、さきの文教ガーデンシティでは多額の損害を伊豆市に与えております。今までの言動からいくと、自分の市政の失策を全く認識していない。

そういう上で自分の給料は上げましょうと。人事院勧告か何か知りませんが、全く理解できません。

ことしの7月に行った台湾旅行、これは明らかに自分の後援会の幹部を引き連れた個人的な旅行と言わざるを得ない。相手が公的な団体ならいざ知らず、公的な団体とは到底言えたものではない。

私の去年の一般質問をごらんください。羽田まで何で行ったんだ。答えられない。新幹線で行ったのか、車で行ったのか答えられない。では、品川から羽田までどうやって行ったと言ったら、途中で東横インへ泊まりましたというようなことを言っているけれども、東横インへ泊まるには、あれはどこか、京浜急行か、途中でおりなきゃならん。ちゃんと領収書をもってきましたか。電車賃の領収書をもってきましたか。我々議員を含めて職員だったら、そんなのは常識だ。

野柳自然公園というんですか、ジオパーク、どういうところだったか感想を求めても、答えられなかった。本当に行ったかどうかわからない。ちゃんと行ったんだったら、入場券ぐらい提示するべきだ。何も、この件についても公私混同。本当に公務で行ったんだったら、きちっと、どうやって行ったのか、どこを見てきたのか、これからの市政に反映できるような感想を述べるのが議会ではありませんか、ねえ市長。そういう状況で、到底、市長報酬の値上げに対する条例など認めるわけにはいきません。

以上です。

議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

議案第101号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第102号 伊豆市営住宅条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号について討論、採決を行います。

討論の通告が5名あります。

議案第103号について討論を行います。

先に反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、反対討論を行います。

水道審議会の答申を受けての下水道料金の改定の提案であります。

約30億円、これは狩野川東部流域、いわゆる一般的に市の下水、農排を含めた全部の予算が約30億円、下水道会計ということでありますが、来年度から狩野川東部流域の伊豆市の管理費負担金が年間6,000万円増額されるが、それを一般会計で全て賄うのではなくて、現時点での下水に接続している住民の皆さんにその負担をお願いしたいという提案であります。

下水道会計に一般会計から多額の財政を繰り入れることについて、伊豆市が誕生してから幾度となく、この一般会計の繰り入れ問題について論議がこの議会の中でやられましたけれども、長年の課題であります、この問題は。

今回の改定料金は、私はやむを得ない範囲なのかなと思っていますけれども、なぜ反対するのか。市民生活に影響を及ぼすことや、負担割合をどう考えるのかなと思っていますけれども、このようなことを市民の皆さんの声を聞かずに、私はほんのわずかな期間、何人かに聞きましたけれども、賛否両論ですよ。なぜ市民の意見を聞いた上で議会に諮らないのかなと。

私は、今までのプロセス、とりわけ去年からことしにかけての重要な問題についての議会の議決のあり方の問題と、それから市民へのお知らせの問題、いわゆる市当局と議会と市民とのやりとり、どういうふうにしてその一致点を見つけていくのかとかいうか、さまざまなやり方があると思うんですけれども、その物事を決めるプロセスに、私は残念ながら今回の件について一貫性がないということでもあります。

振り返ってみますと、ことしの3月議会ではどのようなようだったか。12月に否決された、いわゆるその前の年ですね、否決された文教ガーデンについて、このように市長は言っておりました。中伊豆や湯ヶ島や、若いこども園のお母さん方と話をすると、この中学校とこども園と公園がセットになったところに物すごく魅力を感じていただいて、会う先々で今は、市長、お願いですから絶対これをやってくださいという声なんです。ぜひ議員の皆さんにおかれましても、そういった第一当事者である主権者の皆さんの声を直接聞いていただきたいと思えますという会議録であります。そういう答弁をなされておりました。

市民がみずから考え行動する自治をどのように機能させていくのかというためには、行政が持つ情報と同じ量と質の情報が市民に正しく伝われば、市民の知恵が働いて、主権者の自

治が働くと考えております。

余り横にそれたくありませんけれども、地域づくり協議会だって中身はいろいろ、さまざまありますけれども、地域の皆さんで地域、それぞれの地域で、自分たち自身の問題は行政と連携しながら、みずからの問題はみずから解決していきましょうということですよ。市民の皆さんの声を聞きながら自治を、小さい範囲ですけれども、やっております。

私は、情報共有というのが目的でなくて、共有した情報を使って市民みんなでまちづくりをすることが住民の自治だと思っているし、それが目的だからです。このまま市民の皆さんに説明するとなれば、どうなるか。もう既に議会において27%の値上げは決まったことではありますが、皆さん報告いたします。皆さん意見を出してくださいということですよ。

私は、そうじゃなくて、水道審議会の答申の意見にある、これをそのまま読むならば、こういうことですね。改定を行うことになった背景、理由について十分な説明を求めますと書いています。十分な説明を求めるためどうするか。決まる前にちゃんとやらないと。どうして値上げをする必要があるのか。一般会計からまたこれ以上入れるわけにはいきません。

さまざま質疑の中でありましたけれども、それぞれ一人一人の下水に入っている市民からするならば、自分の水量がどのぐらいで、その水量によってどのぐらい値上げされるんですか。それが自分の生活にどう響くのかとちゃんと見きわめた上で判断をするし、それからもう一つ、冒頭お話しした、全部が全部、では一般会計からまたやれよとなると、ここに入っていない市民の方からは、ちょっとそれ変だよ。公共下水という、公共の福祉という立場から見たときに、一定程度の公共、いわゆる一般会計からの繰り入れは必要かもしれないけれども、それをどう考えるのかと、さまざまな市民の考えがあると思うんですね。そこを抜きにして、議会が決めましたと。そうすると、枕言葉で、これはもう既に住民の皆さんの代表が決めたことですよということですね。

今回のこの条例についての質疑の中で市長は、ある意味では我々議員は市民から負託された議決権を持っていますから、その議決権を行使することについて別にやぶさかじゃないですけれども、今までの大きな事業をやるときにどういう態度をとっているか。我々は市民の声を聞きながら、一步一步、議決に参加していきましょうというのが態度だったと思うんですね。今回、それは全くありませんね。あけてびっくりですよ、市民の皆さんは。だから、そのプロセスをちゃんとやるべきですと。なぜやらないのと。そんな難しいことじゃないです。

冒頭お話ししたように、絶対私は反対だという立場ではありません。どちらからとるか。一般会計からもっと支出するのか、下水に入っている方々の負担で下水の事業会計を賄うのか、この2つの選択肢ですから、それ以外の選択肢があるならばいいんですけれども、残念ながら今はありません。ということであります。

十分な住民参加というならば、住民の皆さんに聞いた上で、我々も聞きますし、当局も聞いていただいて、これが本当に妥当な27%なのかを含めて私は議決に臨んでいきたいなとい

うふうに思っています。今のところ残念ながら、その市民の声を聞くという機会は残念ながら、わずかなこの期間の中で極めて私は不十分と思うから、反対であります。

以上です。

議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

5番（鈴木正人君） 5番、鈴木正人です。

議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

私も、今、反対討論に立たれた木村議員と考え方は共通しています。その上で賛成の立場で討論をさせていただきます。

本条例案は、市内の下水道及び農業集落排水の使用料の平成30年4月からの料金改定を行うためのものであり、市長からの諮問に基づいて、ことしの7月26日から11月7日までの間、全5回にわたって、市民を代表した伊豆市下水道事業審議会において検討された答申に基づくものであると認識しております。

その背景としては、狩野川東部流域下水道維持管理負担金の改定による値上げが行われたこと。現行の料金は、4町合併に伴う平成22年の料金の統一化以降、改定が行われていないこと。そして、汚水処理に対して、それに要する経費を原価として、原価に見合った適正な受益者負担を求めるべきにもかかわらず、これまで一般会計からの繰入金に依存して事業が運営されていることなどがあります。

中でも、伊豆市の汚水処理に要する維持管理費のうち、下水道使用料によって賄われているのは、平成28年度末時点、約59%、この数字は県内では最低となっており、その要因として、広域の流域下水道ポンプ施設のみならず、特定環境保全公共下水や農業集落排水など伊豆市独自の処理施設を8カ所も抱えていることが事業の経営を圧迫しているところであります。

その一方で、市内の下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共用水域における水質の改善を目的にしたものであり、住民生活において欠かすことのできない清潔で快適な生活環境を維持するために必要不可欠な事業であり、そのためには施設の適正な維持管理が必要となります。

今回の改定では、狩野川東部流域下水道維持管理負担金の改定の幅や、近隣市町における使用料の見直しの状況を踏まえるとともに、市民生活や事業活動に与える影響を十分に考慮して、維持管理経費の約70%を賄うことのできる水準としており、繰り出し基準に基づかない一般会計からの繰入金の削減とあわせて、事業の経営の健全化が図られることとなります。

このことから、私は、使用者である市民とそうでない市民との税負担の公平性の観点や、市民生活に直結した必要不可欠なこの事業を継続させるためには、現時点では必要であると

判断いたします。

しかしながら、公共下水道利用者の市民にとりましては、公共料金の値上げであることには変わりがなく、唐突に使用料金の値上げだけがクローズアップされれば、負担だけが増す利用者からは不満が出ることは容易に想像がつきます。

審議会の答申によれば、今回の改定の実施については、住民への十分な周知期間を確保することとしており、下水道事業の役割と必要性、現状の下水道事業の経営状況、そして、それらに基づいた今回の改定を行うことになった背景や理由を理解していただくために、受益者である利用者のみならず、市民に積極的に、かつ丁寧に周知していくことを強く望むところであります。

また、負担の公平性の観点から、具体的な施策を示した上で、接続率の向上を積極的に進めていくこととあわせ、今後の処理施設の統廃合を含めた効率化による維持管理コストの低減や今後の市民の負担のあり方を含め、下水道事業の方向性についても、早急に市民の声を丁寧に聞きながら示していくことも要望し、賛成討論といたします。

議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

今までお二方から反対、賛成の討論が行われましたが、審議会から答申があったということですが、あの審議会の答申で、審議会が本気になって、なぜ値上げしなきゃならないのかというのがさっぱり見えません。皆さん見えますか。

まず伊豆市は、私、伊豆市に住んで50年ぐらいになりますけれども、50年前から伊豆市の上下水道は高いと言われていたんですね。いまだに改善されない。今度また値上げされると。函南や伊豆の国は値上げしたということのようですねけれども、だからといって伊豆市が上下水道代が高いということは否定できないんですね。

それで、すぐに市長さんは何と言っていますか。伊豆市の住民はどんどん伊豆の国へ行っちゃうと。とめたいんだったら、伊豆市のほうが住みいいよというまちにしないと、とまらないですよ。まず生活費が安いよ、伊豆市のほうが、そういう施策をぜひとってもらいたい。

この値上げについても、審議会は原価計算していますか。していませんよ。何でこれだけ値上げが必要なのか。いわゆる函南の浄水場の値上げがされるから、それにのっかってこっちも値上げしちゃうという魂胆がありありと見える。あわせて、一般会計からの負担まで減らそうと。何で一般会計から流用しているかというようなことは全然議論されていないじゃないですか。

下水に接続していようが、していまいが、排水していないなんていう人はいない。みんな、

何らかの形で利用しているはずで。

施設も、いろいろな施設を伊豆市が保有しているために費用がかかるんだったら、何でそれを統廃合するとか、管理費用を減らすための努力が全く見えない。やっていることは単純作業なはずで。減らそうと思えば幾らでも改善の余地はある。改善しようとする努力が全く足りないです。

そして、審議会は原価計算まで立ち上がった議論はしていない。状況判断しかしていない。このような状況から、反対させていただきます。

終わり。

議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

2番（山口 繁君） 2番、山口繁です。

議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

この条例改正は、公共料金である下水道等の使用料を引き上げようというものであります。

本件に関しましては、市長より7月26日に伊豆市下水道事業審議会に対して諮問がなされ、その答申を受けて条例改正をしようとするものであります。

市長の諮問は、1番目に、狩野川東部流域下水道維持管理負担金単価の改定があること。2番目に、現行料金は、4町合併に伴う平成22年の料金統一化以降、改定されていないこと。3番目に、下水道使用料は維持管理費に見合ったものを受益者負担とするべき基本があることの3点でありました。

これに対して審議会は、議論を積み重ねた結果、11月7日に答申を出してくるわけですが、その内容は市長の諮問と順序立てが逆になっていました。すなわち、1番目として、下水道料金の基本的考え方は、受益者に維持管理見合いの負担をお願いするものであること。この基本原則を前面に出して、2番目として、平成22年以降の料金改定がないということと、3番目に、狩野川東部流域下水道の負担が、単価が改定されたということを挙げております。これらを考慮して判断したとして、平成30年4月からの改定実施が適当であるが、ここからが大事なんですけれども、住民への十分な周知期間を確保することを考慮して決定することとしております。

この住民への周知というところが先ほど来からありますけれども、質疑や意見の中でいろんなやりとりがあったように思います。答申を受けたのが11月7日で、住民説明がないまま12月定例会に条例改正を上げてくるのはいかがなものかということなんです。公共料金である下水道料金は、審議会答申の1番目の考え方というか、1番目にありましたように、受益者負担の原則があるという、大原則があるということでもあります。受益者の立場からすれば、料金引き上げは、公共料金はできれば上げてほしくないということになるだろうし、非

受益者からすれば、引き上げないと、その分は一般会計で負担しなきゃいけないということになりまして、公平感を欠くということになります。このように利益相反するものでありますので、受益者、非受益者にかかわらず住民への丁寧な説明が必要となります。

市民に負託された議員として判断をせざるを得ないのかなということでございます。特に、住民にその賛否を求めてどうのこうのということでもないというようなものと思いますので、そういう考え方をしたいと思います。ぜひこの点を十分に考慮していただきまして、今後、まだ時間がございますので、この今後の期間の中で丁寧な説明をお願いしたい。それから、広報を使って十分な発信をしていただきたい。

先ほどお話がありましたけれども、くれぐれも議会でもう決まったことだというような突き放すような説明はされないように、その点だけは念を押させていただいて、本件の賛成討論とさせていただきます。

議長（三田忠男君） 最後に、賛成討論を行います。

6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

議案第103号 伊豆市下水道条例及び伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、賛成討論いたします。

本条例の一部改正は、伊豆市下水道審議会の答申を受け、平成30年4月より、一般汚水については1カ月基本料金を現行250円から320円、排水料を1立方メートル、月、現行85円を108円に改定、営業温泉汚水については1カ月の基本料金のみ、現行の250円から320円に改定、水道料金については据え置いたものとなっております。

審議会の答申は、汚水処理に要する経費を原価とし、原価に見合った適正な受益者負担を求めべきであるにもかかわらず、一般会計から繰入金に依存して事業が運営されていること。現行の料金は、4町合併に伴う平成22年の料金の統一化以降、改定が行われていないこと。狩野川東部流域下水道維持管理負担金単価の改定があったこと。以上3点を考慮したものであり、当局としても改定もやむを得ないものとして、条例の一部改正を上程されたものと判断いたします。

狩野川東部流域下水道の維持管理組合の他市町の状況は、函南町では既に本年10月請求分より約25%の改定を実施。伊豆の国市では、改定の時期は当伊豆市と同様、平成30年4月として、改定幅は約31%で既に条例改正されております。

今回、伊豆市の条例改正は、平成30年4月より27.1%の改定率です。しかしながら、一般汚水にかかわる使用料は100%、下水道料金に維持管理費を賄うことが適正な受益者負担であると考えますが、平成28年度末時点の回収率は約59%であり、県内でも低位に位置しており、今回の条例改正後も回収率は約70%にとどまっております。今後も一般会計の繰入金に依存しなければならない財政状況には変わりありません。

公共料金の値上げは、少なからず市民生活を圧迫するものであり、決して軽視できるものではなく、慎重に審議するべきものであると考えますが、今後5年間の財政計画及び水量見込みをもととして、伊豆市の観光産業やそれに関連する産業振興等にも考慮した最低限の改定幅であり、近隣市町の改定幅とも著しい乖離がないことを第1委員会でも既に確認しております。

改定により実質的な影響が出る平成30年7月に向けて、市民に対して、改定に至った背景及び理由、そして、その必要性の丁寧な説明、さらに十分な周知徹底を図ることをお願いして、議案第103号について賛成いたします。

議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

議案第103号 伊豆市下水道条例及び農業集落排水処理施設条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議案第104号、議案第105号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 日程第10、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）及び日程第11、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）を議題といたします。

本案につきましては、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

議案第104号及び議案第105号について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました議案第104号及び議案第105号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）は、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、指定管理者である修善寺総合会館管理委員会は何度目かの指定であり、かつ公募によらないで選ばれているが、なぜかとの質疑に対し、公募によらない指定管理者の選定についての要綱があり、その中で、施設の設置経緯や施設の警備等を考慮し、施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合というのがあり、これに当たる状況です。総合会館は、中に入っている観光協会や商工会などが集まって団体をつくっている当委員会が管理することが一番望ましいとの判断で、他の施設の指定管理と多少考え

方が違いますとの答弁がありました。

また、指定管理者審査委員会の評価がAマイナスだが、利用者増加を促すなどの目的から、伊豆市産業振興協議会など別の団体がかかわることについてどう考えるかとの質疑に対して、産業振興協議会の中に観光協会、商工会も入っており、現状は今まで蓄積したノウハウや地元との密着度から今回の選定になりました。産業振興協議会自体も総合会館の中に入っていますので、運営委員会に民間の考え方を取り入れるなど、管理方法を模索していきたいとの答弁がありました。

以上、審議の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第104号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）については、補足説明はなく、審査会での評価基準についての確認の質疑1件の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第105号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第104号及び議案第105号について、委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第104号及び議案第105号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑は終結いたします。

これより議案第104号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

#### 日程の追加

議長（三田忠男君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、6件を追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 異議なしと認め、6件を日程に追加することに決定いたしました。

#### 議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 追加日程第1、議案第106号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第106号 平成29年度一般会計補正予算（第7回）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、社会保障・税番号制度に関連して、既存の住民基本台帳システムの改修設計費用427万円、自治体間の情報連携を円滑に行うための社会保障関係システム改修費用585万円、総額で1,012万7,000円を増額し、歳入歳出予算額を174億191万9,000円とするものです。

詳細について総務部長に説明させますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） 議案第106号の補足説明をさせていただきます。

お手元に補正予算資料追加というのを配らせていただいております。まずこちらで説明を

させていただきます。

今回の追加補正（第7回）につきましては、大きく2つの要素がございます。

一般会計歳出のところを見ていただきますと、総務費、2款3項1目の住民基本台帳費、こちらは、マイナンバーにはかかわるんですが、国の一億総活躍社会をつくるための女性活躍、こちらを中核として位置づけて取り組むものとしております。そのため、女性の一人一人がみずからの希望に応じて活躍できる社会づくりが重要であるということで、希望する人にはマイナンバーカードなどへ旧姓を表記できる。結婚する前の名字の併記を可能とする。そういう意味合い、国の女性活躍を推進するために、住民基本台帳のシステムを改修するものです。427万円、こちらは10分の10の補助金、国庫補助となっております。

次に、民生費、3款でございます。こちらは、いずれもマイナンバー制度に係る各自治体間等の情報連携をするために、統一した標準のデータ形式というのがあります。今回、国のいろんな制度改正等に伴いまして、特定個人情報データ標準レイアウト、いわゆるマイナンバーを含んだ個人情報の情報連携をするための標準のレイアウトが改定されます。それに伴いまして、伊豆市のシステムについても対応するというものがございます。

ただし、2つ目の国民年金事務、3款1項5目につきましては、現在、情報連携が停止されております。国民年金についてだけ停止されておりますので、これが平成30年3月、将来的に連携をするということで、平成30年3月までにいわゆる情報連携できるようなシステム改修をなささいということでございます。この国民年金事務につきましては、当初予算で23万6,000円を予算計上しております。今回、システム改修費が確定し、10万5,000円ですので、この国民年金システムにつきましては13万1,000円の減額をさせていただきます。

そのほかの心身障害者福祉費、こちらが障害福祉システム37万8,000円を新たに計上するもの。国民健康保険事業費、こちらも国民健康保険システム改修費を108万円追加させていただくもの。介護保険費、介護保険システム改修費を同じく108万円追加。児童措置費、児童福祉システム改修費に345万円。内訳としましては、児童扶養手当給付事業で307万2,000円、児童手当給付事業で37万8,000円となっております。

予算書のほうにそれぞれ細かく計上させております。

11ページをごらんいただきたいと思います。

それぞれ、今回新たに追加させていただくものについては、社会保障・税番号制度システム改修委託料という細節の名称にさせていただいております。ただし、国民年金事務費につきましては、共通番号制度関連システム改修委託料ということで、当初予算に計上してありました細節の名称をそのまま使わせていただいておりますので、内容は一緒なんですけれども、こちらにつきましては細節の名称が若干異なっております。

今回のこの改正に伴います補正予算でございますが、本来ですと、先ほど可決いただきました議案第95号の一般会計補正（第6回）に計上すべきところ、国の補助金の交付決定を待ち、金額が確定した後に計上をお願いするという、若干認識が間違っていた部分もございま

して、今回、追加でお願いするというものでございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第106号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について質問させていただきます。

システムの変更だということはお聞きしておるんですが、その中で、これ恐らくシステムの変更というのは、マイナンバー制度をもっと使いよくするのかなというふうに理解したいと思うんですけども、まず1つ、今、総務部長のお話では、旧姓を表記できるということですが、1つ、これは女子だけですか。男子の場合は旧姓表記できないかどうか、まず確認したい。

それからあと、何か標準的な報告書みたいのをつくるようですけども、それを利用できる人は誰なのか。それから、内容をもうちょっと、こんなものがつくられますというようなことをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） ただいまの森議員の御質問で、女性のみかという部分についてお答えさせていただきますが、旧姓という部分でございます。戸籍の、市民課の担当でいいますと、旧氏と、氏名の氏の部分でございます。そういった部分の変更で、女性だけということではございません。

議長（三田忠男君） 総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 今回のシステム改修は、情報連携をスムーズにやるためということでございます。社会保険関連の事務は、全国の自治体で、転入・転出がありますので、転出先の自治体へいろんな、児童手当の申請とか、生活保護の申請とか、児童扶養手当の申請とか、新しいまち、市に来て申請するわけです。そのときの旧市町の税情報とか、そういう情報を、この情報連携を使って、マイナンバー制度を使ってやりとりするということで、申請する方は税証明とか、そういう各種の添付書類が要らなくなったというものが主なものでございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 今の総務部長のあれですけども、あくまでも自治体間の情報、何というんですかね、自治体間の情報の伝達に限るんでしょうかね。

よく問題になるのは、何ですか、住所を公表したくないとか、そういう方もいらっしゃるんですよ。女性の方で住所を公表したくない。わかるか。そういう方をちゃんと保障できるのかどうなのか伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） まず、マイナンバーの関係で、情報共有という部分については、個人情報の保護とかございますので、その部分で限られて言いますと、社会保障分野ということで、年金分野、労働分野、福祉、医療、その他ということで定められておりますので、個人情報的な部分、それを外部に出すようなシステムではございません。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第106号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 追加日程第2、議案第107号 財産の取得についてを議題といたしま

す。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第107号 財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、有害鳥獣処理装置を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について産業部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 堀江啓一君登壇〕

産業部長（堀江啓一君） それでは、私から補足説明をさせていただきます。

本案件は、伊豆市の有害鳥獣被害対策事業の一環としまして、伊豆市内で捕獲され、食肉加工センター「イズシカ問屋」に搬入されるニホンジカやイノシシで、頭数制限によりまして当日処理できなかった個体を処理するために、イズシカ問屋に隣接して建設される建屋内に設置される装置を購入するものでございます。

平成23年度にイズシカ問屋が開設して以来、搬入頭数が増加していく中で、体重が基準に満たない小型の個体や、外傷等で食肉として扱えないもの、また、搬入が殺到してしまいまして1日の処理頭数を超過してしまった個体などは、現在は搬入者においてお引き取りをお願いしている状況でございます。引き取っていただいた個体につきましては、捕獲者が自己消費するか、穴を掘って埋める等の埋設処分するしかありませんでした。そのような捕獲者の負担を軽減するために、今回、有害鳥獣処理施設を建設し、同処理装置を設置することとなりました。

当有害鳥獣処理装置は、1日200キログラムまでの個体の処理が可能であり、鹿、イノシシを1日3頭から4頭分解することができます。

取得先につきましては、製品自体が特殊なものであり、装置及び微生物の製法の特許を取得している有限会社芹澤微生物研究所となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第107号 財産の取得について質問させていただきます。

まず1つ、単純な質問で申しわけないですけれども、これが2,649万2,400円という金額なのに、なぜ議会にかけられたのか。そういう決まりがあるのかどうなのか、まず1つお聞きしたい。

次、2点目。これの設計価格、予定価格、入札金額、どんな会社が応札したか。応札者の氏名及び金額について伺いたい。

以上。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 今回議決をお願いするもので、金額ですが、物品の購入につきましては、まず自治法がありまして、それを受けている伊豆市の条例で、物品については、2,000万円以上の取得については議会の議決を得なさいということになっております。

また、入札の結果の内訳につきましては、お手元に議案第107号の参考資料としてお配りさせていただいておりますので、内容を確認していただければと思います。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。よろしいですか。

〔「よろしくないよ。ちょっと待ってよ」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） 私が聞いたのをよく聞いておいてよ。設計価格、予定価格、入札金額、それからどんな会社が応札したのかどうなのか聞いているんですよ。1者だけなの、これ、応札企業は。それで入札しちゃったの。伊豆市はそういう入札をやるのか。普通は1者だったら再入札をやるんじゃないの。伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） まず、どういう会社かということですが、この芹澤微生物研究所というところが今回購入する装置をつくっているところだと伺っております。

また、1者についての入札執行につきましては、いろいろ調べました。近隣も調べ、行政実例等々も調べました。内容的には、広く公告して入札希望者を募集するものであるが、それにもかかわらず入札者が1人にすぎなかったということは、他の者は競争に参加する利益を放棄したことにより競争入札に敗れたものと見るべきであると。たとえ入札者が1人だけの場合でも、入札に必要な競争性は失われるものではないという、これは契約実務のハンドブックという我々が使うものなんです。通常、公告をしてあれば、それで競争性は担保されるということで、一者入札が可能だということでございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 何で入札するかといったら、競争してもらうために入札するんですよ。入札って何のためにあるかという原理原則を忘れちゃっているんですよ。

再入札を開いても応札者がいないんだったら、それは仕方ないのかなと思うけれども、この種の施設で、ほかにやっているところはないんですか。調べましたか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） いろいろ調べさせていただきました。県内では一応、芹澤微生物研究所というところが1カ所ございました。ただ、全国的にはなかなか調べる状況というのは難しい状況がありましたので、今回の入札の条件といたしまして、所在地は特定しないという形で、一応全国的な応募をいただいた状況でございます。そのときにある程度、芹澤微生物研究所の品物と同等品以上という形で仕様のほうはつくっております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 終わりですね。

ほかに質疑ありますか。

13番、西島議員。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） もう終わりましたよ。3回やった。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、この財産の取得について、何点か質問をしたいと思います。何点か言いますから、ちゃんと書いておいてくださいね。

まず、この財産の取得についてということで、2,649万2,400円というお金が出ていまして、これは、2,000万円以上の物品は議決を要するという、そういう説明が今ありましたけれども、これは当初予算では15節、施設改修工事費でとっていたと思うんですけども、4,216万円。これはどういう。これは要するに、財産を取得するという場合、備品として取得するんですか、どうなんですか。それが1つ。

それから、ほかに工事費というのはかかるんですか。要するに4,216万円、当初予算があったわけですから、例えば据えつけの費用とか何か、そんなのとか、あるいは建屋があるかどうかわからないですけども、そんなのも、要するにお金が余分にかかるのかということ、備品かどうかということ、それをお伺いしたいと思います。

それから、これは、森議員の質疑にもありましたが、1者しか応札しなかったということですね。それで、1つお聞きしたいのは、ここに制限付き一般競争入札と書いてありますけれども、制限付きというのは何を制限したのかお伺いしたいと思います。制限付きの制限とは何か。

それから、公告をしたと言いますけれども、広く公告したと言うけれども、どういう手段で公告をしたのかお伺いします。それが2点目ね。

それから、3点目ですけれども、これは前に何か説明があったような気がしたんですけれども、これは確認ですけれども、これは補助金は当初つくというような話があったんですけれども、途中でつかないようになったらしいんですけれども、やっぱり補助金はつかないのかどうなのか、これ確認です。お伺いします。全額市費なのかどうなのか、一般会計の市費なのかどうなのかをお伺いします。

それから、その次、施設の装置の内容ですけれども、これはただいま1日に何頭、3頭だか何頭だか処理できるということですから、分解するということですから、これ分解した後はどうなるんですか。分解した後は何か液体になるのか。気体にはならないと思いますけれども、液体になって、その後どうするのか。浄化槽あたりで処理するのかどうなのか、そこら辺がよくわからない。それとも、誰かに持っていってもらうのかわからないですから、分解した後はどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから1番、3番、4番について回答させていただきます。

まず、備品として取得するのかということでございますが、備品として取得します。

現在、この金額の中には、本体の価格と、あと運搬と設置等の費用も含まれてございます。それとともに、もともと工事費というのがありましたので、その工事費の残りのお金、約1,400万円で建屋のほうを建てるという状況でございます。

補助金につきましては、補助金はつきます。国のほうの補助金につきましては100分の55、県のほうが100分の15という形で補助金のほうはつく予定でございます。

内容について、分解するのかどうかということでございますが、一応微生物のほうの中にいるわけございまして、それが全部食べてしまうという形で、残渣等は何も残らないという形で聞いております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 2番の答弁、2項目め、願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 制限付きの内容でございますが、まず所在地要件は、要件なしでございます。

次に、同種業務の実績としまして、平成19年度以降に国または地方公共団体発注の有害鳥獣対策または農林水産関連機器に係る契約を元請として締結し、納入した実績を有することということでございます。

次に、公告の手段でございますが、平成29年11月15日に公告をしてございます。市の掲示板と、あとホームページに載せてございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） それでは、再質問させていただきます。

大体わかったわけですが、最初に言いました、備品だということですね。そうしますと、4,216万円、工事費をとったわけですね。そうすると、それじゃ支出できないでしょう、備品という科目をとらなきゃ。そこはどうなんですか。

だから、それだったら、今議会でそういう予算案を提案するとか、予算の組み替えのね。備品じゃ、あれでしょう。備品は18節ですか、18節というのはないでしょう。あるのか。あってもちょっとだと思えるわけですが、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか、お伺いします。

それから、もう一点ですが、微生物がみんな食っちゃって分解すると言うわけですが、そうすると、微生物はうんと物すごい数にならませんか。大体それだけの容量が、大体、質量の原則として、どこかへ消えてしまうわけじゃないでしょう。微生物が食っちゃうんだったら、その微生物が物すごく大きくなるとか、微生物じゃなくなるかもしれないし、物すごい数がふえるとか。大体100キロのものを入れたら、それがゼロになって、ゼロになったら、どこへゼロになるのか、それがわからない。だって、質量の原則から、消えてしまうわけじゃないでしょう。それがわからない。そこら辺はどうなんですかね。

その2点をお伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） もともと当初は処理施設と建物が一体という形で、一体とした施設という形で認識をしまして、工事費のほうに計上させていただきまして、一括発注する予定でございましたが、処理施設自体が特殊なものであるということがありまして、それぞれ独立したものであるということで、最終的に再検討させていただきまして、別々に発注することが望ましいだろうという形になりました。今回の備品につきましては、流用させていただきまして、今回発注するということにさせていただきました。

微生物につきましては、その辺がどうなるかというのは難しい話なんですけれども、一応、半年に1回ほどは微生物の入れかえというものをしなければならないということで聞いております。そういう形で、微生物を補給しながら施設を維持していくという形でございます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） まず、流用するというお話がありますけれども、こんな何千万円も、2,000万円も3,000万円近いお金を流用するなんて、それはおかしいじゃないですか。それだったら何で補正予算にのせないんですか、組み替えでね。何回も補正した。きょうもまた補正予算が出ているじゃないですか。そこら辺が、事務のやり方がおかしいと思うね。

それから、分解した後はどうなるかということですがけれども、何だかよくわからなかったですけれども、これは将来、将来というか、その分解したものが、その微生物なり何なりが狩野川へ行っちゃうんじゃないかという、柿木川から狩野川へ行っちゃうんじゃないかという、そういうおそれだってあるわけですよ。だから、この辺は十分、そういう公害の起きないようにやっていただきたいなと思うわけですね。

以上です。

では、そこら辺はどう考えますか、公害。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まずは私のほうから申し上げますが、皆さん御承知のとおり、この有害鳥獣対策は、イズシカ問屋で引き取れるものは大変好評を得ているわけですが、そちらも今、赤字がとめられるめどが立ちつつあるんですけれども、何といっても圧倒的な猟友会さんの皆さんの御不満は、何とかただでもいいから引き取ってくれないかと。山の中に物すごい人工を使って埋設するのは非常に負担が大きいということだったわけです。これができるよと、いずれにせよ、イズシカ問屋へ持ってきていただいて、買い取るものは買い取る、そうでないものはこちらで処理をさせていただくというような事業を企画したわけです。

これを導入するきっかけとして、うちの担当者が当然、そこが一番大きな課題ですから、いろいろ調べていたところが、四国で先行例があったと。そこへ実際現地を見てきたわけですね。そこでその効果とか安全性とかというものをしっかり確認したところが、まさにその技術がこの会社だったわけです。ですから、この会社の技術と実績を導入することで必要にして、かつ十分なのですが、しかし、全国にはひょっとしたらほかに類似の技術、実績がある会社もあるかもしれませんので、公募したわけですがけれども、議員からいつも御指摘があるように、いつも実績があるのかどうか、安全性があるかということですので、実績というものは制限の中に入れてさせていただきました。

予算の割り方については、所掌する部長から再度答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 今回、6款2項2目、同一目内の同一事業内で流用させていただいております。もともとの施設の改修工事自体が、この減容化の処理施設を建設するための予算として、当初予算は工事費として計上させていただいております。先ほど産業部長が申しましたとおり、発注に当たりまして、建屋とこの特殊な施設を分けて発注したほうがいい

ではないかということで、目的は当初の目的のとおり、減容化処理施設を建設するという  
ことで流用させていただいております。

また、この流用につきましては、金額について特に制限がございません。かといって、何  
から何まで流用というわけではございませんが、自治法の中での流用ということで御理解い  
ただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第107号 財産の取得について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合により、昼の休憩にしたいと思います。

再開は午後1時からお願いいたします。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時00分

議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 追加日程第3、発議第8号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償  
等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会改革推進特別委員会委員長、小長谷順二議員。

〔議会改革推進特別委員会委員長 小長谷順二君登壇〕

議会改革推進特別委員会委員長（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

発議第8号の提案理由を申し上げます。

発議第8号は、本年度4月から職員の日当が廃止されたことに伴い、議会改革推進特別委員会で、行財政改革の流れの中で、議員の旅費の見直しについて協議、検討を続けてまいりました。その結果、職員と同様に議員の旅費の見直しを行い、国内旅行の日当を廃止し、実費弁償のみを支給すること。

また、議員が死亡した場合、その日の属する月まで議員報酬を支払う規定を外し、死亡の日まで支給することに改正をするものです。

なお、今回の改正については、9月27日の全員協議会で、賛成多数により改正することに了解を得ているものです。

以上で提案理由を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

今のお話を聞いただけじゃ、さっぱりわからない。何がどういうふうに変更されるんですか。職員の日当が廃止された。では、あれですか、議員の日当も廃止すると。そうすると、この改正前、改正後というのがありますけれども、改正後は何も書いていないんですね。別表第1を削る、別表第2を削ると書いてあるけれども、条例及び伊豆市職員等の旅費に関する条例の規定を準用するというふうに書いてありますけれども、では、その規定はどうなっているんだか伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

小長谷委員長。

〔議会改革推進特別委員会委員長 小長谷順二君登壇〕

議会改革推進特別委員会委員長（小長谷順二君） それでは、お答えいたします。

全員協議会のときに議員の皆さん全員にいろいろ資料を渡してありますけれども、基本的には、現在、半日1,300円、1日2,600円の日当を廃止するということです。そのかわり実費弁償として、1キロ37円で費用弁償するということでございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） すると、これは職員もそうなっているということなんだね。それを確認しますよ。

それで、車で通った場合も37円支給するというふうに確認して。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

小長谷順二委員長。

議会改革推進特別委員会委員長（小長谷順二君） それでは、お答えいたします。

職員は、今年度4月より廃止をしております。

なお、費用弁償は1キロ37円ということで、以前配付をしてあります、各議員さんの住所と距離と掛ける2と、往復ということで交通費が出ていますので、その金額に行うということでございます。

〔「職員も同じか」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 先ほど、職員も同じだという答弁があったと思います。

再質疑ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） いいですか。

議長（三田忠男君） はい。

15番（森 良雄君） それじゃ、確認したいんだけど、今までのあれですと、ここへ来るまでは、何かあっても、それは自己責任だと思うんですよ。例えば、交通事故を起こしたようなときに、責任体系はどうなるんですかね。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

小長谷順二委員長。

議会改革推進特別委員会委員長（小長谷順二君） ちょっと今回の条例改正とは的が外れているのではないかと思いますけれども、本会議等に出席する場合の事故については保険適用だと思います。

〔「思いますじゃだめだよ」と言う人あり〕

議会改革推進特別委員会委員長（小長谷順二君） 適用でございます。

議長（三田忠男君） 議長から補足説明させていただきます。

今までも公務扱いでしたね。だから、公務扱いについては変わらないということです。

〔「今までは日当が出ているから、それでいいけれども」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） いや、日当と公務扱いとはまた意味が違います。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） よろしいでしょうか。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第8号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 追加日程第4、発議第9号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

第1委員会委員長（青木 靖君） それでは、発議第9号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

まず最初に、すみません、冒頭に、意見書の本文の中に一部訂正がございますので、よろしく願いいたします。

1枚めくっていただいて、意見書の下から本文の3行目の中ほどですが、「国におかれては、ゴルフ場利用税がゴルフ所在市町村」となっていますので、「ゴルフ場所在市町村」に、「ゴルフ」の後ろに「場」を、すみません、書き加えていただきますようお願いいたします。

では、提案理由を申し上げます。

ゴルフ場の利用税につきましては、ゴルフ場が所在する市町村に交付される貴重な財源となっております、本市においてもそれは同様であります。

ゴルフ場は、伊豆市内に9つあるわけですがけれども、それぞれ山の上にありますので、そこまでの道路であるとか、いろんなインフラの整備に市のほうでお金がかかっているということに対して、貴重な財源になっております。

そんな中で、国のほうの税制改正に向けた作業等の中で、ゴルフ場利用税の廃止を求める動きも一方ではございます。しかしながら、ゴルフ場が所在する市町村が比較的財政力の弱いところであるということからも、全国議長会を通じても、ゴルフ場の利用税の現状の制度の堅持を求めているような動きもありました。

その中で、我々第1委員会としましても検討しましたが、先ほど申しましたように、本市にとっても貴重な財源であるということ。また、ゴルフ場の場合、大半の場合は600円以下

ぐらい、それ前後ということで、それがあって、ゴルフに行く行かないということをおんなに左右するものではないのではないかという意見等もございました。

そういったことをもちまして、本市としては、ゴルフ場の利用税、現状制度を維持することの立場から、意見書を提出しようということで、第1委員会として委員会発議をさせていただくこととなりました。

それでは、あと意見書の内容を読ませていただいて、追加の説明とさせていただきます。

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書。

ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており伊豆市におけるゴルフ場利用税交付金は約1.3億円（平成28年度）です。

全国のゴルフ場所在自治体915のうち過疎地域、離島地域、山村地域、半島地域等の指定地域を含む市町村が57.6パーセントを占めており、伊豆市も過疎地域等の指定地域を受けた自治体として9つのゴルフ場を有しています。

伊豆市の主力産業は観光産業であり貴重な観光資源としてもゴルフ場は集客力があり、ゴルフ場利用者の増加と観光振興を目的に市内ゴルフ場では伊豆市ゴルフ場協議会を設置し、市内宿泊施設等とも連携した自主的な地域振興策も行っております。そのためゴルフ場周辺環境整備等に係る社会資本投資も必要不可欠なものとなっています。

自主財源の乏しい過疎地域等の指定地域を含む自治体のゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場へのアクセス道路の整備、維持管理や防災対策、環境対策等のゴルフ場関連に係る行政サービスの提供の貴重な財源となっています。

国におかれては、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識していただき、現行制度が存続されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆参両院議長等、以下のとおりでございます。

以上の意見書を提出したく御提案を申し上げます。よろしく御審議お願いいたします。  
議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本案につきましても、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第9号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の提出先等の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

閉会中の所管事務調査の申し出

議長（三田忠男君） 追加日程第5、閉会中の所管事務調査の申し出を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会改革推進特別委員会から閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

なお、議会改革推進特別委員会の調査期間はおおむね1年ということでしたが、期間を平成30年11月まで延長する申し出がありました。

申し出のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査をすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時14分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

諸般の報告

議長（三田忠男君） 追加日程第6、諸般の報告を行います。

昨日までに伊豆市議会議員政治倫理条例による審査請求が2件提出され、受理いたしましたので、お手元に配付したとおり、森良雄議員に対する2通の申し出がありましたので、同条例第4条により、伊豆市議会政治倫理審査会を設置し、該当事案2件について審査を委託します。

なお、構成員等につきましては、お手元に配付のとおり選任することといたしました。

なお、正副委員長の選出がありますが、各委員会にてお願いしたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時15分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言訂正について

議長（三田忠男君） お諮りいたします。

西島信也議員から、12月5日の会議における早霧湖決壊の危険性にかかわる一般質問中の発言について、会議規則第65条の規定により、発言の字句の訂正の申し出がありましたので、お手元に配付したとおり、地区に修正することを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

西島信也議員からの発言の訂正を許可することに決定しました。

閉会宣告

議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第4回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様方におかれましては、長時間、慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

閉会 午後 1時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 田 忠 男

署 名 議 員 青 木 靖

署 名 議 員 永 岡 康 司